変用者手金制度の一元化等な平成二十七年政令第三百四十七号

関する経過措置に関する政令関する経過措置に関する政令に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公

一章 総則 (第一条・第二条)

二章 給付の通則に関する経過措置(第三条・第四条

三章 退職共済年金等に関する経過措置

第一節 施行日以後に支給する退職共済年金等の特例(第五条—第十三条)

第二節 施行日前に給付事由が生じた退職共済年金等の特例

(第十四条―第五十二条)第一款 施行日前に給付事由が生じた退職共済年金等に係る改正前地共済法等の規定の適用

七

第三節 退職等年金給付に係る併給の調整の特例等(第百十六条—第百十八条) 第二款 施行日前に給付事由が生じた退職共済年金等の額の特例(第五十三条—第百十五条

第五節 退職共済年金等及び遺族共済年金等の支給を併せて受ける場合における年金の額の特第四節 平成二十四年一元化法附則第六十五条年金の特例(第百十九条—第百四十条)

第六節 費用の負担等に関する経過措置 (第百四十二条—第百五十二条)

(第百四十一条)

第五章 その他の経過措置(第百六十二条—第百八十条) 第四章 厚生年金保険給付及び退職等年金給付に関する経過措置(第百五十三条—第百六十一条)

第一章 総則

(趣旨

(用語の定義)

第二条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところに

立。立

- (昭和三十七年法律第百五十二号) をいう。 改正後地共済法 平成二十四年改正法第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法 改正後地共済法 平成二十四年改正法第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法
- によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済施行法をいう。 なお効力を有する改正前地共済施行法 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定

五.

兀

- 定を除く。)による改正前の昭和六十年地共済改正法をいう。以下同じ。)をいう。十四年一元化法附則第百二条の規定(平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前昭和六十年地共済改正法(平成二、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法、平成二十四年一元化法附則第六十一条第
- 九 改正後地共済令 平成二十七年地共済改正令第一条の規定による改正後の地方公務員等共済りなおその効力を有するものとされた改正前地共済令をいう。 ハ なお効力を有する改正前地共済令 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によ
- 組合 地方公务員共斉組合(旨定邪节職員共斉組合、市丁寸職員共斉組合及び邪节職員共治組合法施行令をいう。
- 組合にあっては、全国市町村職員共済組合連合会)をいう。 十 組合 地方公務員共済組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共

第二章 給付の通則に関する経過措置

(改正後地共済法における報酬又は期末手当等に関する特例)

(年金の支払の調整に関する経過措置)

- 第四条 次に掲げる年金である給付の受給権者が、当該受給権者が受給権を有する年金である給付第四条 次に掲げる年金である給付の受給権者が、当該受給権を再する年金である給付の受給権者が、次に掲げる年金である給付の受給権者が、当該受給権を取得したため、乙年金の受給権が消滅し、
- 改正後厚生年金保険法による年金である保険給付(組合が支給するものに限る。)
- 下「改正前地共済法による職域加算額」という。) 一 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額(以
- 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する年金である給付
- (以下「平成二十四年一元化法附則第六十五条年金」という。)四 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定により組合が支給する年金である給付
- る月の翌月以後の分として乙年金の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に2 乙年金の受給権者が死亡したためその受給権が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属す

	第四項まで及び第十二第二十六条第一項から	各級、二生年金保険法第四十七条第二項に定めるところによるて重平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚	2 十四条第二項 級及び三級とし、各 改正前地共済法第八障害の程度に応じて
	Table Ta	間がないときを除く。)は、この限りでない及び当該保険料免除期間以外の国民年金の被保険の前々月までの一年間のうちに当該保険料納付済	
	正前昭和六十年地第七十八条、第九十九条の見出し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	とき(当該初診日の前日において当該初診日の属する算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たない第二項及び第八十六条第一項において同じ。)とを合第五条第三項に規定する係際米免隊其間をいう、次条	
を有するものとされた同法第三条の規定による改正前を有するものとされた同法第三条の規定によりなおその効力三号) 附則第六十条第一項の規定によりなおその効力法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十	第一号第二日本版出版。	一 の	
被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険の地方公務員等共済組合法を有するものとされた同法第三条の規定による改正前	前昭和六十年地第一条の規定による改	者期間があ 該初診日の 。ただし、	支給する
三号)附則第六十条第一項の規定によりなおその効力法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十一被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険	第二条第一項第一号 法 ニース 法等の一部 法等の一部 法 おり は カーボー は かい 前地 共済 施行 法地方 公務員等 共済組合被用者 年金	じ。) 額のうち障害を給付事由とするものをいう。以下同額のうち障害を給付事由とするものをいう。以下同旧職域加算障害給付(改正前地共済法による職域加算	十四条第一項十四条第一項
	ら第		四条の前の見出し正前地共済法第八
	十六条の見出し並び項及び第三項、第二	旧職域加算退職給付	十八条第二項
	の見出し、同条第一第二十四条の二の前の見出し、同条、前の見出し、同条、	をいう。以下同じ。) 加算額」という。)のうち退職を給付事由とする八十四条第一項において「改正前地共済法による	
14 單 均力 算 让 曜 糸 代	第三頁、第十七条のし、同条第一項及び サール条の二の見出 第十八条の二の見出	正前地共済法による職域加算額元化法」という。)附則第六十条十三号。第八十四条第二項におい	- / S & S & S & S & S & S & S & S & S & S
	T	の厚上耳を呆灸去等の一邪ど女E計る去律(平加算退職給付(被用者年金制度の一元化等を図	一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一員一
旧職域加算障害給付 この彫りてない この彫り	改正前地共済法第八障害共済年金	11. 用地力等处理条件	十八条の見出し 一十八条の見出し
ン :: * : * : * : * : * : * : * : * : * :		に	女 E 前 也 も 答 と 管 と 覚 哉 も 等 E を 欄 に 掲 げ る 字 句 は 、 そ れ ぞ れ 同 表 の 下 欄
月までの一年間のうちに当該保険料納付済期間及び当該希談Eの前日において当該希談Eの履するFの前よ		の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中できょう。	頃に規定する改正前支給要件規定の15月11日11日11日11日11日11日11日11日11日11日11日11日11日
		一頁の規定こよりなお	第6条 平戊二十四年一元ヒ去付則第六十 (改正前支給要件規定の読替え)
る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間を発展した場合を表現している。		巡職共済年金等の特例	第一節 施行日以後に支給する退職共済年金等の
の被呆倹者朝間があり、かつ、当该被呆倹者朝間こ系いて、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金	八十六条第一項	性過推置	第三章 退職共済年金等に関する経 省令で定める。
支給する。ただし、当該傷病に係る初診日の前日にお旧職均加舅隨害総付	十五条第二項及び第支給する改正前地共済法第八階書共済年金	よる充当に係る額の計算に関育に項の規定に、適用したい	上する内払又は す金である系
		うに関う乱ぎは、 毎に掲げる年金である給付	3 甲年金及び乙年金のいずれもが第一項
旧職域加算障害給付	正前地共済法第八障害共済年金 (7) (2) (3) (4)	充当することができる。	返還金債権の金額に充当年金があるときに、自発
	で至めるの障害の状態は、政令	省分で芒かるユニろこより、甲F金り支払金りを頃と当亥蜀呉ム「返還金債権」という。) に係る債務の弁済をすべき者に支払う	があるときは、主务以下この項において

	4																																										
六十三号。以下「平成二十四年	等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第一部を改正する法律(平成二十四年法律系)	且合員告しくは且合員を制度の一元と穿を図るこのり享も再食呆食去できた酉俳者かたり者まるが、プに二十歳ヲ清で隆皇等系(被月者年)	うつてよご己禺斉がよい香りるい、又は二十歳長衛で章唇穿及 (女月香戸) 又に務に	では後は では後は では後は では後は では後は では後は ではがままままままます。 ではがまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる	いてなおその効力を有するものとされた改正前地共済法、改正前地共済施行法及び改正前昭	平成二十四年 元化法附則第六十条第五項の規定により改正前地共済法による職域加算額	(毀正前地共済法による職域加算額に係る毀正前地共済法等の規定の読替え) しずる は追職年金又は通算追職年金の支給を受けるべきこととなる場合以外の場合には 」とする	ばと残らなびは角質を残らないでは、これには、これには、これには、これになる際は前の通算年金通則法(昭和三十六年法律第百八十一号)の規定の例によるとしたなら	月一日以前に生まれたものが旧共済法、旧施行法及び国民年金等改正法附則第二条第一項の規定	おける遺族共済年金に係る」とあるのは「組合員期間等が二十五年以上である者で大正十五年四	の規定により組合員期間等が二十五年以上である者でないものとみなされた者が死亡した場合に	済年金」とあるのは「旧職域加算遺族給付」と、同条中「昭和六十年改正法附則第十三条第五項	。)の適用については、改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第二十八条の見出し中「遺族共	置に関する政令(昭和六十一年政令第五十八号)をいう。以下同じ。)第二十八条の規定に限る	二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措	正前遺族支給要件規定(改正前昭和六十一年地共済経過措置政令(平成二十七年地共済改正令第	成二十四年一元化法附則第六十条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改	当該死亡した日において六十五歳以上であるときは、この限りでない。	該死亡に係る者	年金の被保険者期間に係る月までの一年間)のうちに当該保険料納付済期間	被保険者でなかつた者については、当該死亡した日の属する月の前々月以前における直沂	て当該死亡した日の属する月の前々月までの一年間(当該死亡した日の前日において国民	適用については、同項中「満たないとき」とあるのは、「満たないとき(当該死亡した日	四月一日前に死亡した者に係る前項の表改正前地共済法第九十九条第一項の項の	金	族共済	条第六項 又 は 遺	法附則第十済 年 金職域加算額のうち死亡を給付事由とするもの	共済改退 職 共平成二十四	正前	まで	条第三項 十	法附則第十から	年地共済改十二 号	沼印六支 び 寛、第十二号から第十六号まで及び第二十号	₩ 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	法附則第十二	改済年金 川	医前召印 12 銀 支目	ハう 定こあつては、これらの規定による読替へう 定こあつては、これらの規定による読替	
	六条第一項	· 地				第一項	正前地共済法	五十二条ただし書れた改工育はおおお	れた女E前也は斉去育規定により読み替えら	十	_					五十一条ただし書	れた改正前地共済法策	規定により読み替えら	附則第六十条第五項の	平成二十四年一元化法退職									地共済法第四-							[四条第二頁。	5					
遺族共済年金	障害共済年金	1				害共済	退職共済年金		<u> </u>	遺族共済年金	元化法退職共済年金			遺族共済年金			<i>A</i> 1	<u>.</u>	<u> </u>	退職共済年金	に支給する	は、当該死亡した者の相続	支給すべき遺族がないとき付	者の他の遺族)に支給し、	給付に係る組合員であつ	\triangle	恋金又は遺族	Ĺ	あるときは、前二条の規定あ	ぞれ当該各号に定める率	給権者の区分に応じ、それ	別表第二の各号に掲げる					- 維合員其間	且介質用引	ある者		エル夫気でる際等舎糸	項に規定する障害等級とは、	つ川き売き 角
旧職域加算遺游総付	旧職域加算障害給付	旧職域加算退職給付	旧職域加算遺族給付	う。以下同じ。)	算額のう	域加算障害給付(改	旧職域加算退職給付			旧職域加算遺族給付	旧職域加算退職給付	以下同じ。)	域加算額のうち死亡を給付事由とするものをい	職域加算遺族給付	をいう。以下同じ。)	額」という。)のうち退職を給付事由とするもの	一項において「改正前地共済法による職域加算	よる職域加算額(以下この条及び第七十四条第	則第六十条第五項に規定する改正前地共済法に	旧職域加算退職給付(平成二十四年一元化法附		統	さ付の支給を請求することができる	していたものは、自己の名で、その未支給の給し	た て、その者の死亡の当時その者と生計を同じく	の 妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であつ	道配偶者、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉		定 あるときは、		41する再評価率	又	期間をいう。以下同じ。)	下「追加費用対象期間」という。)とを合算した	十五条第一項に規定する追加費用対象期間(以	済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	村則第四条第十二号こ規定する日地方公务員共一日地尹済旅行目前其間(平成二十四年一元化沙	日担に発起庁目行用司(左之二・司三・己二三)	あり、かつ、まだ配偶者がない者	に規定する障害等級をいう。以下同じ。) (1) (1) (1) (2) (2) (3) (4) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7			li)。) 雋 1 たり見旨こにる女E妾り昇担手金呆僉

旧職域加算障害給付(障害共済年金(七条第二項		
旧職域加算障害給付の	0	改正前地共済法第八十	である給付	
数 (七条第一項第二号	** カー・ ・	
月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月		改正前地共済法第八十	旧職域加算遺族給付	
145-1646534	(共済年金、	条の二第一項
の合第二号こ掲げる金額=押助力算限官終イ	ずる 金領	七条第一項	旧	改正前地共済法第八十
日散或叩章章与合计	章手卡斉手会	女匠前也共斉去育し上一子の前の見らし		
旧職均力算障害絲布	- 随害共済年金		がその権利を取得した日のの平成二十七年十月一日	九条第二項
1 技以口证置 至台上	至	三条(見出しを含む。)	退	牧王前也共斉去第七十 力
旧職域加算退職給付	-退職共済年金) / ·	月数	11. 张第一頁第二号 - 改正前地共済法第七十
	を勘案して		第一号に掲げる金額 零	ī
(根)	停止するものとされた金額			
<u>«</u>	項の規定の例により支給を		の各号に掲げる金額の合第	九条第一項
<u> </u>	た金額又は第八十二条第一		退職共済年金 旧職域加算退職給付	改正前地共済法第七十四
	亭上を行わないものとされ			九条の前の見出し
ク	こより算定したその支給の			改正前地共済法第七十
計りの	3		金額	
司号の	第七十九条第一頁の		額)を含む。)に相当する	
	までの組合員期間		額のうち政令で定める金	
	等した日の属する目の前月 う耳 50名 全の音が相談目		るときは、同項に定める金	
ΗП	艮哉 民 武 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大		により算定されたものであ	
			金の額が同条第四項の規定	
前条第七十九条第一項第二号	一項及び	条の二第四項	げる金額(当該遺族共済年	
職域加算退職	退職共済年金の	改正前地共済法第八十	えられたこれらの規定に掲	
旧職域加算退職給付	退職共済年金		第三項の規定により読み替	
いて同じ。)を			(2) に掲げる金額 (同条	
された場合における当該申出を含む。次項にお			イ(2)若しくは同号ロ	
の規定により第一項の申出があつたものとみな		条の二第三項		
申出(平成二十七年経過措置政令第七条第三項	申出を	4	遺族共済年金の額のうち第旧職域加算遺族給付	
を経過した日	五年を経過した日		当する金額	
	退職共済年金		ち政令で定める金額)に相	
前項	同項		規定により算定した額のう	
			のであるときは、これらの	
る当該申出を除く。以下この項において同じ。)			の規定により算定されたも	
項の申出があつたものとみなされた場合におけ			いて準用する場合を含む。)	
置政令」という。)第七条第三項の規定により前			条第二項(同条第四項にお	
令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措			額が同条第四項又は第九十	
関する経過措置に関する政令(平成二十七年政			金額(当該障害共済年金の	
う地方公務員等共済組合法による長期給付等に			くは第二項第二号に掲げる	
改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴			十七条第一項第二号若し	
元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を			障害共済年金の額のうち第旧職域加算障害給付	
方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一			相	
厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地		条の二第二項	九条第一項第二号に掲	六条第二項
申出(被用者年金制度の一元化等を図るための	上申出を		工退職共済年金の額のうち第旧職域加算退職給付	改正前地共済法第七十

中医害共済年金の受給権者の旧職域加算障害給付の要給権者の旧職域加算障害給付の要給権者の旧職域加算障害給付の額に限る。	後にあるときは同日とする	告給付			、	る給付の額の合計 世し	ができる場の	二以上のこれらの	令 という。) 第二十五条の十一各号に 第十十ナ多の二第四項において「改引	条の二第四頁こおいて「女王」		等一号の見三二字分三後の也方な務員等	の女介(立義二十四年女介第三百四十二) 務員等共済組合法施行令等の一部を改正	デスを見ぎに手具で長垣庁で等の一番ででに よる年金たる保険給付に相当する給付として		として改正後厚生年金保険法の規定の例によ 女E前也も斉去育し 瘴害も斉王金の	用がないも 一般第二項 汗汗 宣	文三方也长子云等山一、	第一頁 こごし替り見巨こと)女E&厚EE 金屋 定める は年金の額(改正後厚生年金保険投第五十八条 定める				条第一項ただし書の規定の適用がないものとし		条第二項の正前地共済法第九十公務等による隨	別い、)見ぎには、てご後週間に関するに第一年におり、1十分を持ている意思の下この項及び第九十九条の二第一並びに第九十条第一項		四十七条の三第二項、第五十二条 改正前地共済法第八-	し書(改正後厚生年金保険法第四十七条の	改正後厚生年金保険法第四十七条第一項	改正後厚生年金保険法による障害厚生年金	職域加算障害給付の受給権者が受ける権利	٤	 円	条第	八十公務等による障害共済年金公	少 -	正前也は斉去第八十月敗が	王前地共斉去第八十 条の見出し
	びに同条第	条の二の前の見出し」前はまが	正前地共斉去第九十	算定される障害共済年金	前 地 共 済		3) 及び第九十五条の見	十四条(見出しを含む	で、第九十一条、第九	条第五項から第七項ま	改正前地共済法第九十障害共済年金	年金	公務等によらない障害共済公務等によらない旧職域加算障害給付		第四項 一門等共派を全の	地共客長第1十章厚共客手金)項名長	1. 计分别分别分别	自由等。	定める	障害共済年金の額	障害共済年金をいう	障害共済年金のうち	年金金	公務等によらない	項		系第二項及	正前地共済法第八-		おける障害の程度	減退し、又は増進した後						10年 日本 からない カル・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・	条第一項 障害の程度が减退した 1両計 ラジネダノ 障害ラシュ ろの気をする	圧前地共済去第八十章書共済∓金の受給権対条の見出し

項第二号控除した金額 相当する額に当該政令で定 相当する額に当該政令で定 法第九十退職共済年金等の額の合計 法第九十退職共済年金等の額の合計 と で に 相当するものとして政令に 相当するものにより加給年 で 定めるものにより加給年	済法第九十金額から政令で定める額を 「東二号国家公務員共済組合法によ 「京二号国家公務員共済組合法によ 「京年金である給付で退職共済年金	い共条	の政る罪	(2) (ii) 月数	第一号 1第九十が二十年	月数	項第一号	正前地共済法第九十が二十年条の二第一項第一号金額の合算額年前地共済法第九十(1)及び(2)に掲げ	(2) 条の二第一項第一号 正前地共済法第九十月数(イ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	金額 一・金額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 校 1 1 1	旧雅均力拿过雅糸木		者期間を合算した期間が二十年、追加費用対象期間及び第三号厚生年金被保険	数	た期間を除く。(ii)において同じ。)第七条第一項の規定により当該期間とみいう。以下同じ。)(平成二十四年一元化三号に規定する第三号厚生年金被保険者間(改正後厚生年金保険法第二条の五第	費用対象期間及び第三号厚生年金被保険上掲げる金額	数(男数と追加費用対象期間の月数とを合算した月	(2) に掲げる金額
				九改工				九 改 条 正		
				(条の二第四項) (金) (金) (金) (金) (金) (金) (金) (金) (金) (金				の二第三項の二第三項		
による年金たる保険給付に相当する給付としてり算定した額)若しくは改正後厚生年金保険法の場定の例によいときは、同項ただし書の規定の適用がないもいときは、同項ただし書の規定の適用がないもいときは、同項ただし書の規定により改正後厚生年金保険法による障害厚生年金保険法による障害厚生年金保険法による障害厚生年金保険法による障害厚生年金保険法による障害厚生年金保険法による産害厚生年金保険法による産害厚生年金保険法による産畜厚生		とする。)	五十円 エカリア エカリア エカリア エカリア エカリア エカリア エカリア エカリア	第九十遺族共済年金 る遺族共済年金が公務等によ	月数(月数(英比斉王金 の	二十年	の二第三項の二第三項	額を加算した額相当する額控除した額	る額から改令で定める額をる。以下同じ。)に相当すの規定を適用しない額とす年金等にあつては、これら年金額が加算された退職共済

0	前地共溶法第百七をした。	三角山 に寄まらす ごといこ ぎゅうこうり こみない を請求することがてきる の請求があつたものとみ	この条及び第百七条の十	○○ 「○○○文が写真 「○○○文が写真 「○○○文が写真 「○○○文が写真 「○○○文が写真」「○○○文が写真 「○○○文が写真」「○○○文が写真」「○○○文が写真」「○○○文が写真」「○○○文が写真」	日也比斉布丁目前期間	改定又は決定の請求をしたときは、組合	の七第一項 七十八条の十四第一項の規定による標準報	改正前地共済法第百七定めるときは、組合 定めるときであつて、改正後厚生年金保険法第	組合員期間で旧地共済施行日前期間で	あったものとみなされ	合員期間の 旧地共済施行日前期間	の長てあった期間	条の四第二項 組合員期間又は地方公共団旧地共済施行日前期間	正前地共済法第百七障害共済年金 旧職域加算障害給付	あつた日あ	の長であつた期間	合員期間又は地	合員期間の旧地共済施行日前期	正前地共済法第百七退職共済年金 旧職域加算退職給付	の四の見出し	正前	三第四項	改正前地共済法第百七あつた あつたものとみなされる	条の三第三項体の長であつた期間	医法第百七組合員期間	額を加えて得た額	推香寺利利全をごてひこ	となつと期末手当等の頃こ			額(掛金の標準となつた期	標準となつた期末手当等の 二号に定める額(第三号厚生年金被	二号姆	た額	控除して得た率を乗じて得に係るものに限る。)	影っ 定め	正前地共済法第百七第一号特例適用者の掛金の改正後厚生年金品	地共済施	改正前地共済法第百七あつた あつたものとみなされる	て得た額を加えて	頁二生をチリリ
						一条第二頁	酬の 改正前地共済法第百	法第				一条第一項	共済法第百			二項	法第	十第二項	正前地共済法第	の十第一項	改正前地共済法第百七			の十第一項	正前地共済法第百		八第一項	前地共済法第	八の見出し	前地共済法第	七第五項	改正前地共	条の七第四項	改正前地共済法第百七		期間	条の七	改正前地共済法第百-			
	都	ととされる部分に相当する	り支給の停止を行わないこ	七十六条第二項の規定によ	近一 元代第二頁) 見三二に	貴族は斉王金の領のうら第	十遺族共済年金の受給権者	る部分に相当する額	停止を行わないこととされ	第二項の規定により支給の	年金の額のうち第七十六条額	退職共済年金又は障害共済	十組合員期間		八障害共済年金		百八遺族共済年金		百七組合員期間		七障害共済年金		特定離婚特例の適用	る離婚特例の適用の請求し	七第百五条第一項の規定によ	七障害共済年金	あつた	百七退職共済年金		百七退職共済年金		あつた	体の長であつた期間	七組合員期間又は地方公共団	た期末手当等の額配偶者の掛金の標準となつ	当該特定組合員及び被扶養	組合員期間	七あつた	た給料の額	配偶者の掛金の標準となつ当該特定組合員及び被扶着	第二里共
					耶坎力學清	1戢或川筸貴疾洽寸	旧職域加算遺族給付の受給権者		-		· 額	旧職域加算退職給付又は旧職域加算障害給付の	旧		旧職域加算障害給付		旧職域加算遺族給付		旧地共済施行日前期間		旧職域加算障害給付	婚特例の適用	特定期間に係る旧地共済施行日前期間の特定離	規定による標準報酬の改定又は決定の請求	改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項の	旧職域加算障害給付	あったものとみなされる	職域加算退職給付		旧職域加算退職給付		あつたものとみなされる		旧地共済施行日前期間	た期末手当等の額 るものに限る。) に関表の排金の標準となつに定める額(第三号厚生年金被保険者期間に係	八条の十四	旧地共済施行日前期間	あつたものとみなされる	るものに限る。)	配偶者の掛金の標準となつに定める額(第三号厚生年金被保険者期間に係当該特定組合員及び被抉養改正後厚生年金保険決策七十八条の十四第二項	-

組合法施行令第三十九条第二 社会 大会 大会 大会 大会 大会 大会 大会	一円 一円 一円
日本の 日本	Tem Te
日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	古円 一円 一円 一円
日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	古円 一円 一円 一円 一円 一円 一円 一円
日本	第前項
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	B 職共済年金 旧職域加算退職給
社会法施行令第三十九条第一	第前項 第前項 平成二十七年経過 1 中金保険法附則第 1 十条第一項の規定 1 中金保険法附則第 1 中金保険法附列第 1 中金保険法
社会法施行令第三十九条第一 古丁青 1 ま を を を を を を を を を を を を を を を を を を	第前項
組合法施行令第三十九条第一項から前項までより地方公務員等共済組合法に規定する公庫等とみなされに規定する公庫等とみなされた者を含性用される は用される は用される は用される は用される は用される は用される は 二十六条第十項 は 一項から 前項 まで は 1 1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	第 1円 1円 1円 1円 1円 1円 1円 1
組合法施行令第三十九条第一項から前項まで は用される 使用される 使用される 使用される 使用される に規定する公庫等とみなされ に規定する公庫等とみなされた者を含 型で前地方公務員等共済組合法 に規定する公庫等とみなされた者を含 型で前地大公務員等共済組合法 で用される で用される で用される で用される で用される で用される で用される で用される で用される で用される で用される で用される で用される で用される で用される で用された者を含 でで前地共済法附則第、附則第二十条の二第二項 では一項から 道職共済年金 では当該合算 これらの規定により でにより でによりなおその効力を有する こ十六条第十項 でにより でに対り第二十五条の二第二項 でにより でによりが第二十五条の二第二項 でにより でに	第前項 平成二十七年経過 第前項 平成二十七年経過 第前項 平成二十七年経過 中へ 中金保険法附則第九条の二の二第若しくは第九条の規定 中のとされた前項 ものとされた前項 中のとされた前項 中金保険法附則第
組合法施行令第三十九条第一 はり地方公務員等共済組合法 に規定する公庫等とみなされた者を含 で用される 使用される 使用される でにおりまごとの対定により でにより でにより でによりなおその効力を有する によりなおその効力を有する によりなおその効力を有する でにより でにより でにより によりなおその効力を有する でにより でにより でにより でにより でにより によりなおその効力を有する でにより	「項
祖合法施行令第三十九条第一 は別地方公務員等共済組合法 に規定する公庫等とみなされ 使用される 使用される 使用される 使用される で用される第二年条の土第二項を号列記以外 第二十五条の七第一項の により でにより でにより によりなおその効力を有する によりなおその効力を有する によりなおその効力を有する によりなおその効力を有する により でにより でにより によりなおその効力を有する により でにより でにより におりの規定により により におりの人で第三号により にいたの人の人で第三号により にいたの人の人で第三号により にいたいの人の人で第三号により にいたいの人の人でにより でによ	マは附則第九条の二の二第若しくは第九条の四条の二十六第一項 百円 一円 1 日間域加算退職共済年金 旧職域加算退職経四条の二十六第一項 百円 1 日間域加算退職経四条の二十六第一項 百円 1 日間域加算退職給四条の二十六第一項 百円 1 日間域加算退職給四条の二十六第一項 百円 1 日間域加算退職給四条の二十六第一項 百円 1 日間域加算退職給四条の二十六第一項 1 日間域加算退職給四条の二十六第一項 1 日間域加算退職給四条の二十六第一項 1 日間域加算退職給四条の二十六第一項 1 日間域加算退職給
租合法施行令第三十九条第一 は別地方公務員等共済組合法 に規定する公庫等とみなされ 使用される 使用される 使用される 使用される 使用される で正前地共済法附則第一項から は職共済年金 で正前地共済法附則第一項から は職共済年金 でにより でいた。 でい	ものとされた前項 大条の二第二項
租合法施行令第三十九条第一 は関連する公庫等とみなされた者を含め、他の法令の規定によりで、(他の法令の規定によりで)。(他の法令の規定によりで)。(他の法令の規定によりで)。(他の法令の規定によりで)。(他の法令の規定によりで)。(他の法令の規定によりで)。(他の法令の規定によりで)。(他の法令の規定によりで)。(他の法令の規定によりで)。(他の法令の規定によりで)。(他の法令の規定によりで)。(他の法令の規定によりで)。(他の法令の規定によりで)。(他の法令の規定によりで)。(他の法令の規定によりで)。(他の法令の規定によりで)。(他の法令の規定によりで)。(世別第二十条の月出しで)。(財別第二十条の二第二項を)。(財別第二十条の二項を)。(財別第二十二条の二項を)。(財別第二十二条の二項を)。(財別第二十二条の二項を)。(財別第二十条の二項を)。(財別第二十条の二項を)。(財別第二十条の二項を)。(財別第二十条の二項を)。(財別第二十二条の二項を)。(財別第二十二条の二項を)。(財別第二十条の一項を)。(財別第二十条の一項を)。(財別第二十条の一項を)。(財別第二十条の一項を)。(財別第二十条の一項を)。(財別第二十条の一項を)。(財別第二十条の一項を)。(財別第二十条の一項を)。(財別第二十条の一項を)。(財別第二十条の一項を)。(財別第二十条の一項を)。(財別第二十条の一項を)。(財別第二十条の一項を)。(財別第二十条の一項を)。(財別第二十条の一項を)。(財別第二十二年本の一項を)。(財別第二十二十条の一列を)。(財別第二十二十二十条の一列を)。(財別第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	大条第一項の規定
本語 1 1 1 1 1 1 1 1 1	八条の二第二項 読み替えられた平正前地共済法附則第前項 平成二十七年経過八条の二の見出し 旧職域加算退職共済年金 旧職域加算退職給四条の二十六第一項 百円 一円
相合法施行令第三十九条第一 四月 四月 四月 四月 四月 四月 四月 四月 四月 四月	正前地共済法附則第前項 平成二十七年経過八条の二の見出し 旧職域加算退職共済年金 旧職域加算退職給四条の二十六第一項 百円 一円
古工育	八条の二の見出し 日職域加算退職お正前地共済法附則第退職共済年金 日職域加算退職給四条の二十六第一項 百円 一円
古工作 1 1 1 1 1 1 1 1 1	正前地共済法附則第退職共済年金 旧職域加算退職給四条の二十六第一項 百円 一円
古工育	百円
古工育	
古工育	改正前地共済法第百四五十円 五十銭
古工育	
こ十六条の見出し 二十六条第五項 上十六条第五項 上十六条第五項 上十六条第五項	十四条の二十四の二第遺族共済年金 旧職域加算遺族給付
こ十六条の見出し 二十六条第五項 上十六条第五項 上十六条第五項 上十六条第五項 上十六条第五項	改正前地共済法第百四退職共済年金
こ十六条第九項前段 項、第二項各号列記以外 改正前地共済法附則第、附則第二十五条の五第二十六条第五項	
二十六条第九項前段 項、第二項各号列記以外 改正前地共済法附則第、附則第二十五条の五第二十六条第五項	
古工育 4 ま 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	政令で定めるもの
は正直はする活所具含元麻する在全 二十六条の見出し 二十六条第五項 二十六条第五項 は職共済年金 もも	む。以下この条において同じ
は正自由する活所具等元単すが年金二十六条の見出し二十六条第五項二十六条第五項	l
	公車等職員」という 公車等職員」という。)(也の法令の規定に
	た法人を含む。)に使用される
改正前地共済法附則第第一項から前項まで 改正前地共済法附則第第一項から前項まで	に使用される
組合法施行令第三十九条第一 二十六条の見出し	項に規定するもの
工育母 步汐洛阶县 复过耶步游生 金	佐第百四政令で定めるもの 地方公務員等共済組合法施
上斉去付則第县敞上斉手金	る部分に相当する額
旧	停止を行わないこととされ
ものとされた前項	第二項の規定により支給の
	給付又は旧職
施行日前期間	(済法第百十組合員期間 旧地共済施行日前期間

育				
f 成二十四年一元化法第百一条の規定による改正 定によりなおその効力を有するものとされた平	三号	旧職域加算遺族給付	年金とは遺族共済	
条第五項	和六十年地共第二条の	三項		
3		によりなおその効力を有するものとされ		-条第四項
ては、これらの規定による読替え後のものとす		二十四年	三項	改正前地共済施行法第前
第一項の規定により読み替えられた規定にあつ			年金	
百四十七号) 第五条、第六条第一項又は第七条		旧職域加算遺族給付	退職共済年金又は遺族共済	
経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三		二項		
公務員等共済組合法による長期給付等に関する		定によりなおその効力を有するものとされた前		条第三項
る法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		改正前地共済施行法第
を図るための厚生年金保険法等の一部を改正す		1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	遺族共済年金	; ;
員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等		1 线 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	OF 111 /61	
金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務		よりだおその努力を有するものとなれ		9 第 四 項
被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年		ぎにこ) ようごつめ フショナ ふっつ いざい こガ平成二十四年 一元化治附貝 第六十条第三項の規	马	· 八条等四頁 · 改正 育 地 去 浮 旅 行 法 穿 育
よる改正前の地方公務員等共済組合法をいい、		11一回三一定公房村用等大人等写面以下同日)		
とされた平成二十四年一元化法第三条の規定に		。以下司ごごの以下司ごごをある。		
第五項の規定によりなおその効力を有するもの		或叩草質りうらで二字合寸事由いするようりない		
法」という。)附則第六十条第一項、第三項又は		戦或叩算責実合け (女臣前也よ斉去こす)はい。同一/	臣	
年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化	一号をいう	いて同じ。)		
で合法 金保険法等の 一部を改正する 法律 (平成二十四	60改正法	戦を合す事由とするものをいう。 第八十三条第		
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)		地共済法による職域加算額」という。) のうち退		
	ハ十三条第三項	或加資		
	5.工产表产量	則第六十条第五頃に規定する改正前地共済法に	1	七条第二項
「		川 算 艮	職	(正前也共斉施庁去第艮)
日我戈口草是完合十	まずは大トンをオニースジ			
(、これらの規定による読替え後のものと		
よりなおその効力を有するものとされ	十二条第三項	項の規定により読み替えられた規定		
平成二十四年一元化法附則第六十条第三項の規	改正前地共済施行法第前二項	・〔、〕〕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	六十二条の見出し	置に関する政令(平成二十七年政令第三		
旧職域加算遺族給付	3正前地共済施行法第退職共済年	経動時量に引つのなか、立立に一立三の介護に公務員等共済組合法による長期給付等に関する		
旧職域加算遺族給付		る法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方		
二項		を図るための厚生年金保険法等の一部を改正す		
定によりなおその効力を有するものとされた前	五十五条第三項	-		
平成二十四年一元化法附則第六十条第三項の規	改正前地共済施行法第前二項	■56 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11		
	五十五条の見出し	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年		
職域加質	以正前地共済施行法第4	よる改正前の地方公務員等共済組合法をいい、		
旧職域加算遺族給付		とされた平成二十四年一元化法第三条の規定に		
		第五項の規定によりなおその効力を有するもの		
よりなおその効力を有するものとされ	四十八条第三項	法」という。)附則第六十条第一項、第三項又は		
平成二十四年一元化法附則第六十条第三項の規	改正前地共済施行法第前二項	年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化		
	四十八条の見出し	金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四	いう	二条第一項第一号
旧職域加算遺族給付	改正前地共済施行法第退職共済年金	者年金制度の一元化等を図るための	地方公務員等共済組合法を	法第
た第二項		同号	これらの規定	
の規定によりなおその効力を有するものとされ	十条第五項		の十三第一項の規定	
オーエ 万二一 D在 一ライ光的具質 フー 多質 三式	改工育地共分放行治質者で第二項		コラで	

では、	第一項	第二項 第十四条受ける者 (組合員期間等が二年以上有する者又は附則別表第二の上欄に掲済改正法附則第十四条受ける者 (組合員期間等が二年以上有する者又は附則別表第二の上欄に掲示 をの者は同項の規定の適用をが同表の下欄に掲げる年数以上であるもの受けることとなる者を含む。) 「会の者は新共済法 による職域加算額(以下この項において「改正前昭和六十年地共退職共済年金の額を 旧職域加算額(以下この項において「改正前路、十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額」という。)のうち退地共済法による職域加算額」という。)のうち退地共済法による職域加算額」という。)のうち退地共済法による職域加算額」という。)のうち退地共済法による職域加算額」という。)のうち退力を正前昭和六十年地共退職共済年金 に担けるものをいう。附則第十八条をおいて同じ。)の額をおいた対別第十九条において同じ。)の額をおいた対別第十九条において同じ。)の額をおいた対別第十九条において同じ。)の額をおいた対別第十九条において同じ。)の額をおいた対別第十九条において「改正前地共済法に対力を対している。以下同じ。)の額をおいた対別第十九条において「改正前という。以下同じ。)の額をおいた対別第十九条において「改正前を給付事件が一段である。以下同じ。)の記出し	一改正 見改正 可正前 出正前 法昭し法昭 附和 附和
上職	項中 第一条	2 条済改 条済改 条済改 第済改 第済改とにい 第カ 正 第 改正	改正前昭和六十年地共 で見出し の見出し の見出し の見出し の見出し の見出し の見出し の見出し の見出し の見出し の見出し の見出し の見い の見い の見い の見い の見い の見い の見い の見い
	(等共済組合法(以下「法」法(被用者年 (等共済組合法(以下「法」法(被用者年 (等共済組合法(以下「法」法(被用者年 (を改正する法第三条の で被用者年金 (で報刊者年金 (でまる))	日地共済施行日前期間 日地共済地行日前期間 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	日職域加算退職給 日職域加算退職給 日職域加算退職給 日職域加算退職給 日職域加算退職給 日職域加算退職給

																															1)
十六条の二十二十六条の二十	第二十六条の	二十一の見出	十四第二項	第二十六条の	十四第一項	第二十六条の	十四の見出し	第二十六条の				十三第一項	 条	十三の見出し	9-1-790	第二十六条の	項 び同条第一	第二十五条の								十第三項		十第二項	第二十五条の	十第一項第二十五条の	井の見出し 第二十五条の	
十六条の二十 二十二、第二 年二、第二 年本	退職共済年金	设退職共済年金等	遺族共済年金	又は第二項の規定	十四第一項 退職共済年金等のいずれか	遺族共済年金		遺族共済年金	いがずれか			遺跡共済年金は		遺族共済年金	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	及		障害共済年金	支給される障害共済年金	併合障害共済年金	それぞれみなして	同条第一項第二号又は第二項第二号	金額の一部であるものと、第二号	一項第一号又は第二項第一号に掲げる	第一号に掲げる金額は法第八十七条第	加算された障害共済年金	併合障害共済年金	障害共済年金(障害共済年金	障害共済年金	
旧職域加算障害給付	旧職域加算退職給付	旧職域加算退職給付	旧職域加算遺族給付	の規定	旧職域加算退職給付	旧職域加算遺族給付		旧職域加算遺族給付	旧職域加算退職給付	旧職域加算遺族給付の	じ。) は	規定する日職或加算貴族給付をいう。以下司に職項加算遺跡終行(決第九十九条第一項に	日成立日正正合計(三等)コース等・頁にの規定) 見ぎ		日戦或加算退散洽寸		旧職域加算障害給付	支給される旧職域加算障害給付	併合旧職域加算障害給付	みなして	第八十七条第一項第二号又は第二項第二号			第二号	加算された旧職域加算障害給付	加算障害給付	旧職域加算障害給付(旧職域加算障害給付の	じ。) 規定する旧職域加算障害給付をいう。以下同規定する旧職域加算障害給付(法第八十四条第一項に		1四十六号)第一条の規定
を合算した月数)	期間に係る知 月数と当該国	ては、当該引き続く在職期間に係る組員等である組合員となつた場合にあつき続く在職期間の末日以後に再任用職	月数(当該職員である組合員が当該引		第対象となる	电影名 金马拉斯 电电影名 金石名	第二十七条第县厳共斉王金又は章事共斉王金の領	おお年金子に随害 おお年金の名	等 F を Z は 章 手 を P 頁	月数とを合算した月数)	員等としての玍職期間こ系る組合員期係を組合員期間の月数と当該再任用職	へては、当該引き続く在職期間	関する懲戒処分によつて退職した場合	としての引き続く在職期間中の行為に	する給付の額の算定の基礎となる職員	を防く)が退職手当又はこれに相当	これでは、これでは、これではその翌日に再任用職員等となった日又合における当該職員でなくなった日又	る給付の支給を受けることができる場長にまいて同じ) 又にこれに相当す		長锇手当という。以下この寺及が育切方自治法第二百四条第二項に規定する	万日台芸等 三日英等二頁二見至一	う。)である組合員(職員でなくなつ	第四号において「再任用職員等」とい	これに相当する職員(以下この号及び	一項第二号 一項の規定により採用された職員又は	第二十七条第月数(地方公務員法第二十八条の四第一部分に相当する額	わないこととされ	、法第七十六条第二項の規定によ	十七条第退職共済年金又は障害共済年金の額の		十六条の二十	含む。)、第二七(見出しを
			月数		対象となる地方自治法第二百四条第二項に規	額の対象を対象を表現である。	日散或加算退散洽寸又は日散或加算章害洽寸の名	り頃(日曜地力等近曜糸付みは田曜地力等随き糸付)	戦成 叩算 昼戦 合け 又 は 日 戦 成																	月数		の 額	旧職域加算退職給付又は旧職域加算障害給付			

16		(41 T					Ŧ,	ター						ПП	华						=	烘															经上	
		可則第三十条退						七条第							第二十七条第							第二十七条第								T							第二十七条第	
	3 3 4	敞 共 斉 年 金	月数は	三号	は	しくは再任用職員等としての在職期間	く在職期間に係る組合員期間の月数若	同号及び同項第四号に規定する引き続	第一項	う第三頁まで吉 シンは寛工十工条の五の規定又は法第九十九条の四第一項が)	二十五条の五第一項若しくは	、法第八十一条第一項若しくは附則第一	遺族共済年金	退職共済年金、障害共済年金若しくは	共済年金の額	退職共済年金、障害共済年金又は遺族	で若しくは第九十九条の五第一項	法第九十九条の四第一項から第三項ま	二条第一項若しくは第五項の規定又は	二十五条の五第一項の規定、法第九十	、法第八十一条第一項若しくは附則第	る金額	金の職域加算額に	一 に: Hロ:	の職域相当額に相	金額遺族共済年金の職域相当額に相当する		退職共済年金又は国の新法による退職	同条第一項第二号	遺族共済年金の額	又は第二項第二号の規定	いこととされる部分に相当する金額	定により支給	当該年金の額のうち、法第七十六条第		条第遺族共済年金の受給権者	退職共済年金又は障害共済年金の額
	I F		期間に係る組合員期間の月数は月数又は同項第四号に規定する引き続く在職		210			同項第三号			、又は法第九十九条の四第一項から第三項まで		若しくは	は旧職	旧職城	略	職域加算退職					又は法第九十九条の四第一項から第三項まで				旧職域加算退職給付の額	旧職域加算遺族給付の額		旧職域加算退職給付	同号	旧職域加算遺族給付の額	規			旧職域加算遺族給付の額		日職域加算遺族給付の受給権者	の額旧職域加算退職給付又は旧職域加算障害給付
年金である給付(旧職域加算退職給付に相当する)	- 二 と冷享上F仓(第二号享上F仓皮R食旨朗引こ書づくらつこ艮ろ。) 女匠市國共育去こよる一 老齢厚生年金(第三号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。) 旧職域加算退職給付掲げる年金でないものとみなす。	は、当該各号に掲げる年金は、それぞれ当該各号に	の効力を有するものとされた改正前地共済法第七十受けることができる場合における平成二十四年一二	第八条 改正前地共済法による職域加算額の受給権者	(併給の調整に関する経過措置)	項に規定する他	応請求をした日の五年前の 	とき。	一 当該旧職域加算退職給付の受給権を取得した日から起算して十五年を経過した日以後	各号のハずれかこ該当する場合は、この限りでなる。 当該語才をした日の五年前の日に同項の申出な	は、 角核青さい こりの 三手前の 日こ 月頁の 目ば 一 際に第一項の 規定により読み替えられた改正前地世	した日から起算して五年を経過した日後に当該旧贈	の項及び次条において同じ。)の支給繰下げの申出	算退職給付(改正前地共済法による職域加算額のな	3 第一項の規定により読み替えられた改正前地共落	六項	の二の二十第	極共済年金	項	四項及び第五	二の二十第	第三十条 組合員期間		二の二十第千分の五	員期間	の五	り算定した金額) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	二年以上である者に	(地方公共団体の長であつた期間		第法第七十九条第一項	十条組	見出し		則第三十条退職共済年金	千分の五		の二の十六第去第七十九条第一項又は第百二条第一附則第三十条 組合員期間
でものに限る。) ちょう 日本 自由 まおおにまる	基づくようのに限る。) 田職域加算退職給付に基づくものに限る。) 旧職域加算退職給付	!定める年金であるものとみなし、当該各号に	- 六条第一項及び第二項の規定の適用について7化法附則第六十条第五項の規定によりなおそ	が次の各号に掲げる年金である給付の支給を		1の受給権者であったとき。	日以前に第一項の規定により読み替えられた改正前地共済法第		の受給権を取得した日から起算して十五年を経過した日以後にある	/。 たものとみだす たたし その者がどの	らっこうつにみなー。 ニビン、この音がての《済法第八十条の二第一項の申出をしないとき	(域加算退職給付を請求し、かつ、当該請求の)	をすることができる者が、その受給権を取得	、ち退職を給付事由とするものをいう。以下こ	5法第八十条の二第一項の規定により旧職域加			旧職域加算退職給付				組合員期間のうち旧地共済施行日前期間			組合員期間のうち旧地共済施行日前期間	千分の四			金額		七十九条第一	旧地共済施行日前期間			旧職域加算退職給付	千分の四	Y (24)	第百二条第法第七十九条第一項第二号 旧地共済施行日前期間

- 害給付(改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。 いて同じ。) 障害厚生年金(第三号厚生年金被保険者期間を有する者に係るものに限る。) 旧職域加算障 障害厚生年金(第二号厚生年金被保険者期間を有する者に係るものに限る。) 次号にお 険法第四十三条の 改正後厚生年金保保險給付 第 項 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年
- 法による年金である給付 遺族厚生年金 (第三号厚生年金被保険者期間を有する者に係るものに限る。) (旧職域加算障害給付に相当するものに限る。)
- いて同じ。) 給付(改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。
- 法による年金である給付(旧職域加算遺族給付に相当するものに限る。) 遺族厚生年金(第二号厚生年金被保険者期間を有する者に係るものに限る。)
- 当該改正前地共済法による職域加算額は、その支給を停止する。 該当することにより支給されるものに限る。)の受給権を有するときは、その受給権を有する間、 効力を有するものとされた改正前地共済法第九十九条第一項第一号から第三号までのいずれかに 前地共済法による職域加算額(平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその により支給される遺族厚生年金の受給権者が、当該遺族厚生年金と同一の給付事由に基づく改正 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第五十八条第一項第四号に該当すること
- 第十条 平成二十四年一元化法附則第六十条第十項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規 2 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改 正前地共済法第七十六条第三項から第六項までの規定は、前項の場合について準用する。 (改正前地共済法による職域加算額について適用しない改正前地共済法等の規定)
- 定とする。 から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十四条の二第五項から第十項まで、第二 項、第百六条から第百七条の二まで、第百七条の十第三項及び第四項、第百十七条から第百二 条から第百四条まで、第百五条第一項ただし書並びに第一号及び第二号、第二項並びに第三 の三、第九十九条の四、第九十九条の四の二第二項、第九十九条の五、第九十九条の六、第百 条、第九十三条、第九十九条の二第二項及び第五項、第九十九条の二の二第二項、第九十九条 及び第七項、第七十九条第三項、第八十条、第八十一条、第八十二条、第八十八条、 改正前地共済法第四十四条の二から第四十六条まで、第四十八条、第六十八条第四項、第六項 十四条の三、第二十五条の二から第二十五条の七まで、第二十六条第九項後段、第二十六条の 十一条まで、第百四十四条の二十三並びに附則第十八条の二第五項から第七項まで、第二十条 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた 第九十二
- 価率の改定等に関する政令(平成十七年政令第八十三号)の規定 平成二十七年地共済改正令第十四条の規定による廃止前の地方公務員等共済組合法による再 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた

一、第二十六条の三、第二十八条の二及び第二十八条の三の規定

- (改正前地共済法による職域加算額について適用する改正後厚生年金保険法等の規定等
- 第十一条 平成二十四年一元化法附則第六十条第十一項に規定する政令で定める規定は、改正後1 とする。 は、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 とし、これらの規定を平成二十四年一元化法附則第六十条第十一項の規定により適用する場合と の二第一項、第三項及び第四項、附則第十七条の四第六項本文、附則別表第二並びに別表の規定 定、厚生年金保険法第九十二条第一項から第三項までの規定並びに改正後厚生年金保険法第百名 九条第二項、第六十条第二項、第六十一条第一項及び第六十五条の二から第六十八条までの即 生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで、第四十六条、第五十四条第二項、第五-それぞれ同表の下欄に掲げる字句 二第

旧職域加算遺 改正前国共済 改正前国共済 次号にお 改正後厚生年 険法第四十 一第二項第 金 保当該 |地共済法による職域加算額」という。) 正前地共済法による職域加算額(以下「改正前法」という。)附則第六十条第五項に規定する改 前年度の標準報酬 年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化 金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四 (当該年度

(
	改正後厚生年金保	標準報酬(、以下「前々年度等の	掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準とな
た	険法第四十三条の	標準報酬		つた期末手当等の額(以下「前々年度等の掛金
評	二第二項第二号			の標準となつた給料の額等
	改正後厚生年金保	標準報酬		掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準とな
	険法第四十三条の			つた期末手当等の額
厚	二第三項			
. +	改正後厚生年金保	受給権者		改正前地共済法による職域加算額の受給権者
規	険法第四十三条の			
. 条	三第一項			
: 定	改正後厚生年金保	前年度の標	準報酬及び前々年度	(前年度の掛金の標準となつた給料の額等及び前
J K	険法第四十三条の	等の標準報	酬	々年度等の掛金の標準となつた給料の額等
有	三第二項			

	の会得	準月月	者働	所	3 t	で	の ¹	当 育	 分	除日			被]	項第二十二) 演法第四十六条第一章	正发厚生丰金呆	五第三項 十三条の	正後厚生年金	第二項第二号	法第四十三条の	正後厚生年金			第三項	法第四十三条	保標	第二項第二号	法第四十三条の		第二項第一号	強法第四十三条の	E 爰 厚 生 丰 金
酬月額に相当する額とし	議員については、その者の議員又は地方公共団体の議た額とを合算して得た額。	賞与額のはにおいて、	に限る。)である日が属する省令で定める要件に該当する	において第二十七条の厚生学	る日から引き売き当該適用事業される者(前月以前の月に属す	である日又は七十歳以上の使用	老 -	当該国会議員又は地方公共団本前の月に属する日から引き続き	の目に属ける目れる。共団体の議会の議員	く。)、国会議員若しくは地(厚生労働省令で定める日	芸分の子の言うの一		被保険者					<u>J.</u>	老齢厚生手金の受給権者		準報酬		:	々年度等の標準報酬		年度の標準報酬			準報酬			々年度等の標準報酬		至 月 6 村主 幸酉	<u>呆</u> 前丰度の票準報酬
<u>T</u>	偿 安 国	(惊)	S S :	7 7 - 3	業 9	Д	<u> </u>	本 · · ·	<u></u>	方退職給付 一 一 一 一 一 計		☆員 る規定の適用を受ける地方公務員共済組合の組	員等共済組合法による長期給付に関	受給権者	給付(以下「旧職域加算退職給付」という。)の	項から第四項までの規定による旧職域加算退職	第二十四条の二第三項若しくは第二十六条第二	一項又は附則第十八条の二第三項、第十九条、一方は努力で不可では正前は非治治第十一万多等	お効力を有する改正前地共済去草	で 放	野宝 (1) 育 (1) 別で、 (1)			前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等		前年度の掛金の標準となつた給料の額等		つた期末手当等の額	掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準とな			前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等		の材置で対し、対解制の	前手度の掛金の票準となった給料の預等
該当しない間	該当しなくなつた	二項 院法第五十四条第 改正後厚生年金保障害厚生年金は	第四十六条第第三十六条第1	後厚生年金保老齢厚生	。) 質型りに実	全邪(司条第四頁こ見であるときは、 老齢厚	止基準額が老齢厚	の支給を停止する。ただし、+	額」という。)に相当する部(1) 20項において「戈糸停山書	こり貢 こおいて「え合事と生態	て得た額の二分の一に相当する	額から支給停止調整額を控除し		えるときは、その月の分の当該	の合計額が支給停止調整額を超	いて「基本月額」という。) -		の項において同じ。)を十二で	規定する加算額を除く。以下は	額及び第四十四条の三第四項に		「総報酬月額相当額」という。)	を合算して得た額とする。以下	の総額を十二で除して得た額と	関及び票準賞与額に相当する額	一 その月以前の一年間の漂準賞与 の標準報酬月額に相当する額と		員を除く。次項にお	(国会議員又は地方公共団体の	し、七十歳以上の使用される者	を合算して得た額	める額の総額を十二で除し	相当する額として政令	与額及び標準	以前
該当しない間又は当該組合員である間	ける地方公務員共済組合の組合員である組合法による長期給付に関する規定の適用を受該当しなくなつたとき、又は地方公務員等共済	いう。)は加算障害給付前地共済法第		旧職域加算退職給付		定生	<u> </u>	<u>文</u>	分 [1]	## <u> </u>	<u>්</u>	Diffe	<u>r 图外</u>	1 該	超	<u> </u>	花	(*	<u> </u>	<u> </u>	亚 十			<u>~ 1</u>	<u>银</u>	맛 &	:省	: [\	<u>(/)</u>	<u>有</u>	2	<u>T</u>	でう		<u>n</u>

																										19	
に関する事項、受給権の資格に関する事項、受給権	九十二条第三項 厚生年金保険法第年金たる保険給付	保険給付	九十二条第二項		第三十六条第三項本文	支払う	支払期月	十二条第一項	- 55	-	一頁及び第六十八 阿汝第六十七条第	改正後厚生年金保遺族厚生年金	1 六	改正後厚生年金保遺族厚生年金	一項 険法第六十六条第 改正後厚生年金保遺族厚生年金	法第六十	後厚生年金保	一項	同号	項 网络第六十条第二前項第一号	正後厚生年金保	遺族厚生年金を	i j	項 多三 - フ乡	儉去第五十九条第 改正後厚生年金保前項	:	改正後厚生年金保障害厚生年金
地共済法による職域加算額の支給の停止を行う標準報酬組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村被保険者組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済			前地共済法の規定による		なお効力を有する改正前地共済法第七十五条第			改正前地共済法による職域加算額 推金その他なお刻力を有する改正前地共済法	トだこう 1 この カンゴー ってご ブロミデスなお効力を有する改正前地共済法の規定による			旧職域加算遺族給付	地方公務員共済組合の組合員	給	旧職域加算遺族給付	地方公務員共済組合の組合員	旧職域加算遺族給付	旧職域加算遺族給付	これら	二第一項第一号、第三項及び第四項なお効力を有する改正前地共済法第九十九条の		旧職域加算遺族給付を	職域加算遺族給付」という。)の「現に規定する旧職域加算遺族給付(以下「旧	を有する攻正	第三号及び第三頁なお対力を有する改正前地共済法第二条第一項	ш.	白亥肚子員 日職域加算障害給付
	「「「「「「」」」 「「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」			は、それぞれ司長の下闌こ曷げる字可じする。 の規定を選用する。この場合において、次の表の上欄に掲ける規定中同表の中欄に掲げる字句。	○見だに通月~~~~)易介(おい)、このを)に聞い場での見ざい引をのり聞に場でって丁 において「再評価令」という。)第四条第一項及び第三項、第六条並びに別表第一及び別表第三	よる改定率の改定等に関する政令(平成十七年政令第九十二号。以下この項及び第十七条第二項	号。以下「改正後厚年令」という。)第三条の四及び第三条の四の二の規定並びに国民年金法に	三百四十二号)第一条の規定による改正後の厚生年金保険法施行令(昭和二十九年政令第百十 を改立する没有の旅行に任う原生労働省制侵政者等の事備等に関する政令(平瓦二十七年政令第	. 合	二十四年一元化法附則第六十条第十一項の規定により前項に規定する改正後厚生年命		发 星 巨 三 全	地方 公務員 电浇 組合員 兰戬旧 地电浮放行 医前期間	日也がおいては、「日本」は「日本」に対しては、「日本」に対している。 日本 は 日本	及び一項の規定により読み替えて適止法同項及び平成二十七年経過措置 上法同項及び平成二十七年経過措置	会与月額 会与月額		均標準報酬月額 ニャニー・ステンス・アース・ステンス・ステンス・ステンス・ステンス・ステンス・ステンス・ステンス・ステ	加費用対象	とする旧地方済組合員期間と平成二十四年一元化法附化法附則第附則第四条第十二号に規定する旧地方公	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		条 保平均標準報酬月額 平均給与	こ関し	倹去第百条の二第 1をたる呆倹合寸こ関する処分女臣前也は斉去こよる厳或加算領の支給の亭上 改正後厚生年金保実施機関		佐幾周り養务り長布 こ間する事頁、受合権皆こ対する女臣前也も斉

20																															
第十二条 第十二条 で 第十二条 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で	別表第一	再評	項 ;	第 再 六 評	Ź					項	/ •	評	三項	第 四	評								項	第 四		H H	第三四言	平	0)	年改令正	
 大二条 改正前地共済法による職域加算額に係る平成六年地共済改正法等の規定の読替え)(改正前地共済法による職域加算額に係る平成大年地共済改正法」という。) 大二条 改正前地共済法による職域加算額に係る地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年:公長の規定並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年:人条の規定並びに地方公務員等共済組合法等の一部 	777		1	条份	-	e /9	17/L	T /	·//-	-ا ١	第	価合		条第	슈								hh		価令		条イの	合	四 の	第後三字	
す、第こ定六改造の第一のでは、		令被保険	λ δ	正めると13	第二項	条第一	附則第二十	ト <u>5</u>	第十八号。以成十二年法律	する法律(平	の一部を改正	艮	同法	法	厚 生 年	同法							第一項	第法第四	厚生年		法月	Ε	号	R 三の四第一項第 区 厚法第四十三条 注	
表のいるとは、大きのでは、たらには、たらには、たらには、たらには、たらには、たらには、たらには、たらに		者	4	表第	5	項及	<u>-</u>	į.	号。 法	(年)	を改	年金法等			金保									+	年金保険		<u>1</u>	丰金呆矣		一項三	
上 第 弟 方 九 済 法 開 川 項 八 八 五 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元		地方	ξ λ	り 一 ドカー	- } 	び	附	لِ	<u> </u>	半十二号。	止る地	等平成	適用		適用	適用	る読		号;	給行	車 者の 年	年金	定に	<u>条</u> 一 項	適用		j	<u></u> 商 田		<u>第条</u> 適 用	第規一定
掲 げ 入 表 第 等 第 場 が り り り り り り り り り り り り り り り り り り		公務日		定めると13	į]則第十				方公弦	三 十 十	(する)		するが	するが	替えが	第一	第六人	等に	の一部を	保険	定による改正	一項の規定によ	するが		2	する。		するが	第一項第二号イ規定による読替え後
る規一 東 以 版 域 加 が 第 額 に れ が 第 犯 に れ が 知 が れ か れ か か か か か か か か か か か か か か か か	į	貝共済	()			条第			次項にお	務員等	七年経	改正後		改正後	改正後	俊のも	埋の規	余 第 一	関する	と皮の圧し	といい	以正後	Æ	後		1	区 E 参		改正後	一号イを読替
中一において、一方には、一方には、一方には、一方には、一方には、一方には、一方には、一方には		地方公務員共済組合の	1 7	召和			項、			V	共済知	過措置	厚生		厚生	厚生	のとよ	定に上	項に	経過	する生	三一	後の法をい	り滴	厚牛		j.	享生		厚生	[え後
表 (で (で (で (で (で (で (で (で (で (で		の組合員	- 全	ヤトド七月以前			第二			て	る地方公務員等共済組合法等の	平成二十七年経過措置政令第十	午金保		適用する改正後厚生年金保険法	適用する改正後厚生年金保険法	る読替え後のものとする。以下同じ。) 第四十	一条第一項の規定により読み替えられた規定にあっては、	おけて	措置に	本津の	で改工	といい	用する	年金保		2 1 1	適用する女王爰享主手金呆矣		適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の	のもの
欄に成十二で地方の		員)]	t			項、				等の一	政令第十二条第	険法		険法	険法	以下同	み替っ	三 平	関すり	を行って	する法	被田	ŧ	険法		ì	矣 去		険法第	ものとする。
刊 で で で で で で で で で で で で で	:		1 6	ח			第五 項				部を	条第					同じ。)	たられ	戍 二 十	る政会	半り	公律及	者年	こされ	(平 成					- 四 十	
字の共等等共等の共産の共産の共産の共産の共産の共産の共産の共産の共産の共産の共産の共産の共産の			また また こうしょう しょうしょう しょうしょ しょうしゅ しょうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅう しゅう	朝間こ			第五項及び第六項				改正す	可の					第四	た規定	七年紀	' (平) (平)	也 生 年 な	こが出力	金制度	た平成	二十四年					三条の	次条にお
を で に に に に に に に に に に に に に			ä	かっ			7六項				部を改正する法律	規定					十四条	たにあ	栓 過 措	成二十	1.务員:	公務	の	た平成二十四年						四第	V
れ附と子正法とのおり、別いた。			ľ	ては、							(平	により					四条第二項	っては	置政会	-七年	等は ぞび	1 () () () () () ()	元化等	年一	元化法					項第	て同じ。)
に に に に に に に に に に に に に に	:		-	-							成十二	読み芸						同原	卫 i と i	政令等	11日音	(済組<	を図っ	一元化法第	[附則第六					27 号	
の下欄の下欄の下欄の下欄の下欄の下欄の下欄の下欄の下棚の下棚の下棚の下棚 がまり かんしん しゅうしん おいい おいい おいい おいい おいい おいい おいい おいい おいい おい			-	1 1 1 1 1 1							一年法	育えて						同項の規定に	号。第六条第一項において「平成二十七年経過措置政令」という。)	第三百 。	女こと 正	台法 及	被用者年金制度の一元化等を図るため	出第 一	+1						第四十三条の二
 大二条 改正前地共済法による職域加算額に係る平成六年地共済改正法等の規定の読替え) (改正前地共済法による職域加算額に係る平成六年地共済改正法」という。) 附則第十条十二条 改正前地共済法による職域加算額に係る地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十二年) (改正前地共済法による職域加算額に係る地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十二年) 											(平成十二年法律第二	適用す						定によ) 第 ·	(平成二十七年政令第三百四十七二)(7) 矛動等 サ液維育溶り ほうしゅう	部を牧王する去聿の施亍こ半う地方公务員等共斉狙合去こよる長期1市度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法	fric は別での「ごご覧です」のこうのほごに なっぱい いっぷっぱい こうじょ 年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用	の厚生	条の規	条第十						条の一
	上沒所	5 地	平成	出 身 し o	- 長 没 り 降	去 地	平成	第三	第降	力 共 リ 済	平.							6			À1 17	4 /11		/уц			第月	付 共	平	の見出	共平済成
第 — 項	7	川済 百改	+	育		川済的	+	項:	二項及こり	可改改工	成六年																項	村別第八	r 成 て 六 年	光出し	改改正年
	<u> </u>	- 正	年法	Ę	1	- 正	年法に		<u>び </u>	法法	地		同															条 法	:地	条	<u>法 地</u> 障
			七十				による			障害共済年金	法第八十四条第		条第一															法第八十匹条第二項	法による		害共済年金
			-九条第				よる年金			年金	四条		項の															· 匹 条			年金
			第一項				である				第一 項		障害共															第二項	Í		
							である給付等の						障害共済年金																		
							寺の額						金																		
すに等用部金るも第二 る伴の者を制改の三十 経う一年改度正と項四	1-3法	一元七	なお効				改正並			旧職は		旧職は	なおが	このタ	ては、	う <u>。</u>	四十二	する奴	に伴る	等月のオ	目音を ま	金制度	る改正	ものし	第三语	二十二	する法	たまない	第一名		旧職は
選り一年以及正さな 場地部金正の前さ又年 指方を制すーのれは一	三律一个	* 等	力				改正前地共済法による職域加算額			職域加算障害給付	お効力を有する改正前	域加算障害給付	効力を		同条	第五名	七号。	性過 措	リカラ 地方	部分を制	十金削す	との一	一前の	こされ	収又は	年一	律	等 大	条の規定		職域加算障害給付
置公改度る元地た第元に務正の法化方平五円	五年二月	三図える た	有する				済法に			障害	有する	障害%	有する	いて国	の規定	余の規	以 下	置に問	公務点	改正する	変 没 没	元に	地方公	た平成	第五項	元化.	平成人	等を図る こめ	111		障害
関 等 る 元 及 を 務 二 規 没 る 共 法 化 び 図 員 十 規 」	· 十 · 匹	- た - め - の	改正				による			付	改改正	付	改改正	同じ。)	足によ	定に、	平成	対する	具 等 共	りる法	元として	すを図	公務員	<u></u> 二十	頃の規	とと	一十 ≀ 十 四 ℓ	こめり昇る改正前	よる改		付
	、 年	三厚と生	前				職域加				前地井		前地世	第八	る読麸	より読	二十	政令	済組合	律のの	等を対	りるため	等共次	四年一	定に上	いう。	年点	享 前生 #	îΙΈ		
政府を対対のでは、	。沒	+ 年	#1											1 1	"目"	7,	t	€.	ユ:	L 対7	<u> 그</u>	, W									
政令(平成) (平成) (平成) (平成) (本の) () () () () () () () () ()	りのくせば	年金保	共済法				算額				済法		済法	十四久	え後	替、	年紅	平 成	に	ஸ 7	るを見	の厚	組合	元化:	らりな	附	比第六·	上手 金呆	法に		
でして、) 所具第一四年一元化法第二等を図るための厚生年金によりなおその類似の では、	けい 対川等では律第六十三年	年金保険法学	共済法(被甲				算額				地共済法第八十		済法第八十	十四条第二	え後のもの	み替えられ	年経過措	平成二十七	仏による長	叩を改正す	るための可称員等する	の厚生年を	組合法をい	元化法第三	らりなおその)附則第六	上第六 十三号	光途呆矣去矣,	の法による		
政令 (平成二十七年政) 一等を図るための厚生年金保険 「個の一部を改正する法 「相の一部を改正する法 「相の一部を改正する法 「相の一部を改正する法 「相の一部を改正する法 「本の一部を改正する法 「本の一部を改正する法 「本の一部を改正する法」	う。) 寸川等 ドーパン 没律第六十三号 こり		を有する改正前地共済法(被用者年・				^加 算額				十四四		済法第八十四条	この条において同じ。)第八十四条第二項	え後のものとす	み替えられた規!	年経過措置政<	平成二十七年政(仏による長期給	即を改正する法は	るための 厚生年	の厚生年金保険	組合法をいい、	元化法第三条の	らなおその効力)附則第六十条	(平成二十四年法律第六十三号。以1	フ 1B	よる		
古人では、ことでは、 1 日本の人が、という。 1 日本の 1 日本のとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の規定によりなおその効力を有する 1 日本のとされた平成二十四年一元化法第三条の規定によりなおその効力を有する 2 日本のとされた平成二十四年一元化法第三条の規定によりなおその効力を有する 3 日本のとされた平成二十四年一元化法第三条の規定によりなおその効力を有する 4 日本の人が、被用者年 5 日本の人が、は、日本の人が、は、日本の人が、は、日本の人が、は、日本の人が、は、日本の人が、は、日本の人が、は、日本の人が、は、日本の人が、日本のり、日本の人が、日本の人が、日本の人が、日本の人が、日本の人が、日本の人が、日本の人が、日本の人が、日本の人が、日本の人が、日本のり、日本の人が、日本の人が、日本の人が、日本の人が、日本の人が、日本の人が、日本の人が、日本の人が、日本の人が、日本の人が、日本	500、村川寛で1512第1頁没律第六十三号。 以下「平		年金				加算額				(済法第八十四条第一項		なお効力を有する改正前地共済法第八十四条第一項	十四条第二項	同条の規定による読替え後のものとする。以	第五条の規定により読み替えられた規定にあ	年経過措置政令」と	+成二十七年政令第三	仏による長期給付等に	『を改正する法律の施学を改正する法律の施	るための厚生年金呆倹務員等井済組合法及で	の厚生年金保険法等の の原生年金保険法等の	る改正前の地方公務員等共済組合法をいい、被用者年	元化法第三条の規定に	第三項又は第五項の規定によりなおその効力を有する)附則第六十条第一項	以 - 下 i		よる		

<u> </u>				
た金額に 法律 (平成十二年法律) 子会額に 法律 (平成十二年法部	法附則第十		第二項第	条法第四
金額こ送前額改定率を乗じて导金額こ送前額改定率(国民手金去等の窓にごそを会じする条件の名)は五前歩⇒浴浴にごそ用地力等名	地共済		计消货	去 地 計 出
去こよる手をである合寸の質 女E後組合員期間の月数	ĮŽ.	、なお効力を有する改正前地共済法	成	电平比成
間の月数」とあるのは「基準日		なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法	昭和六十年改正法	
,		7 25		
」と、滑則第二十条の二第二項の月数 費用 変 男間の 月数とを合算した月数		が 第二及び第三項	一号 ・ ・	二条号第
旧地方公務員共済組合員			則第十	法防附
した		としてなお効力を有する改正前地共済法	済改正	地
組合員期間の月数と		施行日	十二年	平成
の二第一項第一号イ中「旧地方		第七十九条第一項第二号	第七十九条第一項	
月数を旧地共済施行		同じ。)		— 号
数とを合算した	以 <u>下</u>	する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。	項	条笙
公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月	規定	と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に	則第	法附
組合員期間の月数」と、第八十七条第一項中「旧	期間	四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間	済改正	地共
項第一号中「組合員期間の 期間の月数とを合算した月数」とあるのは「基準日後	則第	旧地共済施行日前期間(平成二十四年一元化法附	+	平成
十七条第一項各号及び第二			を含む。)	
費用対象期間の月数とを合算した		る場第百四条第二項	二項にお	
地方公務員共済組合員期間」という。)の月数と追加	附則	改正法附則第百四条なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則	六十年	
号に規定する旧地方公務員共済組合員期間(以下「旧			五項	
		条 第	五項並びに附則第二十六条第	
等を図るため		び <u>第</u>	則第二十五条の四第二項及び	
第七十九条第一項各号中「組合第七十九条第一項第二号中「被用者年金制度の一元化		、附	五条の三第二項及び第五項、	
後組合員期間」という。)		二土	十五条の二第二項、附則第二	
後の期間に限る。以下「基準日		第二	三第一項及び第四項、附則第二	
組合員期間(平成十五年四月以)をいう。以下同じ。)の		条の	及び第三号(法附則第二十条の	
	条第四項	二号 附則第二十六条第五項	附則第二十条の二第二項第二	
+			第一項	
正期間 「以前」とあるのは「以前の基準日後組合員期間		十条なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則	昭和六十年改正法附則第三十条なお効力を有する改	
一年 法第四十四条第二項中「組合員 なお効力を有する改正前地共済法第四十四条第二項中		及び第三項	から第三項まで	
による改正前の第四十四条第二項に		百八条第二項		
	則第	る改正前昭和六十年地共済改正法」という。) 附		
十条第五項の規定によりなお効力	有 す	律(昭和六十年法律第百八号。以下「なお効力を		
以下「平成二十四日	る <u>法</u>	正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法		
年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法	る <u>改</u>	則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。) によ		
えられた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生	法附	元化法附則第百二条の規定(平成二十四年一元化法附		
令第三百四十七号)第七条第一項の規定により読み替	年	第二項 切りなおその効力を有するものとされた平成二十四	第二項	
付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政	によ	八条平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定	昭和六十年改正法附則第百=	
律の施行に伴う地方公務員等共済組合法によろ		じ。) 第七十九条第一項第二号		
金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正	条	による読替え後のものとする。以下この条において同		
法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生	法	により読み替えられた規定にあっては、これらの		
法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組		う。)第五条、第六条第一項又は第七条第一項の規定		
一年 第四十四条第二項に 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険	- とい 平成十	四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令	_	
				_

	一条第三項 光 第三項 光 規 規 規 規 規 規 規 規 規 規 規 規 規 規 規 規 規 規	条附。	地平 第一法 地 平 第 一 法 地 平 第 一 法 地 平 成 二 条 附 共 成 号 第 則 済 十 一 第 改 二 一 第 改 二 正 年 項 十 正 年
Ţ	の では、	1	項 第二号及びに 附 財 第三 3 3 4 4 5 5 7 7 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8
	の一被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	第七十九条第一項第二号第七十九条第一項第二号の規定	登定率をいう。以下同 地共済法 地共済法
			一法 地 平 条附 共 成 第 則 済 十 四 項 十 正 平 二
大」と、「組合員期間の月数 あるのは「毛弾の五・四八一」 「一月数を組合員期間 の月数」と、同項第二号 「一月数を組合員期間 「一月数を組合員期間 「一月数を組合員期間 「一月数を旧地共済施行 「一月数を組合員期間 「一月数を旧地共済施行 「一月数を旧地共済施行 「一月数を旧地共済施行 「一月数を旧地共済施行 「一月数を旧地共済施行 「一月数を旧地共済施行 「一月数を旧地共済施行 「一月数を旧地共済施行	百月)」とあるのは「基準日後 組合員期間の月数」と、同項第 三号中「千分の一・○九六」と に、「組合員期間の月数 と、「組合員期間の月数 と、「組合員期間の月数 と、「組合員期間の月数 と、「組合員期間の月数 と、「組合員期間の月数 と、「組合員期間の月数	が三百月未満であるときは、三 「千分の五・四八一」とあるのは 「千分の五・四八一」とあるのは 「基準日後組合員期間の月数」と 一五四」と、「組合員期間の月数」と 一五四」と、「組合員期間の月数」と 「基準日後組合員期間の月数」と 「基準日後組合員期間の月数」と 「毛の五・四八一」とあるのは 「毛分の五・四八一」とあるのは 「組合員期間の月数」と に、第八十七条第一項第一号中 と、第八十七条第一項第一号中 と、第八十七条第一項第一号中 と、第八十七条第一項第一号中 と、第八十七条第一項第一号中 と、第八十七条第一項第一号中 と、第八十七条第一項第一号中 と、第八十七条第一項第一号中 と、第八十七条第一項第一号中 と、第八十七条第一項第一号中 と、第八十七条第一項第一号中 と、第八十七条第一項第一号中 と、第八十七条第一項第一号中 と、第八十七条第一項第一号中 と、第八十七条第一項第一号中 と、第八十七条第一項第一号中 と、第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	年
数 イ第九十九条の二第一項第一号イ(2) 月数を旧地共済施行日前期間	★ 期分	対象期間の月数とを合算した月数 対象期間の月数とを合算した月数 対象期間の月数とを合算した月数 対象期間の月数とを合算した月数と追加費用対象期間の月数とを合算した 数と追加費用対象期間の月数とを合算した 数と追加費用対象期間の月数とを合算した 数と追加費用対象期間の月数とを合算した 数と追加費用対象期間の月数とを合算した 数と追加費用対象期間の月数とを合算した 数と追加費用対象期間の月数とを合算した 数と追加費用対象期間の月数とを合算した 数と追加費用対象期間の月数とを合算した 数と追加費用対象期間の月数とを合算した	年政令第三百四十七号)第十二条第一項の規定により 年政令第三百四十七号)第十二条第一項の規定により 年政令第三百四十七号)第十二条第一項の規定により 年政令第三百四十七号)第十二条第一項の規定により 年政令第三百四十七号)第十二条第一項の規定により 年政令第三百四十七号)第十二条第一項の規定により 年政令第三百四十七号)第十二条第一項の規定により

三名の二元を領し十三名の王がって	三条りこから幕型ト三条り丘まで定による読替え後のものとする。以下同じ。)第四十規定により読み替えられた規定にあっては、同項の規	一項	附則第十条の五まで	共済改正法第四十四条の二から第四十四適用する改正後厚生年金	平 成 十 二 年 年金である給付 改正前地共済法による職域加算額		条の	附則第	<u>正</u>	成十二年法	間の	の 〇	〇・五四八一	間の月数一と、司号ロ中「千分	とあるのは「基準日後組合員期	五四一と、「組合員期間の月数一	六一とあるのは「千分の一・一	項第三号イ中「千分の一・○九	日後組合員期間の月数」と、同	期間の月数」とあるのは「基準	分の五・七六九」と、「組合員	の五・四八一」とあるのは「千	十条の二第二項第二号中「千分	附則第二間の月数とを合算した	旧地方公務員共済組合	合員期間の月数」と、同号ロ(2)(i	間の月数とを合算した月数」とあるのは	基準旧地方公務員共済組合員期間の月数と追	のは「基準日後組合員期間	九」と、「組合員期間」とある	とあるのは「千分の五・七六	(1)中「千分の五・四八一」 を貞其間の兵数」と「同号に其間の兵数	112	ときは、三百間	組合員期間の月数(当該月数が旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期		「基準日後組合員期間の月数」	ときは、三百月)」とあるのは	(当該月数が三百月未満である
[:] {	法 州 則 第 十 地 共 済 改 正 地 共 済 改 正 運 成 十 二 年法第四十四条の五 運 成 十 二 年法第四十四条の五	場合(物価変動率が一を上回る 名目手取り賃金変動率を上回る		二 名目手取り賃金変動率が一	る場合 名目手取り賃金変動率	名目手取り賃金変動率以下とな	を下回り、かつ、物価変動率が	取り賃	とする。	項	一第当該各号に定める率 名目手取り賃金変動率 名目手取り賃金変動率	附則第十条の丘 するほう 経験に 一直が 大き草 大きを乗り 大きを はいまい はいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい	共済 二年	対十二手欠り各手こ曷げる	の丘(『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『』』』』。『『『『『』』』』、『『『『』』、『『『』』、『『『』』、『『『』』、『『『』』、『『』、『『』、『『』、『『』、『『』、『『』、『』、			<u>第</u>	則第十	済改正	十二年物価変動率が		金変	かつ、物価変動率が名目手取り	物		名目手1		同項に規定する物価変動率(以	という。)が一を下回り、かつ、		現定する名目手収り賃金変動率 温等四十四多の二第一項に	一と写明一回るのに第一頁にとする。	当該各号に定める率 名目手取り賃金変動率	二項 条の三から第四十四条の五までから第四十三条の五まで	の二第法第四十四条の二(法第四十四	則第十	改 正	十二年次の各号に掲げる

	条附			条例	 			条	附																	条第	附則	ブ ァ	- 🛆	.	2	備法地考附共	平三	五項
正、	条第四項済行	適	法平	条第三項済	と一滴	正	Ì	条第二項済年金につい	第五法					適	正	`					三	に				一 項 済	法	ぞれ司表の	てレ	令(平成し	改正前	考別別別表	+	項
法 平成十二年改	済年金について法による遺族共	用する法	成十二年改	年金(法	用する法	法	平成十二年	牛金につ	による障害共					適用する法	法	平成十二					二年改正法	ついて平				年金(による障害	の下欄に			地共済法に			
改用、	て共の旧	適	正	加出	美上		改、	ての	共旧	h -	- 務	* t	第	適	用	年改	み・	-	- 正	元	部	成十に	の	算	と		作害共被	掲げる字構に握け	聞い場所 王条!	。)	による職		十四条の	
する平成二十	規定により読職域加算遺族	用するなお効力を有する改正前	平二 大	「旧職域	適用するな	平成	平成二十	規定により読み替えて適用する	職域加算	らの規定による読替え後のものとする。以下司じ。) ザスに第七条第一項の規定により記み替えられた対策によ	一頁又は第二条第一頁務員等共済組合法をい	ものとされ	六十条第	用するなお効力を有する改正前	する平成	、平成二十七年経過措置政令第十二条第	み替えて適用する平成十二年改正法	「平成二十七年経過措置政令」という。)する経過措置に関する政令(平成二十:	う圣過きする法律	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	を改正す	ついて被用者年金制度の				する法律(被用者年金制度の一元化等を図るための	下欄に掲げる字句とする。 表の上欄に掲ける平成十五年地共済	うごえ しゅ	寸川穹丘を穹一頁 2~59 項頁をですが高くないっちょをでご見言し年政令第十七号。以下この項及び第十八条第二項において「平成十五年	域加算類		法第四十四条の二第一項第一号適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二第	
十二年改	り遺読族	お効力を	十二年改正法七年経過措置	加算遺族	竹也は斉芸にお強するなお効力を有す	十二年	-七年経過措置な	り読み替	障害給付に	による語	組合法な	た平成一	一項、第	お効力な	十二年故	七年経過	用する以	七年経過:電に関い	一量に引にの施行に) 言言の	る法律な	用者年会	を給付事	(第三項におい	附則第六	平成二十	制度の一	3。 年 地	11年世間	- この項型	に係るは	fatr	第一号	
正措法置	えて適	で有する	1法 政令	旧職域加算遺族給付」とい前封⇒汾治にはそればかり	で有する改	近正法	過措置政4	ffえて適!	につい	記替え後のも 項の規定に	重いし、 一	一十四年	第三項又:	で有するが	以正法	過措置政	十成十二:	措置政会する政会	に伴う地で	が厚生年	及び地方	亜制度の	事由とする	いて「改	十条第五	(平成二十四年法律第六十三号。以下	元化等	光浴改正令の	まて及び	及び第十	地方公務	第一号	週用する:	
政令第十二条第	用する二十七年	改正前地	政令第十二条第	い 客 、 <i>0</i>	四算員) 改正前地		政令第十二条第	用する	て平成二十七年	のものと	ゼニエ)売み替えっ 平成二十七年経過措	一元化法	項	抽		令第十二	年改正法	こといる	万公務員	金保険法	公務員等	一元化等を図るため	るもの ()	正前地共	4項に規・	伴第六十1	を図るた	全の 規定	分別見ぎ	八条第二	員等共済		改正後厚	
条第一項	十七年経	地共済法	項の	いい、なお効力を有す	が対方とこれが対対		条第一項		十七年経	のとする。以	売み 季を	第三条の	の規定に	共済法		_		ソ。)第十十七年	·	等の一部	共済組合	を図るた	以下「旧	済法によ	定する改	二号。以	めの厚生	規定中同表の	コ引きいから第九	項におい	組合法施		生年金保	
の規定	-経過措置3		規定に	を有する			の規定によ		過措置	八下司じ。	は一日では、日本の一日の一日の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本	規定にと	によりない	済法(平成二十四年		項の規定に		第十二条第一項の規七年政令第三百四十	な合法に	を改正力	法及び対	んめの厚生	職域加算	よる職域		下「平成	年金保险	・中欄に掲	/ 早間 / 1	て一平台			除法第E	
により読	政令第十二条第		より読み	る改正前地共	→		り		政令第十			よる改正	ねその効	十四年一元		により読	;	一項の規一百四十.	よる長期	・ る法律	放用者年	の厚生年金保険	障害給け	加算額」	が済法に	二十四年	映法等の	けるさ	が規定の)見言う放十五年	の一部を		四十三条	
み替えて適	_	.	読み替えて適用	済の			読み替えて適		第十二条第一	7	,	た平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公	効力を有する	元化法附		み替えて適		規定により読十七号 以下	→	の一部を改		険法等の	(以下「旧職域加算障害給付」といい	て「改正前地共済法による職域加算額」という。	附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域	「平成二十四年一元化法	厚生年金保険法等の一部を改正	V	一丁は、こし、適用につい	通用 こう地共済改	記を改正する政			
	項 条 附			(法)			適		項	~				則		適		読丁	、関	改	_	_	, ,		加			1	ιV				項	
	第 訓	一角	三 111		条第	附則	条『第三	付貨	第 条	· 附		条第	附 訓											217 AL	条月第	附別	第一角	入 附有 即		条第	附訓	第条附二第訓	条質	付訓
に別り	条第三項「組附則第九、	第二号項	〔九	族 公	条第一項二	法		1	第二号写	〔八		<u>項</u>	附則第八支:			1	丰辛	『 済	地	号	そ:	者	に別	川	条第三項「組	t,	第二号工			条第一項公		第二号 附則第六と	条第一項	則第六
る j	条第三項「組合員期間附則第九、法	<u> </u>	〔九	族共済年金の法公務等による連	一項二第三項	法第九十九条		付則第八、去	第二号 写	附則第八として法	族共済年~	項公務等に	八支給するは				· を 引 引 す	組合法等の	地方公務員等共	多率	それぞれ当該々	者の区分に応じ	掲げるこ		第三項口	附則第七、法	第二号	発育一頁 附則第七として法	害共	項公務等に	七法第九十五	項六	項 フ	則第六去第九
る j	「組合員期間」「同	二号 ⁹	九として法	族共済年金の法公務等による遺公務等	一項 二第三項	法第九十九条の	ř	大去	第二号 二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	八として法	族共済年~	項公務等に	八支給するは	正する	の規定		· を 引 引 す	女芸片の合法等の	公務員等	号に定める率	それぞれ当該各	者の区分に応じ、	掲げるこ	川長第二の各号女王後三年の名号女王後三年の	間	七、法	第二号	生として法 とし	害共済年金	項公務等による障公	七法第九十五条にな	<u>項 六</u> として法	項を対する	則第六 去第九十五条
る j	「組合員期間」「同	二号 項	九として法	遺公務等による旧	一項 二第三項	法第九十九条の	ř	大去	第二号	八として法	族共済年~	項公務等に	八支給するは	正する法律	の規定により読		· を 引 引 す	女芸片の合法等の	公務員等	号に定める率	それぞれ当該各	者の区分に応じ、	掲げるこ		間	七、法	第二号	生として法 とし	害共済年金	項公務等による障公	七法第九十五条にな	<u>項 六</u> として法	項を対する	則第六 去第九十五条
る — j	「組合員期間」「同	二	九として法	遺公務等による旧職	一項 二第三項	法第九十九条の	ř	大去	第二号	八として法	族共済年~	項公務等に	八支給するは	正する法律	の規定により読み替えて		· を 引 引 す	女芸片の合法等の	公務員等	号に定める率	それぞれ当該各	者の区分に応じ、	掲げるこ		間	七、法	第一号	生として法 とし	害共済年金	項公務等による障公	七法第九十五条にな	<u>項 六</u> として法	項を対する	則第六 去第九十五条
る — j	「組合員期間 「旧地共済施行日前期間、法 、 、 、 、 、 なお効力を有する改正前	(二 号 1)	九として法	遺公務等による旧職	一項 二第三項	法第九十九条の	2 対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対	1、去 、	第二号 条第一項	八として法	族共済年~	項公務等に	八支給するは	正する法律	の規定により読み替えて適用す		· を 引 引 す	女芸片の合法等の	公務員等	号に定める率	それぞれ当該各	者の区分に応じ、	掲げるこ	刊長第二の各妻女臣後昇臣臣を呆倹去第四十三	間	七、法	第二号 第一 5	生として法 とし	害共済年金	項公務等による障公	七法第九十五条にな	<u>項 六</u> として法	項を対する	則第六 去第九十五条
○受給権 一の各号改正後厚生年金保険法第四十三条第一	「組合員期間」「同	(二) 号 · 項	九として法	選公務等による旧職域加算遺族給付	項 二第三項	法第九十九条の	著 オネタフを不可なも工育ませき	大去	第二号 条第一項	八として法	族共済年金の法	項公務等による遺公務等による旧職域加算遺族給付の	八支給するは	正する法律	の規定により読み替えて適用する地方公		· を 引 引 す	女芸片の合法等の	公務員等	号に定める率	それぞれ当該各	者の区分に応じ、	掲げる受給権	の各妻女臣後事生臣を最の去ち四十三条第一門 一世 リンカイト 自身間	間 「日地共斉施行日前期間	t,	第二号	生として法 とし	害共済年金	項公務等による障公	七法第九十五条にな	項 として法 としてなお効力を有する改正前地共済	項を対する	則第六 去第九十五条
○受給権 一の各号改正後厚生年金保険法第四十三条第一	「組合員期間 「日地共済施行日前期間、 、	(二) 号 · 印	〔九	選公務等による旧職域加算遺族給付	項 二第三項	法第九十九条の	著 オネタフを不可なも工育ませき	八、去 、よの効力を有する女圧前也は斉	第二号	〔八	族共済年金の法	項公務等による遺公務等による旧職域加算遺族給付の	八支給するは	正する法律	の規定により読み替えて適用する地方公務員等#		· を 引 引 す	女芸片の合法等の	公務員等	号に定める率	それぞれ当該各	者の区分に応じ、	掲げる受給権	の各妻女臣後事生臣を最の去ち四十三条第一門 一世 リンカイト 自身間	間 「日地共斉施行日前期間	七、法 、なお効力を有する改正前地共済	第二号	見 として法	害共済年金	項公務等による障公	七法第九十五条に	<u>項 六</u> として法	項を対する	則第六去第九十五条
る受給権 一の各号改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評 1	「組合員期間 「日地共済施行日前期間、 、	(二) 号 (項) (三) (三) (三) (三) (三) (三) (三) (三) (三) (三	九として法	選公務等による旧職域加算遺族給付	項 二第三項	法第九十九条	著 オネタフを不可なも工育ませき	八、去 、よの効力を有する女圧前也は斉	第二号 第二号	八として法	族共済年金の法	項公務等による遺公務等による旧職域加算遺族給付の	八支給するは	正する法律	の規定により読み替えて適用する地方公務員等共済組合		· を 引 引 す	女芸片の合法等の	公務員等	号に定める率	それぞれ当該各	者の区分に応じ、	掲げる受給権	の各妻女臣後事生臣を最の去ち四十三条第一門 一世 リンカイト 自身間	間 「日地共斉施行日前期間	七、法 、なお効力を有する改正前地共済	第二号 第二号	生として法 とし	害共済年金	項公務等による障公	七法第九十五条に なお効力を有する改正前地共済法第九十	項 として法 としてなお効力を有する改正前地共済	項を対する	則第六去第九十五条
る受給権 一の各号改正後厚生年金保険法第四十三条第一	「組合員期間 「日地共済施行日前期間、 、	(二) 号 (甲)	九として法	遺公務等による旧職	項 二第三項	法第九十九条の	著 オネタフを不可なも工育ませき	八、去 、よの効力を有する女圧前也は斉	第二号	八として法	族共済年金の法	項公務等に	八支給するは	正する法律	の規定により読み替えて適用する地方公務員等共済組合法等の一		· を 引 引 す	合法	公務員等	号に定める率	それぞれ当該各	者の区分に応じ、	掲げる受給権	川長第二の各号女臣後昇臣臣後呆倹去第四十三条第一頁こ見官計る耳平田経	間 「日地共斉施行日前期間	七、法 、なお効力を有する改正前地共済	第二号	生として法 とし	害共済年金	項公務等による障公	七法第九十五条に なお効力を有する改正前地共済法第九十	項 として法 としてなお効力を有する改正前地共済	項を対する	則第六去第九十五条

十三条第一項平成二十四年	七条組 方 第 方 第 方	八条組合法第九項	地方公務には、一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一	第十三条 第十三条 十八条、 に平成二 掲げる字	
- 三条第一項- 成二十四年一)	第一項 合法第百十年 世 世 後 治 治 第 百 十 年 日 十 年 日 十 年 日 十 日 十 日 十 日 十 日 日 日 日	大名 十月 全退又隨	等 た 六 等	(改正前地共済法による職 十三条 改正前地共済法に 大三条 改正前地共済法に 大川条、地方公務員等共済 大川条、での表の上欄に掲げ なの表の上欄に掲げ なの表の上欄に掲げ ないて、次の表の上欄に掲げ ないて、次の表の上欄に掲げ ないて、次の表の上欄に掲げ ないて、次の表の上欄に掲げ	都を改正する 済組合法等の でかる率 を改正する
長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法によるの一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一元化等を図るための厚生年金保険法等のの決律による長期給付に係る排金	収金 び退年 、状況 金 付 職に	給付の支 総付の支 には には には には には には には には には には	正頂 第六頁	「「はない」には、「はない」には、「はない」になっている。このでは、それぞれ同表の中欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の上、大流組合法第六十八条第六項及び第五二十条及び第百二十一条の見等共済組合法第六十八条第六項及び第九項並びに第百十七条、改正共済法による職域加算額の受給権を有する者については、改正後地共よる職域加算額に係る改正後地共済法等の規定の適用)	正する法律 正する法律 正する法律 正する法律 正する法律 正する法律及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過律の施行に伴う地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を建の大変の表達の大変の一元化等を対している。 「おぞれ当該各」 「おぞれ当該各」 「おぞれ当なるといる。「おぞれ当なるといる。「おぞれ当なるといる。「おぞれ当なるといる。「おぞれ当なるといる。」 「おぞれぞれずれる」 「おぞれずれる」 「おぞれずれずれる」 「おぞれずれずれる」 「おぞれずれずれずれずれずれずれずれずれずれずれずれずれずれずれずれずれずれずれず
の額」とあるのはとなる組合員期間ものに限る。以下則第六十条第五項則に限る。以下則には、以下則には、以下則には、以下則等が、以下則等が、以下則等が、以下則等が、以下則等が、以下則等が、以下則等が、以下	元七等を図るための厚生早金呆倹去等の一部を牧正する去津(平式二十四手去津第六十三する。この場合において、同条中「組合員期間が二十年未満」とあるのは「被用者年金制りなおその効力を有するものとされた改正前昭和六十年地共済改正法附則第十八条の規定による職域加算額の額の算定については、平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の担において同じ。)の算定の基礎となる期間が二十年未満である者に支給する当該改正前地す、改正前地共済法による職域加算額(退職又は死亡を給付事由とするものに限る。以下前項の規定により読み替えて適用する平成二十四年一元化法附則第六十三条の規定にか前項の規定により読み替えて適用する平成二十四年一元化法附則第六十三条の規定にか	四条第二項		十四条第一項 九元化法附則第六条 ア成二十四年一厚 ア成二十四年一厚 アカーラ	「西四十七号。以下この項及び次条第一項において「平成二十七年経 古四十七号。以下この項及び次条第一項において「平成二十七年経 古四十七号。以下この項及び次条第一項において「平成二十七年経 古四十七号。以下この項及び次条第一項において「平成二十七年経 古四十七号。以下この項及び次条第一項において「平成二十七年経 古四十七号。以下この項及び次条第一項において「平成二十七年経

		するした者の相続人に支給がないときは、当該死亡	支給し、支給すべき遺族付の支給を請求することができるあつた者の他の遺族)にしていたものは、自己の名で、その未支給らの給付に係る組合員でて、その者の死亡の当時その者と生計を同らの給付に係る組合員では、その者の死亡の当時その者と生計を同じていては、これにの者以外の三親等のの親族です。	項	位者	共済法第四十六条 受けるべき遺族に司順受けることができる遺族お効力を有する改正前前条 第九十九条第一項	注第四十六条の長	また 13.5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	本変力を有する改正前別表第二の名号に定め 本変力を有する改正前別表第二の名号に定め 本変力を有する改正前別表第二の名号に指ける改正後厚生年金貨隊法第四十三条第一項に規	(Time I in the Control of the Cont	成二十四年法律第六十三号。以下「平成二・めの厚生年金保険法等の一部を改正する法律	害等級(被用者年金制度の一元化等を図)	る。の表の上欄に掲ける規定中同表の中欄に掲ける字句は、それぞれ同表の下欄に掲ける字句とすの表の上欄に掲ける規定中同表の中欄に掲ける字句は、それぞれ同表の下欄に掲ける字句とす) 1月に品が、見だに引きの1別に品がった引く、「こうごう引きので別に品がった」地共済法及びなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法の規定の適用については条「平成二十匹年一元化法附則第六十一条第一項に規定する総付に係るなお効力を有す	- 1 を 立さ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	適用 第一款 施行日前に給付事由が生じた退職共済年金等に係る改正前地共済法等の規定	第二節 施行日前に給付事由が生じた退職共済年金等の特例る。
	一		のじあ! 給くつ!	一項地共済法第百	力を有				定	の二第二項がようである。	らい		<i>t</i> a	- 次改	· 等	0	項 地共済法第八
	批 牡			七条 の 四 第 田	する改正前					条門の三	区 E 前	米の二	政正前に	減			条 i 第 i 一 i
四年一元化法附則第六十五 定する旧地方公務員共済組	(平成二十四年一元化法附則第四条第十条において同じ。) に係る旧地共済施行期間 二第一項に規定する対象期間をいう。 対象期間に係る組合員対象期間(改正後厚生年金保険法第七		年金保険法第二十四名では、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の	用された 用された 用された 円された 円された 円が開始を開います。	する改正前前条第一項及び第二項の		み替えられ	第三百四十	する経過措置に関する政令(平成二十七地方公務員等共済組合法による長期給付正する法律の一部を改正する法律の施行化等を図るための厚生年金保険法等の一	条の二 - サミタニエ	以正前第七十九条第三頃に同順位者が二人	米の二	正前	増進	又除	請求	九 条 :

ー 地共済 なお対力	号表地な 地な の第共お 共済効 項八済効 済効 大法力	3 項 共 お	
項 項 共済法第百七条の八 お効力を有する改正	共済法第百七条の五井済法第百七条の五年済法第百七条の五の共済法第百七条の五の共済法第百七条の五の共済法第百七条の五の共済法第百七条の五の共済法第百七条の五	済 効 力 を 有 七 条 の 四 正 前	
準となった給料 準となった給料	前 前 前 第二項の規定 一 第百七条の三 定の適用がる 定の適用がる にの法律 にの法律 にの法律 にの法律 にの法律 にのがる にのがる にのがる にのがる にのがる にのがる にのがる にのがる	<u>第前 </u> と組同 離 婚期準る対 離 地 組 規前 離 婚期準る対 地	-
で額及び 期間に係改 が適用さ標 で標 でででででででできます。 が適用さにできます。 でででででできます。 でででででできます。 ででででできます。 ででででできます。 ででででできます。 でででできます。 でででできます。 でででできます。 でででできます。 でででできます。 ででできまする。 ででできまする。 ででできまする。 ででできまする。 ででできまする。 ででできまする。 でできまる。 でできる。	Tag	間つ定 求 並の掛期 さ長 第 求 並の掛期 長 1	<u></u>
新並びに改定又は決定後の標準賞 一項に規定する政令で定める数値 行われた 一様ででは決定後の標準報酬月額を 一様ででは決定後の標準報酬月額を 一様ででは決定後の標準報酬月額を 一様では、 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を	決定されたの場合を表示しています。 一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、	関連 本 関連 を 関連 を 関連 を 関連 を 関連 を 関に規定する政宗 で で で で で で で で で で で で で	口费目计20月1 (人
後の標準賞与額をそれぞ にめる数値で除して得た 報酬月額を第四十四条第 報酬月額を第四十四条第	-金保険法第七十八条の六第一項及定により標準報酬月額及び標準賞の規定による。第七十八条の六第二項の規定に後により標準報酬月額及び標準賞をにより標準報酬月額及び標準賞与額とし、同項の規定により標準賞与額とし、同項の規定により標準賞与額とい、同項の規定により標準賞与額を除く。)	共七 又 末を除四 二後 又 末を除四 以以 済に は 手そし十 項厚 は 手そし十 下 施規 決 当れて四 の生 決 当れて四 「同期	[皇日費] 计多月
に	は に	地な	≡
第三項の」	及び第三項	世界の大学の改正前前条第二項及び第三項の改工条の九の実施が適用された。 「中四条の九の一部の一部ではより特定離婚特例が活用された。」 「中四条の土の一部ではより特定により特定を発生の大の一部ではより特定により特定を対象の上前の一方では、まり特定を対象のという。」 「中四条の土の一部では、まり特定を対象では、まり特定を対象ででは、まり特定を対象の上が適用された。」 「中四条の土の一部では、まり特定を対象では、まり特定を対象では、まり特定を対象では、まり特定を対象では、まり特定を対象では、まり特定を対象が、では、対象を対象が、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が、	月ミミ 有幸 / 頁之がこせ
間」とする 電保険法をいう。)第四十三条第三項の」 の二第二項に規定する適用する改正後厚生年 二の二第二項に規定する適用する改正後厚生年金保険法(第九十九条の 保険法第四十三条第三項	- 昌 定 定 成 ニ 7 ド	下二項及び第三項の改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び標準賞与額の改定又は決定前条第二項及び第三項の改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び標準質により特定及び第三項の規定により標準では決定が行われた。) 景重 こなり 二合平 ()

本が一を下回り、かつ、 本が一を下回り、かつ、 とする。	当該各号に定める率	の五まで	の二第二項	共済法附則第二十八条第四十四条の二、は多りであった。日、直径の名号に対し	の効力を有する女王前欠り各号に掲 - 1-16 19 11	十二の二第一項		おかとすよる女王市	 お効力を有する改正前第八十一条第一項及び第	'块	六第七項及び第九項	地共済法附則第二十五条 なお効力を有する改正前及び第三項の規定	六第六項 	共済法附則第二十五条	お効力を有する改正	条	はお効力を有する改正前第七十九条第三項	第四項	の六第一項、第三項及び	地共済法附則第二十五条		ハ - 項 :	びに第二十五条の四第三の三第三耳のて貧ってする	負り	第二十114	も 斉去 付川第二十五条 お 効力を 有する 改正 前及び第三項の 規定	三第四項	共済法附則第二十四条組合員	有する改正前第七十九条第三	三第三項	共済法附則第二十四条	お効力を有する改正前組	二第七項 一四組合員期間 一切組合員期間 一回過日の帰てる人の前見	川角二十四条有する改正前	二第六項の組合員期間	法附則第二十四条日の属する月	お効力を有する改正前当該年齢に達し
とする。	名目手取り賃金変動率	から第四十三条の五まで		適用する致正後享生年金呆倹法第四クトラリックである。	手取り賃金変動率が一を下回る		から第四十三条の五までが、の第四十三条の五まで	適用ける女E&孠EF&呆灸去寫四十三条の二	適用する改正後厚生年金保険法第十一条又は第		:	第三項の規定 のび適用する改正後厚生年金保険法第四十三条			適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項	旧地共済施行日前期間	後 厚				日也夫斉布丁目前期間				0	第三頁り見巨 及び適用する改正後厚生年金保険法第四十三条		共済施行日前期間の月数	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項		1 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	日地共斉施行日前期間		- 旧地共済施行日前期間			
			十二の四	地共済法附則第二十八条	なお効力を有する改正前	の十二の三	地共済法附則第二十八条	なお効力を有する牧正前	刂有													() 	の二第四項	共済法)付削第二十八条 は対力を不可な引力 に対対している。 は対対に対対している。 は対対に対対している。 は対対に対対に対対している。 は対対に対対している。 は対対に対対している。 は対対に対対している。 は対対に対対している。 は対対に対対に対対に対対に対対に対対に対対に対対に対対に対対に対対に対対に対対に	おめた与する女王前		の十二の二第三項	共済	なお効力を有する改正前物価変動率が								_
	並びに特定期間	10		特定期間に係る	、特定期間一	特例が適用された者	第二項の規定により離婚が	第写七条の三第一項及び近	男四十四条の五	率	る場合を除く。) 物価変	(物価変動率が一を上回賃金変重率を上回る場合	ではいり かんりょう かん 変動率 か名目 手取り	か あい ない ない ない ない ない ない ない	二 名目手取り賃金変動	動率合を目手取り賃金変	賃金変動率以下となる場	物価変動率が名目手取り	率が一を下回り、かつ、	一名目手取り賃金変動		に定める率		第四十四条の四(第四十一巻の名号に封ける	欠り各号こ掲げる	四条の五第四十四条の三(第四十五				動率	を上回る場合 物価変	が名目手取り賃金変動率	回り、かつ、物価変動率 1 ・ 4 作 3 動率 7 ・ 8 ・	11 勿断変動率が一を下動率	合名目手取り賃金変	賃金変動率を下回る場	物価変動率が名目手取り
	並びに改定又は	じ。) に係る	十四第一項に規定する特定期間をいう。以下同	付定期間(改正後厚生年金保険法第七十八条の	数定又は一	子額が改定又は決定された者	地共済法が則第二十八条第二項の規定により離婚び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞	以正後厚生 宇金呆倹去第七十八条の六第一頁及	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五											\(\frac{2}{5}\) \(\frac{2}{5}\)		名目手取り賃金変動率	(適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五世月では11位四生年 全体附注第四十三条の四十二条の四十二条の四十三条の四十二条の四十二条の四十二条の四十二条の11位の11位の11位の11位の11位の11位の11位の11位の11位の11	適用する攻圧发享生手金呆倹去第四十三条の四名手手車・賃金変重率オーマー匠を	ロ目手取り賃金安助率が一を下回る (1977年) の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	(適用する改正後厚生年金呆倹去第四十三条の五適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三	下この項及び第五項において同じ。)が	率を上回るときは、名目手取り賃金変動率。以	物価変動率(物価変動率が名目手取り賃金変動								

	な 附昭な 附昭な	附昭なの地な	
則和お 期 前 十 前 十 力 六 十 四 年 を 月 条 十 条 十 条 月 条 月 8 十 月 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8	お効力を有するはお効力を有するはお効力を有するは、お効力を有するは、お効力を有するは、お効力を有するは、お効力を有するは、お効力を有するは、お効力を有するは、お効力を有するは、お効力を有するは、お効力を有する	い十二の六 出共済法附則第二条第一号 はお効力を有する。 はお効力を有する。 はお効力を有する。	+二の五十二の五十二の五
正 正 法 前 法	成 以 正 正 前 法 法 前	- A A A A A A A A A A A A A A A A A A A	八止
七新二項	新 二 新 二 項 共 済 法 第 第 第 第 の 規	合後第 第 特	員期間 一般では 一般では 一般では 一般では 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で に より 一般で に より 一般で に より の もの もの もの もの もの もの もの もの もの もの もの もの も
八 十 一 条 第	八十四条 第	に第 による 等二項 本 本 本 本 本 本 で で で で で で で で で で	組た特及
規 `す 元 用 定 平 る 化 す	改正後厚生年 で ステール で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	一一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	9 CX 6 1/2 CX
り読み替とされた4 とされた4 を 厚生を	金保険法質による改による改による改による改による改善の対法を表している。	一元に係るものに限る。) 十四第一項に規定する特定期間をいう。) 大四第一項に規定する特定期間をいう。) 十四第一項に規定する特定期間をいう。) 十四第一項に規定する特定期間をいう。) 十四第一項に規定する特定期間をいう。) 十四第一項に規定する特定期間をいう。) 大四第一項に規定する特定期間をいう。) 大四第一項に規定する特定期間をいう。) 大四第一項に規定する特定期間をいう。) 大四第一項に規定する特定期間をいう。) 大四第一項に規定する特定期間をいう。) 大四第一項に規定する特定期間をいう。) 大四第一項に規定する特定期間をいう。) 大四第一項に規定する特定期間をいう。) 大四第一項に規定する特定期間をいう。) 大四第一項に規定する特定期間をいう。) 大四第一項に規定する大型の見定による表別を可力を改正する法律の一部を改正する法律の一部 を改正する法律の一部を改正する法律の一部 で被用者年金制度の一元化等を図るための見定 で被用者年金制度の一元化等を図るための見定 で被用者年金制度の一元化等を図るための見定 で被用者年金制度の一元化等を図るための見定 を改正する法律の一部 を改正する法律の一部 を改正する法律の一部 を改正する法律の一部 で被用者年金制度の一元化等を図るための見定 による長期間(改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一 で被用者年金制度の一元化等を図るための見定 で被用者年金制度の一元化等を図るための見定 で被用者年金制度の一元化等を図るための見定 を改正する法律の一部 で被用者年金制 のは、による、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	る玻夫養配禺者みなし玻呆険者朝間(第正後厚生年金保険法第七十八条の十五に与額が改定され、又は決定が行われた者が第二項の規定により標準報酬月額及び近第二項の規定により標準報酬月額及び近後厚生年金保険法第七十八条の十四第三
スられた規定にあつ ・ 一条第四項の規定に ・ 一条第四項の規定に ・ 一条第四項の規定に ・ 一条第四項の規定に ・ 一条第四項の規定に ・ 一条第四項の規定に ・ 一条第四項の規定に ・ 一条第四項の規定に	第四十七条第二項 別則第百一条の! 日十七条第二項 (平成二十四年 (平成二十四年 (平成二十四年	大名 に 地 共 済 施 行 日本 保険法第七十 (平成 元 代 等を 図 る た め の 規 定 に よる もの と さ れ た 変 合 第 三 百 四 十 七 条 第 一 項 の 担 定 に よる 改 正 する も の と さ れ た 変 の 厚 生 年 金 保 険 法 第 七 十 八条 の 六 第 世 年 金 保 険 法 第 七 十 一 条 第 一 項 の 担 定 に よ る 改 正 す る も の と さ れ た 変 の 算 生 年 金 保 険 法 第 一 項 の 担 で で 成 二 十 四 年 な 正 す る と め の 月 生 年 金 保 険 法 第 七 十 一 条 第 一 項 の 担 で 成 二 十 四 年 を 改 正 す る と め の 見 変 で が ま の と さ れ た 変 の 着 の と さ れ た 変 の 者 で る と が る か ま の も の も の も の も の も の も の も の も の も の	し波呆険者の男七十八条の場では決定が行わり標準報酬の男七十八条の
にあつては、 下七条第一項 定により適 平成二十四年	一条第一項の そのとされた 日本一元化法 日本一元化法 日本一元化法	図のものためのものとは、 でものものためのでは、 でものものには、 でものものには、 でものもののでは、 でものもののでは、 でものもののでは、 でものもののでは、 でものもののでは、 では、 でものもののでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	が 大名の十五に規定 大条の十五に規定 行われた者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
附別の元十年の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	, I	項 []	附 昭 な 則 和 お 第 六 効 二 十 力
別第二十五条第一項別第二十五条第一項が力を有する改正別第二十二条			十一条の二第(を有する改正)
改正的新共済法第八十四名 改正法二項	加 又 り り は り り り り れ り れ れ り れ れ れ れ れ れ れ れ	(昭和六十年法) (昭和六十年法) (昭和六十年法) (昭和六十年法) (昭和六十年法) (田和 1 2 3 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4	一
第八十四条	号) 附則第十六条第一項成二十 フは第四項の規定により改正規 項の規 項の規 るのは する	(昭和六十年法律第百八号) 附則第十六 を第一項又は第四項の規 定により加算される金額 定により加算される金額 定により加算された金額 定により加算された金額 定により加算された金額 定により加算された金額 定により加算された金額 定により加算された金額 定により加算された金額 でにより加算された金額 でにより加算された金額 でにより加算された金額 を」と、新共済法第八十年法 を」と、新共済法第八十年法 を」と、新共済法第八十年法 を」と、新共済法第八十年法 を」と、新共済法第八十年法 を」と、新共済法第八十年法 を」と、新共済法第八十年法 を」と、新共済法第八十年法 を」と、新共済法第八十年法 を」と、新共済法第八十年法 を」と、新共済法第八十年法 を」と、新共済法第八十年法 を」と、新共済法第八十年法 を)と、新共済法第八十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	条の二第二節共済去第八十一条第二共済改正法項及び第八十二条第一項する改正前新共済法第八十一条第二十二条第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
条第改正後厚生年金保険法第四十七条第二項条第改正後厚生年金保険法第四十七条第二項	号) 附則第十六条第一項成二十四年一元化法附則第一条第三 のは「加算額及び経過的加算額を除 項の規定により加算された金額(以 項の規定により加算された金額(以 項の規定により加算された金額(以 を が が が が が が が が が が が が が が が が が が	平規平 並 「 成 定 成 第 び	項 同項の規 同項の規
適用する改正後厚生年金保険法第四十七条第二項改正後厚生年金保険法第四十七条第二項	二十四年一元化法附則第一条第三号に正規定を除く。)による改正前の地方公済組合法等の一部を改正する法律(四済組合法等の一部を改正する法律(四済組合法等の一部を改正する法律(四方公方のは「加算額及び経過的加算額を除くのは「加算額及び経過的加算を除く。)による改正前の地方公方に対している。	成二十四年一元化法附則第百二条の規定によりなおその効力を有するものとさんによりなおその効力を有するものとさいに第八十条の二第四項に規定する加算額がびに第八十条の二第四項に規定する加算額がある。	司頁の規定による読替え後のものとする。同項の規定による読替え後のものとする。
公第四十七条	原、 「元化法附則第一条第三号に による改正前の地方公 による改正前の地方公 による改正前の地方公 による改正前の地方公 による改正前の地方公 による改正前の地方公 による改正前の地方公 による改正前の地方公 による改正前の地方公	年一元化法附則第百二条の二第四項に規定する加東の二第四項に規定する加東に規定する加東に対し、大学ののは、大学の一、大学の一、大学の一、大学の一、大学の一、大学の一、大学の一、大学の一	一・金保険法第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十
第二項十六条	一十四年一元化法附則第一条第三号に掲げるは「加算額及び経過的加算額を除く。)」とあり、という。)」と、「加算額を除く。)」とあり、による改正前の地方公務員等は定を除く。)による改正前の地方公務員等には「加算額及び経過的加算額を除く。)による改正前の地方公務員等に関定を除く。)による改正前の地方公務員等に関定を除く。)とは「加算額及び経過的加算額を除く。)」と	一条の規定 () () () () () () () () () (司頁適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項同じ。)第四十六条第六項同じの規定による読替え後のものとする。以下
	とあ的四十等る	平たのに	

	0 なお効力を有す	則第	お効力を有									附則第百七条第一項	和	お										Bil	昭和六十年地共済改	4.3	ļ	則第二九二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	昭和六十年地共済改	おめた	則第九十	召和六十手也夫	お効力を			月等に	なお効力を有力		j	則第二	昭和六十年地共	お効力
	る改正前五	済改 正 法金の 支給を停止 かわれ	を対ことをつえ合と等している改正前前条の規定により障										<u></u> 出第百四条	BILL											正法	正	-	明 再評価率	正法から第四十四条の五工前業⇒渋沿第四十四条の五	<u></u> 下前新共斉去第四十四条	₹ 1	斉女王去司長いつ新せ寄る山前兼井汾沿第百日	る女圧前新共斉去第写		7.王巧 に対する	百二 沿	F也も斉女E占角ルトル条)町育三頁/2を有する改正前地方公務員等共済組合:		定による支給の停	新共済去第九十三条	済改正法期間を有する者に対	る改正前特別、施行日前の組
	五十銭	\ \ \	害年組合員である障害年金の受給権者	+	た改正後平成六年国民年金等改正法附則	一条第四項の規定により適用するものと	り読み替えられた平成二十四年一元化法附則第	いて読み替えて準用する同条第四項の規定によ	成二十七年経過措置政令第四十七条第五項にお	された改正後厚生年金保険法第四十六条又は平	第六十一条第四項の規定により適用するものと なお効力	より読み替えられた平成二十四年一元化法附則	おいて読み替えて準用する同条第一項の規定に	る附平成二十七年経過措置政令第四十七条第二項に	百七条第一項において同じ。) 附則第二十一条	る法律(平成六年法律第九十五号)をいう。第	定による改正後の国民年金法等の一部を改正す	正法(平成二十四年一元化法附則第九十条の規	するものとされた改正後平成六年国民年金等改	元化法附則第六十一条第四項の規定により適用	項の規定により読み替えられた平成二十四年一	又は平成二十七年経過措置政令第四十七条第四	ものとされた改正後厚生年金保険法第四十六条	法附則第六十一条第四項の規定により適用する	り読み替えられた平成二十	十七年経過措置政令第四十七条第一	る再評価率	改正後 厚生年金	治算 旦一三多の	適用する坎下糸	新生物 沿着 日子の日から	新共育芸賞 江東の四2.0	一頁女E爰孠拄手奁呆贪去寫匕十八	る「現代財気する終付の"がも四亩地共	うら女三角也失済元化法除貝第六十	二十一,000 龙二, 目三,一三,三十川等六一,	法適用する改正後厚生年金保険法第六十六条第二項		止。 の ;	の規 ·	する。 1	合員(特別
										〒五条の二第三号	刀を有する改正前地共済 国の新法	国の新法	国の旧法若しく	いう			組合法の長期給付第一項の																, l	というというという。一十四年		- 4		r欄に掲げる	定の適用については、次の表の上欄に掲げる規	の効力を有するものとされた改正前昭和六十一	共済令及びな	2 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項
第十五条第一項の規定により読み替えられた規	「平成二十七年国共済経過措置政令」という。)	「さた・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	こよる長期給寸等こ関する蚤過昔置こ関する政法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法		家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のた	金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年	による改正前の国家公務員共済組合法をいい、	のとされた平成二十四年一元化法第二条の規定	条第一項の規定によりなおその効力を有するも	国の新法(平成二十四年一元化法附則第三十七		は国の旧法	長期給付等に関する施行法をいう。以下同じ	る改正前の地	平成二十四年一	対規定によりな	(平成二十四年一元化法附則第六十一	以下同じ	にあつては、同項の規定による読替え後のもの	の規定により読み替えられた規	以下「平成二十七年経過措置政令」という。)第	する政令(平成二十七年政令第三百四十七号。	組合法による長期給付等に関する経過措置に関	を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済	厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部	法及び被用者年金制度の一元化等を図るための	一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合	度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の	地方公務員等共済組合法をいい、被用者年金制	二十四年一元化法第三条の規定による改正前のに、「「「」に、「」に、「」に、「」に、「」に、「」に、「」に、「」に、「」に、	こよりなおその効力を有するものとされた平成	元化去 という。) 附則第六十一条第一項の規定 一個名詞行貨の一門第二十二条第二十個名	法津第六十三号。 以下「平成二十四 伊剛洛等ℓ一竒を改立っる治律(平	臣臣を吊剣去等の一郎と女臣ける去聿 (治 (被用者年金制度の一元化等を図るだ	5、皮目育三 金川度の一定 ご穿い切い こりの	く国の旧法		いては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の	以下司じ。)	お効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令(司項の規定によりなおそれ・デージー)	(に規定する給付に係るなお効力を有する致正前地

間及び旧れた	元化法附則第三十七条第四項の規定により適用項の規定により読み替えられた平成二十四年一第七十七平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第一	一
はこ場合 一丁		カフトゴト 6女三角也は各国の二十六条の十五第一号
令第二十六条の二十一第一頁第一頁 会第二十六条の二十一第二十六条の二十一第一頁 会第二十六条の二十一第一頁第一頁 会第一十六条の二十一第一頁 会第二十六条の二十一第一頁 第二十六条の二十一第一頁 第二十六条の二十一第一頁第二十六条の二十一第一頁第二章	十三条第三項 第四十三条第二項及び第三項六条	前也共斉第四十
した期間をいう。以下同じ。	及び第	なお効力を有する改正前地共済第四十五条
十五条第一項に規定する追加費用対象期間とを済糸名員其間と平方二十四年一テイ洛附貝第プ	六第二項	7
且合員明罰 11平戈二十四F一只則第匹条第十二号に規定する日	寺)第一条り見官こよる女E&り第二十三条りする等の政令(平成二十七年政令第三百四十六	予
	その六第地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正	前地共済
用請求 標準報酬改定請求		に限
又は決定が行われた場合」という。)	係る部分	第五号に係
において「標準報酬月額及び標準賞与額の改定	条	の七の四
	び第十一限る	限
共済組合員等期間に係るものに限る。以下同じ	ガに限る	に係る部分に限る
条の四第一項に規定する標準賞与額を	条第五号	の四(同条)
された場合 「び標準賞与額(改正後厚生年金保険法)、『「 ̄〉 ア゙ュュゴ 『「 ̄〉 ルffジ゙ で ル彫ジ 『Jings	一条の七	行令第十一条の七
が 適以下	組合法施	务員共済組
こ第一項に規定する地共済組合員等期間をハリュリー シュー・ロイン・アイン アー・ロイン・アイン アー・アイン アー・アイン アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・ア	る国家公	て準用する
を //等期間(平成二十四年一元化法附則第六十五月分(月分) ・ 村玉 幸酉 ・ 後さしし ・ 日 三洋 新石	条におい] ; ;
五条第一項に規定に規定する票準報酬月額をハハ、地共済組合所が発行した第二十三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	- 1	令第二十五条の三第一項第八号校教職員共
離婚特例(法第百	び私立学限る	前地共済限る。)及
第二十六条の二十一第一項第一項	五十四条第三	
する女圧前地は斉去第百七条の三第	第四十六条第六頁(適用する牧正系	
離婚特例適用請求	の規定による読替え後のものとする。以下同じ	
例適用請求(以下	定により読み替えられた規定にあつては、同項	
六条の二十一第一項 に規定する離婚特	平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規	
第百五条第二項平成二十	条の規定による改正後の厚生年金保険法をいい、	
法第三十七条第二項及び第三項	用するものとされた平成二十四年一元化法第一	第
廃止前	十二条	号項
第十	一条第七適用する改正後厚生年金保険法(平成二十四年	する改正前地共済法第八十
行農林共済年金等に関する経過措置に関する政	いう。以下同じ。)	
	の規定による改正前の私立学校教職員共済法を	
五第四号 第三十七条第三項 合制度の統合を図るための農林漁業団	するものとされた平成二十四年一元化法第四条	
4厚生年金保険制度及び農林漁業団体職	附則第七十八条の規定によりなおその効力を有	令第二十五条の二第四号 済法
正後の厚生年金保険法第四十三条第三項	職員共	なお効力を有する改正前地共済私立学校教
た平成二十四年一元化法第一条の規定による改	正する法律をいう。以下同じ。)	
四項 十七条第四項の規定により適用するも	改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改	
新法第七十七条読み替えられた平成二十四年一元化法附	第一条第三号に掲げる改正規定を除く。)による	
する国共済経過措置政令第十八条第一項の規定によ	第九十八条の規定(平成二十四年一元化法附則	
済法第二十五条によりその例によることとされる平成二十	力を有するものとされた平成二十四年一元化法	
立学校教職員共私立学校教職員共済法第四十八条の二の規		正法
第三項	-年国の改正法(平成二十四年	六 十
による改正後の厚生年金保険法第四のでですが、	る。以下同じ。)	
するものとされた平成二十四年一元と去第一条	主こあつては司質の規定こよる読替え後のもの	_

	3 十号 一項 一項 法第百七条の三第改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項
組合員期間及び 旧地共済施行日前期間及び イオオブサイ	
1.こ場合 「テラルと場合」 「十七号 離婚特例が適用さ標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が	3.カラとすら女三角也はなようこでした。第三箇月上ろ女三を真に三を永らは第四十三な第一組の員期間及び 旧地共済施行日前期間及び
	行われた場合で標準報酬月額及び標準賞
組合員期間及び 旧地共済施行日前期間及び	第二十六条の二十一第一項第一項
れた場合行われた場合	法第百七条の三第
離婚特例が適用さ標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が	組合員期間 旧地共済施行日前期間
一項	離婚特例適用請求 標準報酬改定請求
	れた場合 行われた場合
	八号 離婚特例が適用さ標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が
	令第二十六条の二十一第一項第一項 でおダブを存っても正角地は多いである。
日本員期間をド 日也は各面プロガリ間をド れた場合 行われた場合	そうて等し
十五号 離婚特例が適用さ標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が	れた場合 れた場合 行われた場合
	婚特例が適用さ標
なお効力を有する改正前地共済法第百七条の三第改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項	一項
旧地共済施行日前期間及び	七号
行われた場合	第二十六条の二十一第一項第項
離婚特例が適用さ標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が	法第七十九条第三
一項	合員期間及び
	た場合 行われた場合
	離婚特例が適田
なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第三適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三	
組合員期間及び 旧地共済施行日前期間及び	法第百七条の三第
れた場合	組合員期間 旧地共済施行日前期間
離婚特例が適用さ標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が	用請求
	れた場合 行われた場合
_	離婚特例が
組合員期間 旧地共済施行日前期間	
離婚特例適用請求 標準報酬改定請求	地共済法第百七条の三第
れた場合行われた場合	間及び
	れた場合 行われた場合 行われた場合
	雑婚特列が適用
はお助力を有する女臣前也も斉去寫写 日条の三寛女臣後享吏拝を呆灸去第日十八条の六第一頁	一合第二十六条の二十一第一頁第一頁「合第二十六条の二年の一名表別の一名の一名表別の一名表別の一名表別の一名表別の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
十一号 離婚特例が適用さ標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が	
令第二十六条の二十一第一項第 一項	離婚特例が適用さ標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が
なお効力を有する改正前地共済法第百七条の三第改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項	一項
・ 目介員期間及び 日也は斉布庁目前期間及び イオネブサイ ・	の三第
	令第二十六条の二十一第一項第項 「頃 「頃 でお刻力を有する改正前地共済法第七十九条第三 遠用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三 おおがれる であるのでは、
111	

			33
第百五条第一項 改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一 九十条第六項の項 排金の標準となつ改定又は決定が行われた標準報酬月額及び 末手当等の額とみ なされた額 なされた額 なされた額 なされた額	本共済離婚特例が適用さ標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決済第百七条の三第一改正規定する標準報酬月額をいう。第九次法第項及び第二項の規規定はおいて同じ。)及び標準賞与額(第定により第百五条に規定する標準報酬月額をいう。第九次法第項及び第二項の規規定により標準報酬月額をいう。第九次法第項及び第二項の規規定により標準報酬月額をいう。第九次法第強性特例が適用さ標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決済の対策を表示。	第一項	お助力を有する改正前地共済法第百七条の三第改正後厚生年金保険法第七十八条の六第八号 組合員期間及び 旧地共済施行日前期間及び 第二十六条の二十一第一項第一項 項
項	(本記)		「項

間に係る組合員期等としての在職期間に係る組合員期間の月数と当該再任用職員と当該引き続いる。	一般 では、たくだった。 一般 では、これに、 一般 では、これに、 一般 では、これに、 一般 では、これに、 で行為に関する給付のの。 での、これに、 での、これに、 でいる。	職手当(地方自治	なお効力を有する改正前地共済第百七条の七第二 大十条第六項の項
なお効力を有する改正前地共済	おお努力を有する改正前地共済	E 及 正前 地 第 地 地 四 項 済	準 項 令第二十七条第一項第四号 明
余第一項の規定によりでは、同の規定により	日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	ボース () () () () () () () () () (はなる

								35
標準賞与額の改定又は決定が標準賞与額の改定又は決定が	日地共済施行日前期間 行われた場合 行われた場合 標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が	七第改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項第三適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三	旧地共済施行日前期間 七第改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項	組合員期間 旧地共済施行日前期間 旧地共済施行日前期間 日地共済施行日前期間 日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日	頂 頂 頂 頂 頂 頂 頂 日本 日本	令附則第三十条の十二の二第一二項 同項 法第百七条の八第一項 同項 法第百七条の八第一項 をお効力を有する改正前地共済法第百七条の七第改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項 という。) に規定する請求 (以下「特定離婚特例適用請求」項 という。)	項 「現 「現 「現 「現 「現 「現 「現 「現 「は 「は	二条第一項に
開された場合 行われた場合 行われた場合 行われた場合 行われた場合 年度離婚特例が適標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が合附則第三十条の十二の二第一 二項 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	旧地共済施行日前期間行われた場合を開業を開発を開発しては、適標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は	条第三適用する改正後	合例がの七第 間行標 改用	祖合員期間 日地共済施行日前期間 国地共済施行日前期間 用された場合 行われた場合 押された場合 特定離婚特例が適標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が 特定離婚特例が適標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が 法第百七条の七第改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項 「項	- 三号まで	○ 京が別第三十条の十二の二第一二項 「中国の一方の一の一方の一の一方の一の一方の一の一方の一の一方の一の一方の一方の一方の	第七十九条第	同条第四項の規定改正後厚生年金保険法第七十八条の十五に規定項第九号 用された場合 行われた場合 行われた場合 特定離婚特例が適標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が今附則第三十条の十二の二第一二項 特定離婚特例が適標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が立たが対かを有する改正前地共済法第百七条の七第改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項 組合員期間 旧地共済施行日前期間

\frac{1}{4} \frac{1}{4}	
- 場合 - 一項に規定する加給年金額の支給が停止される - 一項に規定する加給年金額の支給が停止される	
「「「一」」 「一」」 「一」 「一	- 巧第三号 - 一 では 一 で 一 で 一 で 一 で 一 で 一 で 一 で 一 で 一
	育二頁第三号
停止される場合により読み替えられた規定にあつては、	
給年金額の支給が 成二十七年経過措置政令第十七条第一項の	
一項に規定する加「改正後厚生年金保険法」 という。) をいい、	の規定による読替え後のものとする。以下同じ
共済法第八十条第条の規定による改正後の厚生年金保険法(以	定により読み替えられた規定にあつては、同項
第二項 項の規定により新用するものとされた平成二十四年一元化法第	平成二十七年経過措置政令第十四条第一項の規
-地共済経過措置政令第十条第七項又は第八 一元化法附則第六十一条第四項の規定により	する法律(昭和六十年法律第百八号)をいい、
%力を有する改正前昭	正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正
号	一条第三号に掲げる改正規定を除く。)による改
-地共済経過措置政令第七項第一号ただし書	第百二条の規定(平成二十四年一元化法附則第 十一年
%力を有する改正前昭	
	一年地共済経過措置政令第二
	正前昭和六四和六十年改正
に関する政令	る
行に伴う経過措置	つては、同項の規定による読替え後のものとす
改正する法律の施国家公務員	条第一項の規定により読み替えられた規定にあ
組合法等の一部を	「平成二十七年経過措置政令」という。)第十四
国家公務員等共済平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項	
正前の	法による長期給付等に関する経過措置に関する
	正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合
カートの大きな (平成二十四年一元化法) 野子	年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改
步	組合法をいう び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生
取去资料适用更全第7	方公務員等
四キ各番貴貴女子育に四キ各番貴貴な子育にある。	f 3 5 6 資産 1 6 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
ガショー・の文三句召中に有笈明見このけい) 自亥月見このけい 立て、コミーにごは付り、1977年	しょう 第一条の男とのという 一部 とはは、「は、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これに
以第六号 1 5 7 7 7 1 1 1 1 2 2 5 1 2 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	「う。) 第一条の見公务員等も等且全長といい、支目者目を到度の データ 改立治し と四年一テイ治第三多の規定による改立官の封力
池垬斉経過昔置敗令第二第五十七号 「る等の敗令(昭和六十一丰敗令第五十七号)	て一年女三去・「四年一元公去等三条つ見ぎこころ女三介の也テーナリー・ 日末 フォンクラフィフィック ファイ・アイ・エー・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・
刀を有する改正前昭和六 昭和六十一年政令	したことによります。 したい はいます はいます はいます はいます はいます はいます はいます はいま
五	和六十年法律
	第一項第一号 と と と と と と と と と と と と と と と と と と と
	年地共済経過措置政令第二組合法等の一
	お効力を有する改正前昭和六 地方公務員等
	れた者 行われた者
") 第一条の規定にあっては、同項の規定による読替え後のもの	離婚特例が適用さ標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が
S 子 い こう	一項
成二十一	なお効力を有する改正前地共済法第百七条の三第改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項
: ・・:: :: : : : : : : : : : : : : : : :	項
令第五十七号。号)第一条の規定による改T	法第七十九条第三 適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三
政令(昭和六十一する等の政令(平成二十七年政令第三百四十	された場合 行われた場合
部を改正する等の 地方公務員等共済組合法施に	適煙
年地共済経過措置政令第二組合法施行令の一規定によりなおその効力を有するものとされ	
正前昭和六地方公務員等共済平成二十四年一元化法附則第六十一	なお効力を有する改正前地共済法第百七条の七第改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項

の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合 一名保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度 十条いて支給されていた特例遺族農林年金(厚生年 十八月数とを	う。) 又は	された司条第四頁 が支給するものと 規定により同項に 規定により同項に	石しくは 添施者	条第一項 項新共済法第九十三適用する改正後厚生年金保険法第五十四条第三年の (1) (1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	ののでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	条第七項 項	前昭和六	年法律第百八号) 年法律第百八号) 中法律第百八号) 一年、一元化法附則第一条第三号に成二十四年一元化法附則第一条第三号に成二十四年一元化法附則第一条第三号に成二十四年一元化法附則第百二条の規定によりなおその効力を有するものと	「う経過措置に関する政令」 ・ は方公務員等共済平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の一十地方公務員等共済平成二十四年の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置する等の政令(平成二十七年政令第三百四十六段正する法律の施地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正といる。 ・ は済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置する等の政令(平成二十七年政令第三百四十六日、十世方公務員等共済平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の一十世方公務員等共済平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の一十世方公務員等共済平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の一十世方公務員等共済平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の一十世方公務員等共済平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の一十世方公務員等共済平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の一十世方公務を表現する政令	項	(第4次沿第八十二年経過措置政令第二十二条 「中国では第八定により読み替えられた平成二十四年一元化法第一条の規定 「中国では第八定により読み替えられた平成二十四年一元化法 条第七項又は第八定により読み替えられた平成二十四年一元化法 「中国では第八定により読み替えられた平成二十四年一元化法 「第4次沿第八十二代二十七年経過措置政令第十七条第一項の規
	た各型計量な分等に(さにとに日れ係な係前	れた者(前条の規生年金保険法第二十四条第一項に規定すろ雕婚特例が適用さをいう。以下同じ。)及び標準賞与額(改正三項の規定により保険法第二十条第一項に規定する標準報酬の三第一項及り、第一項の規定により保険法第二円の規定により保証を	はないいでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、この	章書を合寸事職、老齢若し	同障力項害浴	下三 经市门 经净证 医二角 医三角 医三角 医三角 医三角 医三角 医三角 医三角 医三角 医三角 医三	び正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律第れた平成二十四年一元化法第一条の規定による六十一条第四項の規定により適用するものとさいて「平成二十四年二元化法」という。)附則第(平成二十四年法律第六十三号。以下この条におめの厚生年金保険法等の一部を改正する法律第七項	組合法第八十一条百四十七号)第十七条第一項の規定により地方公務員等共済経過措置に関する政令(平成二十七年政令八号)第一条の規る法律の一部を改正する法律の施行に伴う八号)第一条の規る法律の一部を改正する法律の施行に伴うの正する法律の組合法等の一部を改正する法律の施行に伴うの正式経過措置政令第四組合法等の一部を金保険法等の一部を改正する法律及び地方	力を有する改正前昭和六地方公務員等共済被用者年金制度の一元化等を図るための期間の月数とを	林年金をいう。)の額の算定の基礎となつていたされた同条第四項第十二号に掲げる特例遺族農より同項に規定する存続組合が支給するものと成十三年統合法附則第二十五条第三項の規定に(平成三十年法律第三十一号)による改正前の平

	38																																						
					十八条の七第一項第二号	十一年地共済経過措置政令第七方よ努力を有する改正前昭和六														八条の七第一項第一号	t	お効力を有する改正前昭和六						坦 :	一年地共済経過措置政令第七	お効力を有する改正前昭和六		十川条の四第二項の表以夕の部	上したり四第二頁の長以外の昭二一を封封汾総過打置両名第十	十一手也は斉圣過昔置攻令第七年を表対を有する改正前昭和六	十一条第一項の項	四第一百	十一年地共済経過措置政令第七第一	の効力を育ける	
	みなして	料額。日本の担算系	· 国新) 桑草台一号换算給料特		l l	朱	ŕ	みなして					分割対象期間			特例割合	額	適用者の喚算給	給料特	年改正法	適用者 昭和	給 料	求	換算給料特例適用		特例が適用され	換算給料類	条第一項] :	退職年金等	つこ 歯女牛仔ガ 通月で	准昏寺列が 適用され 東京の 対策により	二頁り見官こよりの三第一項及び第二章	か三第一頁及び第新共済法第百七条			項沒沒是	-	
	一項の規定により読み替えて適用するみなして平成二十七年経過措置政令第十八条第		第一号改定者の改定前の標準報酬月額	改定割合		条の二第一項こ規定する第二号改定者をハう。 第二号改定者(改正後厚生年金保険法第七十八	<u> 第二十て記字(なごを記 ごことはまま)</u> 一項の規定により読み替えて適用する	みなして平成二十七年経過措置政令第十八条第		額の算定の基礎となる部分に限る。次号におい	いう。)に係る組合員期間をいい、退職年金等の	法第七十八条の二第一項に規定する対象期間を	分割対象期間(対象期間(改正後厚生年金保険		第一号に規定する改定割合をいう。以	合(改正後厚生年金保険法第七十八条の			第一号改定者の改定	以下同じ。) 昭和六十年改正法	条の二第一項に規定する第一号改定者をい	第一号改定者(改正後厚生年金保険法第	規定する標準報酬改定請求	改正後厚生年金保険法第七十八条の二第二項に		れた	規定により標準報酬月額の改定又は決定が行わ	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項	年金又は障害年金をいう。以下同じ。)	年 金 空		- 「真都が改造され、一人に対策された。」	F頂バ女官され、又は央官されて5質に50人対気に30人材というで	5第二頁の規定こより票準報酬9正後厚生年金保険法第七十八			Į	 	第二条の規定による改正前の -
又は第三級とみなす。	替えられたなお効力を有する女F条第二項に規定する障害等級の第一条プを有する改正育地共済治その	カフを引つう文三角也も答えて 3 平成二十四年一元化法附則第六 「	との	垻	十八条の九の表附則第二十九条によ	共済経過措	を有する女	一負の負人条の九の表附則第二十一条	一年地共済経過措置政令第七	を有する改正前昭和六			الم الم	0		八条の九の表附則第十六条第	共済経過措置政令第七	止前昭和台	れた	V	る牡	条件	Act.	八条の九の表以外の部分 -	一年地共済経過措置政令第七	前昭和六年	号	額-	適日		- 1 米) 第	寺に	. <i>o</i>	新山		育	共済経過措置政令第七を有する改正前昭和六
管查5 新 G 查5 一 新 - 查	替えられたなお効力を有する汝臣前也は斉去第二条第三頁こ規定する章書等級の第一級、第二級条第二項に規定する障害等級の第一級、第二級又は第三級は、それぞれ第一項の規定により読み努力を有する改正自地共済決その他の決令の規定を適用する場合にに、改正自地共済決第八十四	女三前也よ客よ等し害共済年金について	とみなされた期間の長であった巣間	をぶらつに別別は地方公共団体	第二十九条により組合員期間	お家酉有るみ	夫姜記禺皆みよ	る特定組合員	の七第一項に規定	<u>采</u> 組合	養配偶者みなし組	た期間をいう。)に係るものに限る。以下「被扶	みなされた期間 第一項に規定する追加費用対象期間とを合算し	であつた期間員期間と平成二十四年一元化法附則第	^{地方公共団体} 四条第十二号に規定する旧地方公務員	り組合員期間済施行日前期間(平成二十四年一元化	弗四項の規定する被	済法第百七条改正後厚生年金保険法第七十八条の十	た	う。) が適用さ	特定離婚特例を	第一項に規定す	[円]	り賞与額が改定され、又は決定された	及び第三項の規定により標準報酬月	完改正後厚生年金保険法第七十八条の十		とみなして、同	用者の換算給料	一号換算給料特例	守こ見官する寛 の名を第一項第	ツ頂を育一頁育	浮進 こなつ こ合 修通月老の封会	列薗用雪の掛金	三第一項第一号	共済法第百七条第一項第二号	ター・長己気料	奥 拿合斗寺	例適用者 第二号換算給料特 第二号改定者

2

第十五条 前条第一項の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済法第百四十四条 の二十六第一項の規定は、平成二十八年四月分以後の月分の年金の支払額について適用する。 (端数処理に関する経過措置) 前項の規定は、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第三条第一項の規定にか

前地共済法等の規定 (施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付等について適用しない改正

かわらず、旧地共済法による年金である給付について準用する。

第十六条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第三項に規定する政令で定める規定は、 次に掲げ

る規定とする。 なお効力を有する改正前地共済法第四十四条の二から第四十五条まで、第四十八条、第七十

五条の七、第二十六条の三及び第二十七条の規定 二十一条まで、第百四十四条の二十三並びに附則第二十三条、第二十四条の三第六項、第二十 条の五、第百五条から第百七条の三まで、第百七条の七、第百七条の十、第百十七条から第百 九条第三項、第八十一条、第八十二条、第九十二条、第九十三条、 第九十九条の四、 第九十九

一 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第百四条、第百六条、第百八条及び第

三 なお効力を有する改正前地共済令附則第五十三条の十六の二から第五十三条の十六の十ま 三条の十九の十一まで、第七十二条の三の二及び第七十二条の八の二の規定 で、第五十三条の十八の二から第五十三条の十八の四まで、第五十三条の十九の四から第五十

条の二から第六十六条の二十二までの規定 で、第二十五条の二、第二十五条の三、第三十一条の二から第三十一条の八まで及び第六十六 なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第十七条の二から第十七条の七ま 改正後厚生年金保保険給付

評価率の改定等に関する政令の規定 た平成二十七年地共済改正令第十四条の規定による廃止前の地方公務員等共済組合法による再 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ

厚生年金保険法等の規定等) (施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付等について適用する改正後

第十七条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項に規定する政令で定める規定は、厚生年命 定を平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用する場合には、次の表の上欄 。)の規定並びに改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十四条第四項及び第六項並びに第二 法」という。)附則第二十二条及び第二十七条第十八項において読み替えて準用する場合を含む 九十条の規定による改正後の平成六年国民年金等改正法(以下「改正後平成六年国民年金等改正 法」という。) 附則第二十一条第一項及び第三項 (これらの規定を平成二十四年一元化法附則第 国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号。以下「平成六年国民年金等改正 項の規定、改正後厚生年金保険法附則第十七条の四第六項本文、附則別表第二及び別表の規定、 第十三条の五第六項の規定、厚生年金保険法附則第十三条の六第一項、第四項、第六項及び第八 厚生年金保険法附則第十一条の六第一項、第六項及び第八項の規定、改正後厚生年金保険法附則 第十一条の二第一項及び第二項の規定、改正後厚生年金保険法附則第十一条の四第一項の規定、 で、第四十六条、第五十四条第二項及び第三項並びに第六十五条の二から第六十八条までの規 保険法第四十三条第三項の規定、改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五ま に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 十六条第 厚生年金保険法第九十二条第一項及び第二項の規定、改正後厚生年金保険法第百条の二第一 第三項及び第四項並びに附則第十条の二の規定、厚生年金保険法附則第十一条第一項並びに 一項、第三項、第五項、第七項から第十一項まで及び第十四項の規定とし、これらの規

> 規定する給付のうち退職共済年金の受給権者(平成二十四 「平成二十四年一元化法」という。)附則第六十一条第一項 ものに限る。) 元化法附則第五条の規定により被保険者の資格を取得した

期間 被保険者であ 老齢厚生年金 つた旧地共済施行日前期間(平成二十四年一元化法附則第四条第 |平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付 年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四 間とを合算した期間をいう。以下同じ。)

ら起算して一月を ずれかに該当するら第四号までのい ては、その日)か に至つた日にあつ 資格を喪失した日 とするものとし、 (第十四条第二号 として、 当該退職共済年金

のうち退職共済年金

経過した日の属す

る月から、

年金

|平成二十四年一元化法附則第六十一条第一

項に規定する給付

改正後厚生年金保標 準 報 酬 (以 下なお効力を有する改正前地共済法(平成二十四年一元化法 険法第四十三条の 険法第四十三条の 一第一項 |第二項第一号 「前年度の標準報酬則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するも 定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法とされた改正前地共済法(平成二十四年一元化法第三条の規

度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正す律第百五十二号)をいう。以下同じ。)をいい、被用者年金制 |あつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下 る法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の 度の掛金の標準となつた給料の額等 じ。)第四十四条第一項に規定する掛金の標準となつた給料のあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同 七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」 の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法 元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 「掛金の標準となつた期末手当等の額」という。) (以下 による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十 項に規定する掛金の標準となつた期末手当等の額(以下 いう。)第十四条第一項の規定により読み替えられた規定に (以下「掛金の標準となつた給料の額」という。) と同条第

険法第四十三条の「前々年度等の標準等の額 改正後厚生年金保標準 第 二項第二 号 · 報酬 以 -掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当 (以下「前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等

|厚生年金保険法第|受給権者

|被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の |一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下

同項に規定する給付	保険給付	
サケーンガイと言うのイエミイ・フィーオニレ	格に関する事項	険法第四十六条第老齢厚生年金につ平成二十四年一元化法附則第六十一
資規定する給付の支給の亭止を行うため、相互に「『月』の「一日」の「一日」では「一日」の「一日」の「一日」の「一日」の「日日」の「日日」の「日日」の「日日」の	険法第百条の二第こ、 波呆険者の突改正後厚生年金伢実施機関に、 村屋	後厚生年金保第四十四条第一項
- 2	極幾曷よ、目	第三十六条第二項なお効力を有った。
文文二一日三一元七宗十川写六一一字写一頁二見三二十分十二字交才を有する改山自地共彩治	仓 計	法第四十六条第 のうち改正前地共済法第七十八条の規定に
のかりと前りる女王前地も斉太の規定による掛金その他なりなお効力を有する改正前地共済法の規定による掛金その他なり	□十二条第二頁 去聿 厚生年金保険法第保険料その他この	改正後厚生年金保老齢厚生年金 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付
の返還		も客と育し上条の二等り頁 の規定により加算される額並びにな
平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付	保険給付の返還	- 1
	本文	同条第四項 なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に
第三十六条第三項なお効力を有する改正前地共済法第七十五条第四項本文	第三十六条第三項	領 有する改正前地共
同項に規定する給付の支給	保険給付の支給	項に規済法第八十条第一
支給する	支払う	十四項の規定により加算される額、なお効
支給期月	支払期月	加給年掲げる額及びなお
		第四十四条第一項なお効力を有する改正前地共
平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付		のうち改正前地共済法第七十八条の規定に
お効力を有する改正前地共済法	律	改正後厚生年金保老齢厚生年金 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付
のなお効力を有する改正前地共済法の規定による掛金その他な	厚生年金保険法第保険料その他この	五第三項
		等の
	一項及び第六十	標準報酬掛金
のうち遺族共済年金	険法第六十七条第	五第二項第二号
平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付	後厚生年金保遺	険法第四十三条の報酬
地方公務員共済組合の組合員	二項 被保険者	改正後厚生年金保前々年度等の標準前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等
うち遺族共済年金		五第二項第一号
平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付	改正後厚生年金保遺族厚生年金	険法第四十三条の
	一項	改正後厚生年金保前年度の標準報酬 前年度の掛金の標準となつた給料の額等
	第	四第三項
平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付	改正後厚生年金保遺族厚生年金	等
地方公務員共済組合の組合員	被保険者	金
平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付	遺族厚生年金	報酬
以下この条において同じ。)		保前
級に該当する障害の状態にある夫、父母又は祖父母を除く。		四第二項第一号
祖父母(第四十七条第二項に規定する障害等級の一級又は二	改正後厚生年金保祖父母	
	し書の場合	生年金保
72 (標準報酬
0000000000000000000000000000000000000	三項 第一項ただし書の	険法第四十三条の及び前々年度等の金の標準となつた給料の額等 改山役庫当年金伊前年度の樹洋幸酉前年度の樹金の樹洋とたった糸米の名等及で前々年度等の樹田の
○、第3一 ござりのう意景は好きを書厚生年金につ平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付	生年金保障	分三 をつ 票集 及州ガミ をつずるつ 票集 こくつ こう斗つ 真子をぶかっこ を等つのこう ひょう はんしょう こうりょう こうしょう ほんしょう しょうしょう こうりょう こうしょう こうしょう しょうしょう こうりょう こうりょう しょうしょう しょうしょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょうしょう しょうしょうしょうしょう しょうしょうしょう しょうしょうしょう しょうしょう しょうしょうしょう しょうしょう しょうちん しょうしょう しょうしょく しょうしょく しょく しょうしょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく
組合員	二項被保険者	険法第四十三条の
のうち障害共済年金		保受給権者 平成二十
平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付	改正後厚生年金保障害厚生年金	第三項
項		等の額
については、なお効力を有する改正前地共済法第八十条第一		改正後厚生年金保標準報酬 掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当
_		

																																									4	
厚生年金	者の老齢厚生年金	障害者・長期加入		されている	りその額が	九条の三の規定に	三項までマ	\mathcal{O}	第九条及び第九	年金(附	則第十一条の二第	厚生年金保険法附附則第八条			件	老齢厚生年金の	生年金保険法附老齢厚生年金の額	当該老齢厚生年金			を	老齢厚生年金の額	おいて同じ	に限る。次項に	算されているも	によりその額が	附則第九条の坦	十三条第一項及	金 (第	第一項	生年金保険法附 附則第八条	二 老齢厚生年金	法附則第十条	後厚生年金保 附則第八条		に関する処分に関	呆倹合け	実施幾對	艮	年金たる保険給付	三項	二第金保実施機関
当該退職共済年金		障害者・長期加入者の退職共済年金	合を含む。)の規定により計算した額を含む	5第四項においてその例による場	第二十条の二第二項(なお効力を有する改正前地	るもののうち当該額がなお効力を有する改正前地	法附則第二十四条第一項の規定によりその額が計	額が計算されているもの及びなお効力を有する改正前地	二第一項から第三項まで又は第二十条の三の規定により	共済年金(なお効力を有する改正前地共済法附則第二十	のうち改正前地共済法附則第十九条	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付		済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額を	条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改	前地共済法	共済年金の額	当該退職共済年金	項において同じ、)を		一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地	退職共済年金の額(なお効力を有する改正前地共済法第七		額を含むものに限る	する改正前地共済法第七十九条第一項の規定により計算した	りその額が計算されているもののうち当該額がなお効力を有	力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項の規定によ	第一項の規定によりその額が計算されている	退職共済年金(なお効力を有する改正前地共済法第七十九条	止前地共済法附則第十九条	一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付	年金	うち改正前地共済法附則第十九条	一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付	1	の支給の停止を行うため、「「」の「」のでは、「」のである。「」の「」の「」の「」の「」の「」の「」の「」の「」の「」の「」の「」の「」の「	平戊二十四丰一元ヒ去付	組合	の支給の停	平成二十四年一元化法		職員共済組合にあつては、市町村連合会。次項において同じ 組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市
Ī.			則第十一条の六第	厚生年金保険法附附則第八条			一項ただし書 部	の六第	金保険法附	当該老齢厚生年金	いる	が	条の規定に	の三及び附	は	一項から第	則第九々	十三条件	厚生	十一条の六第	年金保険	第二項第一号	る附則第九	の四第一項 老齢厚生年	法附則第十一条者の	正後厚生年金保障害者・			部	一条の二第老齢厚生年	厚生年金保険法別老齢厚生年金の額		十一条の二第者	厚生年金保険法附障害者・長期加入	第四十四条第一項	る場合を含む。)	おいてその列こより、「一手を発言する」	項(司条第		二項第一号		二項第二号附則第九条
-	第一項	退職共済年金		平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付	条第一項に規定する特例加算額を除く。)	げる額並びになお効力を有する改正前地共済法附則第二十四	一項第二号及び附則第二-	の全退職共済年金の全部(なお効	退職共済年金の額	当該退職共済年	定により計算した額を含む	算されて 三第一項及び第四項においてその例による場合を含む。) の規	定によりそ 二第二項(なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の	則第九 有する改正前地共済法第七十九条第一項又は附則第二十条の	よりその額が計算されている	郊力を有する改正前地共済法!	の二第条の三の規定によりその額が	第一項、附則第二十条の二第	金(第退職共済年金(なお効力を有する改正前地共済法第七十	のうち改正前	年一元化法附則第六		`条の二二十条の二第二項第一号	厚生年金に係退職共済年金に係るなお効力を有する改正前地共済法附則第		長期加入障害者・長期加入者の退職共済年金	を除く。)	改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額		金の全		当該退職共済年			項	む。) (1)	列こよ	近須	、は第四しくは第五頁(の三第7487年)、は第四しくは第五頁(の三第7487年)、近年1921年)、1921年)	一号	《の二第』なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第	二号

退職共済年金	等改正法附則第二	なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規-四条第一項九条第一項第二号に掲げる額から政令で定める額を減じた額、生年金の額退職共済年金の額(なお効力を有する改正前地共済法第七十
	険法別表	これら同項
地方公務員共済組合の組合員	改正後厚生年金保被保険者	規定を
	標準報酬月額に、	び第二項同項の規定を
	済組合	当該老齡厚生年金 当該退職共済年金
具当該旧地共済施行日前期間	当該旧地方公務員	項
	第四十三条第一項	及び第二、第一項
<u></u>	一号及び改正前の	る退職共済年金
<u>男</u> 第二項	第二十条第一項等	規定によのうち改正前地共済法附
即より読み替えて適用する平成十二年地共済改正法附則第十条	十二年改正法附即	三条の四平成二十四年
	第一項並びに平は	 ,
		項に規定する特例加算額から政令で定める額を減じた額を除
月となる掛金の標準となつた給料の額	なる標準報酬	額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一
	額	十九九
Д	平均標	老齢厚生年金の全退職
	1-	厚生年金保険法附 老齢厚生年金の額 退職共済年金の額
<u>11.</u>	第十七条の九第五	当該老齡厚生年金 当該退職共済年金
	下この項及び附別	力を有する改正
<u>以</u>	員期間をいう。以	から政令で定める額を
<u> </u>	方公務員共済組合	♪ 〒
型する平均給料月額	号に規定する旧地	(第四十四条第一項九条第一項第二号に掲げる額から政令で定める額を減じた額、
る改正前の地方公務員等共済組合法第四十四条第二項に規定	附則第四条第十二	
広いて「平成十二年地共済改正法」という。) 第二条の規定によ 	の四第六項本文 二十四年一元化	た額を含むものに
改正する法律(平成十二年法律第二十二号。以下この項にお	険法附則第十七条組合員期間 (平成的	(頃)にないし場からして、このでにより計算し有する改正前地共済法第七十九条第一項の規定により計算し
近日地共済施行日前期間の地方公務員等共済組合法等の一部を	改正後厚生年金保旧地方公務員共沒	よりその額が計算されているもののうち当該額がなお効力を
	の四の前の見出し	効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項の規定に
	第十七条	よりその額が計算さ
平均給料月額	金保 平均標準報酬月額	生年金 る退職共済年金(なお効力を有す
退職共済年金	齢厚生年金	のうち改正前地共済法附則第二十四条
のうち改正前地共済法附則第二十四条の二第三項		三条の四平成二十四年一元化法附則第六十
平成二十四年	<u>の</u>	°
及び第六項	厚生年金保険法別から前項まで	
第四項	前二項	除く。次項及び第
のうち改正前地共済法附則第二十四条の二第三項	十三条の六第	
平成二十四年一元化法附則第六十	厚生年金保険法附附則第十三条の四	Ø) .
<.)		に規定する者で
項に規定する特例加算額から政令で定める額を減じた額を除		則第八条の二第三のうち退職共済年金
額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一		老齢厚生年金 (附
十九条第一項第二号に掲げる額から政令で定める額を減じた		老齡厚生年金 退職共済年金
の全退職共済年金の全部(なお効力を有する改正前地共済法第七一)	老齢厚生年金の合	のうち改正前地共済法附則第十九条 「「」」のうち改正前地共済法附則第十九条 「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「
力を有する牧臣前地共斉去第八十条第一頁		則第七
巨ける寺列巾草頂 2.0女子で巨りる頂と或いこ頂をバなの功 -	_	巨 会長食生計前各頁 「第一頁をが寫り」

は前し第項項(耐能報 第条名は十し第項項 が開業 五第は十し第二	れり第ま第五十第十歳	十一条第一頁 よる老齢等改正法附則第二則第八条 平成六年国民年金厚生年金出し 十一条の前の見
項において第二 平原 では 年年金の額 大十九条第三 では 大は第五項、よるの額 大は第五項、よるの額 では 大は第五項、よるの額 では 大は第五項、よる 大は第五項、よる 大は第五項、よる 大は第五項、よる 大は第五項、よる 大は第五項、よる 大は第二の額 大は 大は 大は 大は 大は 大は 大は 大は 大は 大は	る額のびかで一ま第十 が規同ら又項で一九 計定法第はか、項条 算に附五前ら第か、	厚の保 生規 険 手定 法 金に附
一十五条の三第三項若しくは第六項又は第二十五条の 一十四年一元化法第一条の規定により適用するものとされた なお効力を有する改正後のものとされた規定にあっては、同項の規定により 一十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年 をいい、平成二十七年経過措置政令第十七条第一項 は第二十五条の四第二項若しくは第五項においてその は第二十五条の四第二項若しくは第五項においてその なものとされたなお効力を有する改正前地共済法附則 本書のとされたなお効力を有する改正前地共済法附則 本書のとされたなお効力を有する改正前地共済法附則 本書のとされたなお効力を有する改正前地共済法附則 本書のとされたなお効力を有する改正前地共済法附則 本書のとされたなお効力を有する改正後原生年金保険法 本書のとされたなお効力を有する改正後原生年金保険法 本書のとされたなお効力を有する改正後の原生年 本書のとされたなお効力を有する改正後の原生年 本書のとされたなお効力を有する改正後の原生年 本書のとされたなお効力を有する改正後の原生年 本書のとされたなお効力を有する改正後の原生年 本書のとされたなお効力を有する改正後の原生年 本書のとされたなお効力を有する改正後の原生年 本書のとされたなお効力を有する改正後の原生年 本書のとされたなお効力を有する改正後の原生年 本書のとされたなお効力を有する改正後の原生年 本書のとされたなお効力を有する改正後の原生年 本書のとされたなお効力を有する改正後の原生年 本書のとされたなお効力を有する改正後の原生年 本書のとされたなお効力を有する改正後の原生年 本書のとされたなお効力を有する改正後の原生年 本書のとされたなお効力を有する改正後の原生年 本書のとされたなお効力を有する改正後の原生年 本書のとされたなお効力を有する改正後の原生年 本書のとされたなお効力を有する改正的地共済法附則 本書のとされたなお効力を有する改正的地共済法附則 本書のとされたなお効力を有する改正的地共済法附則 本書のとされたなお効力を有する改正的地共済法附則 本書のとされたなお効力を有する改正的地共済法附則 本書のとされたなお効力を有する。以下同じ。)	条、第規定ける治人の方と平成二十四年一元化法第三条の 第二五十二号。以下「改正前地共済組合法(昭和三十七年 から第規定による退職共済年金(なお効力を有する改正前 がら第規定による退職共済年金(なお効力を有する改正前 がら第規定による退職共済年金(なお効力を有する改正前 大済組合法による退職共済年金(なお効力を有する改正前 東済組合法による退職共済年金(なお効力を有する改正前 大済組合法による退職共済年金(なお効力を有する改正前 東済組合法による長期給付等に関する経過措置に関 でによずる治付の地方公務員等共済組合法及び 共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関 で成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十 (平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十 東了は第二十五条の三第一項から第三項まで、第五項表の でよりたの額が計算されているもののうち当該額が を有する改正前地共済法附則第二十条の二第一項から第三 項、第二十五条の三第二項おしくは第五項とにより読 でなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の でよる力を有する改正前地共済法附則第二十条の でよる対力を有する改正前地共済法附則第二十五条 でなお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条 でなお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条 でなお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条 でなお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条 でなお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条 でなお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条 では第二項若しくは第五項においてその例による場合 の規定により計算した額を含む	コキー元と する法律 制度の一元
十五条の三第三項若しくは第六項又は第二十五条の四第 一部のとされた深 一部のとされた現定により適用するものとされた平 一元化法第一項の規定により適用するものとされた平 一元化法第一項の規定により適用するものとされた現 一元化法第一項の規定による 一型の規定による 一型のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	場第五項額第も第若若後り二に地等及保法規正則七条- 場第五項額第も第若して、 おこれで、 おこれで、 おこれで、 おこれで、 おいままれで、 おいままれて、 おいままれて、 おいままれて、 おいままれて、 おいままれて、	去」という。) 州則第六十一条第一頁こ(平成二十四年法律第六十三号。 以下允化等を図るための厚生年金保険法等の化等を図るための原生年金保険法等の
	等 は 正 法 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所	区 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下
関第二十二条 関第二十二条 関第二号 関第二号 関第二号 関第二号 関第二号 関第二号 関第二号 関第二号 東主年金保険法附なお効力を有式 関第二十条の二第二十条の三第 第二十条第三項若しくは第五項、第二十条の三第 一とは第五項者し前地共済法第二 は第二十条の二第 一は第二十条の三第 一十条。 一十条。 一十条。 一十条。 一十条。 一十条。 一十条。 一十条。	の受給権権 生年 金 保険 大学 の 受給権 産 年 年 金 保険 大学 日本	
十金 十金 第三項若 大十条第一 お記頭若 ではお若 ではお	三有者・長 同定経 適 (の共済年金) では	職は育手をり頂 該退職共済年金 適用する改正後厚生 地共済法第八十条第
地共済法附則第二十条 にくは第五項、第二十五条 にくは第五項、第二十五条 いて準用するなお効力	第二十四条第一項に規定する給付法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額第三号に定める金額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額第三号に定める金額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第六十一条第一項に規定する給付法附則第六十一条第一項に規定する給付化法附則第六十一条第一項に規定する給付化法附則第六十一条第一項に規定する給付化法附則第六十一条第一項に規定する給付化法附則第六十一条第一項に規定する給付化法附則第六十一条第一項に規定する給付とされた厚生年金保険法をいい、平成二十とされた厚生年金保険法をいい、平成二十とされた厚生年金保険法をいい、平成二十分が表別の規定による読替え後のものとする。	年金保険法年金保険法のお対力を有する改正
次を有する改正 第二項第 一十五条の四第 一十五条の四第 で有する改正	() () () () () () () () () (を有する改正

適用厚年 注	浸	Ą	若しくは第五項第二十五条の三第三項若しくは第六項又は第二
	者の老齢厚生年金	則第二十六条第	共済法附則第二十五条の二筆第一項に規定する事例の第二年
障害者・長期加入者の退職共済年金	害者・長期加入	年金等改正法附	頁又は也も斉長付川寛二十四条第一頁こ見官三項若十条の二第二項第三号に掲げる額、な
適用厚年法	厚生年金保険法	改正後平成六年国	ただし書「項若しくは第五項、よるものとされたなお効力を有する改正前地共済法附則
		八項	場十九条第三又は第二十五条の四第二項若しくは第五項においてその例に
退職共済年金	老齢厚生年金		快 牙
第一項、第三項及び前三項	川各項	改正後平成六年国	
	二十六条第二項	七項	例による場合を含む。)の規定により計算した額を含む
なお効力を有する改正前地共済法第七十五条第二項	生年金保険法第	則第二十六条第厚出	りその額が 五項又は第二十五条の四第二項若しくは第五項においてその
退職共済年金	即厚生年金	民年金等改正法附	則第九条の規則第二十五条の二第二項、第二十五条の三第二項若しくは第
、第三項	の第四項まで	改正後平成六年国	五項まで及び同則第二十条の二第二項(なお効力を有する改正前地共済法附
		五項	の二第一項からいるもののうち当該額がなお効力を有する改
ロック ロック	育名·巧	二十六条第	項まで又は第二十済法附則第二十四条第一項の規定によりその額が計算されて
	计才		一頁 1 の第三項3 計算 5 ルニハのの 2000 これらめ ファラまて - 第二十項の 6 第三項まて - 第五項表しくに第六項の
後に 子	至帝軍 三三	E	質にで、爲二二度2、の爲三度にで、爲三度告し、は爲三度の条第一項から第第三項まで、第五項若しくは第六項又は第一
第二日に掲ける額及ひなお対力を有する			第十八条、第十五条の二第一項から第三項まで、第二十五条の三第一項か
[『『ここ』 『『ここ』 『『ここ』 『『ここ』 『『ここ』 『『一れたなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二			二十 六条 第老齢厚生年金(附退職共済年金(なお効力を有する改正前地共済法附則第
条の四第二項若しくは第五項においてその例によるものとさ			四則第八条 のうち改正前地共済法附則第十九条
の三第二項若し			厚生年金保険法附平成二十四年一元化法附則第六十
全部(なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の二	全部		二項
条第一項に規定する特例加算額及び加給年金額			同法第三十六条第なお効力を有する改正前地共済法第七十五条第二項
る額、なお効力を有する			老齡厚生年金 退職共済年金
前地共済法附則第			即第八条のうち改正前地共済法附則第十九
項においてそ			厚生年 金保険 法附平成二十四年一元化法附則第六
十五条の三第二項若しくは第五			民年金等改正法附の規定及び第四項
なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の二第二項、	額		改正後平成六年国前三項 なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の五第二項
-	第一号		する特例加算額を除く。)
一号	第九条の二第二		二項第三号
立なお効力を有する改正前地共済法州則第二十条の二第二項第一	生年金		全部(なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条
	る 第一項各号に掲げ	三項三十六条第	
同項	削二項	民年金等改正法陈	
退職共済年金		改正後平成六年国老	て同じ
除く。)			
正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額を			す
第三号に掲げる額及びなお効力を有する			(附則第二十二条に
によるものとされたなお効力を有する改正前地共済法附則第			附 則 第 二 十 一 条附則第二十一条
項又は第二十五条の四第二項若しくは第五項においてその例			
第二十五条の二第二項、第二十五条の三第二項若しくは第五	1 1 2 2		同法第四十四
退職共済年金の全部(なお効力を有する改正前地共済法附則	齢厚生年金の全		において準用
 (前地+	四条第份		による場合を含む
	上下区 まして準		匹項(同条第
		_	

	改正後厚年合法第四十六条適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第二項	む。)	第 三条の 六第一項 果の 一条の 一条の 一条の 一条の 一条の 一条の 一条の 一条の 一条の 一条	号	第三条の四の四第一項第 開手を改正後厚生年金保険法第四十三条の四第一項第一号 お正後厚年令法第四十三条適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の四第一項第一号	以下同じ。)第四十三条の二第一項第二号イーを対する。	公务員等は各国合法による長期合力等に関ける各員措置に関ける女子 長第三頁 険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方 再評価令		を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員		二号イ 十三号) 附則第六十一条第四項の規定こより適用するものとされた司 四鈞0 二第一項第8の厚生年金传隊沒等の一音を改立する沒律(平成二十四年沒律第2	糸)印色)二等一頁等りつ更巨星を最後法等)「耶と女王」な法律(立文三二四年法律等で)後厚年令法第四十三条適用する改正後厚生年金保険法(被用者年金制度の一元化等を図るた	はないには、これは、「「「「「「」」」」、「「「」」、「「」」、「「」」、「「」」、「「」」、	場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に┃	第四条第一項及び第三項、第五条、第六条並びに別表第一及び別表第三の規定を適用する。この	第三条の六及び第三条の六の二の規定、厚生年金保険法施行令第三条の七の規定並びに再評価令 治及で厚生名益保障治の表気を通用でそ場合には、改立後厚名子第三名の世の第三名の世の二	₹上F食呆贪去り見巨ど適用する場合こよ、女E&₮F含寫三€0四、二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により前項に規定する改	老齢厚生年金 退職共済年金	険法附則第八条 のうち改正前地共済法附則第十九	改正後の厚生年金	6 戸外で自名式・巻二式・巻見式が	呆倹去 付薗用享拝去付別寛十一条ひご及び前各頁(寛二頁、寛四頁及)条第一月	z 齢厚生年金 退職共済年金	民年金等改正法附保険法附則第八条 のうち改正前地共済法附則第十九条	双巨後の厚圧巨 全区以上に四年(正とは対則等に十一条等)頁に見どけら合け、第一項、第二項 第一項	生年金保険法 適用厚年法	厚生年金	1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、	火条第六 頃に規定なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の六第一項目名項 第一項 第三項及て第五項が正前項書で
十二年法律 一部を改正用する地方公務員等共済組合の法律(平法律第二十二号。次項においる法律(平法律第二十二号。次項においる法律(平法律)の第二年法律(平法)(注)(注)(注)(注)(注)(注)(注)(注)(注)(注)(注)(注)(注)	同法	法	見出し 法 年金	国法の		5. クライエッショ	第四厚生年金保険	とする。第三項において同じ。)の	り読み替えられた規定にあっては、同項の規定による読替え後のもの	保険法をいい、平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定によ	法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金――――――――――――――――――――――――――――――――――――		は、引貢)見どここら売替と後りっつごとら。从で引ごごご可受という。)第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあって	以下この項及び第六条第一項において「平成二十七年経過措置政令」	等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十七号。	を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付一方代等を展示する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付	一元化等を図るための厚生手金呆倹去等の一部を牧臣する去聿の一部部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の	の で で かいまな で 17 できなる で 17 で 1	条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法を	同法別表 適用する改正後厚生年金保険法(平成二十四年一元化法附則第六十二	第3項目	一頁 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	出し法	令第四	第12頁 七	令第三第六項	年金保険法第四十六条適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第六項	七の見	法施行令第三第六項 医乙基迪耳 含含品工物原色色 金偶 网络萝贝士 万多第万式

第一項及び第四項 四項	制第二十条の三(なる助力を有する女匠前也共済去付制第二十条 「平成二十四年一元化法附則第二十条第一項、一次 「平成二十四年一元化法附則第二十条第一項、一次 「平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項、第八十 一項 「平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項、第八十 一項 「平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項、第八十 「平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定に 「平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定に 「平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定に 「平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定に 「平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定に 「平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定に 「平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定に 「平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定に 「平成二十四年」 「平成二十四年」 「平成二十七年政令第三 「平成二十七年政令第三 「平成二十七年政令第三 「平成二十七年政令第三 「平成二十七年政令第三 「平成二十七年政令第三 「平成二十七年政令第三 「平成二十七年政令第三 「平成二十七年政令第三 「平成二十七年政令第三 「平成二十七年政令第三 「平成二十七年政令第三 「平成二十七年政令第三 「平成二十七年政令第三 「平成二十七年政令第三 「平成二十七年政令第三 「平成二十七年政令第三 「平成二十七年政令第三十条第一項の規定に 「中域一、「中域」」 「中域一、「中域一、「中域一、「中域」」 「中域一、「中域」」 「中域一、「中域一、「中域一、「中域一、「中域一、「中域一、「中域一、「中域一、	(施行目前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付に係る平成十二年地共済改工法の規定の読替え) 第十八条 平成二十四年一元化法附則第十条、第十一条第一項が第二項(昭和六十律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)附則第六十一条第一項、なお効力を有する改正前地共済法による中金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年一元化法附則第百八一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二年改正法の規定の読替え) 年改正法附則第百八一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二年改正法の規定の読替え) 「一項 で第二項(昭和六十律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)附則第六十年改二年改正法の規定の読替え) 「中央 一項 とおめの厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法)という。)附則第六十二年地共済改正法附則第六十二条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付に係る平成十二年地共済改正法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付に係る平成十二年地共済改合、「一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一	第一 第十八号。以 第十八号。以 第十八号。以 第十八号。以 第十八号。以 第十八号。以 第十八号。以 第二項
可りできる 第一項 金額に従前額改定率 金額に従前額改定率 金額に従前額改定率	一項及び第 (本) 日本 (本) <	四十 附 項 条 則 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 8 第 8 第 8 第 8 8 第 8	(
金額に従前額改定率(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十金額に従前額改定率をいう。以下同じ。)を乗じて得た金額に(なお効力を有する改正前地共済法としてなお効力を有する改正前地共済法としてなお効力を有する改正前地共済法としてなお効力を有する改正前地共済法としてなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法	(なお効力を有する改正前地共済法 (なお効力を有する改正前地共済法第百二条第一項 なお効力を有する改正前地共済法第百二条第一項 なお効力を有する改正前地共済法第百二条第一項 (なお効力を有する改正前地共済法	な正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法による長期給を改正する法律及び地方公務員等共済組合法による長期給を改正する法律のが開発により読み替えられた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一元化法」という。)附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による長期給力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による大田の第四十四条第二項に 、なお効力を有する改正前地共済法	、なお効力を有する改正前地共済法としてなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法としてなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法が則第二十一条第一項

	<u> </u>	第十附	第十附 第十附
第二号 (法 (なおが) (なおが) (まま) (なおが) (まま) (なおが) (まま) (ままが) (まま	五百 開 第法による年金であ に応じ、それぞれ に応じ、それぞれ である率	附 則 第法第四十四条第二項 十 一 条地方公務員等共済組 十 一 条地方公務員等共済組 する法律 (平成十六 する法律 (平成十六 が) 第十三条の規定によ	三一則 二一則 条第 条第
号)を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給 (なお効力を有する改正前地共済法 (なお効力を有する改正前地共済法第百二条第一項 なお効力を有する改正前地共済法第百二条第一項 なお効力を有する改正前地共済法第百二条第一項 (なお効力を有する改正前地共済法第百二条第一項 (なお効力を有する改正前地共済法第百二条第一項 (なお効力を有する改正前地共済法	済法による年金である給付のる平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共の名平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する再評価率に掲改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率	四十七号)第十八条第一項 一部を改正する法律の 加十七号)第十八条第 第二十二号)第二条 第二十二号)第二人 元化等を図るための厚 正改正する法律及び地方 公務員等共済組合 がお効力を有する改正 なお効力を有する改正 を改正する法律のが原 大元化等を図るための厚 大元化等を図るための厚	(なお効力を有する改正前地共済法) 、 なお効力を有する改正前地共済法 (法 (なお効力を有する改正前地共済法 (法 (なお効力を対力を対力を対力を対力を対力を対力を対力を対力を対力を対力を対力を対力を対力
		二の十附 可 二一則 第条第 第条第	見の十附 第十附 川二一則 「項条第
一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 で、 一次では、 で、 一次では、 で、 一次では、 で、 で、 一次では、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で	の賃金変動率といいまする。	で ら 第四十 次 の 各号 次 の 各号 次 の 各号	給法に後の 第十三条の 一 おけて 一 おけて 一 は 一 は 一 は り に し る み は 、 き の し る も と る も る も る も る も る も る も る も る る を る る を る る を る る を る を
取物一変合金う下すい	A目手取り賃金変動率	-四条の工。一四条の工。一四条の工ま一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十三条の三から第四十三条の五ま一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項に規定する名に掲げる 適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項に規定する名に掲げる 適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項に規定する名目手取り賃金変動率(以下「名目手取り賃金変動率」という。)が一を下回る を下回る を下回る を下回る を下回る の 二同条(適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三か条の五まで 1 回条の五まで	は ・ は ・ は ・ は ・ なお効力を有する改正前地共済と によ付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十 によけ等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十 によけ等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十 といまが効力を有する改正前地共済組合法及び被用者年金制度の一部を を改正改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給 によけ等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十 とり)第十八条第一項の規定により読み替えて適用する である平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共 である平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共 をである平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共 が表による年金である給付

48		
条第附 2 g 二 <u>則</u> にで係い。	表附五の十附備則「二一則	四の十附 三の十附 項二一則 ^項 二一則
以下「法」と	一項第一号別法第四十四条の工	第 名場合 物価変動率が 第 第 物価変動率が 一を下回り、 物価変動率が 一を下回り、 本 1 手取り賃金変動率が 名目手取り賃金変動率が 一を下回り、 物価変動率が 一を下回り、 かつ、物価変動率が 一を下回り、 物価変動率が 一を下回り、 かった とする。
用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を関生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組改正前地共済法」という。)をいい、被用者年金制度の一元化等を四年一元化法第三条の規定によりなおその効力を有するものとされぞ成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」と年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の中で表の下欄に掲げる字句とする。	二第適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項第一号 適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項に規定する物 適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三(適用する改正後厚 生年金保険法第四十三条の五 (適用する改正後厚 生年金保険法第四十三条の五 (適用する改正後厚 生年金保険法第四十三条の五 とする。
第 十正法第四条のする 第 十正法第四条のする 第 十九条 平成二十四年 定の適用) 第十九条 平成二十四年 る年金である給付の受 る年金である給付の受 る年金である給付の受 る年金である給付の受 が組合法第百十七条、 済組合法第百十七条、	則 平 平 成 の一部を改 十 二 年 ひ	三条第附項第五則 三条第附項第五則 項第七則 同じのいては、のいては、のいては、のの法のの表別の表別の法のの表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別
のの厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下この項におい 第百二十条及び第百二十一条の規定を適用する。この場合において、同法第百十七条第一項中 第百二十条及び第百二十一条の規定を適用する。この場合において、同法第百十七条第一項中 定の適用) 「施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付に係る改正後地共済法の規 「施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付に係る改正後地共済法によ 定の適用) 正後 一定後 一定後 一規定による改一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。)による改正前 世子に法第四条のするものとされた平成二十四年一元化法附則第百二条の規定(平成二十四年 一規定による改一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。)による改正前 世子に法第四条のするものとされた平成二十四年一元化法附則第百二条の規定(平成二十四年 一規定による改一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。)による改正前	な平式二十四年一元化生針則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有適用する地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律 (平成二十七年政令第三百四十七号)第十八条第一項の規定により読み替えて(平成二十七年政令第三百四十七号)第十八条第一項の規定により読み替えて(中方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令正の厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴等法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るため	等被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正すると を改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する結付のうち 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する相の。 下「改正前の法」という

給付に係る掛金」とする。 給付に係る掛金」とする。 のは「徴収金並びに平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前のこの法律による長期て「平成二十四年一元化法」という。)附則第六十一条第一項に規定する給付」と、「徴収金」と

(国) 三三 全民会

第二十一条第一項の規定により満たといれた平成二十四年一元化法附則第六十一条第二第十一条第一項の規定により加給年金額が加算されたものを除く。)の受給権者が老齢地共済法第八十条第一項の規定により加給年金額が加算されたものを除く。)の受給権者が老齢地共済法第八十条第一項の規定により当該退職共済年金とみなされたものを含み、なお効力を有する改正前金(他の法令の規定により当該退職共済年金とみなされたものを含み、なお効力を有する改正前金(他の法令の規定により当該退職共済年の額が改定された平成二十四年一元化法附則第六十一条第二項の規定により適用しない。

(改正前地共済法による退職共済年金の加給年金額の支給の停止の特例)

第二十二条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第 第二十二条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第一十二条 平成二十四年 一元化法附則第六十一条第一項に規定する給を停止する。

(改正前地共済法による退職共済年金の支給の繰下げに関する経過措置)

第二十三条 施行日において、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定による申出と同時に行わなければならなお効力を有する改正前埋共済法第八十条の二第一項の規定による申出を行っとは、当該中出は、当該平成二十四年一元化法附則第七十九条の上第一項の規定による申出を行っていないものに限る。)又は平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定による申出を行っていないものに限る。)又は平成二十四年一方の規定による申出を行っていないものに限る。)又は平成二十四年一方とされた改正前選用国共済法(平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおが力を有する改正前選用国共済法(平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおが力を有する改正前国共済法をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)第七十九条の規定によりなおその効力を有する改正前国共済法(平成二十四年一元化法附則第七十九条の一第一項の規定による申出を行っていないものに限る。)の受給権を有する場合において、施行日以後年の規定による申出を行っていないものに限る。)の受給権を有する場合において、施行日以後年の規定による申出を行っとさは、当該平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定による申出を行うときは、当該中式による申出を行っととは、当該中式による申出を行っととは、当該中式による申出を行っととは、当該申出は、当該平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定による申出と同時に行わなければならな当該平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定による申出と同時に行わなければならな当該平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定による申出文は、当該申出は、当該申出は、当該申出と同時に行わなければならな当該平式による。

- 当該申出は、施行日の前日に行われたものとみなす。

 当該申出は、施行日の前日に行われたものとみなす。

 が行日において、正成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定による申出を行ったときは、に係るなお効力を有する改正前地共済法第八十条の一類定はる者がのうち退職共済年金に限る。)の受給権を有する者が、改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち退職共済年金の支給を受ける場合において、施行一定に表。)の受給権を有する者が、改正前厚生年金保険法による書出を行っていないもの一年を経過した日が施行日前にあり、施行日において同項の規定による専出を行っていないもの年金(当該退職共済年金に係るなお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第一項に規定すると、 施行日において、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済
- 年金(当該退職共済年金に係るなお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第一項に規定する3 施行日において、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済

(改正前地共済法による障害一時金に関する経過措置)

列こよる。 金(施行日の前日においてまだ支給されていないものに限る。)の支給については、なお従前の **第二十四条** 施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法第九十八条第一項の規定による障害一時

に関する特例) (施行日以後の離婚等により標準報酬月額等の改定又は決定が行われる場合の加給年金額の加算

第二十五条 施行日の前日において平成二十四年一元化法附則第十一条第一項第二号及び第三号に期間をいう。以下この項において同じ。」と、「前条第三項の規定により当該退職共済年金の元が中で成二十四年一元化法附則第四条第十三号に規定する旧私立学校教職員共済加入者期間を行う、以下「平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定により当該退職共済年金の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法附則第四条第十三号に規定する旧私立学校教職員共済加入者期間をび中、正の項において同じ。」と、「前条第三項の規定により当該退職共済年金のた期間をいう。以下この項において同じ。」と、「前条第三項の規定により当該退職共済年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三日、期間をいう。以下「平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間並びに平成二十四年一元化法附則第四条第十三号に規定する追加費用対象期間並びに平成二十四年一元化法附則第四条第十三号に規定する追加費用対象期間並びに平成二十四年一元化法附則第四条第十三号に規定する追加費用対象期間がでは、同項を当時であるのは「自然を対して、対し、と、「前条第三項の規定により当該退職共済年金制度が改定された」と、「当該合算組合員期間」とあるのは「当該合算組合員期間」とする。

ハ。 に掲げる年金たる給付の額の計算の基礎となる加入者期間の月数を超えない場合には、適用しなに掲げる年金たる給付の額の計算の基礎となる組合員期間の月数が平成二十四年一元化法附則第十一条第一項第三号 1 前項の規定は、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年

(改正前地共済法による脱退一時金に関する経過措置)

有した場合は、この限りでない。
による。ただし、その者が施行日以後に国民年金の被保険者となった場合又は日本国内に住所を基づく改正前地共済法附則第二十八条の十三の規定による脱退一時金については、なお従前の例第二十六条 施行日の前日において日本国内に住所を有しない者の旧地方公務員共済組合員期間に

に関する経過措置) (改正前地共済法による職域加算額に係る平成二十四年一元化法附則第百二十二条の規定の適用

第二十七条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付(地方公務員等共済組合第二十七条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する年金である給付とみなして、平成二十四年一元化法附則 じ。)を支給する場合には、当該改正前地共済法による職域加算額を平成二十四年一元化法附則 じ。)を支給する場合には、当該改正前地共済法による職域加算額(退職を給付事由とするものに限る。以下この条において同 改正前地共済法による職域加算額(退職を給付事由とするものに限る。以下この条に対し施行日以後に 定する恩給公務員期間を有する者に係るものに限る。)の受給権を有する者に対し施行日以後に 表別給付等に関する施行法 (昭和三十七年法律第百五十三号)第二条第一項第三十三号に規 第二十七条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付(地方公務員等共済組合

権者に係る退職一時金の返還に関する規定の適用の特例)(改正前地共済法による退職共済年金等及び改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金等の受給

(退職又は障害を給付事由とするものに限る。)の受給権者に対し、施行日以後に改正後厚生年金第二十八条 施行日の前日において平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付

が適用される場合には、平成二十四年一元化法附則第六十三条の規定は、適用しない。限る。)の給付事由が生じ、かつ、なお効力を有する改正前地共済法附則第二十八条の二の規定 (老齢厚生年金等の算定の基礎となる被保険者期間の特例) 保険法による老齢厚生年金又は障害厚生年金(第三号厚生年金被保険者期間を基礎とするものに

第二十八条の二 地共済組合員等期間(平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する地 法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第六十三条第一項及び附則第六十四条」と読み替える 三」とあるのは、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する 用する。この場合において、同条中「新共済法附則第二十八条の二第一項及び附則第二十八条の を算定する場合には、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第十八条の規定を準 険法第五十九条第一項に規定する遺族をいう。)に支給する老齢厚生年金又は遺族厚生年金の額 共済組合員等期間をいう。以下同じ。)が二十年未満である者又はその遺族(改正後厚生年金保

(退職共済年金の支給の停止に関する特例)

第二十九条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付の受給権者(昭和二十年 に厚生年金保険の被保険者の資格を取得し、かつ、施行日に当該被保険者の資格を喪失したもの附則第五条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得する者である場合を除き、施行日 この場合において、当該規定の適用については、当該受給権者が施行日に平成二十四年一元化法 月以前の月に属する日から引き続き厚生年金保険の被保険者資格を有する者であるものとみなし 規定による私立学校教職員共済制度の加入者であった者である場合には、施行日の属する月の前 国家公務員共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の 十月二日以後に生まれた者に限る。)が、施行日の前日において地方公務員共済組合の組合員、 施行日の属する月において第三十九条第一項に規定する支給停止に関する規定を適用する。

の規定を適用する。 項の規定による読替え後のものとする。以下第三十九条までにおいて同じ。)第四十六条第一項 改正後厚生年金保険法をいい、第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあっては、同 生年金保険法(平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた で定める要件に該当する者であるものとみなして、施行日の属する月において適用する改正後厚 金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所において同法第二十七条の厚生労働省令 に限る。)については、施行日の属する月の前月以前の月に属する日から引き続き同一の厚生年 組合の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者である者 十歳以上の使用される者(施行日前から引き続き地方公務員共済組合の組合員、国家公務員共済 昭和二十年十月一日以前に生まれた者であり、かつ、厚生年金保険法第二十七条に規定する七

(平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定の準用に関する読替え等)

第三十条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則 げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を準用する場合には、同項中次の表の上欄に掲 第十九条の規定による退職共済年金について平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において

|改正前厚生|附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による 年金保険法退職共済年金

2

る老齢厚生

附則第八条

50 保険法 と厚生年金と適用厚年法 |法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する (附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険

> 替え後のものとする。) 号)第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあっては、同項の規定による読 合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十七 保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組 法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金

額が、 当該類が、総報酬月額相当額と基本月額から附則第六十一条第一項の規定によりなおその効 た場合に支給を停止するものとされる部分に相当する額を控除した額との 力を有するものとされた改正前地共済法第八十二条第一項の規定の適用があるものとし

第三十一条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附 と基本月額と当該控除した額 号。以下「平成二十七年厚年経過措置政令」という。)第三十五条第一項の規定の例による。 う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十三 含む。)の規定によりその額が算定されたもの(以下「障害者・長期加入者の退職共済年金」と 則第十九条の規定による退職共済年金(なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二 は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴 十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を適用する場合における同項の規定の読替えについて の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二 いう。)に限る。)の受給権者(次項及び第四十一条第一項に規定する者を除く。)について前条 項(なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の三第一項の規定によりその例による場合を

2 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九 ができる場合に限る。)について前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第という。)又は高年齢再就職給付金(以下「高年齢再就職給付金」という。)の支給を受けること 法律第百十六号)の規定による高年齢雇用継続基本給付金(以下「高年齢雇用継続基本給付金」 十条の規定によりその額が計算されているもの並びに障害者・長期加入者の退職共済年金に限 条の規定による退職共済年金(なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項及び附則第二 定の例による。 る。)の受給権者(第四十一条第一項に規定する者を除き、その者が雇用保険法(昭和四十九年 における同項の規定の読替えについては、平成二十七年厚年経過措置政令第三十五条第四項の規 十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を適用する場合

第三十二条 前条第一項に規定する受給権者(施行日前から引き続き厚生年金保険の被保険者若し 条の二第一項及び第二項の規定を適用する場合には、同条第一項の規定にかかわらず、 第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定の適用を受ける者を除により読み替えられた第三十条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条 くは私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又は国会議員若しくは は、当該基本支給停止額を含めないものとして計算した額とする。 定する基本支給停止額に相当する部分の支給を停止せず、同条第二項に規定する支給停止基準 は、同項の規定による読替え後のものとする。以下第四十三条までにおいて同じ。)附則第十一 ものとされた厚生年金保険法をいい、第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあって く。)について適用厚年法(平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用する 地方公共団体の議会の議員であるもの(以下「継続被保険者等」という。)に限り、同項の規定 停止基準額 、同項に規

二項の規定の適用を受ける者を除く。)について適用厚年法附則第十一条の六第一項の規定を適 規定する支給停止基準額は、 にかかわらず、同項に規定する基本支給停止額に相当する部分の支給を停止せず、同条第二項 成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十三条第 続被保険者等に限り、同項の規定により読み替えられた第三十条の規定により読み替えられた平 前条第二項に規定する受給権者(障害者・長期加入者の退職共済年金の受給権者であって、 『する場合には、適用厚年法附則第十一条の二の規定を適用した場合における同条第一項の規定 当該基本支給停止額を含めないものとして計算した額とする 継

第三十三条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附 則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者(その者が六十五歳に達していな により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年 いものに限り、次項及び第四十三条第一項に規定する者を除く。)については、第三十条の規定 元化法附則第十三条第二項の規定を準用する。この場合における同項の規定の読替えについて 平成二十七年厚年経過措置政令第三十七条第一項の規定の例による。

における同項の規定の読替えについては、平成二十七年厚年経過措置政令第三十七条第二項の規 第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を準用する。この場合 限る。)については、第三十条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条 その者が高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合に 四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者(第四十三条第一項に規定する者を除き、 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第二十 項

第三十四条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附 則第十九条の規定による退職共済年金(なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条及び第二 措置政令第三十八条第一項の規定の例による。 条第二項の規定を適用する場合における同項の規定の読替えについては、平成二十七年厚年経過 た平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十三 まで及び第四十五条第一項に規定する者を除く。)について第三十条の規定により読み替えられ当する者であるものに限る。以下この条において同じ。)に限る。)の受給権者(次項から第四項 者がなお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の三第一項又は第二十五条の四第一項に該 規定によりその額が計算されているもの並びに障害者・長期加入者の退職共済年金(その受給権 十五条の二、第二十五条の三第一項から第七項まで又は第二十五条の四第一項から第七項までの

場合における同項の規定の読替えについては、平成二十七年厚年経過措置政令第三十八条第二項 条の規定による退職共済年金(なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の五第二項各号 則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を適用する に規定する者を除く。)について第三十条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附 年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができる者に限り、第四項及び第四十五条第一項 のいずれかに該当するもの及び障害者・長期加入者の退職共済年金に限る。)の受給権者(国民 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九

則第十三条第二項の規定を適用する場合における同項の規定の読替えについては、平成二十七年替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附 厚年経過措置政令第三十八条第三項の規定の例による。 齢再就職給付金の支給を受けることができる場合に限る。)について第三十条の規定により読み りその額が計算されているもの並びに障害者・長期加入者の退職共済年金に限る。)の受給権者 条の規定による退職共済年金(なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条及び第二十五条の 二、第二十五条の三第一項から第七項まで又は第二十五条の四第一項から第七項までの規定によ (次項及び第四十五条第一項に規定する者を除き、その者が高年齢雇用継続基本給付金又は高年 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九

とができる場合に限る。)について第三十条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法 定する者を除き、その者が高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給を受けるこ りその額が計算されているもの並びに障害者・長期加入者の退職共済年金に限る。)の受給権者 二、第二十五条の三第一項から第七項まで又は第二十五条の四第一項から第七項までの規定によ 条の規定による退職共済年金(なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条及び第二十五条の (国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができる者に限り、第四十五条第一項に規 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九

> る場合における同項の規定の読替えについては、平成二十七年厚年経過措置政令第三十八条第四 附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を適用す

する特例) (併給年金の支給を受ける場合における改正前地共済法による退職共済年金等の支給の停止に関

第三十五条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第 平成二十四年一元化法附則第十四条の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規 七十八条の規定による退職共済年金について平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において 定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|第||厚生年金保険法による老齢厚生||附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第 年金 七十八条の規定による退職共済年金

改正前国共済法の規定による退厚生年金保険法による老齢厚生年金その他の老齢又は退職

改正後厚生年金保険法第四十六適用する改正後厚生年金保険法(附則第六十一条第四項の規 職共済年金その他の退職 条第一項及び

度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正するを改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部により適用するものとされた改正後厚生年金保険法をいい、被 法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合 する。 七年政令第三百四十七号)第十七条第一項の規定により読み替 えられた規定にあっては、同項の規定による読替え後のものと 以下この項及び次項において同じ。)第四十六条第一項

第一項に規定する加給年金額及条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地 び第四十四条の三第四項に規定法第百二条第一項の規定により加算される額、なお効力を有す 「老齢厚生年金の額(第四十四条「退職共済年金の額(なお効力を有する改正前地共済法第七十九 改正後厚生年金保険法 なお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第四項の規定に は、適用する改正後厚生年金保険法 よる加算額 る改正前地共済法第八十条第一項に規定する加給年金額並びに 共

の健全性及び信頼性の確保のた四条の三第四項(公的年金制度 の規定で同項の規定に相当する規定又は他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政四条第一項の規定又は他の法令される額、なお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項のは第一の任罰者をレレー第四十される額、なお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項の めの厚生年金保険法等の 規定する加給年金額及び第四十改正前地共済法第八十条の二第四項 ものとして政令で定めるものに、一つで定めるものに規定する加給年金額並びになお効力を有する。 項の政令で定める年金たる給付 の厚生年金保険法等の一部を改 |年金制度の一元化等を図るため||読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項に 老齢厚生年金等の額の合計 (当該老齢厚生年金の額と被用者|額と平成二十七年経過措置政令第三十五条第一項の規定により 額退職共済年金の額と他の年金との合計額(当該退職共済年金 |効力を有する改正前地共済法第百二条第一項の規定により加算 いて準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の政令

=	第											
	改正後厚生年金保険法		の項において同じ	規定する加算額を除く。以下こ	額及び第四十四条の三第四項に	四条第一項に規定する加給年金	当該老齢厚生年金の額(第四十	いて同じ。)	る場合を含む。以下この項にお	の規定により読み替えて適用す	律第六十三号) 附則第八十七条	改正する法律(平成二十五年法
	適用する改正後厚生年金保険法	定による加算額を除く	びになお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第四項の規	一有する改正前地共済法第八十条第一項に規定する加給年金額並	に 共済法第百二条第一項の規定により加算される額、なお効力を	金十九条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地	当該退職共済年金の額(なお効力を有する改正前地共済法第七		2)	2	~	<u></u>
· の	8	=	_		_	の	生.	る	7			
坦	πż	_	_	1.5		坦	工	과 의	绺	久	7.	LX

給の停止を行う場合には、改正後厚生年金保険法第百条の二第一項、第三項及び第四項の規定を 六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金の支 正後厚生年金保険法第四十六条第一項の規定により同項に規定する平成二十四年一元化法附則第準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する適用する改組合が、前項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において

老齢厚生年金

退職共済年金

- 3 改正後厚年令第三条の六第一項に定める額とする。 生年金保険法第四十六条第一項に規定する標準報酬月額に相当する額として政令で定める額は、 る平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する適用する改正後厚第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用す
- 正後厚年令第三条の六第二項に定める額とする。 生年金保険法第四十六条第一項に規定する標準賞与額に相当する額として政令で定める額は、改る平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する適用する改正後厚第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用す
- 5 る給付とする。 る平成二十四年一元化法附則第十四条第一項に規定する政令で定める年金たる給付は、次に掲げ第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用す
- 改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金
- 旧厚生年金保険法による老齢年金及び通算老齢年金
- 十三号。以下「旧船員保険法」という。)老齢年金及び通算老齢年金 昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法 (昭和十四年法律第七
- 第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用す 掲げる給付 平成二十七年厚年経過措置政令第四十条第一項第二号、第三号及び第五号から第九号までに
- 定に相当するものとして政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。 生年金保険法第四十六条第一項に規定するなお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項の規 次項及び第三十七条第一項において同じ。)の規定により読み替えて適用する適用する改正後厚 る平成二十四年一元化法附則第十四条第一項(第三十八条第一項において準用する場合を含む。
- 厚生年金保険法第四十四条第一項
- なお効力を有する改正前準用国共済法第七十八条第一項なお効力を有する改正前国共済法第七十八条第一項
- 共済組合法等を廃止する等の法律 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員 (平成十三年法律第百一号。 以下この号及び次項第一号にお

ものとされた平成十三年統合法附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法第三十八 いて「平成十三年統合法」という。)附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有する

- 年金保険法第四十六条第一項に規定するなお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第四項 平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する適用する改正後厚 第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用す 定に相当するものとして政令で定めるものは、 次に掲げる規定とする。
- いて準用する場合を含む。) 改正後厚生年金保険法第四十四条の三第四項(平成十三年統合法附則第十六条第十三項にお
- なお効力を有する改正前国共済法第七十八条の二第四項
- なお効力を有する改正前準用国共済法第七十八条の二第四項
- する改正後厚生年金保険法第四十六条及び平成二十四年一元化法附則第十三条の規定は、 規定による退職共済年金については、平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条

項 第 第三十六条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法 則第十九条の規定による退職共済年金について平成二十四年一元化法附則第十七条第二項にお 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 て平成二十四年一元化法附則第十五条の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の 厚生年金 |厚生年金保険法附則第||附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九 八条の規定による老齢条の規定による退職共済年金(なお効力を有する改正前地共済法(同 されているもの及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第 以下この項において同じ。)第七十九条第一項の規定によりその額が計算 の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法をいう。 項の規定によりその額が計算されているもののうち当該額がなお効力 項

改正前国共済法の規定|厚生年金保険法の規定による老齢厚生年金その他の老齢又は退 による退職共済年金そ

むものに限る。)

を有する改正前地共済法第七十九条第一項の規定により計算した額を含

の他の退職

|厚生年金保険法附則第|適用厚年法(附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされ 十一条 同項の規定による読替え後のものとする。以下この条において同じ。) 長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四 法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による 金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被 厚生年金保険法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生 者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する 七号)第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあっては、 附

同条第 一項 同項

則第十一条第一項

|の規定による老齢厚生||お効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及び と老齢厚生年金の の合計額(附則第八条のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金の額(な と老齢厚生年金等の額 額 の合計額(平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付 の額(なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第一 る額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第 ゥる特例加算額を除く。 以下この項において同じ 一項に規定二号に掲げ

第六十三号) 附則第十 |律(平成二十四年法律|第一項の政令で定める年金たる給付の額との合計額をいう |等の一部を改正する法||1第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条 |制度の一元化等を図る|加算額を除く。以下この項において同じ。) と平成二十七年経過措置政令| |年金の額と被用者年金||なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例 ための厚生年金保険法第三十六条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附

める年金たる給付の額 五条第一項の政令で定

との合計額をいう。)

|厚生年金保険法 当該老齢厚生年金 当該退職共済年金 適用厚年法

第

項

第 |組合員、地方公務員共改正法附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者を除く。)、 |国家公務員共済組合の|厚生年金保険法第二十七条に規定する被保険者(昭和六十年国民年金等 当該老齢厚生年金 当該退職共済年金

済組合の組合員若

厚生年金保険法附則第適用厚年法附則第十一条第 項

2

規定を準用する。 の停止を行う場合には、適用する改正後厚生年金保険法第百条の二第一項、 附則第十一条第一項の規定により改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金の支給 準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用する適用厚年法 組合が、 前項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において 第三項及び第四項の

る給付とする。 る平成二十四年一元化法附則第十五条第一項に規定する政令で定める年金たる給付は、次に掲げ第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用す

改正後厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金

旧厚生年金保険法による老齢年金及び通算老齢年金

旧船員保険法による老齢年金及び通算老齢年金

平成二十七年厚年経過措置政令第四十八条第二号、第三号及び第五号から第九号までに掲げ

用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の規定は、適用しない。 条の規定による退職共済年金については、平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九

(準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第二項の規定の適用範囲)

四年一元化法附則第十四条第一項に規定する受給権者が次に掲げる者である場合に限り、 規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十 項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第二項の規定は、第三十五条第一項の 第三十五条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第 適用す

使用される者 き地方公務員共済組合の組合員であるもの(以下「継続第三号厚生年金被保険者」という。) 地方公務員共済組合の組合員たる改正後厚生年金保険法第二十七条に規定する七十歳以上の 厚生年金保険の被保険者(第三号厚生年金被保険者に限る。)であって施行日前から引き続

> 老齢厚生年金等の受給権者であるものに係る退職共済年金の支給停止に関する特例) (退職共済年金の受給権者であって改正後厚生年金保険法附則第十三条の四第三項の規定による

第三十八条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第 第九号までに掲げる給付の受給権者(昭和二十五年十月二日以後に生まれた者であって、六十五 老齢年金並びに平成二十七年厚年経過措置政令第四十五条第一項第二号、第三号及び第五号から 七十八条の規定による退職共済年金の受給権者であって改正後厚生年金保険法による老齢厚生年 十四条第一項の規定を準用する。 られた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第 歳に達しているものに限る。)であるものについては、第三十五条第一項の規定により読み替え 金、旧厚生年金保険法による老齢年金及び通算老齢年金、旧船員保険法による老齢年金及び通算

年金たる給付の受給権者を除く。)が継続第三号厚生年金被保険者である場合について準用する。 規定する受給権者(平成二十七年厚年経過措置政令第四十五条第一項第二号及び第八号に掲げる 則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第二項の規定は、前項に4 前項の場合において、第三十五条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附 (準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第二項に規定する政令で定める規定)

2

第三十九条 第三十六条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第 定とする。第二十四条第四項並びに第二十六条第一項、第三項、第五項から第十一項まで及び第十四項の規第二十四条第四項並びに第二十六条第一項、第三項、第五項から第十一項まで及び第十四項の規 る読替え後のものとする。以下この項及び第四十五条において同じ。)附則第二十二条において りその例によることとされる場合を含む。)において準用する場合を含む。次項において同じ。) によりその例によることとされる場合を含む。)及び第四十五条第二項(同条第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)、第四十三条第二項(同条第三項の規定 等改正法をいい、第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあっては、同項の規定によ 四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後平成六年国民年金 十一条第一項及び第三項(これらの規定を適用する改正後平成六年国民年金等改正法(平成二十 定にあっては、同項の規定による読替え後のものとする。第四十五条において同じ。)附則第二 平成六年国民年金等改正法(平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用する 第六項から第八項まで並びに第十三条の六第一項、第四項、第六項及び第八項の規定、適用する 厚年法附則第十一条第一項、第十一条の二第一項、第二項及び第四項、第十一条の六第一項及び に規定する政令で定める規定は、適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項の規定、 二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第二項(第四十一条第二項 ものとされた平成六年国民年金等改正法をいい、第十七条第一項の規定により読み替えられた規 適用

2 成二十七年厚年経過措置政令第四十九条第二項の規定の例により算定した額とする。 いて準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第二項に規定する調整前特例支給停止額は、 (準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第二項の規定の適用範囲) 、て售目する平成二十四年一元化法州則第十五条第二項に規定する調整前特例支給停止額は、平(第三十六条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項にお)。

第四十条 第三十六条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二 年一元化法附則第十五条第一項に規定する受給権者が継続第三号厚生年金被保険者である場合に 限り、適用する。 定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四 項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第二項の規定は、第三十六条第一項の規

受給権者であるものに係る退職共済年金の適用厚年法の規定による支給停止に関する特例 (改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金の受給権者であって老齢厚生年金等

| 第四十一条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附 則第十九条の規定による退職共済年金の受給権者であって、第三十六条第三項に規定する年金た る給付の受給権者 (昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた者に限

- | WIND | WIND
- 七年厚年経過措置政令第五十一条第三項の規定の例による。合には、前二項の規定の例による。この場合における必要な規定の読替えについては、平成二十一のには、前二項の規定の例による。この場合における必要な規定の読替えについては、平成二十分に対いら第四項まで並びに第十一条の六第一項及び第六項から第八項までの規定を適用する場の第一項に規定する受給権者(継続被保険者等に限る。)について適用厚年法附則第十一条の二

- 停止基準額は、当該基本支給停止額を含まないものとして算定した額とする。「保の規定により読み替えられた適用厚年法附則第十一条の二第二項に規定する支給ず、前条第一項の規定により読み替えられた適用厚年法附則第十一条の二第一項、第二項及び第四項前条第一項の規定により読み替えられた適用厚年法附則第十一条の二第一項、第二項及び第四項前条第一項の規定により読み替えられた適用厚年法附則第十一条の二第一項、第二項及び第四項前条第一項の規定により読み替えられた適用厚年法附則第十一条の二第一項、第二項及び第四項前条第一項の規定により読み替えられた適用厚年法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一より読み替えられた平成二十四年一条の六第一項の規定を適用する場合(前条第二項において準用する第三十六条第一項の規定に一条の六第一項の規定を適用する場合(前条第二項において準用する第三十六条第一項の規定に
- 厚生年金等の受給権者であるものに係る退職共済年金の支給停止に関する特例)(改正前地共済法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者であって老齢
- 一頁の規定の列こよる。 一頁の規定の列こよる。 一頁の規定の記憶之について適用厚年法附則第十三条の六(第三項を除く。)の規定を適用た者に限る。)であるものについて適用厚年法附則第十三条の六(第三項を除く。)の規定を適用する年金たる給付の受給権者(昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれ則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者であって第三十六条第三項に規定則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者であって第三十六条第三項に規定**3四十三条**平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附

- 七年厚年経過措置政令第五十三条第二項の規定の例による。

 七年厚年経過措置政令第五十三条第二項の規定の例による。

 七年厚年経過措置政令第五十三条第二項の規定の規定の読替えについては、平成二十おいて準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第二項のける第三十六条第一項の規定により読み替えられた適用厚年法附則第十三条の六の規定を適用する場合にお受給権者が継続第三号厚生年金被保険者である場合に限る。)について準用する。この場合にお受給権者が継続第三号厚生年金被保険者である場合に限る。)について準用する。この場合におりた。

 「の場合におりて、一つの規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項におり、第三十六条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項におり、第三十六条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項におり、
- (第三項を除く。)の規定を適用する場合には、前二項の規定の例による。- 第一項に規定する受給権者(継続被保険者等に限る。)について適用厚年法附則第十三条の六-
- 十三条第一項の規定の例による。

 十三条第一項の規定の例による。

 十三条第一項の規定の例によると

 ・ であって、六十五歳に達していないものに限る。)であるものについては、第一項の規定を準
 をる給付(特例による老齢厚生年金に限る。)の受給権者(昭和三十年十月二日以後に生まれた
 の条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者であって第三十六条第三項に規定する年金
 四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者であって第三十六条第三項に規定する年金
 四条の二第三項の規定の例による。
- 給停止に関する特例) 受給権者であるものに係る退職共済年金の適用する平成六年国民年金等改正法等の規定による支(改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金の受給権者であって老齢厚生年金等の
- 第四十五条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附第四十五条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附 第四十五条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十一条第一項及び第三項(これらの規定を適用する改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十一条第一項及び第三項(これらの規定を適用する改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十一条第一項及び第三項(これらが規定の規定による退職共済年金の受給権者であって第三十六条第三項に規定する年金たるにおけるこれらの規定の読替えについては、平成二十年十月一日までの間に生まれた者に限る。)
- 条第二項の規定の例による。
 る。この場合における必要な規定の読替えについては、平成二十七年厚年経過措置政令第五十五いて準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第二項の規定は、前項の場合について準用す
 2 第三十六条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項にお
- 十一項まで及び第十四項の規定を適用する場合には、前二項の規定の例による。 成六年国民年金等改正法附則第二十四条第四項並びに第二十六条第一項、第三項、第五項から第正法附則第二十二条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定並びに適用する改正後平改正法附則第二十一条第一項及び第三項(これらの規定を適用する改正後平成六年国民年金等改予、第一項に規定する受給権者(継続被保険者等に限る。)について適用する平成六年国民年金等
- (旧地共済法による給付について適用する改正後厚生年金保険法等の規定)
- る。)が施行日に地方公務員共済組合の組合員である場合又は施行日以後に地方公務員共済組合第四十七条 旧地共済法による退職年金又は通算退職年金の受給権者(六十五歳以上である者に限(旧地共済法による年金である給付の支給の停止に係る改正後厚生年金保険法等の規定の読替え等)までの規定並びに平成六年国民年金等改正法附則第二十一条第一項及び第三項の規定とする。までの規定する政令で定める規定は、改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び第三項から第五項に規定する政令で定める規定は、改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び第三項から第五項第四十六条 旧地共済法による年金である給付に係る平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項

				55
おいて同じの以下に規定	の月以前の一年間 関与額及び標準賞 関をも 関とし、 関連を の類とを の類と で の の の 月に規定 で の 月に規定 で 月に規定 で 月に規定 で 月に規定 で 月に規定 の 月に規定 の 月に規定	として政令で定める額と準報酬月額に相当する額については、その者の標の禁会の議員の課員	東京 名。 ま	の上欄に掲げる同条の規定中同表の後厚生年金保険法第四十六条第一項の組合員となった場合において、平
法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものと法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第百一十二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第百一条の規定による改正の地方公務員等共済組合法(以下この項において「なお効力を有する社会、という。)附則第二十条の二第二項の規定、平成二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年	(下成二十四年去書第六十三号。以下この真こおって「平成二十四年四制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法のる地方公務員共済組合の組合員であつた期間を基礎として被用者年四当該退職年金又は通算退職年金の額のうちその算定の基礎となつてし当該退職年金又は通算退職年金の額のうちその算定の基礎となつてし	<u>と 額 標 員</u>	地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律地方公務員等共済組合法(昭和三十七年の者に限る。)による退職年金双は通算退職年金の受給権者(六十五歳以上でる者に限る。) 又は 「第三号厚生年金被保険者(「中央の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和三十七年を満足した。)という。) 「本学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と及び第三項から第五項までの規定を適用するときは、次の成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により改
さ化正十正寸十る前を一 3 ぞの六年以規就者 る れ規十金下定労に旧。	一律金い うるつだがをる年員が 。額たし開除。金と施 に退書始くこ保な行	2 項五第 第	書しだた項一第	す表正
る。 旧地共済法による退職年金、る。 旧地共済法による退職年金、次の規定する七十歳以上の使用され就労者等(国会議員若しくは地就労者等(国会議員若しくは地社の規定する七十歳以上の使用されば、1000円で、1000円	に相当する額から、当該連行日に地方公務員に相当する額から、当該連合において、 当該地で は、 当び は、 当び は、 当び は、	界の規定は、十六条第二項		
れ同表の下欄に掲げる字句とする。	こて得た額」と読み替えるものであるの者の年齢に応じ同号にいて得た額(」と、同表第一を除く。」とあるのは「相当なを除く。」とあるのは「相当なを除く。」とあるのは「相当なを除く。」とあるのは「相当なを除く。」とあるのは「相当なを除く。」とあるのは「相当なを除く。」とあるのは「相当なを除く。」と読み替えるものと、	旧地共済法による減額退職年金の受給権者(六十五歳以上である者に限る。)「「地共済法第七十五条第二項」「地共済法第七十五条第二項」「地共済法による退職年金又は通算退職年金	和六十年地共済改正法」という。 附則第八条及び第十五条の規定の例により算定した額(なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条のにより算定した額(なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の規定、なお効力を有する改正前地共済協所則第二十条の二第二項の規定、なお効力を有する改正前地共済協行法第十三条の規定並びになお効力を有する改正前地共済協行法第十三条の規定並びになお効力を有する改正前地共済協行法第十三条の規定並びになお効力を有する改正前地共済協正法附則第二十条の二第二項の規定、なお効力を有する改正前地共済協定法別第二十条の二第二項が規則第二十条の規定が移動が表別を有する改正前地共済法による退職年金又は通算退職年金の全部(当該退職年金又は通算退職年金の全部(当該退職年金又は通算退職年金の全部(当該退職年金又により算定した額(なお効力を有する改正前地共済法院)が関第二十条の規定の例により算定した額(なお効力を有する改正前地共済法院)が関第二十条の規定の例により算定した額(なお効力を有する数に限る。)	十年地共済改正法(以下この項において「なお効力を有する改正前昭 十年地共済改正法(以下この項において「なお効力を有する改正前昭 法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。)による改正前の昭和六 れた平成二十四年一元化法附則第百二条の規定(平成二十四年一元化

	十第附		4	百笠		ま だ 佰 笠				項 第
項	一二則。	国正場に	甘田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	項第五	° m #	書だ項第した一	亚 -	下に頻タま	4 章玄 5世	_
四月 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	一二則	(年) はいま	用也共育去こよる	老齢厚生年金	。) 四項に規定する加算 老齢厚生年金の全部	老齢回	当該老齢厚生年金	下この頃において司じに規定する加算額を除く。 額及び第四十四条の三第E 条第一項に規定する加給 条第一項に規定する加給F	と冷重 ミニ 全)質該当する者に限る被保険者	老齢厚生年金の受給権者
の規定によりその項まで及び同法所の規定による老齢で又は前条第一項から第五項の規定による老齢の規定による老齢を発売の規定による老齢を関する。	厚生	等第二の第三条	育 六	生生	規生	厚 生 年 金	齢し	では、東京のではでは、東京のではでは、東京のではでは、東京のではではではではではではではではではではではではではではではではではではでは	る者	生
よ び 条 一 ら 十 よ 保 り 同 第 項 第 八 る 険	厚生年金	い 正十、号に 注一平厚	不り第一	金	たする	金の	生生	おかれて	には	金の
そ 法 一 か 五 条 老 法 の 附 項 ら 項 .、齢 附		の発えます。	万良		加全	額	金	いて同じ 算額を除 である に の の に の に の に の に の に の に の に の に の	1	受給
の規定によりその額が計算項まで及び同法附則第十八条、第十五条に入る老齢厚生年金保険法附則第九条の規定による老齢厚生年金保険法附則第八条、第十九条の規定によりその額が計算がある。		流一項 十一項 一項 四 被 4	哉 E				וֹ	のといる。	3	権
計 九 第 項 、九 年 八 算 条 五 ま 第 条 金 条		- 同及年保 る の 表 の 表 の 表 の も の も の も の も り る り る り る り る り る り る り る り る り る り	· 全 り		観 を除く (同条第 停			下この頃において司じに規定する加算額を除く。以額及び第四十四条の三第四項額及び第四十四条の三第四項条第一項に規定する加給年金条第一項に規定する加給年金	-	
の規定によりその額が計算 「関生年金保険法附則第八条地方公務員等共済組合法等の一 「関まで及び同法附則第八条地方公務員等共済組合法等の一 で又は前条第一項から第五項ま「旧地共済法」という。)による 第一項から第五項まで、第和三十七年法律第百五十二号。 第一項から第五項まで、第和三十七年法律第百五十二号。 第一項から第五項まで、第和三十七年法律第百五十二号。 第一項から第五項までという。)による 第一項がら第五項まで、第一条の規定による改正 第一項がら第五項まで、第一条の規定による改正 第一項がら第五項まで、第一条の規定による改正 第一項がら第五項まで、第一条の規定による改正 第一項がら第五項までという。)による 第一項がら第五項までという。)による 第一項がら第五項までという。)による 第一項がら第五項までという。)による 第一項がら第五項までという。)による 第一項がら第五項までという。)による 第一項がら第五項までという。)による 第一項がら第五項までという。)による 第一項がら第五項までという。)による 第一項がら第五項までという。)による 第一項がら第五項までという。)による 第一項がら第五項までという。)による 第一項がら第五項までという。)による 第一項がら第五項までという。)による 第一項がら第五項までという。)による 第一項がら第五項までという。)による の規定による老齢厚生年金律第百八号。以下この項におい の規定によりるという。)による の規定によりるという。)による の規定によりるという。)による の規定によりるという。)による の規定によりるという。)による の規定によりるという。)による の規定によりるという。)による の規定によりるという。)による の規定によりるという。)による の規定によりるという。)による の規定によりるの。 の規定によりるという。 の規定によりるという。 の規定によりるという。 の規定によりるという。 の規定によりるという。 の規定によりるという。 の規定によりるという。 の規定によりるという。 の規定によりるという。 の規定によりるという。 の規定によりるという。 の規定によりるという。 の相にないるといるという。 の規定によりるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといる	退職年金	名の中 着き	受合地	出		当該	当該			職地組法地
五歲 七十七 一分 一分 一分 一分 一分 一分 一分 一 一 一 一 一 一 一 一 一	年 金	-欄にある	在 共 法	共	止対象年金額に	当該停止対象年金額	当該退職年金、	当まり服在会 演客十五を乗じて得た額という	イダを受けると、	職年金の受給権者地共済法」という。組合法(昭和三十法律第百八号)第地方公務員等共済
木 法 年 一 方 貝	;	. 規則場で	法法第	法に	年金	対象	年金	不じて	者に生	受給と和号等
でと 律の 外 芥海 り 男 カス	:	る字を適品 八十 大は 大は 大は 大	七十	よる	額に	年金	1 1			権が三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
る者にこの頃とこの頃と		句はスート 一条第一条第一条第一条第一条第一条第一条第一条第一条第一条第一条第一条第一条第一	五上条	地共済法による退職	相当	額	額退	額()	₩ 保 地 険	一七条一名
に に に よ こ る お お の		、それの日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	で合権者(六十歳以上六十五1日地共済法第七十五条第二項	年金、	相当する		職年	以 恥 下 年		十五法の法
3°0		れぞ、は、規格に関いて、対が、対が、規格に対し、対が、対が、対が、対が、対が、対が、対が、対が、対が、対が、対が、対が、対が、	短 項		額		金又	こ 値	3 務 しく	歳 第 定 の
職 以 「 を 年 下 地 昭 改		れ同立	おって	祖退			は通常	項に近	は 英間 第二	年金の受給権者(六十五歳以上であ井済法」という。)による退職年金、合法(昭和三十七年法律第百五十二律第百八号)第一条の規定による改す公務員等共済組合法等の一部を改方公務員等共済組合法等の一部を改
「旧地共済法」という。)による退職年金の受給権者「旧地共済法」という。)による改正前の地方公務員等共律第百八号。以下この項及び第1和1十七年法律第百五十二号。以下この項及び第1年第一人号。以下この項において「昭和六十年地共津第古八号。以下この項において「昭和六十年地共津第古八号。以下この項において「昭和六十年地共津第古八号。以下この項において「昭和六十年地共津第古八号。以下この項において「昭和六十年地共)		表のよりに 厚まれ	5	年			減額退職年金又は通算退職年金	(以下この項において	組合の場合の	職年金の受給権者(六十五歳以上である者地共済法」という。)による退職年金、減短組合法(昭和三十七年法律第百五十二号。法律第百八号)第一条の規定による改正前地方公務員等共済組合法等の一部を改正す
受 務 十 る 給 を 発 を 発 を 注 き	;	下欄に出来る。	当こ	又け			年全	(相	は組合を	祖の祖の祖の祖の祖の祖の祖の祖の祖の祖の祖の祖の祖の祖の祖の祖の祖の祖の祖の
惟 》等 地	:	に掲げて保保に	艮 5	通算			342.	上 0	新交替機関で、 現賃を載三 なくより頂きなことの頃には該当する者に限り、地方公務員共済組合の組合員を除く第一号厚生年金被保険者若しくは第四号厚生年金被保険	年金の受給権者(六十五歳以上である者に限る。)、共済法」という。)による退職年金、減額退職年金、合法(昭和三十七年法律第百五十二号。第五項に、律第百八号)第一条の規定による改正前の地方公方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(
算 (五六十五歳未満である者に限る。) (五六十五歳未満である者に限る。) (五六十五歳未満である者に限る。) (五六十五歳未満である者に限る。) (四和六十年地共済改正法条地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十条地方公務員等共済組合法条地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十条地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十条地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十条地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十条地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十条地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十条地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十条地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十条地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十条地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十条地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十条地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十条地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律に対している。		のるで、日本の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人)]	減額退職年金又は通算退職年金				象に	地方公務員共済組合の組合員を除く地方公務員共済組合の組合員を除く険者若しくは第四号厚生年金被保険	・ マスカー スカース スカース スカース スカース スカース スカース スカース
何である者に限る。) 「という。)による退職年金の受給権者(六十歳以上法律第百五十二号。以下この項及び第三項において条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭以下この項において「昭和六十年地共済改正法」と 以下にの項において「昭和六十年地共済改正法」と 「という。」による退職年金の受給権者(昭和六十年法 以下にの項において「昭和六十年法		国民年金等改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす正法附則第二十一条第一項及び第三項の規定を適用するときは、次の表の上欄に掲げる平成六年場合において、平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により平成六年国民年金等设において第三号厚生年金被保険者である場合又は施行日以後に第三号厚生年金被保険者となった「おります」を含めている。	· 包 亍	年金				た額(以下この項において「停止対象年金額」	計 着	者(六十五歳以上である者に限る。)十七年法律第百五十二号。第五項において「旧十七年法律第百五十二号。第五項において「旧第一条の規定による改正前の地方公務員等共済第一条の規定による改正する法律(昭和六十年
		9 平 以 た に						<u>P</u>	1	
項第一二則		こる第五	<u>Δ</u> +	= +	老総が	除及日で	HH E	리티사고		で順のさ
老老当が 齢骸該同 厚厚老法		の加州の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の	へは 第	一項差	を報える	大び第二(計る)	地方公	引月公 スピース は 団 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田		である日 の受給権!
項第一二則 老老 齡 該同 厚 早生年 年年 金 生生		この項において新四十四条第四十四条第	又は前条第三十条第三項若	三項若しくは	老齢厚生年金のが属する月	険者等である及び第四項に日(附則第二である者に限	共団	別き続き当該の日に見ります。日以前の月に見ては国会議員は		
		い額第 で で に の は り り り り り り り り り り り り り り り り り り	三若頃し	は項、	(/)1当1	険者等である日」- 及び第四項において (附則第二十四名	体制の	該に議員国会若		円 陝 もの
の の 年 全 額 金 部		て同じ 定による改正前の地方公務を除く。以下力を有するものとされた平原に規定す二十四年一元化法附則第六年のは、以下力を有するものとされた平原に規定す二十四年一元化法附則第六年の第二年の第二年の地方の地方の地方の地方の地方の地方の地方の地方の地方の地方の地方の地方の地方の	若くし グ	(第五項、第二)	額(附則第二額(同法)	9日」という。) において「被保 二十四条第三項 収る。) である	議会の	が国会議員又は 「属する日から 「成会の議員(前 「報会の議員(前		同法の被保険者のに限る。
		, 서 의	く	第条	則法	いう。保持三項の表示の	設議に	貝口貝は		陝 る。)
する算旧在当が「項し正下る第	馬り定 「施 「な 並 行	定力二正会にを上前さ	力となる	法共	門第当該退職1	<u> </u>	<u>貝(</u>	<u>はり前力</u> が厚 屋 5	見定こ	法で第
第三二条の規定(平成二十匹年一元代法所 では、はお効力を有する改正前の昭和六 では、はお効力を有する改正前の昭和六 では、はお効力を有する改正前地共済法 した額(なお効力を有する改正前地共済法 した額(なお効力を有する改正前地共済法 した額(なお効力を有する改正前地共済法 に職中支給基本額 という が厚生年金保険法 当該退職年金 の全部(当該退職年金の全部(当該退職年金 に職中支給基本額 という で職中支給基本額 という で職中支給基本額 という で職中支給基本額 という で職中支給基本額 という での基礎となっている組合員期間を基礎 という。) で、は、る改正前の昭和六 で、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	お効と	よす年 世界	員等に	則第合	退酬			属する月	厚ΞΞ ξ录δξ∵ ∵∵)。′ 定による改正後の厚生年金保険法この項において「平成二十四年一	法等の一部を改正する法である日(被用者年金制第三号厚生年金被保険者
前地礎法給年金文にないに定り地共とに基金保着掲おうおを規	の平成の形を対して、一ののののののののののののである。	改る一済	共 平 成	六組	年額金相			月 6	。 改設 設正い	部(生を被年
共済なよ 本	力を二十年を一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	前の化したのと法とつ	組二合十	一合条員	の当額額			ž	と後て「	改 用 金 正 者 被
施附で退し、一覧を有力を発見を発見している。	有すると	地されり	去 四	第一項	のうな			Ų	: 厚平成	す年保 る金 険
行法第十 	- 1 c a b a c a b a c a b a c a b a c a b a c a b a c a b a c a b a c a b a c a b a c a b a c a b a c a b a c a b a c a b a c a b a c a b a c a b a c a b a c a c	公務員に第六上の	以下之一元化	リっ の 世	のうちその算定の(改正後厚生年金				年二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	法制者 律度
一三条の四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	共済第一世法済	等二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	こみ質に法質	焼間を	算生				除年	平一
初間 第一 額 第一	加力を	· 一四年	名三条	より機	算定の基礎となっ				(以一元)	二七
定工基該	1. 平次 平次 十成十二 十成十二	合一項条に	ハの規	なおし	基礎と法				下これと	四を 年 図
びのと職 所の前十貝に規し年 以則規昭年第	リニーという 5 十条 こり	て同じ 「定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給を除く。以下力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則一項に規定す二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によ準用する同法正前地共済法」という。)附則第二十条の二第二項	「定に	そで平	なっ				のとり	法 る 律 た
以下このになる。 おこになない はまれる (人) は、 このになる (人) は、 この	一四第つ。	期附に二語	およ 効	効成 力二	てい				にう。	第 め 六 の
	第一項第一項第一項第一項第一項第一項第一項第一項	付第りの規	力を対	を有い	る地				い て第	法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下である日(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険第三号厚生年金被保険者
を効力う にのよ地正号 有力をち お二り済に すを有そ お第算済 (掲	新了により見な、ななによりましたです。 第三十七番である である いっぱい いっぱい でいっぱい いっぱい	に一お定り	目 前	ずる ニ	方公				改条	方 年 。金
			Z +1111	7	務			I	T 0	17 / 4見.1 1

														J	<u> </u>	
	退職	は「	る。	六年	被保険	に限	5 前		三項	条 第	+ -	第二	附則		し書	ただ
	年金	相当する	この場合	国民年金等	険者とな	る。) が:	項の規定は	同法第三			の規定に	厚生年金	前二項			
		額を除	合におい	改正	2	施行	、 旧	三十六条第			よる老い	保険法附				
	の支給が開始されたときのその者	く。) から、	て、前項	法附則第二十一条第一	た場合において、	日に第三号厚生年	地共済法に	第二項			による老齢厚生年金	附則第八条 旧				
	たときの	り、当該	の表附	型十一		厚生年金	による減	旧地土			<u>金</u>	条旧地出	第一項	十条の二	例によ	改正前
	その者の	減額退職	則第二十一	条第一項	平成二十四	金被保険者	額退職	共済法第-				八済法に、		第二	り算定	昭和六十
	年齢に古	年金	一条第一	項及び第三項	年一元化法附	日である場	年金の受	七十五条第				地共済法による退職		項第三号に掲	した額(十年地共済
	の年齢に応じ政令で定める額を控除し	の給付事由	項の項も	二項の規定	法附則第	合又は	の受給権者	第二項				年金		に掲げる額	(なお効力	改正
	で定めて	とな	甲 「相当	定を適用	則第六十一条第四	施行日	(六十歳以							額に相当	《力を有する:	法附則第
	の額を控	った退職の	項の項中「相当する額を除く。」	を適用するときについ	条第四項	以後に再	以上六十							に相当する額に限	改正前	八条及び
	除して得	理由及	を除く。」	きについ	の規定によ	に再び第三号厚生	·五歳未満							に限る。)	地共済法	び第十五条
	存た額(」	(び当該減短	とある	て準用	り平	年	何である者							を除く。	公附則第1	の規定
_		額附	のし	すー	成十	金附	有								=	0
	十一条	則第	書	項た	一条	則第										

おいて、平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により平成六年国民年金等改正法附 日以後に第一号厚生年金被保険者、第四号厚生年金被保険者若しくは国会議員等となった場合に 会議員又は地方公共団体の議会の議員をいう。以下この項において同じ。)である場合又は施行 限る。)が施行日に第一号厚生年金被保険者、第四号厚生年金被保険者若しくは国会議員等(国 .第二十一条第一項及び第三項の規定を適用するときは、次の表の上欄に掲げる平成六年国民年 旧地共済法による退職年金又は減額退職年金の受給権者(六十歳以上六十五歳未満である者に

て得た額」と読み替えるものとする。

附則第二老齡厚生年金 金等改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

前十 の一 見 名 田 一条第る老齢厚生年金(附則第十八条、第十(昭和六十年法律第百八号)第一条の規定による則第二厚生年金保険法附則第八条の規定によ地方公務員等共済組合注等の「音を改回する治律 二|厚生年金保険法附則第八条の規定によ|地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律 厚生年金保険の被保険者 規定によりその額が計算されているもの受給権者(六十歳以上六十五歳未満である者に のに限る。) の受給権者 から第五項まで及び同法附則第九条の法」という。) による退職年金又は減額退職年金 である日 一項から第五項まで又は前条第一項法律第百五十二号。第三項において「旧地共済 条第一項から第五項まで、第二十条改正前の地方公務員等共済組合法(昭和三十七年 (同法 限る。) 被保険者 第一号厚生年金被保険者若しくは第四号厚生年金 退職年金又は減額退職年金 正後の厚生年金保険法(以下この項において「改 の厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成 である日(被用者年金制度の一元化等を図るため 一十四年法律第六十三号)第一条の規定による改

十附

則

項

のその者の年齢に応じ同号に掲げる篠に相当する繚から減ずる繚として政令で定める篠を控除し (資	下記ではいる。 では、	同表附則第二十一条第一項ただし書の項中「額に限る。)」とあるのは「額に限る。	たときのその者の年齢に応じ政令で定める額を控除して得た	「相当する額を除く。)から、当該減額退職年金の給付事由となった退	る。この場合において、前項の表附則第二十一条第一項の項中「相当する額を除く。」とあるの し書	六年国民年金等改正法附則第二十一条第一項及び第三項の規定を適用するときについて準用す 一項	被保険者となった場合において、平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により平成 十	に限る。)が施行日に第三号厚生年金被保険者である場合又は施行日以後に再び第三号厚生年金 附 則	前項の規定は、旧地共済法による減額退職年金の受給権者(六十歳以上六十五歳未満である者	同法第三十六条第二項 旧地共済法第七十五条第二項	項	第	一の規定による老齢厚生年金	二 厚生年金保険法附則第八条 旧地共済法による退職年金	則前二項第一項	十条の二第二項第三号に掲げる額に相当する額に限る。)を除く。)	書 例により算定した額(なお効力を有する改正前地共済法附則第二	改正前昭和六十年地共済改正法附則第八条及び第十五条の規定の
(第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金	同法第三十六条第二項	る老齢厚生年金	一条 第厚生年金保険法附則第八条の規定によ	則第二 前二項		た だ	一条 第 老齢厚生年金の全部	則第二 老齢厚生年金の額	当該老齡厚生年金	が同法	て同じ	加給年金額を除く。以下この項におい	する同法第四十四条第一項に規定する	条第三項若しくは第五項において準用	第二十条第三項若しくは第五項又は前	項、第十九条第三項若しくは第五項、	老齢厚生年金の額(附則第十八条第三	総報酬月額相当額(同法
号厚生年金被保険者である間の減額退職年金の支給の停止の	旧地共済法第七十五条第二項		旧地共済法による退職年金又は減額退職年金	第一項			停止対象年金額	当該停止対象年金額	当該退職年金又は減額退職年金	が厚生年金保険法					年金額 という	を乗じて得た額(以下この項において「停止対象	当該退職年金又は減額退職年金の額に百分の九十	総報酬月額相当額(改正後厚生年金保険法

(第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者である間の減額退職年金の支給の停止

第四十八条 前条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定により読み替えられた平 由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じ政令で定める額は、旧地年国民年金等改正法附則第二十一条第一項に規定する減額退職年金の給付事由となった退職の理 二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険 年金の受給権者の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。 定の例により算定した額(同項第三号に掲げる金額に相当する金額を除く。)に、当該減額退職 三条の規定並びになお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第八条及び第十五条の規 共済法による減額退職年金の額の算定の基礎となっている組合員期間を基礎としてなお効力を有 えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた平成六 法第四十六条第一項及び前条第五項において読み替えて準用する同条第四項の規定により読み替 する改正前地共済法附則第二十条の二第二項の規定、なお効力を有する改正前地共済施行法第十 とされていた年齢と当該減額退職年金の支給が開始された月の前月の末日におけるその者の年 しなかったとしたならば支給すべきであった旧地共済法による退職年金の支給を開始すること 次に掲げる旧地共済法による減額退職年金の受給権者 〇・〇四に当該減額退職年金を支給

齢との差に相当する年数を乗じて得た率 による減額退職年金 昭和五十五年七月一日前に給付事由が生じた旧地共済法による退職年金に係る旧地共済法

法による減額退職年金で昭和十五年七月一日以前に生まれた者が支給を受けるもの 昭和五十五年七月一日以後に給付事由が生じた旧地共済法による退職年金に係る旧地共済

旧地共済法附則第十八条の四に規定する政令で定める者に該当した者が支給を受けるもの 法による減額退職年金で旧地共済法附則第十八条の三第二項に規定する政令で定める者又は (ロに掲げる旧地共済法による減額退職年金を除く。) 昭和五十五年七月一日以後に給付事由が生じた旧地共済法による退職年金に係る旧地共済

金の支給が開始された月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数のなお効力 前号に掲げる者以外の旧地共済法による減額退職年金の受給権者 六十歳と当該減額退職年

後厚生年金保険法」という。)

号に定める率を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第六十五条各号に掲げる区分に応じ、当該各を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第六十五条各号に掲げる区分に応じ、当該各

(改正前地共済法による給付等の支給停止の特例)

高。 第四十九条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金又は障害共済年金のうち、なお効力を有する改正前地共当該組合員である間、当該退職共済年金又は障害共済年金のうち、なお効力を有する改正前地共当該組合員である間を受ける者に限る。以下この条及び次条において同じ。)であるときは、一時害共済年金の受給権者が地方公務員共済組合の組合員(地方公務員等共済組合法による長期給第四十九条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金又は

- (1) では、当該組合員である間、、当該退職年金又は通算退職年金の受給権者が地方公務員共済組合の組合員である 1 をさは、当該組合員である間、当該退職年金又は通算退職年金の額のうち、その算定の基礎とな 2 旧地共済法による退職年金又は通算退職年金の受給権者が地方公務員共済組合の組合員である 2 旧地共済法による退職年金又は通算退職年金の受給権者が地方公務員共済組合の組合員である 2 旧地共済法による退職年金又は通算退職年金の受給権者が地方公務員共済組合の組合員である 2 旧地共済法による退職年金又は通算退職年金の受給権者が地方公務員共済組合の組合員である 2 旧地共済法による退職年金又は通算退職年金の受給権者が地方公務員共済組合の組合員である 3 に対している。 3 に対している 3 に対している 3 に対している 4 に対してい
- 本の一日地共済法による滅額退職年金の受給権者が地方公務員共済組合の組合員であるときは、当該を日地共済施行法の場合の別により算定した額(同項第三号に掲げる金額に相当する金額に限る。)を表及び第十五条の規定の別定並びになお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第八としてなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項の規定、なお効力を有する改正組合員である間、当該減額退職年金の額のうち、その算定の基礎となっている組合員期間を基礎をしてない。
- 。) の支給を停止する。 旧地共済法による障害年金の受給権者が地方公務員共済組合の組合員であるときは、当該組合 の方とおを停止する。。 の支給を停止する。。 の支給を停止する。

受給権者が地方公務員共済組合の組合員であるときは、当該組合員である間、当該退職共済年金効力を有する改正前地共済法第百二条第一項の規定によりその額が算定されるものに限る。)の第五十条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金(なお

停止する。

- の支給を停止する。 の規定によりその額が算定されるものに限る。)の受給権者が地方公務員共済組合の組合員であの規定によりその額が算定されるものに限る。)の受給権者が地方公務員共済組合の組合員であ有する改正前地共済法第百三条第一項又は第二項(同条第三項において準用する場合を含む。) 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金(なお効力を
- 条第一項に規定する特例加算額に相当する金額の支給を停止する。
 当該組合員である間、当該退職共済年金のうち、なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四当該組合員である間、当該退職共済年金の方ち、なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条の規定による退職共済年金(なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項の規定に条の規定による退職共済年金(なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項の規定に条の規定による退職共済年金(なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九
- 一項に規定する減額率を控除した率を乗じて得た金額の支給を停止する。 「項に規定する特例加算額に、一からなお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の二の二十第一合員であるときは、当該組合員である間、なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項の規定の例によりその額が算定されるものに限る。)の受給権者が地方公務員共済組合の組一項の規定の規定による退職共済年金(なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第四条の二第三項の規定による退職共済年金(なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第四条の二第三項の規定による退職共済年金(なお効力を有する改正前地共済法附則第二十二年成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第二十二年成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第二十二十四元
- 5 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第二十六条第五項の規定による減額後の額の支給を停止する。 お効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額に係るなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項の規定により算定した金額を含むものに限る。)の受給権者が地共済法附則第二十条の二第二項の規定による退職共済年金(なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項の規定による減額後の額の支給を停止する。

受給権者(六十五歳以上である者に限る。)について準用する。第五十一条 第三十五条の規定は、旧地共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の人(併給年金の支給を受ける場合における旧地共済法による退職年金等の支給の停止に関する特例)

五歳未満である者に限る。) について準用する。 第五十二条 第三十六条の規定は、旧地共済法による退職年金又は減額退職年金の受給権者(六十

第二款 施行日前に給付事由が生じた退職共済年金等の額の特例

(追加費用対象期間)

第五十三条 なお効力を有する改正前地共済施行法第三十六条第一項に規でする政令で定施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)第一項に規定する政で前地共済第五十三条 なお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二(なお効力を有する改正前地共済

- う。以下同じ。) に算入するものとされた期間より組合員期間(なお効力を有する改正前地共済法第四十条第一項に規定する組合員期間をい一 なお効力を有する改正前地共済施行法第七条第一項各号に掲げる期間であって法令の規定に
- 別引の二第二項各号に掲げる期間であって法令の規定により組合員期間に算入するものとされたの二第二項各号に掲げる期間であって法令の規定により組合員期間に算入するものとされた「期間に算入されることとされている期間及びなお効力を有する改正前地共済施行法第七十八条に規定する沖縄の共済法の規定により当該「

- (控除調整下限額に係る再評価率の改定の基準となる率等) 期間に算入された期間であって法令の規定により組合員期間に算入するものとされた期間 なお効力を有する改正前地共済施行法第九十一条に規定する沖縄の共済法の規定により当該
- 第五十四条 なお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第一項に規定する各年度の再評価 きは、名目手取り賃金変動率とする。 保険法第四十三条の二第一項に規定する名目手取り賃金変動率をいう。以下同じ。)を上回ると 率をいう。以下同じ。)とする。ただし、物価変動率が名目手取り賃金変動率(改正後厚生年金 当該年度における物価変動率(改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項に規定する物価変動 率の改定の基準となる率であって政令で定める率(次項において「改定基準率」という。)は、
- 率が一を下回る場合は、物価変動率(物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目 う。第百二十二条第二項において同じ。)とする。ただし、物価変動率又は名目手取り賃金変動準年度以後算出率(厚生年金保険法第四十三条の五第一項に規定する基準年度以後算出率をい 手取り賃金変動率)とする。 期間をいう。第百二十二条第二項において同じ。)における改定基準率は、当該年度における基 前項の規定にかかわらず、調整期間(改正後厚生年金保険法第三十四条第一項に規定する調整
- 3 るものとする。 あるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げ 八条第一項及び第六十七条第一項において「控除調整下限額」という。)に五十円未満の端数が なお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第一項に規定する控除調整下限額(第五十

(改正前地共済法による退職共済年金の額に加算する老齢基礎年金及び障害基礎年金の

第五十五条 法第十三条の二第一項に規定する組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるとこれ五十五条 国民年金法の規定による老齢基礎年金の額のうちなお効力を有する改正前地共済施行 を乗じて得た額とする。 本文に規定する老齢基礎年金の額に第一号に掲げる月数を第二号に掲げる月数で除して得た割合 期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額は、同法第二十七条 ろにより算定した額及び国民年金法の規定による障害基礎年金の額のうち同項に規定する組合員

- 年地共済経過措置政令第十二条第一項各号に掲げる期間に係るものを除く。)の月数 月前の期間、六十歳に達した日の属する月以後の期間及びなお効力を有する改正前昭和六十一 組合員期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係るもの(二十歳に達した日の属する
- 二 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則別表第四の上欄に掲げる者の区分に応 じ、それぞれ同表の下欄に掲げる月数

金である給付は、次に掲げる年金である給付であって、公務(平成二十四年一元化法附則第九十第五十六条 なお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第五項に規定する政令で定める年 (改正前地共済法による退職共済年金の受給権者が支給を受けることができる年金である給付) 一条の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。 '。) による障害又は死亡を支給事由とするもの以外のものとする。<下「改正後平成八年厚年法等改正法」という。) 附則第四条に規定する旧適用法人の業務を含

- 改正前地共済法による職域加算額
- である給付を除く。) 成二十三年地共済改正法」という。) 附則第二十三条第一項第一号及び第二号に規定する年金 ₹(地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五十六号。以下「平平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給
- 平成二十四年一元化法附則第六十五条年金
- 地共済法による年金である給付
- 改正前国共済法による職域加算額をいう。以下同じ。) 改正前国共済法による職域加算額(平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する
- 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である

- t 第四十一条年金」という。) 第百五十二条において同じ。)が支給する年金である給付(以下「平成二十四年一元化法附則 三十三年法律第百二十八号)第二十一条第一項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。 律(平成二十四年法律第九十六号)第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法 公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会 昭 (国家
- 旧国共済法による年金である給付

九

保険者期間に基づく改正後厚生年金保険法による保険給付(以下「第二号厚生年金」という。) 後厚生年金保険法による保険給付(以下「第三号厚生年金」という。)又は第二号厚生年金被 に限る。) 改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付(第三号厚生年金被保険者期間に基づく改正

(併給年金の支給を受けることができる場合における改正前地共済法による退職共済年金の額

第五十七条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金の受 共済施行法第十三条の二第一項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条する年金である給付の支給を併せて受けることができる場合におけるなお効力を有する改正前地四十一条年金、第三号厚生年金又は第二号厚生年金の受給権者に限る。)を除く。)が前条に規定 定の適用を受ける者(平成二十四年一元化法附則第六十五条年金、平成二十四年一元化法附則第国共済法第九十一条の二の規定の適用を受ける者又は改正後厚生年金保険法第六十四条の二の規 給権者(なお効力を有する改正前地共済法第九十九条の四の二若しくはなお効力を有する改正前 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

項第 項 第 三の退職共済年金の退職共済年金の額と併給年金の額との合計 とする。) の額 控除調整下限 |とする。) と併給年金 (第五項に規定する政令で定める年金である給付をい 相当する額を加えた額 う。第三項において同じ。) の額との合計額 当該控除後の退職共済年金の額に控除調整下限額と当該合計額との差額に

第五十八条 前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済施行法第十三条 総額」という。)が控除調整下限額より少ないときは、前条の規定により読み替えられたなお効う。)と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額(以下この項において「控除後年金に規定する給付のうち退職共済年金の額(以下この項において「控除後退職共済年金額」とい済施行法第十三条の二第二項の規定による控除後の平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項お効力を有する改正前地共済施行法第十三条の正前地共済加行を有する改正前地共 規定する給付のうち退職共済年金の額と当該年金額控除規定の適用前の併給年金の額との合計 施行法第十三条の二第二項の規定による控除前の平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に 効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第一項の規定又はなお効力を有する改正前地共済に、控除調整下限額と控除後年金総額との差額に調整率(前条の規定により読み替えられたなお力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第三項の規定にかかわらず、控除後退職共済年金額 いずれかが、控除対象年金である場合に限る。)であって、前条の規定により読み替えられたな施行法第十三条の二第一項に規定する併給年金(以下この項において「併給年金」という。)の 第一項の規定及びなお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第二項の規定による控除 する給付のうち退職共済年金の額とする。 じて得た額に相当する額を加えた額をもって平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定 る改正前地共済施行法第十三条の二第一項に規定する退職共済年金控除額の割合をいう。)を乗 から控除後年金総額を控除して得た額に対する前条の規定により読み替えられたなお効力を有す 行われる場合(当該控除に係る前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地

2 国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合における前項の規定 適用については、 同項中「より少ない」とあるのは 「から国民年金法の規定による老齢基礎年

調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額と」と 金又は障害基礎年金の額を控除した額より少ない」と、「控除調整下限額と」とあるのは「控除

四条に規定する追加費用対象期間をいう。以下同じ。)があるものをいう。 律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令 家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法 は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国 場合を含む。)において準用する場合を含む。以下同じ。)第一項に規定する追加費用対象期間又 第一項(なお効力を有する改正前国共済施行法第四十九条及び第五十条第一項において準用する 共済施行法第二十三条第一項において準用する場合を含む。)、第二十三条第一項及び第四十八条 三条の二(なお効力を有する改正前国共済施行法第二十二条第一項(なお効力を有する改正前国 のとされた改正前国共済施行法(以下「なお効力を有する改正前国共済施行法」という。)第十 用対象期間、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するも 項に規定する追加費用対象期間、平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費 をいう。)のうちに追加費用対象期間(なお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第一 期間(改正後平成八年厚年法等改正法附則第二十四条第二項に規定する旧適用法人施行日前期間 法附則第四十一条第一項に規定する国共済組合員等期間をいう。)若しくは旧適用法人施行日前 法第三十八条第一項に規定する組合員期間をいう。)、国共済組合員等期間(平成二十四年一元化 となった組合員期間、 (平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年国共済経過措置政令」という。) 第五十 第一項に規定する「控除対象年金」とは、次に掲げる年金のうち、当該年金の額の算定の基礎 地共済組合員等期間又は国の組合員期間(なお効力を有する改正前国共済

平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である

場合には、当該改正前地共済法による職域加算額を含む。) 平成二十四年一元化法附則第六十五条年金(改正前地共済法による職域加算額が支給される

旧地共済法による年金である給付 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である

Ŧi. 場合には、当該改正前国共済法による職域加算額を含む。) 平成二十四年一元化法附則第四十一条年金(改正前国共済法による職域加算額が支給される

旧国共済法による年金である給付

第一項に規定する「年金額控除規定」とは、次に掲げる規定をいう。

法第三十六条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。) 第一項又は第二項 なお効力を有する改正前地共済施行法第二十七条の二(なお効力を有する改正前地共済施行

八条の四第三項において準用する場合を含む。) 若しくは第四項又は第九十八条の四第一項若並びになお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の三第三項及び第九十 なお効力を有する改正前昭和六十年改正法附則第九十八条の二第一項、第二項(同条第五項

平成二十四年一元化法附則第七十四条第一項又は第二項

第八十四条第一項又は第二項

場合を含む。)、第二十三条第一項及び第四十八条第一項(なお効力を有する改正前国共済施行 第二十二条第一項(なお効力を有する改正前国共済施行法第二十三条第一項において準用する む。以下同じ。)第一項又は第二項 法第四十九条及び第五十条第一項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含 なお効力を有する改正前国共済施行法第十三条の四(なお効力を有する改正前国共済施行法

六 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ た平成二十四年一元化法附則第九十八条の規定(平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲

> る場合を含む。)若しくは第四項又は第五十七条の四第一項若しくは第二項 びなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十七条の四第三項において準用す 正前昭和六十年国共済改正法」という。)附則第五十七条の二第一項、第二項(同条第五項 げる改正規定を除く。) による改正前の昭和六十年国共済改正法 (以下「なお効力を有する改

平成二十四年一元化法附則第四十八条第一項又は第二項

平成二十七年国共済経過措置政令第八十四条第一項又は第二項

政令」という。)第十七条の二の三、第十七条の三の三又は第十七条の四の二 する経過措置に関する政令(平成九年政令第八十六号。以下「改正後平成九年国共済経過措置 年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関 号。次条において「平成二十七年国共済改正令」という。)第三条の規定による改正後の厚生 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令(平成二十七年政令第三百四十四

第五十九条 第五十七条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済施行法第十三 第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条年金のうち遺額のうち死亡を支給事由とするものをいう。以下同じ。)、平成二十四年一元化法附則第六十一条条の二第一項に規定する併給年金 (旧地共済職域加算遺族給付 (改正前地共済法による職域加算 年国民年金等改正法附則第七十三条第一項若しくは第二項の規定(以下「遺族支給特例規定」と号)第四十七条又は改正後厚生年金保険法第六十条第三項若しくは第六十五条若しくは昭和六十 の例によることとされた旧国共済法第九十二条の三第三項において準用する旧厚生年金保険法第規定によりなお従前の例によることとされた旧国共済法第四十四条、同項の規定によりなお従前 第四十四条若しくは第九十三条、なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第二十八 る改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第四十六条第三項、なお効力を有する改正前国共済法 法第九十八条第三項において準用する旧厚生年金保険法第六十条第三項若しくはなお効力を有す なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第四項若しくは第五項、なお効 おいて同じ。)についてなお効力を有する改正前地共済法第四十六条若しくは第九十九条の六、給付(第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。)のうち遺族厚生年金に限る。以下この条に うち遺族共済年金(以下「平成二十四年一元化法附則第四十一条遺族共済年金」という。)並 を受けることとなる額を当該併給年金の額とみなして、第五十七条の規定により読み替えられた 総称する。)が適用される場合には、遺族支給特例規定を適用した後に当該併給年金として支給 合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十六 有するものとされた平成二十七年国共済改正令第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組 六十条第三項若しくは平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を 条第四項若しくは第五項、なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第三条第一項の ととされた旧地共済法第四十六条、同項の規定によりなお従前の例によることとされた旧地共済 十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条年金の域加算額のうち死亡を支給事由とするものをいう。以下同じ。)、平成二十四年一元化法附則第三 なお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二の規定及び前条の規定を適用する。 力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によるこ に旧国共済法による遺族年金及び通算遺族年金並びに改正後厚生年金保険法による年金たる保険 び

年金の額の特例) (加給年金額に相当する額の支給が停止されている場合における改正前地共済法による退職共済

第六十条 なお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項の規定により同項に規定する加給年金 項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十六条第六項の規定により当該 額が加算された平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金 加給年金額に相当する部分の支給が停止される場合におけるなお効力を有する改正前地共済施行 について第十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四

なお効力を有する改正前地共の額 表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 法第十三条の二第一項及び第三項の規定並びに第五十八条第一項の規定の適用については、次の |の額から新法第八十条第一項に規定する加給年金額(第

|済施行法第十三条の二第一項 なお効力を有する改正前地共 が控除調整から加給年金額に相当する額を控除した額が控除調整下 三項において「加給年金額」という。)を控除して得た

|済施行法第十三条の二第三項 第五十八条第一 項 下限額 が控除調整から加給年金額(改正前地共済法第八十条第一 をもつて に当該相当する額を加えた額をもつて 項に規定

下限額 をもって に当該相当する額を加えた額をもって 除調整下限額 する加給年金額をいう。) に相当する額を控除した額が控

当該退職共済年金の額を改定する。 る者が前項に規定する場合に該当することとなったとき、又は該当しないこととなったときは、 平成二十四年一元化法附則第六十 条第 一項に規定する給付のうち退職共済年金の支給を受け

る退職共済年金の額の特例) (追加費用対象期間を有する者で共済控除期間等の期間を有するものに係る改正前地共済法によ

第六十一条 数を控除した月数を」とする。 八十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する共済控除期間等の期間の月 の二第一項の規定の適用については、同項中「月数を」とあるのは、「月数から同条第一項(第 までの規定の適用を受ける者に限る。)に対するなお効力を有する改正前地共済施行法第十三条 (組合員期間が二十年以上である者及びなお効力を有する改正前地共済施行法第八条から第十条 規定する共済控除期間等の期間をいう。第六十四条及び第七十一条において同じ。)を有する者 効力を有する改正前地共済施行法第八十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に 共済控除期間等の期間(なお効力を有する改正前地共済施行法第十三条第一項(なお

(加給年金額に相当する額の支給が停止されている場合における改正前地共済法による障害共済

第六十二条 表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 いては、次の表の上欄に掲げるなお効力を有する改正前地共済施行法第二十二条の二の規定中同 三十六条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)第一項及び第三項の規定の適用につ なお効力を有する改正前地共済施行法第二十二条の二(なお効力を有する改正前地共済施行法第 地共済令第二十五条の六各号に掲げる年金である給付の支給を受けることができる場合における 害共済年金(その全額につき支給を停止されているものを除く。)又はなお効力を有する改正前 し、その全額につき支給を停止されているものを除く。)若しくは同項に規定する給付のうち障 職共済年金(その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限るものと 算が行われている配偶者が平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退 年金についてなお効力を有する改正前地共済法第八十八条第一項の規定によりその者について加 年金額が加算された平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済 年金の額の特例) なお効力を有する改正前地共済法第八十八条第一項の規定により同項に規定する加給

第三項が控除調整下から加給年金額に相当する額を控除した額が控除調整下限額 項 をもつて の に当該相当する額を加えた額をもつて 給年金額」という。)を控除して得た の額から新法第八十八条第一項に規定する加給年金額 (第三項において 加加

2 当該障害共済年金の額を改定する。 る者が前項に規定する場合に該当することとなったとき、 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金の支給を受け 又は該当しないこととなったときは、

(障害を併合しない場合における改正前地共済法による障害共済年金の額の特例)

第六十三条 なお効力を有する改正前地共済令第二十五条の十第一項の規定により障害基礎年金 三百五十二号)第二十五条の十第二項」とする。 律(平成二十四年法律第六十三号)附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するも る改正前地共済施行法第二十二条の二第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるの 給付事由となった障害とその他の障害とが併合しないものとされる場合におけるなお効力を有す 百四十六号)第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第 のとされた地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令(平成二十七年政令第三 「前条並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法

る障害共済年金の額の特例) (追加費用対象期間を有する者で共済控除期間等の期間を有するものに係る改正前地共済法によ

第六十四条 共済控除期間等の期間を有する者 (組合員期間が二十五年以上である者に限る。) 項中「月数を」とあるのは、「月数から同条(第八十四条の規定により読み替えて適用する場合 対するなお効力を有する改正前地共済施行法第二十二条の二第一項の規定の適用については、 控除した月数を超えるときは、その控除した月数)を控除した月数を」とする。 を含む。)に規定する共済控除期間等の期間の月数(その月数が組合員期間の月数から三百月を 同に

(改正前地共済法による遺族共済年金の受給権者が支給を受けることができる年金である給付)

第六十五条 なお効力を有する改正前地共済施行法第二十七条の二第五項に規定する政令で定める 年金である給付は、次に掲げる年金である給付とする。

改正前地共済法による職域加算額

二 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給 付(平成二十三年地共済改正法附則第二十三条第一項第一号及び第二号に規定する年金である 給付を除く。)

三 平成二十四年一元化法附則第六十五条年金

旧地共済法による年金である給付

六 五 四 改正前国共済法による職域加算額

平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である

平成二十四年一元化法附則第四十一条年金

t 旧国共済法による年金である給付

九

る。 改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付 (第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限

特例) (併給年金の支給を受けることができる場合における改正前地共済法による遺族共済年金の

第六十六条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金の受 が前条に規定する年金である給付の支給を併せて受けることができる場合におけるなお効力を有 給権者(なお効力を有する改正前地共済法第九十九条の四の二の規定の適用を受ける者を除く。) する改正前地共済施行法第二十七条の二第一項及び第三項の規定の適用については、次の表の上 欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 とする。) |とする。) と併給年金(第五項に規定する政令で定める年金である給付をい

項第 第 三の遺族共済年金の遺族共済年金の額と併給年金の額との合計 額 の額 控除調整下限 相当する額を加えた額 う。第三項において同じ。)の額との合計額 当該控除後の遺族共済年金の額に控除調整下限額と当該合計額との差額に

第六十七条 二第一項の規定及びなお効力を有する改正前地共済施行法第二十七条の二第二項の規定による控 前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済施行法第二十七条

規定する給付のうち遺族共済年金の額とする。 を乗じて得た額に相当する額を加えた額をもって平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に 控除後年金総額を控除して得た額に対する同項に規定する遺族共済年金控除額の割合をいう。) 定にかかわらず、控除後遺族共済年金額に、控除調整下限額と控除後年金総額との差額に調整率 条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済施行法第二十七条の二第三項の規 額(以下この項において「控除後年金総額」という。)が控除調整下限額より少ないときは、前 おいて「控除後遺族共済年金額」という。)と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計 二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金の額(以下この項に 規定及びなお効力を有する改正前地共済施行法第二十七条の二第二項の規定による控除後の平成 前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済施行法第二十七条の二第一項の う。)のいずれかが、第五十八条第三項に規定する控除対象年金である場合に限る。)であって、 除が行われる場合(当該控除に係る前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地 に規定する控除前遺族共済年金額と当該年金額控除規定の適用前の併給年金の額との合計額から (前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済施行法第二十七条の二第一項 、済施行法第二十七条の二第一項に規定する併給年金(以下この項において「併給年金」とい 2

よる老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を控除した額より少ない」と、「控除調 年金又は遺族基礎年金の額を控除した額と」とする。 整下限額と」とあるのは「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金、 ける前項の規定の適用については、同項中「より少ない」とあるのは「から国民年金法の規定に 国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合にお 障害基礎

第一項に規定する「年金額控除規定」とは、次に掲げる規定をいう。

なお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第一項又は第二項

第九十八条の二第一項、第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)若しくは第四項一 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第二項若しくは第三項又は 平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項又は第二項

なお効力を有する改正前国共済施行法第十三条の二第一項又は第二項

五. 第五十七条の二第一項、第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)若しくは第四項 なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第二十一条第二項若しくは第三項又は

平成二十四年一元化法附則第四十六条第一項又は第二項 改正後平成九年国共済経過措置政令第十七条の二の三、第十七条の三の三又は第十七条の四

第六十八条 第六十六条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済施行法第二十 則第四十一条退職共済年金」という。)及び改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付(第 平成二十四年一元化法附則第四十一条年金のうち退職共済年金(以下「平成二十四年一元化法附 職域加算退職給付(改正前国共済法による職域加算額のうち退職を支給事由とするものをいう。退職共済年金(以下「平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金」という。)、旧国共済 算額のうち退職を支給事由とするものをいう。以下同じ。)、平成二十四年一元化法附則第六十一 地共済施行法第二十七条の二の規定及び前条の規定を適用する。 当該併給年金の額とみなして、第六十六条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前 用される場合には、同項の規定を適用した後に当該併給年金として支給を受けることとなる額を 条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十六条第六項の規定が適 じ。)について第十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十 三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。)のうち老齢厚生年金に限る。以下この条において同 以下同じ。)、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、 条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条年金のうち 七条の二第一項に規定する併給年金(旧地共済職域加算退職給付(改正前地共済法による職域加

次の表の上欄に掲げるなお効力を有する改正前地共済施行法第二十七条の二の規定中同表の中欄 である遺族ごとに同条第一項から第三項までの規定を適用することとしたならば算定されること 金の額は、なお効力を有する改正前地共済施行法第二十七条の二の規定にかかわらず、受給権者 額に相

当する金額を、それぞれ当該遺族の人数で除して得た金額の合計額とする。この場合において、 となる平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金の に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 項 の額を受給権者である遺族の人数で除して得た金額

第三項の遺族共済年金の額 をもつて の遺族共済年金の額を受給権者である遺族の人数で除して得た金額 当該遺族の人数を乗じて得た額をもつて

前項に規定する場合において、

年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金の額を改定する。 (妻に対する加算額に相当する額の支給が停止されている場合における改正前地共済法による遺

受給権者である遺族の人数に増減を生じたときは、

平成

二十四

族共済年金の額の特例)

第七十条 なお効力を有する改正前地共済法第九十九条の三又はなお効力を有する改正前昭和六十 る給付のうち遺族共済年金の支給を受けることができる場合又は国民年金法の規定による障害基 条第一項の規定によりその額が加算された平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定す 年地共済改正法附則第二十九条第一項の規定により加算額(これらの規定により加算する金額を げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 並びに第六十七条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲 きる場合におけるなお効力を有する改正前地共済施行法第二十七条の二第一項及び第三項の規定 法附則第七十三条第一項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金の支給を受けることがで 礎年金、旧国民年金法(昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法を 改正後厚生年金保険法第六十二条第一項の規定によりその金額が加算された遺族厚生年金の支給 った者の死亡について国民年金法の規定による遺族基礎年金の支給を受けることができる場合、 済年金について、その受給権者である妻が、四十歳未満である場合、組合員若しくは組合員であ いう。)が加算された平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共 いう。第百三十六条において同じ。)の規定による障害年金若しくは昭和六十年国民年金等改正 を受けることができる場合若しくはなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第三十

正前地共済施行法第調整下なお効力を有する改が控除 正前地共済施行法第 |なお効力を有する改| 二十七条の二第三項 二十七条の二第一項 限 をも 額 つ|に当該加算額に相当する額を加えた額をもつて 第三百四十七号)第七十条第一項に規定する加算額 等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者 金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する から加算額に相当する額を控除した額が控除調整下限 よる長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政 法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法に の額から被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法 「加算額」という。)を控除して得た (第三項にお

第六十七条第 一項 を 調 ŧ 整 控 っ|に当該加算額に相当する額を加えた額をもって 下控除調整下限額 除 から第七十条第 項に規定する加算額に相当する額を控除した額

てなお効力を有する改正前地共済法第四十六条の規定が適用される場合における当該遺族共済年 (同順位者が二人以上ある場合における改正前地共済法による遺族共済年金の額の特例) なお効力を有する改正前地共済施行法第二十七条の二に規定する遺族共済年金につい

なみ規第 み替えられた 第五十七条の 2 十三条の二 なお効力を有 する改正前 第七十二条 第七十一条 なお効力を有歴 規定により読給 カー七条のと 済 規定により旧国共済法による退職年金とみなされた平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項のうち退職共済年金又はなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第十一条第五項の 定により読 下欄に掲げる字句とする。 定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 前地共済施行法第二十七条の二第一項の規定並びに第五十八条第一項及び第六十七条第一項の規 三条の二第一項及び第三項並びに第六十六条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正 場合における第五十七条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済施行法第十 厚生年金又は第二号厚生年金に限る。)のうち遺族厚生年金の支給を併せて受けることができる に規定する給付のうち遺族共済年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付(第三号 十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項 昭和六十年国民年金等改正法附則第五十六条第六項の規定により平成二十四年一元化法附則第六 法附則第十条第四項、なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第十一条第四項又は に規定する給付のうち退職共済年金の受給権者がなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正 共済法による退職年金とみなされた平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付 金の支給を併せて受ける場合における年金の額の特例) る場合を含む。)に規定する共済控除期間等の期間の月数(その月数が組合員期間の月数から三 遺族に対するなお効力を有する改正前地共済施行法第二十七条の二第一項の規定の適用について る遺族共済年金の額の特例 る者が前項に規定する場合に該当することとなったとき、又は該当しないこととなったときは、 百月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数)を控除した月数を」とする。 (なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法等の規定により退職共済年金及び遺族共済年 (追加費用対象期間を有する者で共済控除期間等の期間を有するものに係る改正前地共済法によ 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金の支給を受け 5施行法: 同項中「月数を」とあるのは、「月数から前条(第八十四条の規定により読み替えて適用す なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第十条第五項の規定により旧地 共済控除期間等の期間を有する者(組合員期間が二十五年以上である者に限る。)の 第法四 $\overline{+}$ 併 額の額の二分の一に相当する額 律 年 成平成二十四年法律第六十三号。 金、 め |若しくは通算退職年金又は昭和六十年改正前の国の新法の規定による退職年 |改正法による改正前の新法」という。) の規定による退職年金、減額退職年金 |第百八号) 第一条の規定による改正前の新法 (第三項において「昭和六十年 当する額とする。第三項において同じ。) 0) 減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、 分の 額(地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律 に相当する額と併給年金 以下 「平成二十四年一元化法」という その額の二分の それぞれ同表の 一に相 十三条の二第 共済施行法第する 共済施行法第 第 第一 二十七条の なお効力を有 み替えられた 規定により読の第六十六条の額 一項 二項 項 五十八条第と 六 項 十七条第併 年 相 控 後 との する 額 金 適 0 額 当 除 当相当する額に二を乗じて得た の 用適用後の併給年金の額 **額**退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条年金のうち退職共済年 金るもの、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち 給併給年金の額 通算退職年金又は旧国共済法による退職年金、 という。)の二分の一に相当する額と 額 |相当する額に二を乗じて得た |金、平成二十四年一元化法附則第四十一条年金のうち退職共済年金若しくは 又は改正前国共済法による職域加算額のうち退職を支給事由とするもの、平金若しくは旧地共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金 いて同じ。) 成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年 控除後退職共済年金額と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額を 職年金にあっては、 算退職年金にあつては、その額の二分の一に相当する額とする。 和六十年改正前の国の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは 合連合会をいう。)が支給する年金である給付のうち退職共済年金若しくは昭正後の国家公務員共済組合法第二十一条第一項に規定する国家公務員共済組 公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の 定により地方公務員共済組合(平成二十四年一元化法附則第五十六条第二項給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規 給事由とするもの、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する 第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額をいう。)のうち退職を支 元化法附則第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会(国家 附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年 に規定する地方公務員共済組合をいう。)が支給する年金である給付(以下 いて同じ。) との 平成二十四年一元化法附則第六十五条年金」という。)のうち退職共済年金 部を改正する法律(平成二十四年法律第九十六号)第五条の規定による改 (改正前地共済法による職域加算額(平成二十四年一元化法附則第六十条 (改正前地共済法による職域加算額のうち退職を支給事由とす その額の二分の一に相当する額とする。 (旧地共済法による退職年金、 減額退職年金若しくは通算退 減額退職年金若しくは 以下この項に

64 Ġ ŋ の規定によ 第七十三条 則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前平成十六年国共済改十六条の二の規定、なお効力を有する改正前平成十六年国共済改正法(平成二十四年一元化法附 力 六十七条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句 する改正前地共済施行法第二十七条の二第一項及び第三項の規定並びに第五十八条第一項及び第 行法第十三条の二第一項及び第三項並びに第六十六条の規定により読み替えられたなお効力を有 ができる場合における第五十七条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済施 は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付のうち遺族厚生年金の支給を併せて受けること 規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条遺族共済年金又 五条遺族共済年金、旧国共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に 第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十 による年金たる保険給付(第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。以下この項において同 共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金又は改正後厚生年金保険法 共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職 する給付のうち退職共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金、旧国 二の規定により旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定 れた平成十六年国民年金法等改正法第十二条の規定による改正前の厚生年金保険法第三十八条の 法」という。)附則第四十四条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとさ 年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号。以下「平成十六年国民年金法等改正 国共済改正法第五条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第七十四条の二の規定又は国民 第十八条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前平成十六年 部を改正する法律(平成十六年法律第百三十号)をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)附則 正法(平成二十四年一元化法附則第九十九条の規定による改正前の国家公務員共済組合法等の一 こととされた平成十六年地共済改正法第四条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第七 第九十九条の二第一項及び第二項、第九十九条の三並びに第百四条第一項」とする。 又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第四条の規定による改正前の新法 務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十二号)附則第十七条第一項 の二第一項及び第二項、新法第九十九条の三並びに新法第百四条第一項」とあるのは、「地方公 る改正前地共済施行法第二十七条の二第一項の規定の適用については、同項中「新法第九十九条 組合法第九十九条の二の規定により遺族共済年金の額が算定される場合におけるなお効力を有す の例によることとされた平成十六年地共済改正法第四条の規定による改正前の地方公務員等共済 五. 平成十六年地共済改正法附則第十七条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例による たな 十七条の額 それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 「平成十六年地共済改正法」という。)附則第十七条第一項又は第二項の規定によりなお従前)のうち老齢厚生年金の受給権者が旧地共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則 地方公務員等共済組合法等の の 額を 金 後控 額 の額の二分の一に相当する額(|する改正前地共済法による職域加算額をいう。以下同じ。) のうち死亡を支 るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十 二号。以下「平成二十四年一元化法」という。)附則第六十条第五項に規定 の額(改正前地共済法による職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図 一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十二号。 以 |り読み替え||相当する||相当する額に二を乗じて得た の規定によ 第五十七条と併給年 項 を図るた 十四年法 律第六十 部を改正 法等の一 年金保険 めの厚生 (平成一 金制度の する法律 被用者生平成二十四年一元化法 一元化等 |の二分の一に相当する額と併給年 は、その額の二分の一に相当する額とする。第三項において同じ。) 第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。)のうち老齢厚生年金にあつて

正後厚生年金保険法による保険給付(以下「第二号厚生年金」という。)に二条の五第一項第二号に規定する第二号被保険者期間をいう。)に基づく改 |金」という。) 又は第二号厚生年金被保険者期間 (改正後厚生年金保険法第 |金」という。) のうち遺族共済年金又は平成二十四年一元化法第一条の規定 |が支給する年金である給付(以下「平成二十四年一元化法附則第四十一条年 |律(平成二十四年法律第九十六号)第五条の規定による改正後の国家公務員 金若しくは通算退職年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給 退職年金、昭和六十年改正前の国の新法の規定による退職年金、減額退職 正前の新法」という。)の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通 限る。)のうち遺族厚生年金にあつては、その額の三分の二に相当する額と 険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間を 共済組合法第二十一条第一項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。 の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法 規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十 死亡を支給事由とするもの、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に 済年金、改正前国共済法による職域加算額(平成二十四年一元化法附則第三 項の規定により地方公務員共済組合(平成二十四年一元化法附則第五十六条 給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第 八号)第一条の規定による改正前の新法(以下「昭和六十年改正法による改 し、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百 う。)に基づく改正後厚生年金保険法による保険給付(以下「第三号厚生年 による年金たる保険給付(第三号厚生年金被保険者期間(改正後厚生年金保 第二項に規定する地方公務員共済組合をいう。)が支給する年金である給付 給事由とするもの、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する による改正後の厚生年金保険法(以下「改正後厚生年金保険法」という。) (以下「平成二十四年一元化法附則第六十五条年金」という。)のうち遺族共 - 六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額をいう。) のうち 条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会(国家公務員の退職給付

除控除後遺族共済年金額と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額を

第十三条 る改正前

法

|旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあっては、

その額の二分の一に相当する額とする。以下この項において同じ。)

	65
第第一の二第共る効らりの第二次では 第五項十二項十十二項 八二第二項条法地すおえば 条	第十施正をたみ定十二三施正をた 一口七行前有な替に六 項条法地すおえよ条 の法地すお
金 と併給年の三分の二に相当する額と併給年金 相当する 相当する 相当する 相当する 相当する 相当する 相当する 相当する	(の額の三分の二に相当する額 (
た 木 期 ろ 附 足) 又 相 て 前 年 よ 参 年 入 す	世に、その (第七十四条 前条第二項に規定する都に二分の二に相当する額とし、旧地共済法による職域加算額のうち退職年金若しくは通算退職年金又は改正後厚生年金保険法による事団といっては、その額(付のうち退職共済年金の額(改正前地共済法による事団とは出国共済法による職域加算額のうち退職年金をの額とは出国共済法による日本会にとの合計を終復年控除後退職共済年金額と年金額をとし、旧地共済法による年金に入び両に規定する結構を事由とするもの、平成二十四年一元化法附則第二十一条第一項に規定する結構を事由とするもの、平成二十四年一元化法附則第二十一条第一項に規定する結構を事由とするもの、平成二十四年一元化法附則第二十二条第一項に規定する治時による退職年金、減額退職年金若しくは田国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは田国共済法による職域加算額のうち退職を支給事団とは出土済年金の額(改正前地共済法による職域加算額のうち退職を支給事団とするもの、平成二十四年一元化法附則第二十二条第一項に規定する治しくは日本済法による国職年金、減額退職年金若しくは通算職共済年金で設定、のうち老齢厚生年金の適用後の併給年金の額との合計を総額を額をと、改正前国共済法による職域加算額のうち退職を支給事団とするもの、平成二十四年一元化法附則第二十二条第一項に規定する結構のうち退職を支給事団とするものに対する額に二分の三を乗じて得た単する額に二分の三を乗じて得た相当する額に二分の三を乗じて得た相当する額に二分の三を乗じて得た相当する額に二分の三を乗じて得た相当する額に二分の三を乗じて得た相当する額に一分の三を乗じて得た。本は、「並びに前条・近では、「立びに対しる」は、「立びに対しる」は、「立びに対しる」は、「立びに前条・近では、「立びに対しる」が、「立びに対しる」が、「

- 年地共済経過措置政令第十二条第一項各号に掲げる期間に係るものを除く。)の月数月前の期間、六十歳に達した日の属する月以後の期間及びなお効力を有する改正前昭和六十一組合員期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係るもの(二十歳に達した日の属する
- じ、それぞれ同表の下欄に掲げる月数 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則別表第四の上欄に掲げる者の区分に応二 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則別表第四の上欄に掲げる者の区分に応

る年金である給付) (退職年金を受けることができた者等に係る退職共済年金の受給権者が支給を受けることができ

- 改正前地共済法による職域加算額
- 給付を除く。) 付(平成二十三年地共済改正法附則第二十三条第一項第一号及び第二号に規定する年金である一 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給二 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給
- 平成二十四年一元化法附則第六十五条年金
- 旧地共済法による年金である給付
- 改正前国共済法による職域加算額
- 給付 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金であるハ 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である
- 平成二十四年一元化法附則第四十一条年金
- 、 旧国共済法による年金である給付
- る。) 九 改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付(第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限

退職共済年金の額の特例) (併給年金の支給を受けることができる場合における退職年金を受けることができた者等に係る

(に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 | 毎和六十年地共済改正法附則第二十一条第二項及び第四項の規定の適用については、次の表の上欄での適用を受ける者(平成二十四年一元化法附則第六十五条年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条年金、平成二十四年一元化法附則第三、1000年。 | 1000年。 | 100

|相当する額を加えた額

六十年地共済改正法附則第二十一条第二項の規定及びなお効力を有する改正前昭和六十年地共済である場合に限る。)であって、前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和である場合に限る。)であって、前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第二項に規定する併給年金(以下こ別第二十一条第二項の規定による控除が行われる場合(当該控除に係る前条の規定により読み替えられたなお第三項の規定により読み替えられたなお別第二十一条 前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附

- する。 国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額と」と調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額より少ない」と、「控除調整下限額と」とあるのは「控除の適用については、同項中「より少ない」とあるのは「から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合における前項の規定」国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合における前項の規定
- 第八十条 第七十八条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第一項に規定する給付のうち遺族年金又は第二号厚生年金に限る。)のうち遺族厚生年金に限る。以下この条において同じ。)について遺族支給特例規定が適用る。)のうち遺族厚生年金に限る。以下この条において同じ。)について遺族支給特例規定が適用る。)のうち遺族厚生年金に限る。以下この条において同じ。)について遺族支給特例規定が適用る。)のうち遺族厚生年金に限めたる保険給付(第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。)のうち遺族厚生年金に限力を有力を指した後に当該併給年金、正成二十四年一元化法附則第二十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第二十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第二十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第二十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、正成二十四年一元化法附則第二十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、正成二十四年一元化法附則第二十一条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正第八十条 第七十八条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正第八十条 第七十八条の規定とび前条の規定を適用する。

間を有するものに係る退職共済年金の額の特例)(退職年金を受けることができた者等のうち追加費用対象期間を有する者で共済控除期間等の期(退職年金を受けることができた者等のうち追加費用対象期間を有する者で共済控除期間等の期

第八十一条 共済控除期間をを合算した期間をいう。)の月数を控除した月数を」とする。間(附則第四十四条第二項に規定する共済控除期間等の期間と附則第八十七条第二項に規定する共済控除期間等の期間と配り、 を有する者に対するなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条 所則第八十七条第二項に規定する団体共済控除期間とを合算した期間をいう。以下この款におい四条第二項に規定する共済控除期間等の期間となお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附別第二十一条 共済控除期間等の期間(なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法)

(障害共済年金のみなし従前額の特例)

該障害基礎年金の額を加えた額とする。)が控除調整下限額を超えるときは、平成二十四年一元この条において同じ。)の額(国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合には、当障害共済年金をいう。第百十七条第二項及び第百四十四条第一号において同じ。)を除く。以下項の規定の適用を受ける者のうち追加費用対象期間を有する者に対する障害共済年金(公務等による第八十二条 なお効力を有する改正前地共済法第八十七条第二項に規定する公務等による第八十二条 なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第二十五条第一項又は第三

「障害共済年金控除額」という。)を控除した金額とする。
「で書共済年金控除額」という。)を控除した金額とする。
により算定した額(以下この項及び次項において「控除前障害共済年金額を組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)で除し定により算定した額(以下この項及び次項において「控除前障害共済年金額」という。)から控照和六十一年地共済経過措置政令第二十五条第一項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規昭和六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金の額は、なお効力を有する改正前

- るときは、当該百分の十に相当する額をもって障害共済年金控除額とする。 2 前項の規定による障害共済年金控除額が控除前障害共済年金額の百分の十に相当する額を超え

間を有するものに係る障害共済年金の額の特例)(退職年金を受けることができた者等のうち追加費用対象期間を有する者で共済控除期間等の期(退職年金を受けることができた者等のうち追加費用対象期間を有する者で共済控除期間等の期

(遺族共済年金のみなし従前額の特例)

第八十四条 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済という。)を控除した金額とする。 第八十四条 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済経過措置政令第三十条第四項の規定又はな第八十四条 なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第三十条第四項の規定による遺族共済年金にあっては、当該月数が三百月未満であるときは、三百月)で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第三十条第四項の規定による遺族共済年金額は、なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済改正法附則第三十一条第一項及びなお効力を有する改正前昭和六十一年地共済改正法附則第三十一条第一項及びなお効力を有する改正前昭和六十一年地共済企正法附則第三十一条第一項及びなお効力を有する改正前昭和六十一年地共済公正法附則第三十一条第一項及びなお効力を有する改正前昭和六十年地共済公正法附則第三十一条第一項及びなお効力を有する改正前昭和六十年地共済公正法附則第三十一条第一項及びなお効力を有する改正前昭和六十年地共済と、以下この項及び次項において「遺族共済年金をいう。)が控除調整下限額を超えるときは、平成二十年地共済経過措置政令第三十条第四項の規定の適用を受ける者のときは、三百月、で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗るときは、三百月、で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗るときは、三百月、で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗るときは、三百月、で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗るときは、三百月、で除して、「対域」という。

- るときは、当該百分の十に相当する額をもって遺族共済年金控除額とする。 前項の規定による遺族共済年金控除額が控除前遺族共済年金額の百分の十に相当する額を超え
- 少ないときは、控除調整下限額をもって遺族共済年金の額とする。 前二項の場合において、これらの規定による控除後の遺族共済年金の額が控除調整下限額より
- と、「控除調整下限額を」とあるのは「当該控除した額を」とする。から国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を控除した額」ける前項の規定の適用については、同項中「が控除調整下限額」とあるのは「が控除調整下限額4 国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合にお
- (なお効力を有する改正前地共済法第九十九条の四の二の規定の適用を受ける者を除く。)が改正5 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金の受給権者

「とする。」 と并給年金(第五頁こ規定する年金である給付をいう。第三頁こ表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。可能厚生年金保険法による年金である給付を除く。)、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付を除く。)、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による職域加算共済法による年金である給付(平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による職域加算共済法による年金である給付(平成二十三年地共済改正法附則第二十三条第一項に規定する改正前地共済法による職域加算額、平成二十四年一元化法附則第二十三条第一項に規定する改正前地前地共済法による職域加算額、平成二十四年一元化法附則第二十三条第一項に規定する改正前地

の額というの類とする。)とする。)と併給年金の額と併給年金の額との合計額おいて同じ。)の額との合計額と付給年金の額との合計額の遺族共済年金の額との合計額の額との合計額の額との合計額の額とする。)と併給年金(第五項に規定する年金である給付をいう。第三項に

額 に相当する額を加えた額、控除調整下限、当該控除後の遺族共済年金の額に控除調整下限額と当該合計額との差額

第八十六条 第八十四条第五項の規定により読み替えられた同条第一項及び第三項の規定並びに前条の規定を適用した後に当該併給年金として支給を受けることとなる額を当該併る場合には、同項の規定を適用した後に当該併給年金として支給を受けることとなる額を当該併及場合には、同項の規定を適用した後に当該併給年金として支給を受けることとなる額を当該併及場合には、同項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第二十四年一元化法附則第六十一条第四について第十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四について第十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する給付のうち退職共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済職立の額とみなして、第八十四条第五項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する給付のうち退職共済職立の額とみなして、第八十四条第五項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する併給年金(旧地規定並びに前条の規定を適用する。

済改正法附則第二十

正前昭和六十年地共

(同順位者が二人以上ある場合におけるみなし従前額の特例の適用を受ける遺族共済年金の額の

第八十七条 第四十六条の規定が適用される場合における当該遺族共済年金の額は、第八十四条の規定にかか 得た金額の合計額とする。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に ば算定されることとなる遺族共済年金の額に相当する金額を、それぞれ当該遺族の人数で除して わらず、受給権者である遺族ごとに同条第一項から第三項までの規定を適用することとしたなら 第八十四条第一項に規定する遺族共済年金についてなお効力を有する改正前地共済法

第三項の遺族共済年金の額 第一項) 掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 の額 の遺族共済年金の額を受給権者である遺族の人数で除して得た金額 の額を受給権者である遺族の人数で除して得た金額

前項に規定する場合において、 元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金の額を改定する。 をもって に当該遺族の人数を乗じて得た額をもって 受給権者である遺族の人数に増減を生じたときは、 平成二十四

(追加費用対象期間を有する者で共済控除期間等の期間を有するものに係るみなし従前額の特例 適用を受ける遺族共済年金の額の特例) 共済控除期間等の期間を有する者(組合員期間が二百四十月を超えるものに限る。)

遺族に対する第八十四条第一項の規定の適用については、同項中「月数を」とあるのは、

月

(改正前昭和六十年地共済改正法の規定により退職年金とみなされた退職共済年金及び遺族共済 数から共済控除期間等の期間の月数を控除した月数を」とする。

年金の支給を併せて受ける場合等における年金の額の特例)

済法による退職年金とみなされた平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付の金又はなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第十一条第五項の規定により旧国共 掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 み替えられた同条第一項の規定及び第八十五条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に 十八条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十 号厚生年金に限る。)のうち遺族厚生年金の支給を併せて受けることができる場合における第七 第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十 十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年 六十年国民年金等改正法附則第五十六条第五項の規定により旧地共済職域加算遺族給付、平成二 項の規定、なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第十一条第四項の規定又は昭和 うち退職共済年金の受給権者がなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第十条第四 年金とみなされた平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年 元化法附則第六十五条遺族共済年金、旧国共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則 条第二項及び第四項の規定並びに第七十九条第一項の規定、第八十四条第五項の規定により読 条遺族共済年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付(第三号厚生年金又は第二 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第十条第五項の規定により退職

なお効力を有する改の額 の額) 第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和三十三年法 |定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、 |律第百二十八号。以下「昭和六十年改正前の国の新法」という。) の規 |員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号) の額(退職年金、 額の二分の一に相当する額とする。第四項において同じ。) 減額退職年金若しくは通算退職年金又は国家公務

第七十八条の規定に退職共退職共済年金の額の二分の一に相当する額

より読み替えられた済年金

||第七十九条第一項 ||第七十八条の規定に||と併給||の二分の一に相当する額と併給年 |済改正法附則第二十 |正前昭和六十年地共る |なお効力を有する改相当 より読み替えられた年金 条第四項 というという。)の二分の一に相当する額と 適用後適用後の併給年金の額(旧地共済法による退職年金) す 相当する額に二を乗じて得た 金 減額退職年金

規定により読み替え 第八十四条第五項の 相当す 額を 額との 年金総合計額を 控除後控除後退職共済年金額と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との 年金のしくは通算退職年金にあっては、その額の二分の一に相当する額とすの併給しくは通算退職年金又は旧国共済法による退職年金、減額退職年金若 相当する額に二を乗じて得た る。以下この項において同じ。) (旧地共済職域加算退職給付、 平成二十四年一元化法附 則第六十

られた同条第一項 成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職額退職年金若しくは通算退職年金又は旧国共済職域加算退職給付、平附則第六十五条退職共済年金若しくは旧地共済法による退職年金、減条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法 あっては、その額の二分の一に相当する額とする。第三項において同は旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金に 共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金若しく じ。) との

第八十五条第 一項 控除 適用後適用後の併給年金の額 年金総合計額を 年 |の併給||元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平 -金 の :後控除後遺族共済年金額と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は旧国共済職,成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金若しくは旧地共済法 する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定 退職共済年金若しくは旧国共済法による退職年金、減額退職年金若 以下この項において同じ。) くは通算退職年金にあっては、その額の二分の一に相当する額とする。 (旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年

第九十条 法等改正法附則第四十四条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされ 規定により旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する 平成十六年国民年金法等改正法第十二条の規定による改正前の厚生年金保険法第三十八条の二 五条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第七十四条の二の規定又は平成十六年国民年金 若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前平成十六年国共済改正法第 法第七十六条の二の規定、なお効力を有する改正前平成十六年国共済改正法附則第十八条第一項 によることとされた平成十六年地共済改正法第四条の規定による改正前の地方公務員等共済組合 平成十六年地共済改正法附則第十七条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の 例

適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄 五項の規定により読み替えられた同条第一項及び第三項の規定並びに第八十五条第一項の規定の 済改正法附則第二十一条第二項及び第四項の規定並びに第七十九条第一項の規定、第八十四条第 る場合における第七十八条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共 後厚生年金保険法による年金たる保険給付のうち遺族厚生年金の支給を併せて受けることができ る給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条遺族共済年金又は改正 族共済年金、旧国共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定す のうち老齢厚生年金の受給権者が旧地共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第六十 る年金たる保険給付(第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。以下この項において同じ。) 年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金又は改正後厚生年金保険法によ 職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済 給付のうち退職共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金、 に掲げる字句とする。 条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条遺

第七十八条の退 済改正法附則 和六十年地共 み替えられた年 規定により読共 第二十一条第 なお効力を有 する改正前昭 額金 済 職退職共済年金の額の二分の一に相当する額 第四十一条年金」という。)のうち遺族共済年金又は平成二十四年一元化法第一連合会をいう。)が支給する年金である給付(以下「平成二十四年一元化法附則 よる職域加算額をいう。)のうち死亡を支給事由とするもの、平成二十四年一元額(平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法に 減額退職年金若しくは通算退職年金、国家公務員等共済組合法等の一部を改正 条の規定による改正後の厚生年金保険法(以下「改正後厚生年金保険法」とい 正後の国家公務員共済組合法第二十一条第一項に規定する国家公務員共済組合 組合をいう。)が支給する年金である給付(以下「平成二十四年一元化法附則第 組合(平成二十四年一元化法附則第五十六条第二項に規定する地方公務員共済 |地共済法による職域加算額をいう。) のうち死亡を支給事由とするもの、平成 以下「平成二十四年一元化法」という。)附則第六十条第五項に規定する改正前 生年金保険法による保険給付(以下「第二号厚生年金」という。)に限る。)の いう。)又は第二号厚生年金被保険者期間(改正後厚生年金保険法第二条の五第 保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間をいう の一部を改正する法律(平成二十四年法律第九十六号)第五条の規定による改 化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成一 六十五条年金」という。)のうち遺族共済年金、改正前国共済法による職域加算 ための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号) 十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会 十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若 する法律 うち遺族厚生年金にあつては、その額の三分の二に相当する額とし、退職年金 、国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等 くは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定により地方公務員共済 項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間をいう。)に基づく改正後厚 0 に基づく改正後厚生年金保険法による保険給付(以下「第三号厚生年金」と 額 による年金たる保険給付(第三号厚生年金被保険者期間(改正後厚生年金 (改正前地共済法による職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図る (昭和六十年法律第百五号)第一条の規定による改正前の国家公務員 第七十九条第と 項

項

み替えられた金 四項 第二十一条第 済改正法附則 和六十年地共 する改正前昭 |なお効力を有||相当||相当する額に二を乗じて得た 規定により読給 第七十八条のと 併の二分の する 年 |職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は改正後厚生年金保険法による |生年金にあつては、その額の二分の一に相当する額とする。第四項において 年金たる保険給付 |等共済組合法(以下「昭和六十年改正前の国の新法」という。) の規定による退 一に相当する額と併給年金 、その額の二分の一に相当する額とする。第四項において同(第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。)のうち老齢厚

<u>い</u>という。)

の二分の一に相当する額と

より読み替え 五項の規定に 第八十四条第の られた同条第額 項 額を |相 当||相当する額に二を乗じて得た 金 適 後 控 後 する 額 | は平成二十四年一元化法附則第四十一条遺族共済年金又は厚生年金保険法によ 用適用後の併給年金の額(旧地共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法 0) 額の額の三分の二に相当する額 給 の||則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四 |退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金、旧国共済法による退職年金、 |生年金又は第二号厚生年金に限る。) のうち老齢厚生年金にあっては、 |条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四 算退職年金、 条退職共済年金若しくは旧地共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通 |減額退職年金若しくは通算退職年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる |厚生年金にあっては、その額の三分の二に相当する額とし、旧地共済法による |る年金たる保険給付(第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。)のうち遺族 四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しく |一元化法附則第六十五条遺族共済年金、旧国共済職域加算遺族給付、平成二十 は通算退職年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付 十一条退職共済年金若しくは旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しく 一分の一に相当する額とする。第三項において同じ。) 項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十 の額(旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第 旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十 (第三号

|第八十四条第と 併の三分の二に相当する額と併給年金 第八十五条第と いという。) られた同条第相 当|相当する額に二分の三を乗じて得た より読み替え金 項 項の規定に給 額を 相 当相当する額に二分の三を乗じて得た 金 後 年 年 除 金年金若しくは通算退職年金、旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化 **給法附則第六十五条退職共済年金若しくは旧地共済法による退職年金、減額退職** の 用 |法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年 | |則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化 適用 控除後遺族共済年金額と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額を 退職年金若しくは通算退職年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険 元化法附則第四十一条退職共済年金若しくは旧国共済法による退職年金、減額 ては、その額の二分の一に相当する額とする。以下この項において同じ。) 後の併給年金の額 (第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。) のうち老齢厚生年金にあっ に三分の二を乗じて得た額と (旧地共済職域加算退職給付、 平成二十四年一元化法附

(退職年金又は減額退職年金の額のうち追加費用対象期間に係る部分に相当する額)

第九十一条 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第四項に規定すした年数)を乗じて得た額とする。

第九十二条 なお効力を有する改正法附則第二十三条第一項第一号及び第二号に規定する年金である 力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の三第三項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める年金である給付は、次に掲げる年金である給付であって、公務(改正後平成八年厚年法等改正法附則第四条に規定する旧適用法人の業務を含む。)による障害又は死亡を支給事由とするもの以外のものとする。
一 改正前地共済法による職域加算額
一 改正前地共済法による事金である給付は、次に掲げる年金である給付であって、公務(改
一 改正前地共済法による事金である。

二 平成二十四年一元化法附則第六十五条年金

給付を除く。)

旧地共済法による年金である給付

改正前国共済法による職域加算額

| 六 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である

七 平成二十四年一元化法附則第四十一条年金

九 改正後厚生年金保険法による年金たる保八 旧国共済法による年金である給付

る。) 九 改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付(第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限

については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下八条の二第一項、第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)及び第四項の規定の適用て受けることができる場合におけるなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十第九十三条 退職年金又は減額退職年金の受給権者が前条に規定する年金である給付の支給を併せ(併給年金の支給を受けることができる場合における退職年金又は減額退職年金の額の特例)

第九十四条 み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第一項に規定 う。)が控除調整下限額より少ないときは、前条の規定により読み替えられたなお効力を有する 則第九十八条の二第一項の規定及びなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九 除額の割合をいう。)を乗じて得た額に相当する額を加えた額をもって退職年金又は減額退職 年金総額を控除して得た額に対する退職年金額等控除規定による退職年金又は減額退職年金の控 する控除前退職年金等の額と当該年金額控除規定の適用前の併給年金の額との合計額から控除後 地共済改正法附則第九十八条の二第五項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、 改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第三項(なお効力を有する改正前昭和六十年 額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額(以下この項において「控除後年金総額」と の退職年金又は減額退職年金の額(以下この項において「控除後退職年金額」という。)と年金 項に規定する控除対象年金である場合に限る。)であって、退職年金額等控除規定による控除後 規定する併給年金(以下この項において「併給年金」という。)のいずれかが、第五十八条第三 年金額等控除規定」と総称する。)による控除が行われる場合(当該控除に係る前条の規定によ 正法附則第九十八条の二第五項において準用する同条第二項の規定(以下この項において「退職 金の額とする。 控除後退職年金額に、控除調整下限額と控除後年金総額との差額に調整率(前条の規定により読 読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第一項に |共済改正法附則第九十八条の二第四項の規定及びなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改 〈条の二第二項の規定又は前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年 前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法

2 前項に規定する「年金額控除規定」とは、次に掲げる規定をいう。

二第一項若しくは第二項 一 なお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第一項若しくは第二項又は第二十七条の

の四第一項若しくは第二項法附則第九十八条の四第三項において準用する場合を含む。)若しくは第四項又は第九十八条法附則第九十八条の二第一項、第二項(同条第五項及びなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第二項若しくは第三項、第二 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第二項若しくは第三項、第二

第二項第二項子の法附則第七十二条第一項若しくは第二項又は第七十四条第一項若しく三年の代十四年一元化法附則第七十二条第一項若しくは第二項又は第七十四条第一項若しく

四 第八十四条第一項又は第二項

第一項若しくは第二項 五 なお効力を有する改正前国共済施行法第十三条の二第一項若しくは第二項又は第十三条のR

第二項第二中四年一元化法附則第四十六条第一項若しくは第二項又は第四十八条第一項若しくは七年成二十四年一元化法附則第四十六条第一項若しくは第二項又は第四十八条第一項若しくは

八 平成二十七年国共済経過措置政令第八十四条第一項又は第二項

のこれ、改正後平成九年国共済経過措置政令第十七条の二の三、第十七条の三の三又は第十七九、改正後平成九年国共済経過措置政令第十七条の二の三、第十七条の三の三又は第十七

(追加費用対象期間を有する者で共済控除期間等の期間を有するものに係る退職年金又は減額退売、大工条道族共済年金がに旧地共済法による遺族年金及び通算遺族結付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族年金及び通算遺族年金をごに改正後厚生年金に限る。以下この条において同じ。)について遺族支給特例規定が適用される場合には、遺族支給特例規定を適用した後に当該併給年金として支給を受けることとなる額を当該併給年金の額とみなして、第九十三条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十七条第一項に規定する給付のうち遺族年金及び通算遺族年金をでいる。以下この条において同じ。)について遺族支給特例規定が適用される場合には、遺族支給特例規定を適用した後に当該併給年金として支給を受けることとなる額を当該併給年金の額とみなして、第九十三条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第九十八条の二の人に対して、第九十三条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改善、会社の費用対象期間を有する者で共済控除期間等の期間を有するものに係る退職年金又は減額退した。

る年数を控除した年数)を控除した年数を」とする。 じ。)の年数(組合員期間の年数が四十年を超えるときは、共済控除期間等の期間からその超えしい。)の年数(組合員期間の年数が四十年を超えるときは、共済控除期間等の期間と附則第八十七条第二項に規定する団体共済控除期間とを合算した期間をいう。以下この項において同人十七条第二項に規定する共済控除期間等の期間と附則第数から共済控除期間等の期間(附則第四十四条第二項に規定する共済控除期間等の期間と附則第数から共済控除期間等の期間(附則第四十四条第二項に規定する共済控除期間等の期間と有する者に対するなお効力を有する改正前昭和六十年地共済

(追加費用対象期間を有する者に係る退職年金等の額の特例)

本お効力を有す附則第四十円則第四十三条第一項及び第二項(附則第四十四条第 条の二第一項	第 八条第一項に対力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第六十三条第	と附則第
本お効力を有す附則第四十附則第四十三条第一項及び第二項(附則第四十二条第三項においたお効力を有す附則第二項十六条第二項及び附則第八十二条第三項においたお効力を有す附則第二項十六条第二項及び第二項(附則第六十二条第一項用する場合を含む。) 「一項」 「一項」 「一項」 「一項」 「一項」 「一項」 「一項」 「一項		_
第九十一条 第七十五条第二項、第八十二条第三項、第八十二条第三項(附則第四十分終記項 所則第四十分経過措置政令」という。)第六十一年地共済改正及び第二項 所則第七十時則第七十二条第一項及び第二項 所則第七十時則第七十二条第一項及び第二項 所則第七十時則第七十二条第一項及び第二項 所則第七十時則第七十二条第一項及び第二項 所則第七十時則第七十二条第一項及び第二項 所則第七十時則第七十二条第一項及び第二項 所則第七十時則第七十二条第一項及び第二項 所則第七十時則第七十五条第一項及び第二項 所則第七十十十二条第一項 下十一年地共済改正又は前条第、前条第一項、所則第百五条第二項者しくは 法施行令等の一部を改正する等の政令 におか 法施行令等の一部を改正するものとされ 法施行令等の一部を改正するものとされ 法施行令等の一部を改正するものとされ 法施行令等の一部を改正するものとされ 法施行令等の一部を改正するものとされ 法施行令等の一部を改正するものとされ 法施行令等の一部を改正するものとされ 表第三項 所則第百五条第二項者しくは 大場 第一項 及び第二項 (所則第四十一条第一項及び第二項 (所則第四十一条第一項及び第二項 (所則第四十一条第一項及び第二項 (所則第四十三条第一項及び第二項 (所則第四十三条第二項 (所則第四十三条第一項 (所則則第四十三条第一項 (所則則則則則則則則則則則則則則則則則則則則則則則則則則則則則則則則則則則則	<u>第</u> 三項	平地共
なお効力を有す附則第四十附則第四十三条第一項及び第二項(附則第四十分の正文が第二項(附則第六十三条第一項及び第二項(附則第四十一年地共済経過措置政治、対域、対域、対域、対域、対域、対域、対域、対域、対域、対域、対域、対域、対域、	第九十一条 第七十五条第七十五条第三項、第八十二条第三項、第八十三条第三	ì
なお効力を有す附則第四十附則第四十三条第一項及び第二項(附則第四十年地共済改正及び第二項 条の二第一項 三条第一項用する場合を含む。) 条の二第一項 三条第一項用する場合を含む。) 及び第二項		は 咸額
なお効力を有す附則第四十附則第四十三条第一項及び第二項(附則第四十年地共済改正及び第二項 条の二第一項 三条第一項用する場合を含む。) 条の二第一項 三条第一項用する場合を含む。) 及び第二項	有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第六十四条第一項に	ァ オ
なお効力を有す附則第四十附則第四十三条第一項及び第二項(附則第四十年地共済改正及び第二項 条の二第一項 三条第一項用する場合を含む。) 条の二第一項 三条第一項用する場合を含む。) 及び第二項	一年地共済経過措置政令」という。) 第六十三条第一項(なお効力	を有り
なお効力を有す附則第四十附則第四十三条第一項及び第二項(附則第四・ 本お効力を有す附則第二項 その二第一項 三条第一項用する場合を含む。) 及び第二項 一項		こち
なお効力を有す附則第四十附則第四十三条第一項及び第二項(附則第四・ 本お効力を有す附則第二項 大号)第二条第一項及び第二項(附則第六十三条第一項及び第二項(附則第六十一条第三項 大田世共済改正及び第二項 大田地共済改正及び第二項 大田・本・本・本・本・本・本・本・本・本・本・本・本・本・本・本・本・本・本・本	が	列見を
なお効力を有す附則第四十附則第四十三条第一項及び第二項(附則第四十年地共済改正及び第二項 をの二第一項 三条第一項用する場合を含む。) 及び第二項 及び第二項 (附則第六十三条第一項及び第二項 (附則第六十二条第三項 をお効力を有す附則第七十附則第七十二条第一項及び第二項 (附則第六十二条第三項 をお効力を有す时則第七十附則第七十二条第一項及び第二項 (附則第六十二条第三項 をお効力を有す时則第七十附則第七十二条第一項及び第二項 (附則第六十二条第三項 をお効力を有す时則第七十附則第七十五条第一項及び第二項 (附則第二年 をお効力を有す时則第四十附則第七十五条第三項、附則第八十二条第三項 をお効力を有す时則第四十附則第四十三条第一項及び第二項 (附則第四十年地共済改正又は前条第、前条第一項、附則第百五条第二項若しくは124年 を表表のでは、124年 を表表のでは、124年 を表表のであるを表示であるとされ、124年 を表表のであるとされ、124年 を表表のであるとされ、124年 を表表のである。		巨貨
本お効力を有す附則第四十附則第四十三条第一項及び第二項(附則第四十年地共済改正及び第二項 をの二第一項 三条第一項用する場合を含む。) 及び第二項 一項 一項 一項 一項 一項 一項 一項	 	章 d 貴
本お効力を有す附則第四十附則第四十三条第一項及び第二項(附則第六法附則第九十八一項 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生活が則第九十八一項 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生活が則第九十八一項 でお効力を有す附則第二十附則第七十五条第二項及び第二項(附則第六十二条第三項をお効力を有す附則第七十附則第七十二条第一項及び第二項(附則第六十二条第一項及び第二項(附則第六十二条第一項及び第二項(附則第六十二条第一項及び第二項(附則第六十二条第一項及び第二項(附則第六十二条第一項及び第二項(附則第二項をお効力を有す附則第四十附則第七十五条第一項及び第二項(附則第四十年地共済改正又は前条第、前条第一項、附則第百七条第一項及び第二項(附則第四十年地共済改正又は前条第、前条第一項、附則第百七条第一項及び第二項(附則第四十年地共済改正又は前条第、前条第一項、附則第百七条第一項及び第二項(附則第四十分以前)を有す所則第四十附則第四十三条第一項及び第二項(附則第四十十三条第一項及び第二項(附則第四十分以前)を有す所則第四十分以前、計算、以前、以前、以前、以前、以前、以前、以前、以前、以前、以前、以前、以前、以前、	規定によりなおその効力を有するものとされた地方公務員等共済組	とり
なお効力を有す附則第四十附則第四十三条第一項及び第二項(附則第四十年地共済改正及び第二項	条の二第四項 正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第六十一条第一項	或 治
本お効力を有す附則第四十附則第四十三条第一項及び第二項(附則第四十年地共済改正及び第二項 及び第二項 及び第二項 及び第二項 及び第二項 大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	法附則第九十八 一項 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を	付 [2
なお効力を有す附則第四十附則第四十三条第一項及び第二項(附則第四十分則第九十八十二条第三項(附則第六十二条第一項 三条第一項用する場合を含む。) 及び第二項 (附則第六十三条第一項及び第二項 (附則第六十三条第一項及び第二項 (附則第六十三条第一項及び第二項 (附則第六十二条第一項及び第二項 (附則第六十二条第一項及び第二項 (附則第六十二条第一項及び第二項 (附則第六十二条第一項及び第二項 (附則第六十二条第一項及び第二項 (附則第六十二条第一項及び第二項 (附則第二十十十十二十二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	十年地共済改正又は前条第、前条第一項、附則第百五条第二項若しくは附則第百七条第二項又	U 3
なお効力を有す附則第四十附則第七十五条第三項、附則第八十二条第三項 る改正前昭和六三条第一項用する場合を含む。) 条の二第一項 三条第一項用する場合を含む。) 及び第二項	る改正前昭和六五	车
本お効力を有す附則第四十附則第四十三条第一項及び第二項(附則第六十二条第一項及び第二項(附則第六十二条第一項及び第二項(附則第六十二条第一項及び第二項(附則第六十二条第一項及び第二項(附則第六十二条第一項及び第二項(附則第六十二条第一項及び第二項(附則第六十二条第一項及び第二項(附則第六十二条第一項及び第二項(附則第六十二条第一項及び第二項(附則第六十二条第一項及び第二項(附則第六十二条第一項及び第二項(附則第四十分以下)	なお効力を有す 附則第七十 附則第七十五条第三項、附則第八十二条第三項、附則第八十三条第三	
なお効力を有す附則第四十附則第四十三条第一項及び第二項(附則第六十二条第一項及び第二項(附則第六十一条第一項及び第二項(附則第六十二条第一項及び第二項(附則第六十二条第一項及び第二項(附則第六十二条第一項及び第二項(附則第六十二条第一項及び第二項(附則第六十二条第一項及び第二項(附則第六十二条第一項及び第二項(附則第六十二条第一項及び第二項(附則第六十二条第一項及び第二項(附則第六十二条第一項及び第二項(附則第四十分以下)	第	3
本が効力を有す附則第四十附則第九十一条第四項、附則第九十七条第名改正前昭和六三条第一項十六条第二項及び附則第八十七条第二項(附則第六十附則第六十一所則第六十一所則第六十三条第一項及び第二項(附則第六十二条第一項及び第二項(附則第六十二条第一項及び第二項(附則第六十二条第一項及び第二項(附則第六十二条第一項及び第二項(附則第六十二条第一項及び第二項(附則第四十分以下)の表示。	九十七条 項並びに附則第百七条第一	
及び第二項 及び第二項 及び第二項 及び第二項 大十年地共済改正及び第二項 大十年地共済改正及び第二項 大十年地共済改正及び第二項 大十年地共済改正及び第二項 大十所則第六十三条第一項及び第二項(附則第六・ 大十二条第一項及び第二項(附則第六・ 大十二条第一項及び第二項(附則第六・ 大十二条第一項及び第二項(附則第六・ 大十二条第一項及び第二項(附則第四・ 大十二条第一項及び第二項(附則第四・ 大十二条第一項及び第二項(附則第四・ 大十二条第一項及び第二項(附則第四・ 大十二条第一項及び第二項(附則第四・ 大十二条第一項及び第二項(附則第四・ 大十二条第一項及び第二項(附則第四・ 大十二条第一項及び第二項(附則第四・ 大十二条第一項及び第二項(附則第四・ 大十二条第一項及び第二項(附則第四・ 大十二条第一項及び第二項(附則第四・ 大十二条第一項及び第二項(附則第四・ 大十二条第一項及び第二項(附則第四・ 大十二条第一項及び第二項(附則第四・ 大十二条第一項及び第二項(附則第四・ 大十二条第一項及び第二項(附則第四・ 大十二条第一項及び第二項(附則第四・ 大十二条第一項及び第二項(附則第四・ 大十二条第一項及び第二項(附則第一・ 大十二条第一項及び第一。 大十二条第一項及び第一。 大十二条第一項及び第一。 大十二条第一項及下十二条第一項及び第一。 大十二条第一項及下十二条第一項及下十二条第一項及下十二条第一項及下十二条第一項及下十二条第一項 大十二条第一項 大十二条第一列(十二条第一) 大十二条 十二条 十二条 十二条 十二条 十二条 十二条 十二条 十二条 十二条		石しくい
本お効力を有す附則第四十附則第四十三条第一項及び第二項(附則第七十年地共済改正及び第二項 条の二第一項 三条第一項用する場合を含む。) 及び第二項 及び第二項 (附則第六十三条第一項及び第二項 (附則第六十分則第六十分則第六十三条第一項及び第二項 (附則第六・1) 及び第二項 (附則第一十分) を含む。)	及び第二	,
附則第七十附則第七十二条第一項及び第二項(附則第七· る改正前昭和六三条第一項用する場合を含む。) その二第一項 三条第一項用する場合を含む。) 大将則第九十八附則第六十附則第六十三条第一項及び第二項(附則第六・ 法附則第九十八附則第六十附則第六十三条第一項及び第二項(附則第六・ 大学、工資、以前、大学、工資、以前、大学、工資、以前、大学、工資、以前、大学、工資、以前、工資、以前、工資、以前、工資、以前、工資、以前、工資、以前、工資、以前、工資、以前、工資、以前、工資、以前、工資、以前、工資、、工資、、工資、、工資、、工資、、工資、、工資、、工資、、工資、、工資	二条第一項用	十七名
及び第二項 をの二第一項 三条第一項用する場合を含む。) 大時則第九十八附則第六十附則第六十三条第一項及び第二項(附則第六十年地共済改正及び第二項 大時則第九十八附則第六十附則第六十三条第一項及び第二項(附則第六十年地共済改正及び第二項 大時期第四十分第二項及び附則第八十七条第三項においてお効力を有す附則第四十附則第四十三条第一項及び第二項(附則第四十分対象)		済改
条の二第一項 三条第一項用する場合を含む。) 四 法附則第九十八附則第六十附則第六十三条第一項及び第二項 (附則第六十年地共済改正及び第二項 十年地共済改正及び第二項 の改正前昭和六三条第一項十六条第二項及び附則第八十七条第三項においは なお効力を有す附則第四十附則第四十三条第一項及び第二項 (附則第四・	及び第二	項、
四 法附則第九十八附則第六十附則第六十三条第一項及び第二項(附則第六十年地共済改正及び第二項 一十年地共済改正及び第二項 一方の正前昭和六三条第一項十六条第二項及び附則第八十七条第三項においは なお効力を有す附則第四十附則第四十三条第一項及び第二項(附則第四は	条の二第一項 三条第一項用する場合を含む。)	
十年地共済改正及び第二項 る改正前昭和六三条第一項十六条第二項及び附則第八十七条第三項においは なお効力を有す附則第四十附則第四十三条第一項及び第二項(附則第四・	法附則第九十八 附則第六十 附則第六十三条第一項及び第二項(附則第六十四条第二項において	条の
	年地共済改正及び第二項	
は一なお効力を有上州則第四十州則第四十三条第一項及び第二項(州則第四十四条第三項、州則第		
	は なお効力を有す 附則第四上 附則第四十三条第一項及び第二項(附則第四十四条第三項、附則第	石しく

.障害年金の額のうち追加費用対象期間に係る部分に相当する額)

十四条第一項においてその例による場合を含む。

項(なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第

第九十八条 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の三第二項に規定す 「大学」では、その控除した年数)を控除した年数)を乗じて得た額とする。 第九十八条 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第四十八条第一項の規定により算定した額は、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附第九十八条 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附第九十八条 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附

(追加費用対象期間を有する者に係る障害年金の算定の基礎となる組合員期間の特例)

第九十九条 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の三第一項の規第九十九条 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の三第一項の規第九十九条 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第四十八条第二項第一号に掲げ

| できる場合におけるなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の三第一項第百条 障害年金の受給権者が第九十二条に規定する年金である給付の支給を併せて受けることが| (併給年金の支給を受けることができる場合における障害年金の額の特例)

掲げる字句とする。 掲げる字句とする。 掲げる字句とする。 掲げる字句とする。 掲げる字句とする。 掲げる字句とする。

条の三第二項 額が 附則第九十八)の額)の額と第三項において「併給年金」という。)の額との合計額 条の三第一項 である給付(次項において「併給年金」という。)の額との合計額 附則第九十八)の額)の額と第三項において準用する前条第六項に規定する政令で定める年金

第百一 地共済改正法附則第九十八条の三第三項において準用するなお効力を有する改正前昭和六十年地 乗じて得た額に相当する額を加えた額をもって障害年金の額とする。 総額を控除して得た額に対する障害年金額控除規定による障害年金の控除額の割合をいう。)を 規定する障害年金の額と当該年金額控除規定の適用前の併給年金の額との合計額から控除後年金 り読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の三第一項に るなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第三項の規定にかかわら れたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の三第三項において準用す 条第四項に規定する年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額(以下この条において による控除後の障害年金の額(以下この条において「控除後障害年金額」という。)と第五十八 第五十八条第三項に規定する控除対象年金である場合に限る。)であって、障害年金額控除規定 条の三第一項に規定する併給年金(以下この条において「併給年金」という。)のいずれかが、 前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八 条において「障害年金額控除規定」と総称する。)による控除が行われる場合(当該控除に係る るなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第二項の規定(以下この れたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の三第三項において準用すする改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の三第二項及び前条の規定により読み替えら 共済改正法附則第九十八条の二第二項の規定又は前条の規定により読み替えられたなお効力を有 第九十八条の三第一項及び前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年 「控除後年金総額」という。)が控除調整下限額より少ないときは、前条の規定により読み替えら 控除後障害年金額に、控除調整下限額と控除後年金総額との差額に調整率(前条の規定によ 前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則 第九十八条

第百二条 第百条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第百二条 第百条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第百二条 第百条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第百二条 第百条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第六十五年 第五十八条の三第三項に規定する給付のうち遺族年金、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族年金、旧国共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金が近に旧地共済法による遺族年金(旧地共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第六十五条 第百条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則

(皇口を目けた明月と写上な者では答覧は明月等)明月と写上なってになるできることの頃の時間昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の三の規定及び前条の規定を適用する。額を当該併給年金の額とみなして、第百条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正

(追加費用対象期間を有する者で共済控除期間等の期間を有するものに係る障害年金の額の特例) (追加費用対象期間を有する者で共済控除期間等の期間がらその超える年数を控除した年数(当該年数が三十年を超える場所は、三十年を超える場合を除く。) はその控除した年数とし、組合員期間の年数が四十年を超えるときは共済控除期間等の期間(附則第四十四条第二項に規定する共済控除期間等の期間と附則第八十七条第二項に規定する団体共済控除期間とを合算した期間をいう。以下この項において同じ。) の年数(その年数が組合員期間の年数から十年を控除した年数を超えるとき(組合員期間の年数の年数(当該年数を別で、当該年数を別で、当該年数が四十年を超える場合には、三十年)とする。) を控除した年数を」とする。

(追加費用対象期間を有する者に係る障害年金の額の特例)

第百四条 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第四十八条第三項(同条第二項に 第四条 なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済登正法附則第九十八条の三第一項及び第二項の規定並びに第九十八条 の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同 で表第一項(なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第六十四条第一項におい 三条第一項(なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第六十 第四条 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第四十八条第三項(同条第二項に

第九十八条の 和六十年地共条第二する改正前昭四十二 ||済改正法附則項 第九十八 済改正法附則 和六十年地共 |する改正前昭|| 第九||厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)| |なお効力を有||附則第||附則第四十八条第二項及び第三項 なお 効力を 有又 は 附若しくは附則第九十八条第一項又は被用者年金制度の一元化等を図るため 三第一項 三第二項 条の -八 条 務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令(平成二十七年政令第 |則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた地方公 和六十一年地共済経過措置政令第六十四条第一項においてその例による場合 五十八号。以下この項において「なお効力を有する改正前昭和六十一年地共 部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第 を含む。) 済経過措置政令」という。)第六十三条第一項(なお効力を有する改正前 三百四十六号)第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法等の (同条第二項に係る部分に限る。)

(遺族年金の額のうち追加費用対象期間に係る部分に相当する額)

条

第十

|又 は 第若しくは第九十八条第一項又はなお効力を有する改正前昭和六十一年地共

|経過措置政令第六十三条第一項(なお効力を有する改正前昭和六十一年地

|済経過措置政令第六十四条第一項においてその例による場合を含む。

ときは、追加費用対象期間の年数から共済控除期間等の期間の年数を控除した年数)を乗じて得

(追加費用対象期間を有する者に係る遺族年金の算定の基礎となる組合員期間の特例)

第百六条 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第五十一条第一項第三号に掲げる 給を受ける場合におけるなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の四第 遺族年金(その額の算定の基礎となった組合員期間の年数が十年以下であるものに限る。)の支 項の規定の適用については、同項中「組合員期間の年数」とあるのは、「十」とする。

(遺族年金の受給権者が支給を受けることができる年金である給付)

第百七条 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の四第三項において準 外のものとする。 附則第四条に規定する旧適用法人の業務を含む。)による障害又は死亡を支給事由とするもの以 令で定める年金である給付は、次に掲げる年金であって、公務(改正後平成八年厚年法等改正法 用するなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第六項に規定する政

- 改正前地共済法による職域加算額
- 給付を除く。) 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給 (平成二十三年地共済改正法附則第二十三条第一項第一号及び第二号に規定する年金である
- 平成二十四年一元化法附則第六十五条年金
- 旧地共済法による年金である給付
- 改正前国共済法による職域加算額
- 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である
- 七 平成二十四年一元化法附則第四十 一条年金
- :国共済法による年金である給付
- 改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付(第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限

(併給年金の支給を受けることができる場合における遺族年金の額の特例)

第百八条 遺族年金の受給権者が前条に規定する年金である給付の支給を併せて受けることができ 第九十八条の二第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるなお効力を有する改正前 昭和六十年地共済改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句 第二項並びに同条第三項において準用するなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則 る場合におけるなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の四第一項及び

条の四第一項 附則第九十八 の額 令で定める年金である給付 合計額 の額と第三項において準用する附則第九十八条の二第六項に規定する政 (次項において「併給年金」という。) の額との

条の四第二項 三則第九十八 額が 算定した算定した額と併給年金の額との合計額

条の四第三項金又は減等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度 |附則第九十八の退職年の遺族年金の額と被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法 十八条の二第 する附則第九 |において準用||額退職年||の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を 項 金の額との合計額の規定により読み替えられた附則第九十八条の四第一項に規定する併給年の規定により読み替えられた附則第九十八条の四第一項に規定する併給年 改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関 |する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十七号)第百八条

> |整下限額||当する額を加えた額 当該控除後の遺族年金の額に控除調整下限額と当該合計額との差額に相

第百九条 加えた額をもって遺族年金の額とする。 る遺族年金額控除規定による遺族年金の控除額の割合をいう。)を乗じて得た額に相当する額を 年金額控除規定の適用前の併給年金の額との合計額から控除後年金総額を控除して得た額に対す 和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第三項の規定にかかわらず、控除後遺族年金額に、控昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の四第三項において準用するなお効力を有する改正前昭 が控除調整下限額より少ないときは、前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前除規定の適用後の併給年金の額との合計額(以下この項において「控除後年金総額」という。) 条の四第一項に規定する併給年金(以下この項において「併給年金」という。)のいずれかが、 共済改正法附則第九十八条の二第二項の規定又は前条の規定により読み替えられたなお効力を有 地共済改正法附則第九十八条の四第三項において準用するなお効力を有する改正前昭和六十年 第九十八条の四第一項及び前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年 有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の四第一項に規定する遺族年金の額と当該 除調整下限額と控除後年金総額との差額に調整率(前条の規定により読み替えられたなお効力を 第五十八条第三項に規定する控除対象年金である場合に限る。)であって、遺族年金額控除規定 前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八 項において「遺族年金額控除規定」と総称する。)による控除が行われる場合(当該控除に係る るなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第二項の規定(以下この れたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の四第三項において準用す による控除後の遺族年金の額(以下この項において「控除後遺族年金額」という。)と年金額控 する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の四第二項及び前条の規定により読み替えら 前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則 地

前項に規定する「年金額控除規定」とは、次に掲げる規定をいう。

2

- なお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第一項又は第二項
- 二 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第二項若しくは第三項、 法附則第九十八条の四第三項において準用する場合を含む。)若しくは第四項又は第九十八条 の四第一項若しくは第二項 九十八条の二第一項、第二項(同条第五項及びなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正
- 平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項又は第二項
- なお効力を有する改正前国共済施行法第十三条の二第一項又は第二項
- 五四 法附則第五十七条の四第三項において準用する場合を含む。)若しくは第四項又は第五十七 法附則第五十七条の四第三項において準用する場合を含む。)若しくは第四項又は第五十七条五十七条の二第一項、第二項(同条第五項及びなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正 なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第二十一条第二項若しくは 四第一項若しくは第二項 第三項、
- 平成二十四年一元化法附則第四十六条第一項又は第二項
- 七 改正後平成九年国共済経過措置政令第十七条の二の三、第十七条の三の三又は第十七条の

(遺族年金と併せて支給を受けることができる退職共済年金の額の特例)

第百十条 第百八条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法 に規定する給付のうち退職共済年金及び平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金並び十五条退職共済年金、旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項 則第九十八条の二第三項に規定する併給年金(旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化附則第九十八条の四第三項において準用するなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附 法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金又は平成二十四年一元化法附則第六 に改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付(第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。) のうち老齢厚生年金に限る。 以下この条において同じ。)について第十七条第一項の規定により

規定及び前条の規定を適用する。に当該併給年金として支給を受けることとなる額を当該併給年金として支給を受けることとなる額を当該併給年金の額とみなして、第百八条の規に当該併給年金保険法第四十六条第六項の規定が適用される場合には、同項の規定を適用した後改正後厚生年金保険法第四十六条第六項の規定が適用される場合には、同項の規定を適用した後読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた

(同順位者が二人以上ある場合における遺族年金の額の特例)

第百十一条 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の四第一項に規定は まりなお従前の例によることとされた旧地共済改正法附則第九十八条の四第一項に規定に まりなお従前の例によることとなる遺族年金の額に相当する金額を、それぞれ当該遺族の人数 にかかわらず、受給権者である遺族ごとに同条第一項及び第二項並びに同条第三項の規定を適用す するなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の四の規定 にかかわらず、受給権者である遺族ごとに同条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用 するなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の四の規定 にかかわらず、受給権者である遺族ごとに同条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用 なとしたならば算定されることとなる遺族年金の額に相当する金額を、それぞれ当該遺族の人数 で除して得た金額の合計額とする。この場合において、次の表の上欄に掲げるなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第三条第一項の規定に などので除して得た金額の合計額とする。この場合において、次の表の上欄に掲げるなお効力を有するととなる遺族が上土の規定が、一項を記述を適用する。 などの表に、それぞれ同表の下欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲定は などので除して得た金額の合計額とする。この場合において、次の表の上欄に掲げるなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の四第一項に規定は などのようなお対対の方を対象のと関いるとは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

_				頂を女官する。	æ
A	受給権者である遺族の人数に増減を生じたときは、遺族年金の	族の人		前項に規定する場合において、	2
_	に相当する額とする	とする			
	もつて	て			
第	に当該遺族の人数を乗じて得た額を	をもつ			
_	て得た金額が			十八条の二第三項	九
_	を受給権者である遺族の人数で除し	の額が	において準用する附則第	則第九十八条の四第三項	附
	で除して得た金額				
,)の額を受給権者である遺族の人数	の額		則第九十八条の四第一項	附

(扶養加給額に相当する額の支給が停止されている場合における遺族年金の額の特例)

前昭和六十年地共済改正法附 用するなお効力を有する改正限額 なお効力を有する改正前昭和が 控から被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等 六十年地共済改正法附則第九除 〈第九十八条の二第三項 八条の四第三項において準整 調の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第 |控除した額が控除調整下限額 |の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴 た地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令 ·六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十八号。以下 (平成二十七年政令第三百四十六号) 第二条の規定による改正前 いう。)第四十六条第三項に規定する扶養加給額に相当する額を なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令」と 項四 八

=	当	に	す	第	+	の一六十	規な	後	た
				百九条第一項	八条の四第一項	年地共済改正法附則第九	お効力を有する改正前昭和		
) -	を、	が	う <u>。</u>	٤		額	_	つて	を、、
_	もに	を		と	額	置	<u>の</u>	_	もに
	に当該扶養加給額に相当する額を加えた額をもって	一一一	措置政令第四十六条第三項に規定する扶養加給額に相当する額	と いという。) からなお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過		『政令第四十六条第三項に規定する扶養加給額を控除して得た	の額からなお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措		に当該扶養加給額に相当する額を加えた額をもつて

いこととなったときは、当該遺族年金の額を改定する。 遺族年金の支給を受ける者が前項に規定する場合に該当することとなったとき、又は該当しな

(追加費用対象期間を有する者で共済控除期間等の期間を有するものに係る遺族年金の額の特例)(追加費用対象期間を有する者で共済控除期間等の期間を有する者の遺族に対するなお効力を有する改正前昭和六十年第百十三条 共済控除期間等の期間(附則第四十四条第二項に規定する共済控除期間等の期間は、「年数から共済控除期間等の期間(附則第四十四条第二項に規定する共済控除期間等の期間は、「年数から共済控除期間等の期間(附則第四十四条第二項に規定する共済控除期間等の期間をの期間とでは、同項中「年数を」とあるの超える年数を正法附則第九十八条の四第一項の規定の適用については、同項中「年数を」とあるの超える年数を対象期間を有する者で共済控除期間等の期間を有するものに係る遺族年金の額の特例)

(追加費用対象期間を有する者に係る遺族年金の額の特例)

(百十四条 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第五十一条の規定、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の四第一項及び第二項、第七十九条第一項及び第三項、第七十人条第一項及び第三項、第七十人条第一項及び第三項、第七十人条第一項及び第三項、第七十条第一項及び第三項、第七十条第一項及び第三項、第七十条第一項及び第三項、第七十条第一項及び第三項、第七十条第一項及び第三項、第七十条第一項及び第三項、第七十条第一項及び第三項、第七十条第一項及び第三項、第七十条第一項及び第三項、第五十二条の規定並立になお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第五十八条第一項及び第三項、第七十九条第一項及び第三項、第七十九条第一項及び第三項、第七十条第二項、第七十条第二項、第七十九条第二項、第七十九条第二項、第七十九条第二項、第六十九条第

でになお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第五十八条第二項、第六十九条第二項、第六十九条第二項、第六十九条第本の規定、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第五十一条の規定、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第五十一条の規定、なお効力を

済 第 法 年 和正 力 な 第条 九附改地 六 前 る を お 正第一項、 効附則第五十一条 七十八条第一項 附則第七十七条第一 附則第第 ',附則第五十一条(第一号に係る部分を除く。)、附則第五十三条(附則 項、 附則第七十八条第一項、 附則第六十九条第一項、 附則第七十条第一項、 附則第七十九条第一項 附則第七十七

第二十八年日1001111111111111111111111111111111111	条 第	項四八第法済年和正す力な	
(なお効力を有する改正前 (なお効力を有する改正前 (なお効力を有する改正前) 東西十五条 旧地共済法によのする退職年金、平成二十四年一条第四項の規定により語のうち遺族厚生年金の支給では、第三項及び第四項第一項、第三項及び第四項第一項、第三項及び第四項第一項、第三項及び第四項用定により記述を有いたなお効力を有力をする。	百 五 第 第 又 七 七 第 項 第	第条九附改地六前るをま 二の十則正共十昭改有変 くハ又 七第附六第所	边
下五条 一項、第三項の 一項、第三項の 一項、第三項の 一項、第三項の 一項、第三項の 一項、第三項の 一項、第三項の 一項、第三項の 大道族厚生年金 大道族厚生年金 大道な 一位のいては、 大道な 大道な 大道な 大道な 大道な 大道な 大道な 大道な	第第又は第二項第二項第二項第二項第二項第二項第二項第二項第二項第二項第二項第二項第二項第	は条は 十二則十二貝	訓 第
するみで 大次の 大次で 大次で 大次で 大次で 大次で 大次で 大次で 大次で 大次で 大次で	者 九 一	有儿 有則七言則/	+
及正前昭和六十 の支統上よる年金 ではいる年金 ではいる年金 ではいる年金 ではいる年金 ではいる年金 ではいる年金 ではいる年金 ではいる年金 ではいる年金 ではいる。 では、 ではいる。 ではいる。 ではいる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	は条 第十条二 例 改 昭 若	措 プ て 過 正 る を 四 元 若 附 附 附	付
上で 項項の規定 を 年金の支給を 年金の支給を 併せて で の 規 定 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	による場合による場合による場合による場合による場合による場合による場合による場合	置から (1) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	第 丘 七
に関けている。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	[[[[1 第六十八条第三項、 則第六十九条第三項、 明第六十二条第三項、 明第六十二条第三項、 日本は対別力を有するものとされための厚 に関する政令(平成二十七版 日本は対別力を有する政 日本は対別力を対別力を対別力を対別力を対別力を対別力を対別力を対別力を対別力を対別力を	し 発第
大学 (本)) ¹¹	条 項 す 令 等 二 れ 号 の 十 第 項 る (共 十 た) 厚 八	
に、改正法の規定に、改正法の規定に、改正法の規定に、 で受ける場合に、 で受ける場合に、 できる。 できる。 でる	済措項	大・一四条第二項においてその例により 大・十四条第二項、附則第七十九条第三項、 別第九十八条第三項、附則第七十九条第三項、 所則第七十九条第三項、 所則第七十九条第三項、 が表第三項、 所則第七十九条第三項、 でとされた地方公務員等共済組合法。 で表第二項(なお効力を有する改正的 で表第二項(なお効力を有する改正的 で表第二項(なお効力を有する改正的 で表第二項(なお効力を有する改正的 で表第二項においてその例により 大・十四条第二項においてその例により で表第二項においてその例により である。	割 第
の規定により退職 の規定により退職 を若しくは通算退 を若しくは通算退 で	経過措置政会を指置政会を開て、大条第三項、	いるを和一等第員十険若 七十十条 一を有六年の一百世 一を有十一を一十十条 一を有十一である一十十条 一を有十一である。 一を有十一である。 一を一を一を一を一を一を一を一を一を一を一を一を一を一を一を一を一を一を一を	+
るび八読地のおけず第四なおります。 で第十み共二なる で第一なおります。 で第一なおります。 で第一なおります。 で第一なおります。 では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	世界の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の	大角第三項 ・ 大角 ・ 大 ・ 大 ・ 大 ・ 大 ・ 大 ・ 大 ・ 大 ・ 大	10年三百
年金、海に大力を有金、海に大力を有金、海に大力を有った。一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一	四二な 第八	る昭済八す~施規改又	付
れ条項た附規六5 東京 京京 大学 京 京 京 京 大学 の で の の の の の の の の の の の の の	条第二項、第六条第二項、第六条第二項、公お効力を有するなお効力を有するない。	(名) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	育 ト
表の規定には、一十八十二人の方を出ている。 一十八十二人の方を出ている。 一十八十二人の方を出ている。 一十八十二人の方を出ている。 一十八十二人の方を出ている。 一十八十二人の方をいる。 一十八十二人の方をいる。 「一十八十二人の方をいる」 「一十二人の方をいる」 「一十二人の方をいる」 「一十二十二人の方をいる」 「一十二十二人の方をいる」 「一十二十二人の方をいる」 「一十二十二人の方をいる」 「一十二十二人の方をいる」 「一十二十二人の方をいる」 「一十二十二人の方をいる」 「一十二十二人の方をいる」 「一十二十二十二人の方をいる」 「一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	1十八条第三項、第六十九条 第二項においてその (なお効力を有する改正前なががかを有する改正前のないがありまする。 第六十九条	英一項ににをそ平制 第第 落とに伴よ改の成度 二	人 秦 第 1
一四条第一項の規定並びに第六十七条第一項、第九十四条第五項の規定により読みなび第四項の規定がに第六十七条第一項、第九十四条第五項の規定により読みなび第四項の規定がに第六十七条第一項、第八十四条第五項の規定により読みなび第四項の規定が高音三十三条の規定により平成二十四年一元化法附則第十条第四項又はなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第十条第四項又はなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第十条第四項又はなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第十条第四項又はなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第十条第四項又はなお効力を有する改正前昭和六十年地共済法による手をが立るとができる場合における第六十六条の規定により読定により平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族、大の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる年金の額の特例)の次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字金の額の特例)の次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字をの額の特例)の次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に提供表示とは通算退職年金又は通り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字をの額の特例)の表示が記述により記載年金又は通り、次の表の表示とは、第三十二、第二十二、第二十二、第二十二、第二十二、第二十二、第二十二、第二十二		経いおうる正効二の項項	늴
れ 読 規 九 た み 定 十	項条則済六改力れ読の第改十正をたみ	定十 の第共をたみ定十	六 十
な替に三 おえよ条 金 給 と 年 併	二九正年前有な替第十法地昭すおえ 額の	うと の 8	条
のす額退 財は のする。職 ののようでは ののようでは ののようでは ののようでは ののは ののは ののは ののは ののは ののは ののは の		とそ国う家を公年一済職に正金化化法よ成厚物	
正 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	る年金である	いのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	前 也
年金又は改正前医共済法年金又は改正前医共済組合連合会育工条の規定による改正国家公務員共済組合連合会会では通算退職手当法等国及び第四項において同時とは通算退職手当法等による改正相当する額と併給年金に相当する額と併給年金に相当する額と併給年金に相当する額と併給年金に	る給付のうう 期期第六十五条 期第六十五条 が加算額を が加算額を が出り額を がある。 がある。 ののでは ののでは ののでする。 ののでは ののでする。 ののでは ののでする。 ののです。 ののです。 ののでする。 ののです。 ののです。 ののでする。 ののです。 ののです。 のので。 のので。 のので。 のので。 のので。 の	の二分の一による法律(平の一により、現定により、現定により、現定により、現定により、現定により、現定により、現定により、現定により、現定により、現立により、またまり、現立により、現立により、現立により、現立により、現立により、現立により、現立により、現立により、現立により、現立により、またまり、現立により、またまり、またまり、またまり、またまり、またまり、またまり、またまり、また	去
四項にお 職 六 に 規 と 併 に お 職 と 併 に お 職 た 手 音 を 田 恵 田 恵 田 恵 田 恵 田 恵 田 恵 田 恵 田 恵 田 恵 田	のうち祭 十一条第元 十二条第の一に 大条第の一に たった。	一に相当する。 の一部を設定している。 の一部を表現である。 の一部を表現である。 の一部を表現である。 の一部を表現である。 の一部を表現を表現である。 の一部を表現を表現である。 の一部を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	こよる散
	退場第一クの部より	- プロの 年 ふ 一 川 准 第 一) 一 年 律 済 に の 損 。) 以 服	哉
年で金年連改法合平成改済	職項にいる職は で 改工	する額となった。 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	或旧
田共済法による改正前国共済法による改正前の原 手当法等の一部 はる改正後の原 はる改正後の原 はる改正後の原 が、平成二十四年 が、下十年 が 下十年 が 下十年 に 下	職共済年金財 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	は は は は は は は は は は は は は は	或加算預
国共済法による職場を ・ 平成二十四年一元 ・ 平成二十四年一元 ・ 平成二十四年一元 ・ 平成二十四年一元 ・ 平成二十四年一元 ・ 日間家公務員 ・ 一部を改正 ・ 一部を改正 ・ 一部を改正 ・ 一部を改正 ・ 一名 ・ 一 ・ 一名 ・ 一 ・ 一名 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一	職共済年金若しくは、 ・	に する法律 (平成二年 地力) 名 (或加算預
年金 年金 年金 年金 年金 年金 年金 年金 年金 年金	職共済年金若しくは退職任一項に規定する地方公務員「現定する給付のうち退職を支給事由」「項の規定により地方公務」「項の規定により地方公務項に規定する給付のうち退職を支給事由」という。)附則第六十条第二との職域加算額(被用者年金の職域加算額(被用者年金の職域加算額(被用者年金の職域加算額(被用者年金の職域加算額(被用者年金の職域加算額(被用者年金の職域加算額(被用者年金の職域加算額(被用者年金の職域加算額(被用者年金の職域加算額(被用者年金の職域加算額(被用者年金の職域加算額(被用者年金の職域加算額)	にする法律(平成二十四年) が関連する法律(平成二十四年) が関連する結件のうち退職を支給事由とする。) が関連ではり地方公務員共済組 がで見直し等のための国家公 が見直し等のための国家公 が見直し等のための国家公 が見直し等のための国家公 が見直し等のための国家公 が見直し等のための国家公 が見直し等のための国家公 が見直し等のための国家公 が見直し等のための国家公 が見直し等のための国家公 が見直し等のための国家公 が見直し等のための国家公 が見直し等のための国家公 が見直し等のための国家公 が見直し等のための国家公 が見直し等のための国家公 が見直し等のための国家公 が見ばばからち退職年金 では、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 が	或加算預
正常国際年金又は改正前国共済法による職域加算額 (平成三分の一に相当する額と併給年金 (平成三分の一に相当する額と併給年金 (平成三分の一に相当する額と併給年金	ち退職共済年金若しくは退職年金、減条第二項に規定する地方公務員共済組条第一項に規定する給付のうち退職共済第一項に規定する給付のうち退職共済第一項に規定する給付のうち退職共済第一項に規定する給付のうち退職共済による職域加算額(被用者年金制度のによる職域加算額(被用者年金制度のによる職域加算額(被用者年金制度のによる職域加算額(被用者年金制度のによる職域加算額(被用者年金制度のによる職域加算額(被用者年金制度のによる職域加算額(被用者年金制度のによる職域加算額(被用者年金制度のによる職域加算額(被用者年金制度の対象	大学院による職年金、海田書台会制度の一に相当する額と の一に相当する額とする。第三項において同じ。)分の一に相当する額とする。第三項において同じ。)分の一に相当する額とする。第三項において同じ。)分の一に相当する額とする。第三項において同じ。)分の一に相当する額とする。第三項において同じ。)分の一に相当する額とする。第三項において同じ。)分の一に相当する額とする。第三項において同じ。)分の一に相当する額とする。第三項において同じ。)分の一に相当する額とする。第三項において同じ。)分の一に相当する額とする。第三項において同じ。)分の一に相当する額とする。第三項において同じ。)分の一に相当する額とする。第三項において同じ。)分の一に相当する額とする。第三項において同じ。)分の一に相当する額とする。第三項において同じ。)分の一に相当する額とする。第三項において同じ。)分の一に相当する額とする。第三項において同じ。)	或叩算領(波用者 手金制度の
年金 年金 年金 年金 (平成二十四年一元化法附則第三十七条第成二十四年一元化法附則第三十七条第武主後の国家公務員共済組合法第二十法等の一部を改正する法律(平成二十法等の一部を改正する法律(平成二十法等の一部を改正する法律(平成二十法等の一部を改正前の国の共済法の規定による職域加算額をいる。 (中央 1 中央 1	る年金である給付のうち退職共済年金若しくは退職年金、減額退職一元化法附則第五十六条第二項に規定する地方公務員共済組合をいった化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、不正化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、不正化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職域加算額(平成二十四年法律第六の厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六の原生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六の額(改正前地共済法による職域加算額(被用者年金制度の一元化の額(改正前地共済法による職域加算額(被用者年金制度の一元化	という。)の二分の一に相当する額と という。)の二分の一に相当する額とする。第三項において同じ。)とのその額の二分の一に相当する額とする。第三項において同じ。)とのその額の二分の一に相当する額とする。第三項において同じ。)とのその額の二分の一に相当する額とする。第三項において同じ。)とのその額の二分の一に相当する額とする。第三項において同じ。)とのその額の二分の一に相当する額とする。第三項において同じ。)とのその額の二分の一に相当する額とする。第三項において同じ。)とのその額の二分の一に相当する額とする。第三項において同じ。)とのという。)の二分の一に相当する額とする。第三項において同じ。)とのという。)の二分の一に相当する額とする。第三項において同じ。)とのという。)の二分の一に相当する額とする。第三項において同じ。)とのという。)の二分の一に相当する額とする。第三項において同じ。)とのという。)の二分の一に相当する額とする。第三項において同じ。)とのという。)の二分の一に相当する額とする。第三項において同じ。)とのという。)の二分の一に相当する額とする。第三項において同じ。)とのという。)の二分の一に相当する額とする。第三項において同じ。)とのという。)の二分の一に相当する額とする。第三項において同じ。)とのという。)の二分の一に相当する額とする。第三項において同じ。)とのという。)の二分の一に相当する額とする。第三項において同じ。)とのという。	或加算碩(波用者手金制度の一元と
は通算退職年金又は改正前国共済法による職域加算額(平成二十四年一元化法附別第三十六条第五項に規定する改正他の国家公務員共済組合連合会(国家公務員共済組合連合会(国家公務員共済組合連合会(国家公務員共済組合法第二十一条第一項に規定する紹付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規連、規定する国家公務員共済組合連合会をいう。が支給する年金である給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会をいう。が支給する年金である給付のうち、規職を支給事由とするもの、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定財第三十六条第五項に規定する改正的国家公務員共済組合連合会をいう。)が支給する年金である給付水準の見直し、規定する第三項及び第四項において同じ。)の二分の一に相当する額と併給年金の二分の一に相当する額と併給年金である。第三項及び第四項において同じ。)の二分の一に相当する額と併給年金にあつては、その額の二分の一に相当する額と併給年金である。第三項及び第四項において同じ。)の二分の一に相当する額と併給年金である。第三項及び第四項において同じ。)が支給事品といる。	する年金である給付のうち退職共済年金若しくは退職年金、減額退職年金若しく年一元化法附則第五十六条第二項に規定する地方公務員共済組合をいう。)が支給年一元化法附則第六十五条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年済法による職域加算額をいう。)のうち退職を支給事由とするもの、平成二十四年下「平成二十四年一元化法」という。)附則第六十条第五項に規定する改正前地共下「平成二十四年一元化法」という。)附則第六十条第五項に規定する改正前地共下「平成二十四年一元化法」という。)附則第六十条第五項に規定する改正前地共下「平成二十四年法律第六十三号。以めの厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以めの厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以めの厚生年金保険法等の一部を改正する。以の額(改正前地共済法による職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るた)の額(改正前地共済法による職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るた)	本の語の一方(中央 では、 のうち退職を支給事由とするもの、平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第二十六条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第二十六条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第二十六条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第三十六条第一項に規定するとの、平成二十四年一元化法附則第三十十条第一項に規定すると、 定よる職域加算額をいう。)のうち退職を支給事由とするもの、平成二十四年一元化法附則第三十六条第一項に規定する地方公務員共済組合をいう。)が支給する年の規定による職共済年金若しくは通算退職年金、平成二十四年一元化法附則第三十六条第一項に規定する組定による改正前回共済法による職域加算額(平成二十四年法律第百八号)第五条の規定による改正前の一部を改正する法律(平成二十四年上末年第二十六号)第五条の規定による改正前の一部を改正すると、減額退職年金、減額退職年金、以改工、工工、工工、工工、工工、工工、工工、工工、工工、工工、工工、工工、工工、工	域叩算頌(披用者再金制度の一元と等を図るた

大十三条と 併の二分の一に相当する額と併給年金 加木三条と 併の二分の一に相当する額と併給年金 元化法附 第第九十三条と 原 (改正前地央済法による職域加算額のうち退職共済年金、 一 に相当する額とする。第三項に規定する給付のうち退職共済年金、 一 に相当するをを 一 に相当するを 一 に 相当するを 一 に 相当するを を と を と と を と と を と と を と と と と と と と と と と と と と と と と と と と	の年 併 後 適
と を総年除 額金給の用 の 年併 規又済規額 控す年一元前し退と適一よ組る算よ済共の則 の 定は年定。 除る金元化国く職す用にる合給額る法済規第の 二日 す旧金す旧 後額、化法共は共る後間とは大台を職に組定される。 分別 本の日本の地域上台に土 の	額金給の用 の 年併 る当 正前し退と適一よ組る算よ済共の則 の 相 と国く職す用にる合給額る法済規第の 二 当 ま共は共る後相と違くを職に合作力 分 す
十七通十十一 一条算五条 条第退条第 退一職退一 職項年職項 共に金共に の合計額 を相退四年改金う事 出版は一次十十る の一よ二十四は年の分 にる十四は年の分 の一方法共定域法地務の 分法共定域法地務の の一方法共定域法地務 の の一方法共定域法地務 の の一方法共定域法地務 の ののに済す加に共員項附	得た 得た 得た 得た 得た 得た 得た 現 にはる職域加算額のうち退職を支給事由とするもの、附則第五十六条第二項に規定する給付のうち退職共済年金若しくは旧国共済法による職域加算額のうち退職年金又は改正前国共済法による職域加算額のうち退職年金とは通算退職年金とは旧国共済法に上る職域加算額のうち退職年金を持しくは旧国共済法に上る職域加算額のうち退職年金を治事由とするもの、附則第六十五条第一項に規定する地方公務員共済をである給付のうち退職年金とは正式を設定による職域加算額のうち退職を支給事由とするもの、附則第六十五条第一項に規定する給付のうち退職年金若しくは旧地共済法による職域加算額のうち退職年金若しくは通算退職年金若しくは旧地共済法による職域加算額のうち退職年金若しくは通算退職年金若しくは旧地共済法による職域加算額のうち退職年金若しくは通算退職年金若しくは通算退職年金若に表別では、その額の二分の第三項において同じ。) 「国に記さいて同じ。」 「国に記さいて同じいて同じ。」 「国に記さいて同じ。」 「国に記さいて同じ。」 「国に記さいて同じ。」 「国に記さいて同じ。」 「国に記さいて同じ。」 「国に記さいて同じ。」 「国に記さいて同じ。」 「国に記さいて同じ。」 「国に記さいていいていいていいていいにいいていいていいにいいていいいいにいいにいいにいいに
八十五条適 用適用後の併給年金の額 (旧地共済職域加算退職給付、工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工	「一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年 1 回 用適用後の併給年金の額(旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年 2 を 総

第三節 退職等年金給付に係る併給の調整の特例等

場合の併給の調整に関する経過措置) (退職等年金給付の受給権者が改正前地共済法による職域加算額等の支給を受けることが

第百十六条 平成二十四年一元化法附則第六十一条の二第三項において改正後地共済法第八 二項から第五項までの規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表

項第 .掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 一前項 退職等年金 項 **給退職等年金給付又は同項各号に掲げる年金** |律(平成二十四年法律第六十三号。次項及び第四項において 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正 元化法」という。)附則第六十一条の二第一項又は第二項 年金給付等」という。) 条第一項又は第 項 (次項及び第四項において「 「平成二十

||退職等年金給|退職等年金給付等

項第 第 項 平成二十四年一元化法附則第六十 条の一 第 項 又は第

項第

項

平成二十四年一元化法附則第六十

条の一

一第

項又は第

項

項

四退職等年金給退職等年金給付等

2 規定を準用する場合には、同項中「、公務障害年金」とあるのは「、公務障害職域加算額 公務障害職域加算額等」と読み替えるものとする。 をいう。以下この項において同じ。)」と、「支払うべき公務障害年金」とあるのは「支払 六十一条の二第一項第二号に規定する旧職域加算額のうち公務による障害を給付事由とす 律第六十三号)附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額又は同法 用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十 平成二十四年一元化法附則第六十一条の二第四項において改正後地共済法第八十二条第 これら

3 等の」と読み替えるものとする。 いう。以下この項において同じ。)を」と、「公務遺族年金の」とあるのは「公務死亡職域加算額 十一条の二第一項第二号に規定する旧職域加算額のうち公務による死亡を給付事由とするものを 第六十三号)附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額又は同法附則第六 者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四 規定を準用する場合には、同項中「公務遺族年金を」とあるのは「公務死亡職域加算額等 平成二十四年一元化法附則第六十一条の二第五項において改正後地共済法第九十三条第

合に支給する障害共済年金の額の特例) (公務等による障害共済年金に係る障害と公務によらない障害厚生年金に係る障害を併合した場

第百十七条 げる字句とする。 なお効力を有する改正前地共済法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲 改正前地共済法第八十七条第一項及び第九十条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる 平成二十四年一元化法附則第六十一条の三に規定する場合におけるなお効力を有する

土組合員期間 四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間 |正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元 |化法」という。) 附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改 合員期間(以下「旧地方公務員共済組合員期間」という。)、平成二十 項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間 「追加費用対象期間」という。)及び厚生年金保険法第二条の五第 (同法第四十七条

一一七第 号 項 条 八 第 第 十

2 者を除く。)を支給すべき事由が生じたときは、なお効力を有する改正前地共済法第九十一条第 る障害厚生年金(初診日が第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間にある 年金法による障害基礎年金が支給されない者を除く。)に対して更に改正後厚生年金保険法によ ものに限り、その給付事由となった障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない 公務等による障害共済年金を受ける権利を有する者(その給付事由となった障害について国 項の規定により当該障害共済年金の額を改定する。

(退職一時金を返還する場合の利子の利率等)

第百十八条 平成二十四年一元化法附則第六十三条第四項(平成二十四年一元化法附則第六十四条 第一項後段及び第二項後段において準用する場合を含む。)に規定する利率は、 掲げる期間に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。 次の表の上欄に

||平成二十四年一元化法附則第六十三条第一項に規定する一時金の支給を受けた|年五・五パーセント |平成十九年四月から平成二十年三月まで 平成十八年四月から平成十九年三月まで 平成十七年四月から平成十八年三月まで 平成十三年四月から平成十七年三月まで 日の属する月の翌月から平成十三年三月まで 年二・三パーセント 年一・六パーセント 年四パーセント 年二・六パーセント

平成二十四年一元化法附則第六十三条第一項	九年四月から令和十一年三月まで	八年四月から令和九年三月まで	七年四月から令和八年三月まで	五年四月から令和七年三月まで	一年四月から令和五年三月まで	三十一年四月から令和二年三月まで	二十年四月から平成三十一年三月まで	一十九年四月から平成三十年三月まで	二十八年四月から平成二十九年三月まで	一十七年四月から平成二十八年三月まで	一十六年四月から平成二十七年三月まで	一十五年四月から平成二十六年三月まで	二十四年四月から平成二十五年三月まで	二十三年四月から平成二十四年三月まで	平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	二十一年四月から平成二十二年三月まで	一十年四月から平成二十一年三月まで
項又は第六十四条第一項前段若しくは第二項前段の	年二・一パーセント	年二パーセント	年一・七パーセント	年一・六パーセント	年一・七パーセント	年三・一パーセント	年二・八パーセント	年二・四パーセント 第	年二パーセント	年一・七パーセント	年二・六パーセント	年二・二パーセント 3	年二パーセント	年一・九パーセント	年一・八パーセント 2	年三・二パーセント	年三パーセント

規定により返還すべき金額が千円未満であるときは、これらの規定にかかわらず、これらの規定

第四節 平成二十四年一元化法附則第六十五条年金の特例

(追加費用対象期間の算入に関する法令の規定)

の算入に関するものとする。 なお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二に規定する追加費用対象期間の組合員期間へ なお効力を有する改正前地共済施行法及びこれに基づき又はこれを実施するための命令の規定で 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する政令で定める法令の規定は、

(地共済組合員等期間を算定の基礎とする退職共済年金等に係る厚生年金保険法の規定の適用)

附則第六十五条第一項に規定する地共済組合員等期間又は退職共済年金、障害共済年金若しくは第百二十条 平成二十四年一元化法附則第六十五条年金の支給については、平成二十四年一元化法 生年金、障害厚生年金若しくは遺族厚生年金とみなして、改正後厚生年金保険法その他の法令の遺族共済年金を、それぞれ第三号厚生年金被保険者期間又は改正後厚生年金保険法による老齢厚 規定を適用する。

(控除期間等の期間を有する者で国民年金法による老齢基礎年金が支給されるものに係る退職共

第百二十一条 国民年金法の規定による老齢基礎年金の額のうち、平成二十四年一元化法附則第六 るところにより算定した額は、国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額に第一号 十九条第一項第一号に規定する地共済組合員等期間に係る部分に相当するものとして政令で定め に掲げる月数を第二号に掲げる月数で除して得た割合を乗じて得た額とする。

和六十一年地共済経過措置政令第十二条第一項各号に掲げる期間に係るものを除く。)の月数 の属する月前の期間、六十歳に達した日の属する月以後の期間及びなお効力を有する改正前昭 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則別表第四の上欄に掲げる者の区分に応 地共済組合員等期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係るもの(二十歳に達した日

(控除調整下限額に係る再評価率の改定の基準となる率等)

第百二十二条 平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項に規定する各年度の再評価率の改定の 基準となる率であって政令で定める率(次項において「改定基準率」という。)は、当該年度に

> 取り賃金変動率とする。 おける物価変動率とする。 ただし、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、 名目手

- 出率とする。ただし、物価変動率又は名目手取り賃金変動率が一を下回る場合は、物価変動率 (物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率) とする。 前項の規定にかかわらず、調整期間における改定基準率は、当該年度における基準年度以後算
- 額」という。)に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数、平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項に規定する控除調整下限額(以下「控除調整下限 があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

(平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金の額に加算する老齢基礎年金及び障害基礎

合員等期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額は、同法第二 二条第一項に規定する地共済組合員等期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところ。百二十三条 国民年金法の規定による老齢基礎年金の額のうち平成二十四年一元化法附則第七十 により算定した額及び国民年金法の規定による障害基礎年金の額のうち同項に規定する地共済組 た割合を乗じて得た額とする。 -七条本文に規定する老齢基礎年金の額に第一号に掲げる月数を第二号に掲げる月数で除して得

- 和六十一年地共済経過措置令第十二条第一項各号に掲げる期間に係るものを除く。)の月数 の属する月前の期間、六十歳に達した日の属する月以後の期間及びなお効力を有する改正前昭 地共済組合員等期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係るもの(二十歳に達した日
- じ、それぞれ同表の下欄に掲げる月数 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則別表第四の上欄に掲げる者の区分に応

金である給付) (平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金の受給権者が支給を受けることができる年

第百二十四条 平成二十四年一元化法附則第七十二条第五項に規定する政令で定める年金である給 規定する旧適用法人の業務を含む。)による障害又は死亡を支給事由とするもの以外のものとす 付は、次に掲げる年金である給付であって、公務(改正後平成八年厚年法等改正法附則第四条に

改正前地共済法による職域加算額

付(平成二十三年地共済改正法附則第二十三条第一項第一号及び第二号に規定する年金である 給付を除く。) 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給

平成二十四年一元化法附則第六十五条年金

旧地共済法による年金である給付

改正前国共済法による職域加算額

五.

平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である

平成二十四年一元化法附則第四十一条年金

旧国共済法による年金である給付

改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付 (第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限

共済年金の額の特例) (併給年金の支給を受けることができる場合における平成二十四年一元化法附則第六十五条退職

第百二十五条 平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金の受給権者(なお効力を有する 年金又は第二号厚生年金の受給権者に限る。)を除く。)が前条に規定する年金である給付の支給 二十四年一元化法附則第六十五条年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条年金、第三号厚生 規定の適用を受ける者又は改正後厚生年金保険法第六十四条の二の規定の適用を受ける者(平成 改正前地共済法第九十九条の四の二若しくはなお効力を有する改正前国共済法第九十一条の二の

れぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ

第

が控除調整下限額

と併給年金の額との合計額が控除調整下限額

当該控除後の退職共済年金の額に控除調整下限額と当該合計額

控除調整下限額

第百二十六条 六十五条退職共済年金の額と第五十八条第四項に規定する年金額控除規定の適用前の併給年金の平成二十四年一元化法附則第七十二条第二項の規定による控除前の平成二十四年一元化法附則第 の規定にかかわらず、控除後退職共済年金額に、控除調整下限額と控除後年金総額との差額に調り少ないときは、前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十二条第三項 の額とする。 じて得た額に相当する額を加えた額をもって平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金 成二十四年一元化法附則第七十二条第一項に規定する退職共済年金控除額の割合をいう。)を乗 額との合計額から控除後年金総額を控除して得た額に対する前条の規定により読み替えられた平 整率(前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項の規定又は 給年金の額との合計額(以下この項において「控除後年金総額」という。)が控除調整下限額よ による控除後の平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金の額(以下この項において 年一元化法附則第七十二条第一項の規定及び平成二十四年一元化法附則第七十二条第二項の規定 する控除対象年金である場合に限る。)であって、前条の規定により読み替えられた平成二十四 に係る前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項に規定する 定及び平成二十四年一元化法附則第七十二条第二項の規定による控除が行われる場合 「控除後退職共済年金額」という。)と第五十八条第四項に規定する年金額控除規定の適用後の併 (以下この項において「併給年金」という。) のいずれかが、第五十八条第三項に規定 前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項の規 との差額に相当する額を加えた額 (当該控除 2

第百二十七条 第百二十五条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十二条 何規定及び前条の規定を適用する。 の規定及び前条の規定を適用する。

十五条退職共済年金の額の特例)(加給年金額に相当する額の支給が停止されている場合における平成二十四年一元化法附則第六(加給年金額に相当する額の支給が停止されている場合における平成二十四年一元化法附則第六

第百二十八条 厚生年金保険法の規定を適用するとしたならば同法第四十四条第一項の規定により第百二十八条 厚生年金保険法の規定を適用するとしたならは同法第四十四年一元化法附則第七十二条第一項及び第三項の規定が明正されることとなる場合における平成項の規定により当該加給年金額に相当する部分の支給が停止されることとなる場合における平成項の規定により当該加給年金額が加算されることとなる場合における平成正十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十六条第六項の規定により当該加給年金額が加算されることとなる場合における平成二十四年一元化法附則第六期に規定する加給年金額が加算されることとなる場合における平成二十四年一元化法附則第六期に規定する加給年金保険法の規定を適用するとしたならば同法第四十四条第一項の規定により

第百二十六条第一項 法附則第七十二条第下限額 |平成二十四年||元化が控除調整から加給年金額相当額を控除した額が控除調整下限 三項 平成二十四年一元化の額 法附則第七十二条第 項 という。) 同項 をもって 十五条第 をもって 附則第六 という。)から加給年金額相当額 の額 に当該加給年金額相当額を加えた額をもって るとしたならば同法第四十四条第一項の規定により加算されるこ に当該加給年金額相当額を加えた額をもって いて「加給年金額相当額」という。)を控除して得た額 十四条第一項の規定により加算されることとなる額(第三項に ととなる額をいう。)を控除した額が これら 附則第六十五条第一項及び第六十九条 から厚生年金保険法の規定を適用するとしたならば同法第四 (厚生年金保険法の規定を適用す 額

則第六十五条退職共済年金の額を改定する。 該当することとなったとき、又は該当しないこととなったときは、当該平成二十四年一元化法附、平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金の支給を受ける者が前項に規定する場合に

則第六十五条退職共済年金の額の特例)(追加費用対象期間を有する者で控除期間等の期間を有するものに係る平成二十四年一元化法(追加費用対象期間を有する者のに係る平成二十四年一元化法)

十五条障害共済年金の額の特例)(加給年金額に相当する額の支給が停止されている場合における平成二十四年一元化法附則第六

第百三十条 改正後厚生年金保険法の規定を適用するとしたならば改正後厚生年金保険法第五十条 第百三十条 改正後厚生年金保険法の規定を適用するとしたならば同項の規定によりその者については、次の表の上欄に掲げる同条の規定を 1000 では、次の表の上欄に掲げる中金である給付の支給を受けることができる場合における平成二十四年一元化法 1100 では、次の表の上欄に掲げる中金である給付の支給を受けることができる場合における平成二十四年一元化法 1100 では、次の表の上欄に掲げる中金である給付の支給を受けることができる場合における平成二 1100 では、次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の中個に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

	項	第一					項	第
をもって	額	三が控除調整下限から加	b	同項の規定によこれた	は、同項は、世	る額	額(改正後	一障害共済年金の障害サ
当该加給再金額钼当額を加えた額をもって -		給年金額相当額を控除した額が控除調整下限額		らの規定により	附則第六十五条第一項及び第六十九条	(第三項において「加給年金額相当額」という。)を控除して得た額 (厚生年金保険法第五十条の二第一項の規定により加算されることとな	共済年金の額から改正後厚生年金保険法の規定を適用するとしたならば
頁	第						項	第

の額を改定する。する場合に該当することとなったとき、又は該当しないこととなったときは、当該障害共済年金する場合に該当することとなったとき、又は該当しないこととなったときは、当該障害共済年金の支給を受ける者が前項に規定と 平成二十四年一元化法附則第六十五条年金のうち障害共済年金の支給を受ける者が前項に規定

則第六十五条障害共済年金の額の特例)(追加費用対象期間を有する者で控除期間等の期間を有するものに係る平成二十四年一元化法附(追加費用対象期間を有する者で控除期間等の期間を有するものに係る平成二十四年一元化法附

ときは、その控除した月数)を控除した月数を」とする。
期間等の期間の月数(その月数が地共済組合員等期間の月数から三百月を控除した月数を超える期間等の期間の月数(その月数が地共済組合員等期間の月数から附則第六十九条第一項に規定する控除れらの規定により」と、「月数を」とあるのは「月数から附則第六十九条第一項に規定する控除れらの規定により」とあるのは「こ「は、同項」とあるのは「は、同項及び附則第七十条」と、「同項の規定の適用については、同項中第百三十一条 控除期間等の期間を有する者(地共済組合員等期間が二十五年以上である者に限

金である給付)(平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金の受給権者が支給を受けることができる年(平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金の受給権者が支給を受けることができる年

付は、次に掲げる年金である給付とする。 第百三十二条 平成二十四年一元化法附則第七十四条第五項に規定する政令で定める年金である給

- 改正前地共済法による職域加算額
- 給付を除く。) | 付(平成二十三年地共済改正法附則第二十三条第一項第一号及び第二号に規定する年金である| 付(平成二十三年地共済改正法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給|
- 平成二十四年一元化法附則第六十五条年金
- 旧地共済法による年金である給付
- 改正前国共済法による職域加算額
- 合寸 六 - 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である
- 平成二十四年一元化法附則第四十一条年金
- 旧国共済法による年金である給付
- る。) 九 改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付(第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限

第**百三十三条** 平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金の受給権者(改正後厚生年金保第**百三十三条** 平成二十四年一元化法附則第七十四条第一項及び第三条がぞれぞの上の規定の適用を受ける者を除く。)が前条に規定する年金である給付の支給第**百三十三条** 平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金の受給権者(改正後厚生年金保第**百三十三条** 平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金の受給権者(改正後厚生年金保

	限	附 #	金	定	rF.	<u>₩</u>						なった	は	
年一元化生氷則第七十四条第一項の規する控除対象年金である場合に限る。)	併給年金(以下この項においてに係る前条の規定により読み替	定及び平成二十四年一元化法附則:第百三十四条 前条の規定により読		、控除調整下限額	項	第三が控除調整下限額	同項の規定により	は、同項		とする。)	加算額	項 改正前地共済法による職域	第一若しくは遺族基礎年金又は	
項の規定及び平成二十四年一元化法附則第七十四条第二項の規定「限る。)であって、前条の規定により読み替えられた平成二十四	いて「併給年金」という。)のいずれかが、第五十八条第三項に規定み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十四条第一項に規定する	:附則第七十四条第二項の規定による控除が行われる場合(当該控除)り読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十四条第一項の規	との差額に相当する額を加えた額	、当該控除後の遺族共済年金の額に控除調整下限額と当該合計額		と併給年金の額との合計額が控除調整下限額	これらの規定により	は、附則第六十五条及び第六十九条	る給付をいう。第三項において同じ。)の額との合計額	とする。)と併給年金(第五項に規定する政令で定める年金であ			又は遺族基礎年金	

(当三十四条 前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十四条第一項に規定する控除対象年金である場合に限る。) であって、前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十四条第一項に規定する推除対象年金である場合に限る。) であって、前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十四条第一項に規定する性除後遺族共済年金額」という。) と第六十七条第三項に規定する年金額と控除後の平成二十四年一元化法附則第七十四条第一項の規定及び平成二十四年一元化法附則第七十四条第一項の規定及び平成二十四年一元化法附則第七十四条第一項の規定及び平成二十四年一元化法附則第七十四条第一項に規定する性除後遺族共済年金額」という。) と第六十七条第三項に規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十四条第一項に規定する性除後遺族共済年金額」という。) と第六十七条第三項に規定する年金額と控除後の平成二十四年一元化法附則第七十四条第一項に規定でよる控除後の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十四条第一項に規定する整率(前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十四条第一項に規定する整率(前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十四条第一項に規定するで、前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十四条第一項の規定及び平成二十四条第一項に規定する遺族共済年金を額を決定した。

年金又は遺族基礎年金の額を控除した額と」とする。整下限額と」とあるのは「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎整下限額と」とあるのは「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を控除した額より少ない」と、「控除調なる前項の規定の適用については、同項中「より少ない」とあるのは「から国民年金法の規定に2国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合にお

第百三十五条 第百三十三条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十四条第 第百三十五条 第百三十三条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第 一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金として支いる。以下この条において同じ。)について第十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十六条第六項の規定が適用される場合には、同項の規定を適用した後に当該併給年金として支い。以下この条において同じ。)について第十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四年一元化法附則第六十一条第四年一元化法附則第六十一条第四年一元化法附則第六十一条第四年一元化法附則第六十一条第四十六条第六項の規定が適用される場合には、同項の規定を適用した後に当該併給年金として支い。以下この条において同じ。)について第十七条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法第四十六条第六項の規定する額を当該併給年金の額とみなして、第百三十三条の規定する給付のうちとなる額を当該併給年金の額とみなして、第百三十三条の規定する給付のうちとなる額を当該併給年金の額とみなして、第百三十三条の規定する給付のうちとなる額といる。

則第六十五条遺族共済年金の額の特例)(妻に対する加算額に相当する額の支給が停止されている場合における平成二十四年一元化法附(妻に対する加算額に相当する額の支給が停止されている場合における平成二十四年一元化法附

第百三十六条 改正後厚生年金保険法の規定を適用するとしたならば改正後厚生年金保険法第六十二条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句ととなる場合における平成二十四年一元化法附則第七十三条第一項の規定による遺族権者である妻が、組合員若しくは組合員であった者の死亡について国民年金法の規定による遺族基礎年金の支給を受けることができる場合、改正後厚生年金保険法第六十二条第一項の規定によりその金額が加算された遺族厚生年金の支給を受けることができる場合における平成二十四年一元化法附則第七十三条第一項の規定によりる遺族上法附則第七十三条第一項の規定によりの規定によりの規定におりる。とができる場合における平成二十四年一元化法附則第七十三条第一項の規定により地算が行われることができる場合における平成二十四年一元化法附則第七十三条第一項の規定により規定によりできる場合における平成二十四年一元化法附則第七十三条第一項の規定により加算が行われることができる場合における平成二十四年一元化法附則第七十三条第一項の規定により規定により、その受給に、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成二十四年一の額 (の額から被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一 第元化法附則第七 おいて「加算額相当額」という。)を控除して得た額 (第三項に 法十六条第一項に規定する規定により加算されることとなる額 (第三項に 法十六条第一項に規定する規定により加算されることとなる額 (第三項に 法十六条第一項に規定する規定により加算されることとなる額 (第三項に 法十六条第一項 に規定する規定により加算されることとなる額 (第三項に 法十六条第一項に規定する規定により加算されることとなる額 (第三項に 法十六条第一項に規定する規定により加算されることとなる額 (第三項に 法十六条第一項に規定する政策と称の | 第三項に 法 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 10

は、同項は、附則第六十五条第一項及び第六十九条

同項の規これらの規定により「呼及し」

定により

十四条第三項(をもって)に当該加算額相当額を加えた額をもって、元化法附則第七整下限額(平成二十四年一が 控除調から加算額相当額を控除した額が控除調整下限額(平成二十四年一が 控除調から加算額相当額を控除した額が控除調整下限額(単位)では、100円には、100円では、1

| 整下限額 | 整下限額 | 整下限額 | 整下限額 | (以下この項において「加算額相当額」という。)を控除した額が控除調第百三十四条第が控除調から第百三十六条第一項に規定する規定により加算されることとなる額

(追加費用対象期間を有する者で共済控除期間等の期間を有するものに係る平成二十四年一元化

ける場合における年金の額の特例)(昭和六十年国民年金等改正法等の規定により退職共済年金及び遺族共済年金の支給を併せて受

年金、なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第十一条第五項の規定により旧国共職年金とみなされた平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済「16三十八条」なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第十条第五項の規定により退

条第一項 は、その額の二分の一に相当する額とする。第三項において同じ。) 法附則第七十二 は、その額の二分の一に相当する額とする。第三項において同じ。) 替えられた平成 の、旧地共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は規定により読み)の額)の額(改正前地共済法による職域加算額のうち退職を支給事由とするも第百二十五条の)の額(の額の二分の一に相当する額(

第百三十三条の)の額)の額(改正前地共済法による職域条第三項 当相当する額に二を乗じて得た 二十四年一元化する 出当する額に二を乗じて得た コーツ 年一元化する は 別第七十二 を乗じて得た ま のと併給の二分の一に相当する額と併給年金第百二十五条のと併給の二分の一に相当する額と併給年金第百二十五条のと併給の二分の一に相当する額と併給年金

| 二十四年一元化| 法附則第七十 0 額) |年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあっては、 給する年金である給付のうち退職共済年金若しくは旧国共済法による退 |年金、附則第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会が支 退職共済年金若しくは旧地共済法による退職年金、減額退職年金若しくは |規定する地方公務員共済組合をいう。) が支給する年金である給付のうち 給事由とするもの、附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共 項に規定する改正前国共済法による職域加算額をいう。)のうち退職を支 通算退職年金又は改正前国共済法による職域加算額(附則第三十六条第五 十五条第一項の規定により地方公務員共済組合(附則第五十六条第二項に .相当する額とする。第三項において同じ。) 0) 附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、 額(改正前地共済法による職域加算額のうち退職を支給事由とするも その額の二分の

|一項 | う。)| 第百二十六条第と いという。)の二分の一に相当する額と

の額 相当する額とする。以下この項において同じ。)年 金金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあっては、その額の二分の一にの併給職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は旧国共済法による退職年適用後適用後の併給年金の額(旧地共済職域加算退職給付、旧地共済法による退

の別の額の二分の一に相当する額(の別の二分の一に相当する額(の別の二分の一に相当する額(の別の二分の一に相当する額(の別の二分の一に相当する額(の別の二分の一に相当する額(の別の額の二分の一に相当する額(の別の質の立分の一に相当する額(の別の質の立分の一に相当する額(の別の質の直接による保険治付、平成二十四年一元化法附則第六十一条 の別の額の二分の一に相当する額(の言の規定により記録と対して同じ。) は、その額の二分の一に相当する額とするととされた同法のではによるととされた同法のではによる。第三項において同じ。) は、その額の二分の一に相当する額とするととされた同法のでは、それぞれ同表の下欄に掲り、第一項の規定により国家公務負表を及び第六十一条 の別の額の二分の一に相当する額(の言の表の上間に掲げる規定により記録は第二項の規定により記述は第二項の規定により記述は第二項の規定により記述は第二項の規定により記述は第二項の規定により記述は第二項の規定により記述は第二項の規定により記述は第二項の規定により記述は第二項の規定により記述は第二項の規定により記述は第二項の規定により記述は第二項の規定により記述は第二項の規定により記述は第一項の規定が可能が表述が表述の規定は対述の規定により記述は第一項の規定により記述は第一項の規定により記述は第一項の規定により記述は第一項の規定により記述は第一項の規定により記述は第一項の規定が表述は第一項の規定により記述は第一項の規定により記述は第一項の規定が表述は第一項の規定により記述は第一項の規定はは第一項の規定は第一項の規定はは第一項の規定はは第一項の規定はははははははははははははははははははははははははははははははははははは	れた平成十六年国民年金法等改正法第十二条による改正前の厚生年金保険法第三十八条の二の規定により旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金とは改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付、平成二十四年一元化法附則第二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金とは改正第三二十五条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第二十四年一元化法附則第十十四条第一項及び第三百十五条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金とは改正第三項並びに第百三十三条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十十四条第一項及び第三項の規定がに第百三十三条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十十二条第一項及び第三項並びに第百三十三条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十十四条第一項及び第三項ができるとは改正第百二十五条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十十二条第一項及び第三項が規定ができる別定により記入替えられた平成二十四年一元化法附則第十十二条第一項及び第三項が規定ができる別定により請み替えられた平成二十四年一元化法附則第十十二条第一項及び第三日、大の表の上欄に掲げる規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十十二条第第二十五条の額の額の三分の一に相当する額(が表別の書と、と、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
欄の則二で改定条六、に適第条き正す遺十、 に適第条き正す遺十、 掲用七第る後る族一の	見をしている。 現でにより旧地共済 については、次の 一項及び第三項を開発しては平成 一項及び第三項を開展生年金保険法 大四条第一項及び第三項を開展生年金保険 大四条第一項及び第三項を でついては、次の でついては、次の でのうち遺族共済 でのうち遺族共済 でのうち遺族共済 でのうち遺族共済 でのいては、次の でのいては、次の でのいては、次の でのいては、次の でのいては、次の をのうち遺族共済 でのいては、次の でのいては、次の をのいては、との をのいて、との をのいて、との をのいて、との をのいて、との をのいて、との をのいて、との をのいて、との をのいて、との をのいて、との をのいて、との をのいて、との をのいて、との をのいて、との をのいて、との をのいて、との をのいて、との をのいて、との をのいて、との をのいて、との をのいて、とのいて、との をのいて、とのいて、とのいて、とのいて、とのいて、とのいで、とのいで、とのいで、とのいで、とのいで、とのいで、とのいで、とのいで
欄の則二で改定条六、に適第条き正す遺一、掲用七第る後る族一の	れた平成十六年国民年金法等改正法第十二条による改正前れた平成十六年国民年金法等改正法第十二条による改正前れた平成十六年国民年金法等改正法第十二条による改正前れた平成十六年国民年金法等改正法第十二条上、大阪市場、大阪の表の上欄に掲げる規定中司表の中欄に場合における第百二十五条の規定により語み替えられた平成第一項及び第三項並びに第百三十三条の規定により記み替えられた平成第一項及び第三項並びに第百三十三条の規定により記み替えられた平分を満して第一項及び第三項ががに第百三十三条の規定により記み替えられた平分を第一項及び第三項ががに第百三十三条の規定によりに対しては、次の表の上欄に掲げる規定中司表の中欄に掲げる字句とする。
の則二で改定条大、適第条きでで改定を表大、周七第る後る族一の	れた平成十六年国民年金法等改正法第十二条による改正前れた平成十六年国民年金法等改正法第十二条による改正前れた平成十六年国民年金法等改正法第十二条による改正前れた平成十六年国民年金法等改正法第十二条と議院とは平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金、旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元と法所以第上年金、旧国共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附別第三年金保険法による年金たる保険給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附別第三年金保険法による年金たる保険給付、平成二十四年一元化法附別第三年金保険法による年金たる保険給付、平成二十四年一元化法附別第三年金保険法による年金たる保険給付のうち遺族共済年金活とは、平成二十四年一元化法附別の方式が第三項が対策を表して、中国、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、
二で改定条大、 余きる後 る 族 一 (れた平成十六年国民年金法等改正法第十二条による改正前れた平成十六年国民年金法等改正法第十二条による改正前れた平成十六年国民年金法等改正法第十二条による改正前れた平成十六年国民年金法等改正法第十二条による改正前れた平成十六年国民年金法等改正法第十二条による改正前れた平成十六年国民年金法等改正法第十二条による改正前れた平成十六年国民年金法等改正法第十二条正式第一直上述。
で改定条六、ででで、一番である。	れた平成十六年国民年金法等改正法第十二条による改正前れた平成十六年国民年金法等改正法第十二条による改正前れた平成十六年国民年金法等改正法第十二条による改正前れた平成十六年国民年金法等改正法第十二条による改正前れた平成十六年国民年金法等改正法第十二条による改正前れた平成十六年国民年金法等改正法第十二条による改正前れた平成十六年国民年金法等改正法第十二条による改正前れた平成十六年国民年金法等改正法第十二条による改正前れた平成十六年国民年金法等改正法第十二条による改正前
定する へんしゅう	は済手金、日国共斉職或加算遺族合す、平戊二十四年一元 等一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成 年金たる保険給付(第三号厚生年金又は第二号厚生年金に な若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済 金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済 金若しくは平成二十四年一元化法附則 行のうち退職共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則 村のうち退職共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則 大区より旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則 大区より旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附別 大区より日地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附別 大区よる改正前
	うち老齢厚生年金の受給権者が旧地共済職域加算遺族給付する。 一年金たる保険給付(第三号厚生年金又は第二号厚生年金と域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済金若しくは平成二十四年一元化法附則第三十七条第域加算退職給付、平成二十四年一元化法附別により旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附別れた平成十六年国民年金法等改正法第十二条による改正前
	金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第付のうち退職共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則定により旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化れた平成十六年国民年金法等改正法第十二条による改正前
	八共 共 平
	、共 平
ロシを成ちをこと、日国は予戒 第六十一条第一項に規定する給 第一項	国
則第七十四条	年金没等改正法所具第四十四条第一項者しくに第二項の共
) は36年かりによるこれには一年一元とよりの二の規定又は平成十六年国民一た平成二十四類	これが女には十川等国一日で第一頁に ノーは第二頁)目法第五条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第七
りなお従前の例によることとされた改正前平成十六年国共済改正 読 み替 えられ) パオダフを不可を引立前立 原一ラ4 匪す浴司立治腎具第一ノ系第 です デレート	第二項の規定によりなお従前の例7多の1000000000000000000000000000000000000
、はおめりを有する女臣前平戍トト早国共斉女臣去付則第十八条第一の規定 こよ十六年地共済改正法第四条の規定による改正前の地方公務員等共済 第百三十三	1、条の二の見官、よる効力を育する女王前ととされた平成十六年地共済改正法第四条
済改正法附則第十七条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前	九条 平成十六年地共済改正法附則第十七条第一
則第七十二条 甲一元化法附する	(領を) 年金総額を
遺族共済年金額と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計	控除後遺族共済年
の二分の一に相当する額とする。以下この項において同じ。) 読み替えられ金による追職年金 湯額追職年金老しくは通算追職年金にあっては の財定により終	一に相当する額と 弱年金 湯額退職
、平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金若しくは旧国 第百二十五条、平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金若しくは旧国 第百二十五条	金、平成
化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共 は、その額の二分の一に相当する額とする。第三項において同じ。) (1) (1) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (5) (4) (4) (5) (4) (5) (4) (5) (5) (6) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	平成二十四年
頁是俄三爻告 /、よ角算是俄三爻乙は日国よ客俄及印算是俄合け、 化法附則第六十五条退職共済年金若しくは旧地共済法による退職年	頁 一定、成頁を改三 を告したよう 金年一元化法附則第六十五条退
第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四 当する額とし、改正前地共済法による職域加算額のうち退職を支給事由とすの併経年金の額(旧地共済職域加算退職総代・平成二十四年二元化 名伊隆希代に附る) のっち 遺放馬 当年金におってに、その名の三分の二に村	六十一条第一項に規併総年金の額(旧地
11. A = 11. A O True A A A A A A A A A	する する
額に二を乗じて得た	当相当する額に二を乗じて得
ある給付のうち遺族共済年金又は攻正後享生年金保険法による年金たる保険 - - - - - - -	類を全総額を
適用後の併給年金の額との合計 の、附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若	

第則年 三第一 第百二十六条と 第百四十条 則第七十四条する 年一元化法附相 当 平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金の額については、これらの者は団体更新組合 (百三十四条)と (追加費用対象期間を有する団体職員であった再就職者に係る退職共済年金等の額の特例) 一項 一項 元化法附則第六十五条退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条障害共済年金及び なお効力を有する改正前地共済施行法第八十九条各号に掲げる者に係る平成二十四年 額を 額を 相 金 金 後 控 |相 当||相当する額に二分の三を乗じて得た 後 控 後 相 後 当|相当する額に二分の三を乗じて得た 当相当する額に二を乗じて得た 年 除控除後遺族共済年金額と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計 除控除後退職共済年金額と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計 金成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年 給四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金、 用適用後の併給年金の **給**法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年 |分の二に相当する額とし、旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化 適用後の併給年金の額 金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条遺族共済年金又は改正後厚 退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は改正後厚生年金保険法に |成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金若しくは旧国共済法によろ 四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平 |減額退職年金若しくは通算退職年金、旧国共済職域加算退職給付、平成二十 という。 |若しくは通算退職年金又は旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しく |生年金保険法による年金たる保険給付(第三号厚生年金又は第二号厚生年金 |附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十 という。) 老齢厚生年金にあっては、その額の二分の一に相当する額とする。) の項において同じ。) は通算退職年金にあっては、その額の二分の一に相当する額とする。以下に に限る。)のうち遺族厚生年金にあっては、その額の三分の二に相当する額と よる年金たる保険給付(第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。) 一元化法附則第六十五条退職共済年金若しくは旧地共済法による退職年金、 旧地共済職域加算退職給付、旧地共済法による退職年金、減額退職年金 の二分の一に相当する額と の三分の二に相当する額と (旧地共済職域加算遺族給付にあっては、その額 (旧地共済職域加算遺族給付、 旧国共済職域加算遺族給付、 平成二十四年一元化法 のうち 額を 額を 亚

員(なお効力を有する改正前地共済施行法第八十一条第一項第四号に規定する団体更新組合員を 六条の規定を適用する。 いう。)であるものとみなして、平成二十四年一元化法附則第七十二条、第七十四条及び第七十

第五節 退職共済年金等及び遺族共済年金等の支給を併せて受ける場合における年金の

される者については、その額を加えた額とし、遺族特例年金給付(改正後平成九年国共済経過措 定により算定した額(平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共を加えた額とする。次項において同じ。)と控除前遺族共済年金等の額(遺族共済年金額算定規 例年金給付をいう。次項において同じ。)の受給権を有する者については、老齢厚生年金相当額し、退職特例年金給付(改正後平成九年国共済経過措置政令第二条第一項第三号に掲げる退職特 法附則第六十五条退職共済年金の受給権のいずれも有しない者については、零とする。)の合計 年金額算定規定により算定した額(第三号厚生年金のうち老齢厚生年金及び平成二十四年一元化規定する給付のうち退職共済年金の受給権を有しない者については、零とする。)及び老齢厚生額(退職共済年金額算定規定により算定した額(平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に 共済法第九十九条の四の二、なお効力を有する改正前国共済法第九十一条の二又は改正後厚生年第二項の規定によりその額が算定されるものを除く。)の受給権者(なお効力を有する改正前地 み替えられた規定にあっては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。)第六十条改正前厚生年金保険法をいい、平成二十七年厚年経過措置政令第二十一条第一項の規定により読 前控除調整下限額を超えるときは、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付 成九年国共済経過措置政令第十三条第一項第九号又は第十号の規定により算定した額を基礎とし 有する者については、平成二十七年国共済経過措置政令第百三十八条第一項に規定する改正後平 置政令第二条第一項第三号に掲げる遺族特例年金給付をいう。次項において同じ。)の受給権を 済年金の受給権を有しない者については、零とする。)又は遺族厚生年金額算定規定により算定 額をいい、改正前地共済法による職域加算額が支給される者については、その額を加えた額と のいずれかが第五十八条第三項に規定する控除対象年金であり、かつ、控除前退職共済年金等の 金保険法第六十四条の二の規定の適用を受ける者に限る。)について、これらの年金である給付 金の額は、次の各号に掲げる年金である給付の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 のうち遺族共済年金、第三号遺族厚生年金及び平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年 のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金、同項に規定する給付 て財務大臣が定める額を加えた額とする。次項において同じ。)とのうちいずれか多い額が控除 いずれも有しない者については、零とする。)をいい、改正前地共済法による職域加算額が支給 した額(第三号遺族厚生年金及び平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金の受給権の 法(平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた (なお効力を有する改正前地共済法第九十七条第二項又はなお効力を有する改正前厚生年金保 改正前地共済法による退職共済年金等及び改正前地共済法による遺族共済年金等 次のイ又

は口に掲げる場合の区分に応じ、当該イ又は口に定める額 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金 退職共済年金

得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額又は控除前退 額算定規定により算定した額から当該算定した額(国民年金法の規定による老齢基礎年金又 額算定規定により算定した額 る。以下この口において「控除前退職共済年金額」という。)を組合員期間の月数で除して は障害基礎年金が支給される場合には、第五十五条に規定する乗じて得た額を加えた額とす 当該退職共済年金が第五十八条第三項に規定する控除対象年金である場合 当該退職共済年金が第五十八条第三項に規定する控除対象年金でない場合 退職共済年金

た額から当該算定した額 平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金 老齢厚生年金額算定規定により算定し 職共済年金額の百分の十に相当する額のいずれか少ない額を控除した額 (国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給され

いずれか少ない額を控除した額の計れか少ない額を控除した額のは、以下には、これで、おいずれか少ない額を控除して得た額又は控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額に金額」という。)を地共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額にされる場合にはその額を、それぞれ加えた額とする。以下この号において「控除前退職共済年の場合には第百二十三条に規定する乗じて得た額を、改正前地共済法による職域加算額が支給

はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金 次のイ又

ュー当亥貴疾共斉早仓バ幕丘十し条第三頁こ見它計る空余寸象早仓である易分(第一号こ它か)の額又は前号に定める額を基礎として遺族共済年金額算定規定により算定した額(イー当該遺族共済年金が第五十八条第三項に規定する控除対象年金でない場合(第一号に定め

ホ

算定規定により算定した額四 第三号遺族厚生年金 第一号に定める額又は第二号に定める額を基礎として遺族厚生年金額

金給付が支給される場合には老齢厚生年金相当額を、それぞれ控除した額)生年金」という。)の受給権を有する場合には当該第三号老齢厚生年金の額を、退職特例年控除調整下限額(第三号厚生年金のうち老齢厚生年金(以下この項において「第三号老齢厚不 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金 控除後

金給付が支給される場合には、老齢厚生年金相当額を控除した額)ロー平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金ー控除後控除調整下限額(退職特例

大臣が定めるところにより算定した額を加えた額を基礎として遺族共済年金額算定規定に定める遺族共済年金の額の算定方法を勘案して総務三号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後退職共済年金等の額を控除して得た額三号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後退職共済年金等の額を控除して得た額、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金 前項第

算定した領第三号遺族厚生年金(控除後控除調整下限額を基礎として遺族厚生年金額算定規定により

定した額を加えた額算定規定に定める遺族厚生年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算算定規定に定める遺族厚生年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算除調整下限額から控除後退職共済年金等の額を控除して得た額を基礎として遺族厚生年金額平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金、前項第五号に定める額に、控除後控

分に応じ、当該イからホまでに定める額等の額が控除前控除調整下限額を超える場合がのイからホまでに掲げる年金である給付の区特の前退職共済年金等の額が控除前控除調整下限額以下であり、かつ、控除前遺族共済年金

の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額算定規定に定める遺族共済年金の額又は遺族厚生年金額算定規定に定める遺族厚生年金の額除調整下限額から控除後遺族共済年金等の額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金額平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金前項第二号に定める額に、控除後控

より算定した額を加えた額を除いた額。二及びホにおいて同じ。) 年金額算定規定に定める遺族共済年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところに年金額算定規定に定める遺族共済年金の額の算定方法を勘案して得た額を基礎として遺族共済除後控除調整下限額(遺族特例年金給付が支給される場合には、控除後遺族厚生年金相当額に控控除調整下限額(遺族特例年金給付が支給される場合には、控除後遺族厚生年金相当額に控控除調整下限額(遺族特例年金給付が支給される場合には、控除後遺族厚生年金相当額に控い、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金 控除後

第三号遺族厚生年金 控除後控除調整下限額

平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金 控除後控除調整下限額

合 次のイからホまでに掲げる年金である給付の区分に応じ、当該イからホまでに定める額超えている場合であって、控除後退職共済年金等の額が控除後遺族共済年金等の額を超える場ニ 控除前退職共済年金等の額及び控除前遺族共済年金等の額がともに控除前控除調整下限額を

を合すぶえ合きならあるとは、そ今見上日を用す質と空食(と真)を合すがえたいの場合には、そ今見上日を用す資産で、上質・平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金・控除後控除調整下限額(第三号老齢厚生年金の受給権を有する場合には当該第三号老齢厚生年金の控除調整下限額(第三号老齢厚生年金の受給権を有する場合には当該第三号老齢厚生年金の控除調整下限額(第三号老齢厚生年金の受給権を有する場合には当該第三号老齢厚生年金の上、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金・控除後

を基礎として遺族共済年金額算定規定に定める遺族共済年金の額の算定方法を勘案して総務三号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後退職共済年金等の額を控除して得た額へ 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金 前項第金給付が支給される場合には、老齢厚生年金相当額を控除した額)

算定した額第三号遺族厚生年金を控除後控除調整下限額を基礎として遺族厚生年金額算定規定により大臣が定めるところにより算定した額を加えた額

除調整下限額から控除後退職共済年金等の額を控除して得た額を基礎として遺族厚生年金額ホー平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金 前項第五号に定める額に、控除後控

算定規定に定める遺族厚生年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算

- 超えている場合であって、控除後退職共済年金等の額が控除後遺族共済年金等の額以下である 控除前退職共済年金等の額及び控除前遺族共済年金等の額がともに控除前控除調整下限 額を加えた額 定に定める遺族厚生年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した を基礎として遺族共済年金額算定規定に定める遺族共済年金の額又は遺族厚生年金額算定規 合 次のイからホまでに掲げる年金である給付の区分に応じ、当該イからホまでに定める額 号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後遺族共済年金等の額を控除して得た額 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金 前項第
- 算定規定に定める遺族共済年金の額又は遺族厚生年金額算定規定に定める遺族厚生年金の額 除調整下限額から控除後遺族共済年金等の額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金額平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金(前項第二号に定める額に、控除後控 の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額
- た額。二及びホにおいて同じ。) 年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額を除い 除後控除調整下限額から控除後遺族共済年金等の額を控除して得た額を基礎として遺族共済 控除調整下限額(遺族特例年金給付が支給される場合には、控除後遺族厚生年金相当額に控 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金 控除後 項
- 第三号遺族厚生年金 控除後控除調整下限額

平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金 控除後控除調整下限額

3 うち遺族共済年金、第三号遺族厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金前二項の規定により算定された平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付の 済年金の額を改定する。 第一項に規定する給付のうち退職共済年金の額又は平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共 ったときは、当該遺族共済年金等と併せて支給されていた平成二十四年一元化法附則第六十一条 項第二号から第五号までのいずれかに該当することにより当該遺族共済年金等を受ける権利を失 地共済法第九十九条の七第一項第二号から第五号まで又は改正後厚生年金保険法第六十三条第一 (以下この条において「遺族共済年金等」という。) の支給を受ける者がなお効力を有する改正前

月数を控除した月数を」と、同項第二号中「月数を」とあるのは「月数から平成二十四年一元化数からなお効力を有する改正前地共済施行法第十三条第一項に規定する共済控除期間等の期間の 法附則第六十九条第一項に規定する控除期間等の期間の月数を控除した月数を」とする。 に限る。)に対する前三項の規定の適用については、第一項第一号ロ中「月数を」とあるのは 共済控除期間等の期間を有する者(組合員期間又は地共済組合員等期間が二十年以上である者

の月数が地共済組合員等期間の月数から三百月を控除した月数を超えるときは、その控除した月 えるときは、その控除した月数)を控除した月数を」と、同項第五号中「月数を」とあるのは する共済控除期間等の期間の月数(その月数が組合員期間の月数から三百月を控除した月数を超 「月数を」とあるのは「月数からなお効力を有する改正前地共済施行法第二十七条第一項に規定者に限る。)の遺族に対する第一項から第三項までの規定の適用については、第一項第三号ロ中 「月数から平成二十四年一元化法附則第六十九条第一項に規定する控除期間等の期間の月数(そ┃項 第 共済控除期間等の期間を有する者(組合員期間又は地共済組合員等期間が二十五年以上である を控除した月数を」とする。 第一

6 れ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする 準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ 年金保険法第六十条第二項の規定によりその額が算定されるものに限る。)の受給権者について 金等(なお効力を有する改正前地共済法第九十九条の二第二項又はなお効力を有する改正前厚生 前各項の規定は、改正前地共済法による退職共済年金等及び改正前地共済法による遺族共済年

第 |次項において同じ。) と控除前|この項及び次項において同じ。) と控除前遺族共済年金等支給額 遺族共済年金等の額

権を有しない者については、 零とする。) 又は 付のうち遺族共済年金の受給控除して得た額(平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項 六十一条第一項に規定する給済法第九十九条第二項第二号ロに掲げる比率を乗じて得た額 (平成二十四年一元化法附則第から控除前退職共済年金等の額になお効力を有する改正前地 |に規定する給付のうち遺族共済年金の受給権を有しない場合又 は当該控除して得た額が零を下回る場合については、零とす

|五条遺族共済年金の受給権の|額を控除して得た額(第三号遺族厚生年金及び平成二十四年 いずれも有しない者について元化法附則第六十五条遺族共済年金の受給権のいずれも有し (第三号遺族厚生年金及び平成)から控除前退職共済年金等の額になお効力を有する改正前厚生 一十四年一元化法附則第六十年金保険法第六十条第二項第二号ロに掲げる比率を乗じて得た 零とする。) とする。)の合計額 い者又は当該控除して得た額が零を下回る場合については、 る。) 及び 零

うちいずれか多い額 合計額

|控除後遺族共済年金等の額控除後遺族共済年金等支給額 前地共済法による策或川章質ピト5合ナ))っぱきょられたのに法附則第六十一条第一項に規工号に定める額をいい、改正して得た額(平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規工・レンシュを乗じて得た額を控除 |特例年金給付の受給権を有す|する改正前厚生年金保険法第六十条第二項第二号ロに掲げる比 |その額を加えた額とし、遺族|四号に定める額から控除後退職共済年金等の額になお効力を有 |が支給される者については、|該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。)、前項第 |前地共済法による職域加算額定する給付のうち遺族共済年金の受給権を有しない場合又は当 する。以下この項において同には、零とする。) 及び前項第五号に定める額から控除後退 |厚生年金相当額を加えた額と|給権を有しない場合又は当該控除して得た額が零を下回る場合 る者については、控除後遺族率を乗じて得た額を控除して得た額 (第三号遺族厚生年金の受 (前項第三号に定める額、同項後退職共済年金等の額になお効力を有する改正前地共済法第九 |共済年金等の額に同条第二項第二号ロに掲げる比率を乗じて得||には、零とする。) 及び前項第五号に定める額から控除後退職 (前項第三号に定める額から控

額を加えた額とし、遺族特例年金給付の受給権を有する者に が零を下回る場合には、零とする。)との合計額をいい、改正 遺族共済年金の受給権を有しない場合又は当該控除して得た額 の条において同じ。)との合計額 いては、控除後遺族厚生年金相当額を加えた額とする。 前地共済法による職域加算額が支給される者については、そ た額を控除して得た額(平成二十四年一元化法附則第六十五 以下

|控除前遺族共済年金等の額が|控除前遺族共済年金等支給額が零となる

項第控除前控除調整下限額以下で 一号ある

||二号合には、控除後遺族厚生年金控除して得た額を基礎として遺族共済年金額算定規定に定める |第二||控除前遺族共済年金等の額 |項 第|特例年金給付が支給される場職共済年金等の額と控除後遺族共済年金等支給額との合計額を 第一 一号 |控除後控除調整下限額(遺族前項第三号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後退 額から控除後遺族共済年金等ろにより算定した額を加えた額 |相当額に控除後控除調整下限遺族共済年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるとこ 合計額 |控除前退職共済年金等の額と控除前遺族共済年金等支給額との

)額を控除して得た額を基礎

86							
項 第 第 第 二	ハ 四 項 号 第	頁第 びイ四項第 第二 ロ及号第二	四項第号第二	三項第号第二	ホ 二 項 第 号 第 二	ニ 二 項 第 号 第 二	
では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	の額を控除して得た額を基礎額から控除後遺族共済年金等相当額に控除後遺族共済年金等合には、控除後遺族厚生年金特例年金給付が支給される場	特別 下金合さ いる場 性除後 遺族共済年金等の額 控除後控除調整下限額 (遺族控除後担 大道族 大道 大道族 大道 大道族 大道 大道族 大道 大道族 大道	下である 下である を除後遺族共済年金等の額が を除後遺職共済年金等の額が を除後遺職共済年金等の額が を除後遺職共済年金等の額が を除る。	超えるとは特別では、大学のでは、	控除後控除調整下限額	空算定方法を勘案して総務大 になびホにおいて同じ。) に及びホにおいて同じ。) に発を控除調整下限額	「では、」」。 に定める遺族共済年金額 して遺族共済年金額
職共済年金等の額と控除後遺族共済年金等支給額との合計額を間項第四号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後退間の場合である額に、控除後控除調整下限額から控除後退しる。	大海には、東京では、東京では、東京では、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、東京	は斉下企等の質と空余後遺族共斉年金等を合質とつ合け質と	後遺族共済年金等支給額が零を超える観が零	除後遺族共済年金等支給額が零となる除後遺族共済年金等支給額が零	るにより算定した額を加えた額関係では、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きないでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	族厚生年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるとこ族厚生年金等の額の算定方法を勘案して総務実施に定める共済年金等の額と控除後遺族共済年金等支給額との合計額を項第四号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後退項第四号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後退	
保証行法第十一元化法第十一元化法第十一元化法第十一元化法第十一元化法第十一元化法第十一元化法第十一元化法第十一元化法第十一元化法第十一元化法第十一元化法第十一元化法第十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	一等を はなま なな事	は十川野スー・であった。 現一川野スー・であった。 ででは、 でででは、 ででででは、 ででででででででいる。 でででででいる。 ででででいる。 ででででいる。 ででででいる。 でででは、 でででは、 でででは、 でででいる。 でででは、 でででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 でいる。	条退職共済年金を平成二十四年一年、一元化法附則第二十七条第一項に規定する給第三号遺族厚生年金又は平成二十第三号遺族厚生年金又は平成二十二十十九条の四の二又は改正公法第九十九条の四の二又は改正公法第九十九条の四の二又は改正公法第九十九条の四の二又は改正公法第九十九条の四の二又は改正公法を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表	ア戈ニトロミーこと去付川第六トロミーこと去付川第六十一条遺族共済年金を平成二十四年一元化法附則第三年金のうち老齢厚生年金のうちとので、第二号厚生年金のうち、第二号原生年金のうち、第二号のでは、第二号をは、第二号では、第二号には、第二号では、第二号にはりは、第二号ではりはりはりはりはりはりはりはりはりはりはりはりはりはりはりはりはりはりはり	う 第 元 正 則 す 元 化 法 厚 用 する と 本 子 附 生 用 名 経 月 日 十 付	(控除調整下限額 十四年一元化法附則第六十五条退 十四年一元化法附則第六十五条退	二 四 号
十三条の規定、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則:則第二十四条の二第四項及び第二十六条第十項の規定、なお効力を有:共済法第七十九条第一項及び第二項、第八十条第一項及び第二項、第2時則第六十五条遺族共済年金若しくは第三号遺族厚生年金をいう。(料則第六十五条遺族共済年金若しくは第三号遺族厚生年金をいう。) に規定する 「改正前地共済法による遺族共済年金浄田する場合を含む。) に規定する「改正前地共済法による遺族共済	、を有する改正前地共済法第九十九条の二第一項第13場合を含む。) 及び第六項に規定する「改正前地出合で定める。	型が 型が 型が では では では でいて でいて でいて でいて でいて でいて でいて でいて	並とそれぞれみなして 下四年一元化法附則第 ※ を平成二十四年一元 ※ 済年金の額は、平成 ※ 済年金の額は、平成 ※ 方で、 では、 では	下一元と去付則第六十五条遺族生育を含金権皆(なるめわと有する女匠市也も各所則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、第三号遺族厚生年金又は一般開第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金及び平成二十四四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金とそれぞれみ第二号厚生年金のうち遺族厚生年金を第三号遺族厚生年金と、平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金とそれぞれみ第二号厚生年金のうち遺族厚生年金と第三号遺族厚生年金と、平成二十四年一元化法第二号原生年金のうち遺族厚生年金と第三号遺族厚生年金と、平成二十四年一元化法第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共額は、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付項に規定する給付のうち退職共済年金又は平成二十四年一元化法附四条の二の規定の適用を受ける者に限る。)に対する平成二十四年の受給権者(なお効力を有する改正前国共済法第九十一条の二又は金、第二号厚生年金のうち遺族厚生年金又は平成二十匹年一元化法金、第二号厚生年金のうち遺族厚生年金又は平成二十匹年一元化法	おより また といった ではり 算定した 終を加えた 都 大子 正 といった では、 控除 となった が 、	族厚生年金の額の算定方除して得た額を基礎とし

第十六条第一項及び第四項並びに第十七条第二項の規定並びになお効力を有する改正前地共済令

- 四十四条第一項及び第二項の規定、改正後厚生年金保険法第四十四条の三第四項並びに附則第七厚生年金額算定規定」とは、改正後厚生年金保険法第四十三条第一項の規定、厚生年金保険法第 第二項及び第六十条第二項の規定をいう。 条の三第四項及び第十三条の四第四項の規定並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第五十九条 第一項及び第二項(これらの規定を第六項において準用する場合を含む。)に規定する「老齢
- 三条第五項に規定する職域相当額があるときは、当該職域相当額を控除して得た額とする。)を する退職共済年金額算定規定の例により算定した額(改正後平成八年厚年法等改正法附則第三十 厚生年金相当額」とは、みなし組合員期間に係る平均標準報酬月額を基礎として第十二項に規定 第一項及び第二項(これらの規定を第六項において準用する場合を含む。)に規定する「老齢 2
- 15 及び第二項の規定をいい、第六項において準用する第一項及び第二項に規定する「遺族共済年金になお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第一項並びに第三十条第一項 正法附則第二十九条第一項並びに第三十条第一項及び第二項の規定をいう。 有する改正前地共済施行法第二十七条の規定並びになお効力を有する改正前昭和六十年地共済改 額算定規定」とは、なお効力を有する改正前地共済法第九十九条の二第二項の規定、なお効力を 済法第九十九条の二第一項の規定、なお効力を有する改正前地共済施行法第二十七条の規定並び 第一項及び第二項に規定する「遺族共済年金額算定規定」とは、なお効力を有する改正前地共
- 条第一項の規定並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項並びに第七十四条第一第一項及び第二項に規定する「遺族厚生年金額算定規定」とは、改正後厚生年金保険法第六十 六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項並びに第七十四条第一項及び第二項の規定をい 金額算定規定」とは、なお効力を有する改正前厚生年金保険法第六十条第二項の規定並びに昭和 項及び第二項の規定をいい、第六項において準用する第一項及び第二項に規定する「遺族厚生年 3
- 17 項及び第十一項に規定する「第三号遺族厚生年金」とは、第三号厚生年金のうち遺族厚生年金を 第一項から第三項まで(これらの規定を第六項において準用する場合を含む。)、第七項、第八
- 18 る場合には当該老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を、それぞれ控除した額をい 金給付額を、国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給され又は改正後平成九年国共済経過措置政令第十七条の四の二第一項第一号に規定する控除前特例年 正後平成九年国共済経過措置政令第十七条の三の三第一項に規定する控除前遺族特例年金給付額 平成九年国共済経過措置政令第十七条の二の三第一項に規定する控除前退職特例年金給付額、改 - 控除調整下限額」とは、控除調整下限額から、特例年金給付の受給権を有する場合には改正後 第一項及び第二項(これらの規定を第六項において準用する場合を含む。)に規定する「控除
- 19 る額(改正後平成八年厚年法等改正法附則第三十三条第五項に規定する職域相当額があるとき 第二項 当該職域相当額を控除した額)を基礎として総務大臣が定める額をいう。 みなし組合員期間に係る平均標準報酬月額を基礎として第一項第三号ロの例により算定され (第六項において準用する場合を含む。) に規定する「控除後遺族厚生年金相当額」と
- 金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合には当該老齢 成九年国共済経過措置政令第十七条の四の二第三項に規定する控除後特例年金給付額を、国民年 経過措置政令第十七条の三の三第三項第一号に規定する控除後遺族特例年金給付額又は改正後平 令第十七条の二の三第三項第一号に規定する控除後退職特例年金給付額、改正後平成九年国共済 控除調整下限額から、特例年金給付の受給権を有する場合には改正後平成九年国共済経過措置政 第二項(第六項において準用する場合を含む。)に規定する「控除後控除調整下限額」とは、 障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を、それぞれ控除した額をいう

21 附則第三十一条第一号に規定する被保険者期間とみなされた組合員期間をいう。 第十四項及び第十九項に規定する「みなし組合員期間」とは、改正後平成八年厚年法等改正法

給する一時金である給付及び年金である給付等に要する費用) (平成二十四年一元化法附則第五十六条、第六十条、第六十一条及び第六十五条の規定により支

- | 第百四十二条 平成二十四年一元化法附則第七十五条第四号に規定する政令で定める費用は、 例により算定した額を合算した額とする。 前昭和六十一年地共済経過措置政令第七十九条、第八十条、第八十四条及び第八十五条の規 定
- 地共済経過措置政令第八十一条から第八十三条までの規定の例による。 て負担すべき額の算定及びその地方公務員共済組合への払込みについては、改正前昭和六十一年4 平成二十四年一元化法附則第七十五条第四号の規定により国又は地方公共団体が毎年度におい
- 第百四十三条 地方公共団体は、地方公務員共済組合の毎事業年度において、平成二十四年一元化 共済法第百四十二条第一項に規定する国の職員をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)につい 付及び年金である給付に係る当該地方公務員共済組合の事務に要する費用(国の職員(改正後地 法附則第五十六条、第六十条、第六十一条及び第六十五条の規定により支給する一時金である給 大臣が定めるところにより算定した額を負担する。 て、国が改正後国共済法第九十九条第五項の規定により負担する金額の算定方法の例により総務
- 2 前項の場合においては、改正後地共済法第百十六条及び改正後地共済令第三十条の二の二の規 定を準用する。
- る警察共済組合の事務に要する費用(国の職員に係るものに限る。)について、国が毎年度の予 条、第六十一条及び第六十五条の規定により支給する一時金である給付及び年金である給付に係 算で定める額を負担する。 国は、警察共済組合の毎事業年度において、平成二十四年一元化法附則第五十六条、第六十
- 4 後地共済法第百十六条第一項の規定及び改正後地共済法第百十六条第二項の規定を準用する。 (地方の組合の経過的長期給付) 前項の場合においては、改正後地共済法第百四十二条第二項の規定により読み替えられた改正
- | 第百四十四条 平成二十四年一元化法附則第七十五条の二第一項に規定する政令で定める給付は、 次に掲げる給付とする。
- 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち公務等による障害共済年
- 障害年金及び旧地共済法第九十三条第一号の規定による公務による遺族年金 金及び公務等による遺族共済年金 旧地共済法による年金である給付のうち旧地共済法第八十六条第二項に規定する公務による
- 二号の規定によりその額が算定された給付を除く。)の額の百十分の十に相当する給付 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する法律等の一

三 旧地共済法による年金である給付(前号に掲げる給付及び旧地共済法第百三十七条第

- 三十一条の規定によりなお従前の例により支給される返還一時金及び死亡一時金の額の百十分の例により支給される脱退一時金及び特例死亡一時金並びに昭和六十年地共済改正法附則第百 り支給される退職一時金並びに昭和六十年地共済改正法附則第四十二条の規定によりなお従前 部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十三号)附則第七条の規定によりなお従前の例によ の十に相当する給付
- 五 平成二十四年一元化法附則第五十六条第一項の規定による障害一時金のうち同項においてそ の二百に相当する給付 の例によることとされる改正前地共済法第九十八条第二号の規定の例により算定した額の百分
- 六 改正前地共済施行法第三条及び第三条の二の規定による給付

(平成二十四年一元化法附則第七十五条の二第一項に規定する政令で定める費用

第百四十五条 平成二十四年一元化法附則第七十五条の二第一項に規定する政令で定める費用は、 同項に規定する地方の組合の経過的長期給付(以下「地方の組合の経過的長期給付」という。)

担するものを除く。)とする。 に係る事務に要する費用(第百四十三条第一項又は第三項の規定により地方公共団体又は国が負 | 第十六条の|厚生年金保険給付組合積立金|経過的長期給付調整積立金等資金

(地方の組合の経過的長期給付組合積立金の積立て)

第百四十六条 改正後地共済令第十五条第三項及び第四項の規定は、平成二十四年一元化法附則第 過的長期給付組合積立金」という。)の積立てについて準用する。 七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付組合積立金 (以下「地方の組合の経

(地方の組合の経過的長期給付組合積立金等の管理及び運用)

第百四十七条 地方公務員等共済組合法施行令第十六条の二及び第十六条の三(同令第二十条にお の他の地方の組合の経過的長期給付に係る業務上の余裕金の管理及び運用について準用する。こ の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 の場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表 いて準用する場合を含む。)の規定は、組合における地方の組合の経過的長期給付組合積立金そ

出し 付組合積立金等資金の二の見金等資金及び退職等年金給 |第十六条||厚生年金保険給付組合積立||経過的長期給付組合積立金等資金

項の |第十六条||厚生年金保険給付組合積立||経過的長期給付組合積立金等資金(被用者年金制度の一元化 第 |金等資金及び退職等年金給等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 (平 付組合積立金等資金 |四年一元化法」という。) 附則第七十五条の二第一項に規定 |成二十四年法律第六十三号。以下この条において「平成二十 トこの条において同じ。) 方の組合の経過的長期給付に係る業務上の余裕金をいう。以 する地方の組合の経過的長期給付組合積立金及びその他の地 四号 第十六条の 三号ハ 二第

一項第

組合員

全ての組合の組合員

第十六条厚生年金保険給付組合積立厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合 金等資金 は退職等年金給付 積立金等資金 は地方の組合の経過的長期給付(平成二十四年一元化法附則

の二第

項

第十

退職等年金給付組合積立金経過的長期給付組合積立金等資金 |厚生年金保険給付に係る経||厚生年金保険給付に係る経理及び退職等年金給付に係る経理 等資金 付をいう。)

第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給

十二号

0) 十六条及び退職等年金給付組合積 二第三立金等資金 積立金等資金 退職等年金給付組合積立金等資金及び経過的長期給付組合

項 付組合積立金等資金 の二第四金等資金及び退職等年金給 第十六条厚生年金保険給付組合積立経過的長期給付組合積立金等資金 げる字句に読み替えるものとする。 いて、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲 の組合の経過的長期給付に係る業務上の余裕金の管理及び運用について準用する。この場合にお 長期給付調整積立金(以下「地方の組合の経過的長期給付調整積立金」という。)その他の地方 連合会における平成二十四年一元化法附則第七十五条の二第二項に規定する地方の組合の経過的 地方公務員等共済組合法施行令第十六条の二及び第十六条の三の規定は、地方公務員共済組合 第十六条の

一の見出し 等資金及び退職等年金給付組 合積立金等資金

第十六条の 一第一項 職員共済組合を除く。 |市町村職員共済組合及び都市 |組合(指定都市職員共済組合、|地方公務員共済組合連合会 以下

第十六条の 組合 等資金及び退職等年金給付組元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する 合積立金等資金 厚生年金保険給付組合積立金経過的長期給付調整積立金等資金(被用者年金制度 の条において同じ。) |地方公務員共済組合連合会 業務上の余裕金をいう。以下この条において同じ。) 積立金及びその他の地方の組合の経過的長期給付に係る の二第二項に規定する地方の組合の経過的長期給付調整 て「平成二十四年一元化法」という。)附則第七十五条法律(平成二十四年法律第六十三号。以下この条におい

||二第一項第 二第一項 号 第 地方公共団体の一時借入れ 都市職員共済組合を除く。)又は市町村連合会の借入れ組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び

第十六条の厚生年金保険給付組合積立金厚生年金保険給付調整積立金等資金及び退職等年金給付 |第一項第等資金 調整積立金等資金

|厚生年金保険給付に係る経理||厚生年金保険給付に係る経理及び退職等年金給付に係る 退職等年金給付組合積立金等経過的長期給付調整積立金等資金 は退職等年金給付 的長期給付をいう。以下この条において同じ。) 附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経 は地方の組合の経過的長期給付(平成二十四 [年一元化法

第十六条の組合は、厚生年金保険給付組地方公務員共済組合連合会は、 第三項 |合積立金等資金及び退職等年|立金等資金、退職等年金給付調整積立金等資金及び経過| 金給付組合積立金等資金 的長期給付調整積立金等資金 厚生年金保険給付調整積

第十六条の組合の厚生年金保険給付組合地方公務員共済組合連合会の経過的長期給付調整積立 一第四項 |積立金等資金及び退職等年金||等資金 給付組合積立金等資金

(地方の組合の経過的長期給付組合積立金等の当初額の積立て)

組合

地方公務員共済組合連合会

合を含む。第百五十三条において同じ。)に規定する積立金のうち、その額から平成二十七年厚第百四十八条(改正前地共済法第二十四条(改正前地共済法第三十八条第一項において準用する場 年経過措置政令第百十三条の規定により組合に係る実施機関積立金(改正後厚生年金保険法第七 十九条の二に規定する実施機関積立金をいう。以下この条において同じ。)として積み立てら

ころにより、施行日において、地方の組合の経過的長期給付調整積立金として積み立てられたもとして積み立てられたものとみなされた額を控除した額に相当する部分は、総務省令で定めると七年厚年経過措置政令第百十三条の規定により地方公務員共済組合連合会に係る実施機関積立金2 改正前地共済法第三十八条の八第一項に規定する長期給付積立金のうち、その額から平成二十において、地方の組合の経過的長期給付組合積立金として積み立てられたものとみなす。

(地方の組合の経過的長期給付に要する資金の交付)

する資金について準用する。 第百四十九条 改正後地共済令第二十一条の二第二項の規定は、地方の組合の経過的長期給付に要

2

(地方の組合の経過的長期給付に係る収入)

定めるものとする。 業年度における地方の組合の経過的長期給付の事務に要する費用に係る収入その他の総務大臣が業年度における地方の組合の経過的長期給付の事務に要する費用に係る収入その他の総務大臣が第百五十条 平成二十四年一元化法附則第七十六条第二項に規定する政令で定める収入は、当該事

(地方の組合の経過的長期給付に係る支出)

保護**百五十二条** 改正後地共済令第三十条の六第一項から第三項まで及び第五項の規定は、平成二十 開**第百五十二条** 改正後地共済令第三十条のとする。

項三第 項 第 第 |法第百十六条の三第| 調整拠出金の額 |地方の厚生年金保険給付概算財政||地方の経過的長期給付に係る概算拠出金の額 整拠出金の額 |国の厚生年金保険給付概算財政調|国の経過的長期給付に係る概算拠出金の額 整拠出金の額 |国の厚生年金保険給付概算財政調|国の経過的長期給付に係る概算拠出金の額 調整拠出金の額 |地方の厚生年金保険給付概算財政||地方の経過的長期給付に係る概算拠出金の を除く。) 十八条第一項 国家公務員共済組合法施行令第二 法第百十六条の三第一項 を除く。 項 (第四号|平成二十四年一元化法附則第七十六条第 (第四号|平成二十四年一元化法附則第七十六条第 |被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の 員共済組合法施行令第二十八条第一項 | 令第三百四十五号) 第百四十八条において準用する国家公務 長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政 正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による 水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改 部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付 項 一項 額

(厚生年金保険給付組合積立金等の当初額の積立て)

第百五十三条 改正前地共済法第二十四条に規定する厚生年金保険給付組合積立金として積み立てられたものとみなす。 共済法第二十四条(改正後地共済法第三十八条第一項において準用する場合を含む。)に規定す額を控除した額に相当する部分は、総務省令で定めるところにより、施行日において、改正後地項の規定により地方の組合の経過的長期給付組合積立金として積み立てられたものとみなされる第百五十三条 改正前地共済法第二十四条に規定する積立金のうち、その額から第百四十八条第一

れたものとみなす。 改正後地共済法第三十八条の八第一項に規定する厚生年金保険給付調整積立金として積み立てら改正後地共済法第三十八条の八第一項に規定する厚生年金保険給付調整積立金として積み立てられたものとみ八条第二項の規定により地方の組合の経過的長期給付調整積立金として積み立てられたものとみ、条第二項の規定により地方の組合の経過的長期給付調整積立金として積み立てられたものとみ、条第二項の規定により地方の八第一項に規定する長期給付積立金のうち、その額から第百四十二、改正前地共済法第三十八条の八第一項に規定する長期給付積立金のうち、その額から第百四十二、

(改正後地共済法による退職年金の支給要件に関する経過措置)

定により厚生年金保険の被保険者としない者については、適用しない。伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第百四号)第二十四条第一項の規件う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第百四号)第二十四条第一項の規合員のうち平成二十四年一元化法附則第百六条の規定による改正後の社会保障協定の実施に第百五十五条当分の間、改正後地共済法の退職等年金給付に関する規定は、地方公務員共済組合

後地共済法の退職等年金給付に関する規定の適用について準用する。等共済組合法等の特例に関する政令(平成二十年政令第三十八号)第二条第三項の規定は、改正2 平成二十七年地共済改正令第三条の規定による改正後の社会保障協定の実施に伴う地方公務員

(公務傷病に係る初診日が施行日以後にある場合の公務障害年金の額の特例)

第百五十六条 平成二十四年改正法附則第六条第三項の規定により改正後地共済法第九十八条の規第百五十六条 平成二十四年改正法附則第六条第三項の規定により改正後地共済法第九十八条の規第百五十六条 平成二十四年改正法附則第六条第三項の規定により改記を図るための厚生による公務障害年金の額をして同法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の第八十七条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間を基礎として同法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第四条第十二号に規定年金により改正後地共済組合員期間と同法所則第六条第三項の規定により改正後地共済法第九十八条の規第百五十六条 平成二十四年改正法附則第六条第三項の規定により改正後地共済法第九十八条の規第百五十六条 平成二十四年改正法附則第六条第三項の規定により改正後地共済法第九十八条の規

第百五十七条 平成二十四年改正法附則第六条第四項の規定により改正後地共済法第百四条の規定 た額よりも少ないときは、当該額を公務遺族年金の額として支給する」とする。 にて、当該額を公務遺族年金制度の一元化等を図るための厚生 「とする」とあるのは、「とする。ただし、当該額が被用者年金制度の一元化等を図るための厚生 「とする」とあるのは、「とする。ただし、当該額が被用者年金制度の一元化等を図るための厚生 「とする」とあるのは、「とする。ただし、当該額が被用者年金制度の一元化等を図るための厚生 た額よりも少ないときは、当該額を公務遺族年金の額として支給する」とする。 ただし、当該額が被用者年金制度の一元化等を図るための厚生 た額よりも少ないときは、当該額を公務遺族年金の額として支給する」とする。

(実施機関積立金の基本方針に関する経過措置)

第百五十八条 組合は、平成二十四年一元化法附則第二十八条第三項の規定により管理運用の方針 が定められたときは、施行日前においても、改正後地共済法第百十二条の四の規定の例により、 ことができる 同条第一項に規定する基本方針(次項において「基本方針」という。)を定め、これを公表する

条の四の規定により定められ、公表されたものとみなす。 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において改正後地共済法第百十二

(退職等年金給付調整積立金の管理及び運用の方針に関する基本指針に係る経過措置)

第百五十九条 することができる。 同条第一項に規定する基本指針(次項において「基本指針」という。)を定め、これを公表 総務大臣は、施行日前においても、改正後地共済令第二十七条の二の規定の例によ

条の二の規定により定められ、公表したものとみなす。 前項の規定により定められ、 公表された基本指針は、施行日において改正後地共済令第二十七

(地方の組合の経過的長期給付調整積立金の管理及び運用の方針に関する基本指針)

第百六十条 改正後地共済令第二十七条の二の規定は、地方の組合の経過的長期給付調整積立金に 積立金」と、「法第百十二条の十第二項各号」とあるのは「平成二十四年一元化法附則第七十五 条の三において準用する法第百十二条の十第二項各号」と読み替えるものとする。 「平成二十四年一元化法附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付組合 ついて準用する。この場合において、同条第一項中「退職等年金給付組合積立金」とあるのは

第百六十一条 総務大臣は、施行日前においても、前条において読み替えて準用する改正後地共済 ることができる。 条の二第一項に規定する基本指針(次項において「基本指針」という。)を定め、これを公表す 令第二十七条の二の規定の例により、前条において読み替えて準用する改正後地共済令第二十七 (地方の組合の経過的長期給付調整積立金の管理及び運用の方針に関する基本指針に係る経過措置)

正後地共済令第二十七条の二の規定により定められ、公表したものとみなす。 前項の規定により定められ、公表された基本指針は、施行日において前条において準用する改

第五章 その他の経過措置

(災害給付積立金に係る標準報酬等合計額に関する経過措置)

限が到来する災害給付積立金(地方公務員等共済組合法第三十六条第一項に規定する災害給付積第百六十二条 改正後地共済令第十八条の規定は、平成二十八年一月十日以後に同条の払込みの期 に改正後地共済令第十八条の払込みの期限が到来する災害給付積立金の払込みについては、なお立金をいう。以下この条において同じ。)の払込みについて適用し、平成二十七年十月十日以前 従前の例による。

(育児休業等を終了した際の標準報酬の月額の改定に関する経過措置)

第百六十三条 以後に終了した同条第十二項に規定する育児休業等について適用する。 改正後地共済法第四十三条第十二項及び第十三項の規定は、 平成二十七年十月

(産前産後休業を終了した際の標準報酬の月額の改定に関する経過措置)

第百六十四条 以後に終了した同条第十四項に規定する産前産後休業について適用する。 改正後地共済法第四十三条第十四項及び第十五項の規定は、平成二十七年十月

(高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に係る標準報酬の月額に関する経過措置)

第百六十五条 改正後地共済令第二十三条の三の四第一項及び第二十三条の三の七第一項 養費及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。 額療養費及び高額介護合算療養費の支給について適用し、施行日前に行われた療養に係る高額療 三項及び第四項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に行われた療養に係る高 (同条第

(休業給付に係る標準報酬の日額等に関する経過措置)

第百六十六条 改正後地共済法第六十八条第一項、第六十九条第一項、第七十条、第七十条の二第 項及び第三項、第七十条の三第一項及び第三項並びに第七十一条の規定は、 施行日以後に給付

> 前退職者に係る傷病手当金等」という。)以外のものについて適用し、施行日前に給付事由が生 掲げる給付(これらに係る附加給付を含む。)をいう。以下この条において同じ。)のうち施行日 事由が生じた休業給付(地方公務員等共済組合法第五十三条第一項第八号から第十号の三までに 前に退職した者に支給される同項第八号及び第九号に掲げる給付(以下この条において「施行日 は、なお従前の例による。 じた休業給付及び施行日以後に給付事由が生じた施行日前退職者に係る傷病手当金等について

(災害給付に係る標準報酬の月額に関する経過措置)

第百六十七条 改正後地共済法第七十二条及び第七十三条の規定は、施行日以後に給付事由が生じ た災害給付(地方公務員等共済組合法第五十三条第一項第十一号から第十三号までに掲げる給付 前に給付事由が生じた災害給付については、なお従前の例による。 (これらに係る附加給付を含む。)をいう。以下この条において同じ。)について適用し、 施行日

(育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用の公的負担に係る標準報酬等合計額に関する 経過措置)

第百六十八条 施行日の属する地方公務員共済組合の事業年度における改正後地共済令第二十九条 第一項及び第四十三条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる改正後地共済令の規 定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

年度 |組合の毎事業||平成二十四年一元化法の施行の日(第四十三条の二において「施行日」という。 の属する組合の事業年度

項 第 条 九 対する |標準報酬等合||平成二十七年四月から九月までの標準給与(掛金の標準となる給料(平成二十 計額の総額に年一元化法改正前の法第百十四条第三項及び第四項の規定により掛金の標準とな 当該事業年度当該 における当該

総額と平成二十七年十月から平成二十八年三月までの標準報酬等合計額の総額と 元化法改正前の法第百十四条第三項及び第四項の規定により掛金の標準となつた ついては、一)を乗じて得た額と掛金の標準となる期末手当等(平成二十四年 定による改正前の第十八条に規定する特別職の職員等をいう。)である組合員に 令等の一部を改正する等の政令(平成二十七年政令第三百四十六号)第一条の規 礎として総務省令で定める数値(特別職の職員等(地方公務員等共済組合法施行 る一般職の職員である組合員の給料の額に対する給与の月額の平均的な割合を基 をいう。以下この項において同じ。)の額に地方公務員法第三条第二項に規定す つた給料(平成二十四年一元化法改正前の法第二条第一項第五号に規定する給料 の合計額に対する 半成二十四年一元化法改正前の法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をい の額との合計額をいう。以下この項及び第四十三条の二において同じ。)の

|標準報酬等合||平成二十七年四月から九月までの標準給与の総額と同年十月から平成二十八年 計額の総額と|月までの標準報酬等合計額の総額との合計額及び

計額の総額 |標準報酬等合||平成二十七年四月から九月までの標準給与の総額と同年十月から平成二十八年 (|月までの標準報酬等合計額の総額との合計額

の条三 十四第 |警察共済組合||施行日の属する警察共済組合の事業年度 業年度におけ 額に、当該事 計額の総額に月までの標準報酬等合計額の総額との合計額に当該 |標準報酬等合||平成二十七年四月から九月までの標準給与の総額と同年十月から平成二十八年| 標準報酬等合平成二十七年四月から九月までの標準給与の総額と同年十月から平成二十八年] の毎事業年度 との合計額 類に、 の合算額

する経過措置) (基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の公的負担に係る厚生年金保険標準報酬等合計 月までの標準報酬等合計額の総額との合計額 額 に関

計額の総額

第百六十九条 施行日の属する地方公務員共済組合の事業年度において改正後地共済法第百十三条 済組合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 なる額は、改正後地共済令第二十九条の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる地方公務員共 第四項第二号に掲げる費用のうち同項の規定によりそれぞれの地方公共団体が負担すべきことと

除く。以下この号及び次項において同じ。) 次に掲げる額の合計額 地方公務員共済組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を

の規定により掛金の標準となった改正前地共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等乗じて得た額と掛金の標準となる期末手当等(改正前地共済法第百十四条第三項及び第四項 る給料(改正前地共済法第百十四条第三項及び第四項の規定により掛金の標準となった改正 をいう。)の額との合計額をいう。以下この項及び次項において同じ。)の総額に対する平成 前地共済令第十八条に規定する特別職の職員等をいう。)である組合員については、一)を する給与の月額の平均的な割合を基礎として総務省令で定める数値(特別職の職員等(改正 年法律第二百六十一号)第三条第二項に規定する一般職の職員である組合員の給料の額に対 前地共済法第二条第一項第五号に規定する給料をいう。)の額に地方公務員法(昭和二十五 ることとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の四分の一に相当する額に、平成 二十七年四月から九月までの次に掲げる額の合計額の割合を乗じて得た額 一十七年四月から九月までの当該地方公務員共済組合の組合員の標準給与(掛金の標準とな 平成二十七年厚年経過措置政令第百十五条の規定により当該地方公務員共済組合が負担す

- 以下この項及び次項において同じ。)である組合員の標準給与の総額 当該地方公共団体の職員(改正後地共済法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。
- (2) 給与の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総体が二以上である場合にあっては、当該特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準 務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額 いて同じ。)の職員である組合員の標準給与の総額(当該特定地方独立行政法人の設立団 法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下この項にお 当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年
- (3) 員をいう。以下この項において同じ。)となるため退職した継続長期組合員(改正後地共 当該地方公共団体を公庫等職員(改正後地共済法第百四十条第一項に規定する公庫等職

済法第百四十条第二項に規定する継続長期組合員をいう。以下この項において同じ。) の

- 標準給与の総額に当該地方公共団体が当該職員引継一般地方独立行政法人に出資した額等 二以上である場合にあっては、当該職員引継一般地方独立行政法人の職員である組合員の を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額) の職員である組合員の標準給与の総額(当該職員引継一般地方独立行政法人の設立団体が 条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人をいう。以下この項において同じ。) 当該地方公共団体が設立した職員引継一般地方独立行政法人(改正後地共済法第百四十
- 標準給与の総額に当該地方公共団体が当該定款変更一般地方独立行政法人に出資した額等二以上である場合にあっては、当該定款変更一般地方独立行政法人の職員である組合員の を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額) の職員である組合員の標準給与の総額(当該定款変更一般地方独立行政法人の設立団体が 条の三に規定する定款変更一般地方独立行政法人をいう。以下この項において同じ。)

当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人(改正後地共済法第百四十

- 法人の職員である組合員の標準給与の総額に当該地方公共団体が当該職員引継等合併一般政法人の設立団体が二以上である場合にあっては、当該職員引継等合併一般地方独立行政 地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合 百四十一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人をいう。以下この項にお を乗じて得た額) いて同じ。)の職員である組合員の標準給与の総額(当該職員引継等合併一般地方独立行 当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人(改正後地共済法第
- ロ する平成二十七年十月から平成二十八年三月までの次に掲げる額の合計額の割合を乗じて得る厚生年金保険標準報酬等合計額をいう。以下この項及び次項において同じ。)の総額に対 二十七年十月から平成二十八年三月までの当該地方公務員共済組合の第三号厚生年金被保険ることとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の四分の一に相当する額に、平成平成二十七年厚年経過措置政令第百十五条の規定により当該地方公務員共済組合が負担す 者の厚生年金保険標準報酬等合計額(改正後地共済令第二十九条の二第一項第一号に規定す
- 当該地方公共団体の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計

(1)

- 者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法 上である場合にあっては、当該特定地方独立行政法人の職員である第三号厚生年金被保険 者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額(当該特定地方独立行政法人の設立団体が二以 人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額) 当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である第三号厚生年金被保険
- (3) 金被保険者であるものの厚生年金保険標準報酬等合計額の総額 当該地方公共団体を公庫等職員となるため退職した継続長期組合員のうち第三号厚生年
- が当該職員引継一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところ ある第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体 により算定した割合を乗じて得た額) の設立団体が二以上である場合にあっては、当該職員引継一般地方独立行政法人の職員で 金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額(当該職員引継一般地方独立行政法人 当該地方公共団体が設立した職員引継一般地方独立行政法人の職員である第三号厚生年
- 金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額 当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人の職員である第三号厚生年 (当該定款変更一般地方独立行政法人

により算定した割合を乗じて得た額)が当該定款変更一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところが当該定款変更一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところある第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体の設立団体が二以上である場合にあっては、当該定款変更一般地方独立行政法人の職員での設立団体が二以上である場合にあっては、当該定款変更一般地方独立行政法人の職員で

(6) 当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である第三号(6) 当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあっては、当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあっては、当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあっては、当該職員引継等合併一般地方と、当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方の総額(当該職員引継等合併一般地方の総額、当該職員引継等合併一般地方の総額、当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である第三号

指定都市職員共済組合 次に掲げる額の合計額

(1)から(6)までに掲げる額の合計額の割合を乗じて得た額十七年四月から九月までの指定都市職員共済組合の組合員の標準給与の総額に対する前号イこととなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の四分の一に相当する額に、平成二十 平成二十七年厚年経過措置政令第百十五条の規定により指定都市職員共済組合が負担する

合計額の割合を乗じて得た額の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に対する前号ロ(1)から(6)までに掲げる額のの厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に対する前号ロ(1)から(6)までに掲げる額のの厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に対する前号ロ(1)から(6)までに掲げる額に、平成二十七年十月から平成二十八年三月までの全ての新構成組合(改正後地共済法第二負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の四分の一に相当する額 平成二十七年厚年経過措置政令第百十五条の規定により全国市町村職員共済組合連合会が

市町村職員共済組合及び都市職員共済組合 次に掲げる額の合計額

号イ(1)から(6)までに掲げる額の合計額の割合を乗じて得た額に規定する構成組合をいう。次項において同じ。)の組合員の標準給与の総額に対する第一に、平成二十七年四月から九月までの全ての旧構成組合(改正前地共済法第二十七条第二項負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の四分の一に相当する額イ 平成二十七年厚年経過措置政令第百十五条の規定により全国市町村職員共済組合連合会が

n 前号ロに掲げる額

地方公務員共済組合 次に掲げる額の合計額

者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に対する当該地方公務員共済組合の組合役職員で二十七年十月から平成二十八年三月までの当該地方公務員共済組合の第三号厚生年金被保険ることとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の四分の一に相当する額に、平成二十七年厚年経過措置政令第百十五条の規定により当該地方公務員共済組合が負担す

保険者の数の割合を乗じて得た額の第三号厚生年金被保険者の数の割合を乗じて得た額に、更に施行日における当該地方公務員共済組合を組織する職員(国の職員を含む。)である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額の割合を乗じて得た額ある第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額の割合を乗じて得た額

指定都市職員共済組合 次に掲げる額の合計額

該地方公共団体の職員である組合員の数の割合を乗じて得た額同年四月一日における指定都市職員共済組合を組織する職員である組合員の総数に対する当市職員共済組合の組合役職員である組合員の標準給与の総額の割合を乗じて得た額に、更に市職員共済組合の組合役職員である組合員の標準給与の総額の割合を乗じて得た額に、更に市職員共済組合の組合員の標準給与の総額に対する指定都工ととなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の四分の一に相当する額に、平成二工ととなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の四分の一に相当する額に、平成二工をとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の四分の一に相当する額に、平成二十七年厚年経過措置政令第百十五条の規定により指定都市職員共済組合が負担する

市町村職員共済組合及び都市職員共済組合 次に掲げる額の合計額 で成二十七年厚年経過措置政令第百十五条の規定により全国市町村職員共済組合連合会が 平成二十七年厚年経過措置政令第百十五条の規定により全国市町村職員共済組合連合会が 平成二十七年早年経過措置政令第百十五条の規定により全国市町村職員共済組合連合会が 平成二十七年原年経過措置政令第百十五条の規定により全国市町村職員共済組合連合会が 平成二十七年原年経過措置政令第百十五条の規定により全国市町村職員共済組合連合会が 平成二十七年原年経過措置政令第百十五条の規定により全国市町村職員共済組合連合会が 中成二十七年原年経過措置政令第百十五条の規定により全国市町村職員共済組合連合会が 中域 1

地方公共団体の職員である組合員の数の割合を乗じて得た額に同年四月一日における全ての旧構成組合を組織する職員である組合員の総数に対する当該に同年四月一日における全ての旧構成組合員の標準給与の総額の割合を乗じて得た額に、更全ての旧構成組合の組合役職員である組合員の標準給与の総額に対するに、平成二十七年四月から九月までの全ての旧構成組合の組合員の標準給与の総額に対する額負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の四分の一に相当する額イ 平成二十七年厚年経過措置政令第百十五条の規定により全国市町村職員共済組合連合会が

当該地方公共団体の職員である第三号厚生年金被保険者の数の割合を乗じて得た額更に施行日における全ての新構成組合の職員である第三号厚生年金被保険者の終数に対する第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に対する全ての新構成組合の組合役職員である険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に対する全ての新構成組合の組合役職員である負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の四分の一に相当する額の工行工作工作工程の

表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。に第六十五条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる改正後地共済令の規定中同職員共済組合の事業年度における改正後地共済令第四十一条第二項及び第三項、第四十四条並び施行日の属する改正後地共済法第百四十一条第二項に規定する連合会、警察共済組合及び地方

|連合会(法第百||平成二十四年一元化法の施行の日(以下「施行日」という。) の属する連合会

|四十一条第二項(法第百四十一条第二項に規定する連合会をいう。以下同じ。)

の事業年度

(a)(b)(c)

に規定する連合

項

|十四条の四 | 律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令(平||国民年金法第九被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法

項	三第条一十四第		
Table Ta	毎事業年度	額と 当該事業年度の	一の額の一
得た額に、更に同年四月一日における警察共済組合を組織する職員(国の職員でする警察共済組合の組合役職員である組合員の標準給与の総額の割合を乗じての額(以下この項及び第四十四条において「警察共済組合基礎年金拠出金負担の額(以下この項及び第四十四条において「警察共済組合基礎年金拠出金負担の額(以下この項及び第四十四条において「警察共済組合基礎年金拠出金負担の額(以下この項及び第四十四条において「警察共済組合基礎年金拠出金負担の額(以下この項及び第四十四条において「警察共済組合基礎年金拠出金負担の額(以下この項及び第四十四条において「警察共済組合基礎年金拠出金負担の額(以下この項及び第四十四条において「警察共済組合基礎年金拠出金負担の額(以下)の項及び第四十四条において「警察共済組合を組織する職員(国の職員)の額(以下)の項及び第四十四条において「警察共済組合を組織する職員(国の職員)の額(以下)の項及び第四十四条において「警察共済組合基礎年金拠出金負担」(第一条の第一条の第一条の第一条の第一条の第一条の第一条の第一条の第一条の第一条の	行日の属する警察共済組合の事業年度	の 行ま年の職連員の給に同条第準の政 与員項にる成	四分の一四分の一四分の一四分の一四分の一四分の一四分の一四分の一四分の一四分の一
# 記事 第 4 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	当二の十国 該分額四民		初 当 日 該 事 業
三項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合の算定に係る改正後地共百七十条 施行日から平成二十八年三月三十一日までの間における改正後地共済法第百十四条第一項及び第二項の規定によりそれぞれの地方公共団体が負担すべきこととなる額の支払その他必要な事項については、総務大臣の定めるところによる。他必要な事項については、総務大臣の定めるところによる。	業 年 度 に 九	額と 額の合計額と 額の合計額と 額の合計額と 額の合計額と 額の合計額と 額の合計額と 額の合計額と 額の合計額と 地方職員共済組合の事業年度 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	事業年度の施行日 、同年十月から平成二十八年三月までの 、同年十月から平成二十八年三月までの じて得た額と、警察共済組合基礎年金拠出金負担額の四分の一に相当する額にじて得た額と、警察共済組合基礎年金拠出金負担額の四分の一に相当する額に

あるのは「費用の額に二分の一を乗じて得た額」と、「当該事業年度の前事業年度における」と あるのは「平成二十七年十月から平成二十八年三月までの」と、「標準報酬等合計額」とあるの 済令第二十八条の二第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「費用の額」と 「標準報酬等合計額の見込額」とする。

2 得た額」と、「当該事業年度の前事業年度における」とあるのは「平成二十七年十月から平成一 規定の適用については、これらの規定中「費用の額」とあるのは「費用の額に二分の一を乗じて 期末手当等の額と掛金との割合の算定に係る改正後地共済令第二十八条の二第一項及び第二項の 十八年三月までの」とする。 平成二十八年度における改正後地共済法第百十四条第三項に規定する標準報酬の月額及び標準

(国の職員に係る報酬に関する経過措置)

第百七十一条 に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第百五号)附則第十六条第二項、 定の適用については、同項第一号中「第一条」とあるのは、「第一条並びに一般職の職員の給与 五号)附則第十六条の規定の適用を受ける国の職員に係る改正後地共済令第四十三条第二項の規語七十一条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第百 第五項及び第六項」とする。 第二

(任意継続組合員に係る標準報酬の月額等に関する経過措置)

務員等共済組合法第百四十四条の二第一項に規定する申出について適用し、施行日前に退職した 者に係る同項に規定する申出については、なお従前の例による。 改正後地共済令第四十六条第一項の規定は、施行日以後に退職した者に係る地方公

四年一元化法改正前の法第二条第一項第五号に規定する給料をいう。以下この号において同じ。) 継続掛金(同条第二項に規定する任意継続掛金をいう。次項において同じ。)に係る改正後地共 の月額の平均的な割合を基礎として総務省令で定める数値を乗じて得た額」とする。 の額に地方公務員法第三条第二項に規定する一般職の職員である組合員の給料の額に対する給与 意継続組合員を除く。)の標準報酬の月額」とあるのは「の掛金の標準となつた給料(平成二十 の標準報酬の月額にあつては、前年の一月一日)」とあるのは「平成二十七年一月一日」と、「(任 済令第四十六条の二の規定の適用については、同条第二号中「毎年一月一日(一月から三月まで について適用する。この場合において、平成二十七年十月分から平成二十八年三月分までの任意 等共済組合法第百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員をいう。次項において同じ。) 改正後地共済令第四十六条の二の規定は、施行日以後に退職した任意継続組合員(地方公務員

3 準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬の月額」とする。 四条の二に規定する標準報酬の月額の平均額を改正後地共済法第四十三条第一項の規定による標 号)第一条の規定による改正後の法(以下この号において「改正後地共済法」という。)第五十 めの厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第九十七 るのは「全ての組合員の同月の地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るた 日」と、「組合員の掛金の標準となつた給料の合計額を当該組合員の総数で除して得た額」とあ 「年(」とあるのは「年の前年(」と、「前年)の一月一日」とあるのは「前々年)の九月三十 与の月額の平均的な割合を基礎として総務省令で定める数値を乗じて得た額」と、同項第二号中 料の額に地方公務員法第三条第二項に規定する一般職の職員である組合員の給料の額に対する給 地共済令第四十八条第三項の規定の適用については、同項第一号中「給料の額」とあるのは「給 て、施行日前に退職した任意継続組合員の平成二十八年四月分以後の任意継続掛金に係る改正前 改正後地共済令第四十八条第三項の規定は、施行日以後に退職した任意継続組合員について適 し、施行日前に退職した任意継続組合員については、なお従前の例による。この場合におい

第百七十三条 改正後地共済令附則第三十条の二及び第三十条の二の二の規定は、平成二十八年四 ついて適用し、同年三月三十一日に終わる事業年度において全国市町村職員共済組合連合会が行 月一日に始まる事業年度以後の各事業年度において全国市町村職員共済組合連合会が行う事業に (全国市町村職員共済組合連合会が行う共同事業に係る標準報酬等合計額に関する経過措置) なお従前の例による。

|2||改正後地共済令附則第三十条の二の五第二項の規定は、施行日以後に同項の払込みの期限が到 条の二の五第二項の払込みの期限が到来した同項各号に定める拠出金の払込みについては、 来する同項各号に定める拠出金の払込みについて適用し、施行日前に改正前地共済令附則第三十 従前の例による。

六年四月一日前の組合員期間に係る部分の経過措置) (平成二十七年度における地方公務員等共済組合法による長期給付に要する費用のうち昭和三十

第百七十四条 平成二十七年度における平成二十七年地共済改正令第二条による改正後の地方公務 次項第二号に掲げる給付に係るものにあつては同条第三項第二号に掲げる給付について同条第二 総額で除して得た」とあるのは、「に掲げる給付に係るものにあつては地方公務員等共済組合法 年間に支給された当該給付の額のうち公的負担の対象となる部分の額の合算額を当該給付の額の 規定の適用については、同項中「から第四号まで及び第六号に掲げる給付に係るものにあつて 員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第七十九条第二項 第六号に掲げる給付について同条第二項の規定の例により算定した」とする。 第二項の規定の例により算定した率、次項第六号に掲げる給付に係るものにあつては同条第三項 率、次項第五号に掲げる給付に係るものにあつては同条第三項第五号に掲げる給付について同条 るものにあつては同条第三項第四号に掲げる給付について同条第二項の規定の例により算定した 号に掲げる給付について同条第二項の規定の例により算定した率、次項第四号に掲げる給付に係 項の規定の例により算定した率、次項第三号に掲げる給付に係るものにあつては同条第三項第三 正前の第七十九条第三項第一号に掲げる給付について同条第二項の規定の例により算定した率、 施行令等の一部を改正する等の政令(平成二十七年政令第三百四十六号)第二条の規定による改 で除して得た率とし、同項第五号に掲げる給付に係るものにあつては、当該年度の十月一日 く。)の受給権者に係る額のうち公的負担の対象となる部分の額の合算額を当該給付の額の総 は、当該年度の九月三十日における当該給付(その全額につき支給を停止されているものを除 (改正前地共済法による職域加算額のうち公務等によるもの及び障害厚生年金等の支給を受ける

第百七十五条 改正前地共済法による職域加算額(第七条第一項の規定により読み替えられた平成 共済法第八十七条第二項に規定する公務等による旧職域加算障害給付(第百七十八条第二項に 二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地 場合における労働者災害補償保険法の適用に関する経過措置)

年金の支給を受けるときは、当分の間、平成二十四年一元化法附則第百十五条の規定による改正 る。)の受給権者が同一の支給事由により改正後厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺七十八条第二項において「地方の公務等による旧職域加算遺族給付」という。)に係るものに限 後の労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)別表第一第一号及び第二号の規定は、 族厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五条年金のうち障害共済年金若しくは遺族共済 された改正前地共済法第九十九条の二第三項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付(第百 替えられた平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものと いて「地方の公務等による旧職域加算障害給付」という。)又は第七条第一項の規定により読み

(非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴う経過措置)

第百七十六条 平成二十七年地共済改正令第六条の規定による改正後の非常勤消防団員等に係る損 支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る年金たる損害補償及び施行日前に支給すべき事 支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、施行日前に 害補償の基準を定める政令(昭和三十一年政令第三百三十五号)附則第三条の規定は、施行日以 の生じた休業補償については、なお従前の例による。 に規定する年金たる損害補償(以下この条において「年金たる損害補償」という。)及び同令第 後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第十二条の二 一条第二号に規定する休業補償(以下この条において「休業補償」という。)並びに施行日前に

(公立学校の学校医、 学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正

則第三条の規定は、施行日以後に支給すべき事由の生じた公立学校の学校医、学校歯科医及び学科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(昭和三十二年政令第二百八十三号)附**第百七十七条** 平成二十七年地共済改正令第七条の規定による改正後の公立学校の学校医、学校歯 年金たる補償について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る年金た る補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。 いて「休業補償」という。)並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る の条において「年金たる補償」という。)及び同令第四条に規定する休業補償(以下この条にお 校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令第一条の三第一項に規定する年金たる補償(以下こ (地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴う経過措置)

すべき事由の生じた地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)第二条第九項に規令(昭和四十二年政令第二百七十四号)附則第三条及び第三条の二の規定は、施行日以後に支給第百七十八条 平成二十七年地共済改正令第八条の規定による改正後の地方公務員災害補償法施行 べき事由の生じた施行日前の期間に係る年金たる補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた休 給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、施行日前に支給す 項第二号に規定する休業補償(以下この項において「休業補償」という。)並びに施行日前に支 定する年金たる補償(以下この項において「年金たる補償」という。)及び同法第二十五条第一

り読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有す。改正前国共済法による職域加算額(平成二十七年国共済経過措置政令第八条第一項の規定によ 業補償については、なお従前の例による。 害補償法附則第八条第一項の規定は、 年金のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、地方公務員災 十一条年金のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五条 正後厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成二十四年一元化法附則第四の公務等による旧職域加算遺族給付に係るものに限る。)の受給権者が同一の支給事由により改 る。)又は改正前地共済法による職域加算額(地方の公務等による旧職域加算障害給付又は地方 改正前国共済法第八十九条第三項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付に係るものに限 は平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた るものとされた改正前国共済法第八十二条第二項に規定する公務等による旧職域加算障害給付又 適用しない。 第 2

であった者に係る平成二十四年一元化法及び平成二十四年改正法の実施のための手続その他第百七十九条 第三条から前条までに定めるもののほか、地方公務員共済組合の組合員又は組み らの法律の施行に伴う経過措置に関し必要な事項は、総務省令又は主務省令で定める。 (経過措置に関する総務省令等への委任) こ合れ員

第百八十条 この政令における主務省令は、内閣府令・総務省令・文部科学省令とする。

第百六十一条の規定は、公布の日から施行する

この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

ただし、

第百五十八条、第百五十九条及び

(施行期日)

則 (平成二八年三月三一日政令第一三一号)

(施行期日等) この政令は、平成二十八年四月一日から施行する

第十八条の項及び第二十八条の二の規定は、平成二十七年十月一日から適用する 改正後の平成二十七年地共済経過措置政令第七条第一項の表改正前昭和六十年地共済改正法附則 第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行令の規定並びに第二条の規定による

(旧地方公務員等共済組合法による年金である給付の額に関する経過措置)

3 金、遺族年金又は通算遺族年金の額については、なお従前の例による。法律第百八号)附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金、 平成二十八年三月以前の月分の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年 通算退職年金、 障害年

(施行期日) 附 則 (平成二八年三月三一日政令第一八〇号) 抄

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

措置に関する政令の一部改正に伴う経過措置) 法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過 員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する (被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務

第九条 平成二十七年九月三十日以前に退職した任意継続組合員の平成二十八年四月分から平成二 二十七年十月一日」とする。 き月の属する年(当該月が一月から三月までの場合には、前年)の一月一日」とあるのは「平成 年)の一月一日」とあるのは「前々年)の九月三十日」とあるのは、「任意継続掛金を徴収す 百七十二条第三項の規定の適用については、同項中「年(」とあるのは「年の前年(」と、「前 る法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令第 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正す 十九年三月分までの任意継続掛金の算定に係る第十五条の規定による改正後の被用者年金制度 一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び 抄

(平成二九年三月三一日政令第八三号)

(施行期日等)

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

項の規定は、平成二十七年十月一日から適用する。 第三条の規定による改正後の平成二十七年地共済経過措置政令第七条第一項及び第十二条第

附 則 (平成二九年七月二八日政令第二一四号) 抄

(施行期日)

一条 この政令は、平成二十九年八月一日から施行する。 附 則 (平成三〇年三月二八日政令第七三号)

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年三月三〇日政令第一一八号)

抄

第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。 (施行期日等)

附則(平成三一年四月五日政令第一四六号) 抄この政令は、民法の一部を改正する法律の施行の日(令和二年四月一日)附則(平成三〇年六月六日政令第一八三号)

から施行する。

(施行期日)

第一条 この政令は、平成三十年改正法の施行の日 (令和二年四月一日) から施行する。

(令和元年六月二八日政令第四四号) 抄

第一条 この政令は、 ら施行する。 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日 (令和元年七月一日) カコ

(令和二年三月三〇日政令第一〇一号) 抄

施行期日) 附

一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する (令和二年三月三一日政令第一三八号)

第

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

この政令は、公布の日から施行し、令和二年四月一日から適用する。 附 則 (令和二年四月一五日政令第一四五号)

(令和二年一〇月三〇日政令第三一八号) 抄

(施行期日)

1

この政令は、

令和五年四月一日から施行する

この政令は、令和三年三月一日から施行する。 (令和三年三月三一日政令第一〇四号)

抄

(施行期日) 則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

1

(施行期日)

則 (令和三年八月六日政令第二二九号)

抄

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。 号に定める日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各

(改正後の平成二十七年地共済経過措置政令における時効に関する経過措置) びに第三十七条、第三十九条及び第五十五条から第六十五条までの規定 令和四年十月一日 三十三条の規定(平成二十六年経過措置政令第三条第四項及び第七項の改正規定に限る。)並 第六条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、第七条、第十一条及び第十四条の規定、 第

の返還を受ける権利に係る部分に限る。)及び第二項の規定は、施行日以後に生ずる当該権利及規定により読み替えられた厚生年金保険法第九十二条第一項(改正前地共済法による職域加算額 び同項に規定する権利について適用する。 第三十八条の規定による改正後の平成二十七年地共済経過措置政令第十一条第一項の

り読み替えられた厚生年金保険法第九十二条第一項(平成二十四年一元化法附則第六十一条第一第三十八条の規定による改正後の平成二十七年地共済経過措置政令第十七条第一項の規定によ 生ずる当該権利及び同項に規定する権利について適用する。 項に規定する給付の返還を受ける権利に係る部分に限る。)及び第二項の規定は、 施行日以後に

則 (令和四年三月二五日政令第一一九号) 抄

(施行期日)

一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。 (旧職域加算退職給付の支給の繰下げ等に関する経過措置)

第三条 第三条の規定による改正後の平成二十七年経過措置政令第七条第一項の規定により読み替 いて適用する。 において、旧職域加算退職給付の受給権を取得した日から起算して五年を経過していない者につ する改正前地共済令」という。)第二十五条の四の二第一項及び第三項の規定は、施行日の前日 号)第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法施行令(次項において「なお効力を有 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令(平成二十七年政令第三百四十六 れた平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた 給付」という。)の受給権を取得した日から起算して五年を経過していない者について適用する。 前地共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの(次項において「旧職域加算退職 員等共済組合法第八十条の二第二項の規定は、この政令の施行の日(次項及び第三項において なおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務 この項及び次項において「平成二十四年一元化法」という。)附則第六十条第五項の規定により えられた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(以下 第三条の規定による改正後の平成二十七年経過措置政令第七条第二項の規定により読み替えら 「施行日」という。)の前日において、平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正

3 第一項及び第二項の規定は、施行日の前日において、 れたなお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の二の十六第一項並びに第三十条の二の二十 第三条の規定による改正後の平成二十七年経過措置政令第七条第二項の規定により読み替えら 六十歳に達していない者について適用す

(施行期日) 則 (令和四年三月三〇日政令第一二九号)

> 二十七年地共済経過措置政令第七条第二項に規定する改正前地共済法による職域加算額及び平成方公務員等共済組合法施行令第二十七条第一項に規定する退職年金及び公務障害年金並びに平成「旧再任用職員等である組合員であった者(第九条の規定の適用を受ける者を除く。)に係る地 従前の例による。 (地方公務員等共済組合法施行令及び平成二十七年地共済経過措置政令の一部改正に伴う経過措置) 一十七年地共済経過措置政令第十四条第二項に規定する給付に係る給付の制限については、

(令和四年八月三日政令第二六六号)

施行期日

第一条 この政令は、令和四年十月一日から施行する。

附 則 (令和五年三月三〇日政令第一一七号) 抄

第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。 (施行期日)

附 則 (令和五年三月三〇日政令第一二〇号)

(施行期日) 抄

1 ち退職を給付事由とするものの請求に関する経過措置) (受給権を取得した日から起算して五年を経過した日後の改正前地共済法による職域加算額のう この政令は、令和五年四月一日から施行する

3 行の日の前日において、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正 とするものの受給権を取得した日から起算して六年を経過していない者について適用する。 する法律附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち退職を給付事由 第三条の規定による改正後の平成二十七年経過措置政令第七条第三項の規定は、この政令の

(令和六年三月二九日政令第一二七号)

抄

(施行期日)

第一条 この政令は、 令和六年四月一日から施行する。